

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書
【提出先】 関東財務局長
【提出日】 平成21年11月30日
【計算期間】 第2期（自平成20年6月1日至平成21年5月31日）
【ファンド名】 日興グローバル・ファンズ（定期分配）
（Nikko Global Funds（Periodic Distribution））
【発行者名】 トータル・アルファ・インベストメント・ファンド・マネジメント・
カンパニー・エス・エイ
（Total Alpha Investment Fund Management Company S.A.）
【代表者の役職氏名】 取締役会長 加茂 政司
【本店の所在の場所】 ルクセンブルグ大公国 ルクセンブルグ L - 2557
ロベルトシュトゥンパー通り 9 A
（9A Rue Robert St ü mper, L - 2557 Luxembourg,
Grand Duchy of Luxembourg）
【代理人の氏名又は名称】 弁護士 中野 春 芽
弁護士 下瀬 伸 彦
【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所
【事務連絡者氏名】 弁護士 中野 春 芽
弁護士 下瀬 伸 彦
【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所
【電話番号】 03（6212）8316
【縦覧に供する場所】 該当事項なし。

（注1）日興グローバル・ファンズ（定期分配）は、ケイマン諸島の法律に基づいて設定されているが、ファンド証券は円建てのため、本書の金額表示は、別段の記載がない限り円貨をもって行う。

（注2）本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入してある。したがって、合計の数字が一致しない場合がある。また、円貨への換算は本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合四捨五入してある。したがって、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もある。

（注3）本書の中で、会計年度とは、6月1日に始まり5月31日に終了する期間を指す。ただし、第一会計年度は、平成19年10月30日に始まり平成20年5月31日に終了した期間を指す。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

a. ファンドの目的、信託金の限度額

アンブレラ型ユニット・トラストとして設立された日興グローバル・ファンズ（定期分配）（以下「ファンド」という。）は、ケイマン諸島のシリーズ・ユニット・トラストの集合体である。ファンドの各シリーズ・ユニット・トラスト（以下、すべてのシリーズ・ユニット・トラストを総称して、またはそれぞれを「サブ・ファンド」という。）は、受託会社と管理会社との間でそれぞれ締結された基本信託証券およびその関連するサブ・ファンド信託証券（以下、基本信託証券と併せて「信託証券」という。）に基づいて設定される。

本書の日付現在、以下の7本のサブ・ファンドがファンドのサブ・ファンドであり、すべて日本において販売される。

先進国ソブリン債券ファンド（Developed Countries Sovereign Bond Fund）

投資適格債券ファンド（Investment Grade Bond Fund）

エマージング債券ファンド（Emerging Bond Fund）

ハイイールド債券ファンド（High Yield Bond Fund）

先進国高配当株式ファンド（Developed Countries High Yield Equities Fund）

世界インカム株式プラス・ファンド（Global Income Equity Plus Fund）

オルタナティブ・ファンド（Alternative Fund）

すべてのサブ・ファンドの受益証券の基準通貨は、日本円とする。

各サブ・ファンドの信託財産を形成する資産は、サブ・ファンド毎に分別して管理され、各サブ・ファンドに帰属する負債は、他のサブ・ファンドの負債と分離されている。

信託証券は、ケイマン諸島の法律に準拠する。すべての受益者は、信託証券および信託証券を補足する関係する信託証券に定める規定の利益を受ける権利を有し、かかる規定に拘束され、かつかかる規定について通知を受けたとみなされる。（a）本書に定める規定と（b）将来規定される信託証券および当該サブ・ファンド信託証券に定める規定との間に不一致がある場合は、後者の規定が優先する。

受託会社および管理会社は、基本信託証券に基づいて、受益者決議またはサブ・ファンド決議による承認を得ることなく、ファンドの独立した信託としてその他のサブ・ファンドを設定する権限を有する。

各サブ・ファンドの投資目的は、分散投資運用により、長期に亘り投資元本の最適な成長を達成することである。

各サブ・ファンドは、「ファンド・オブ・ファンズ」である。各サブ・ファンドは、法律、債務負担その他の理由から、すべての資産をサブ・ファンド毎に設立された各トレーディング・カンパニー（以下「トレーディング・カンパニー」という。）を通じて投資を行う。各トレーディング・カンパニーは、各サブ・ファンドの受託会社の地位を有する受託会社自身によりまたは受託会社に代わり全額出資されており、また、トレーディング・カンパニーの投資証券は当該サブ・ファンドの主要な資産（唯一の資産となる場合もある。）となる。

各サブ・ファンドについて、信託金の限度額は定められていない。

b. ファンドの基本的性格

各サブ・ファンドは、基本信託証券およびサブ・ファンド信託証券に基づいて受託会社および管理会社によって設定された。

各受益証券は、サブ・ファンドの不可分の受益権を表章する。

サブ・ファンドの投資運用および投資指図については管理会社が責任を負い、もっぱら管理会社がサブ・ファンドの全体的な投資ガイドラインの枠内でサブ・ファンドの投資運用についてすべての責任を負う。管理会社は、その権限および責任の一部を投資運用会社に委任している。投資運用会社は、本書に記載する投資目的および投資制限に従って、サブ・ファンドに関してそれぞれの信託財産に含まれる資産を運用し、取得し、購入し、売却する投資対象を決定すると共に、受託会社または受託会社の代理人が行うその他の取引を決定する責任を負う。

受託会社および管理会社は、サブ・ファンドの資産を保管する任務を保管会社に委託している。更に、受託会社および管理会社は、サブ・ファンドの管理事務を管理事務代行会社に委託しており、管理事務代行会社は、サブ・ファンドに関する管理事務業務を担当し、サブ・ファンドの登録名義書換事務代行を務める。管理事務代行会社は、ファンド証券の受益証券1口当たり純資産価格を計算し、受益証券の発行および買戻しを円滑化する責任を負う。

サブ・ファンドは、関係する信託証書に定める一定の状況下で早期に終了しない限り、平成19年9月25日から149年後に終了する予定である。

すべてのサブ・ファンドの純資産価額の合計が15億円または管理会社と受託会社が販売会社と協議の上決定する額のいずれかを下回った場合、その他一定の場合に、終了することができる。

受託会社および管理会社は、基本信託証書に基づいて、受益者決議またはサブ・ファンド決議による承認を得ることなく、それぞれに独立したファンドの信託としてその他のサブ・ファンドを設定する権限を有する。

各受益証券は、関係するサブ・ファンドの不可分の受益権を表章する。受益証券は、受託会社または管理会社の債務ではなく、保証もされていない。各サブ・ファンドの投資収益は、当該サブ・ファンドの受益証券の1口当たり純資産価格の上昇または下落（場合による。）および当該サブ・ファンドの資産の運用成績のみに依拠する。各サブ・ファンドが清算される場合に、各受益証券に関して受益者に対して支払われる金額は、受益証券の1口当たり純資産価格と同額である。

受託会社は、管理会社の指示に従って、サブ・ファンドに関して、独立したクラスまたはシリーズとして受益証券を随時指定し、発行するとともに、以下の方法などを含めて、各クラスまたはシリーズをその他のクラスまたはシリーズと差別化する権限を有するものとする。

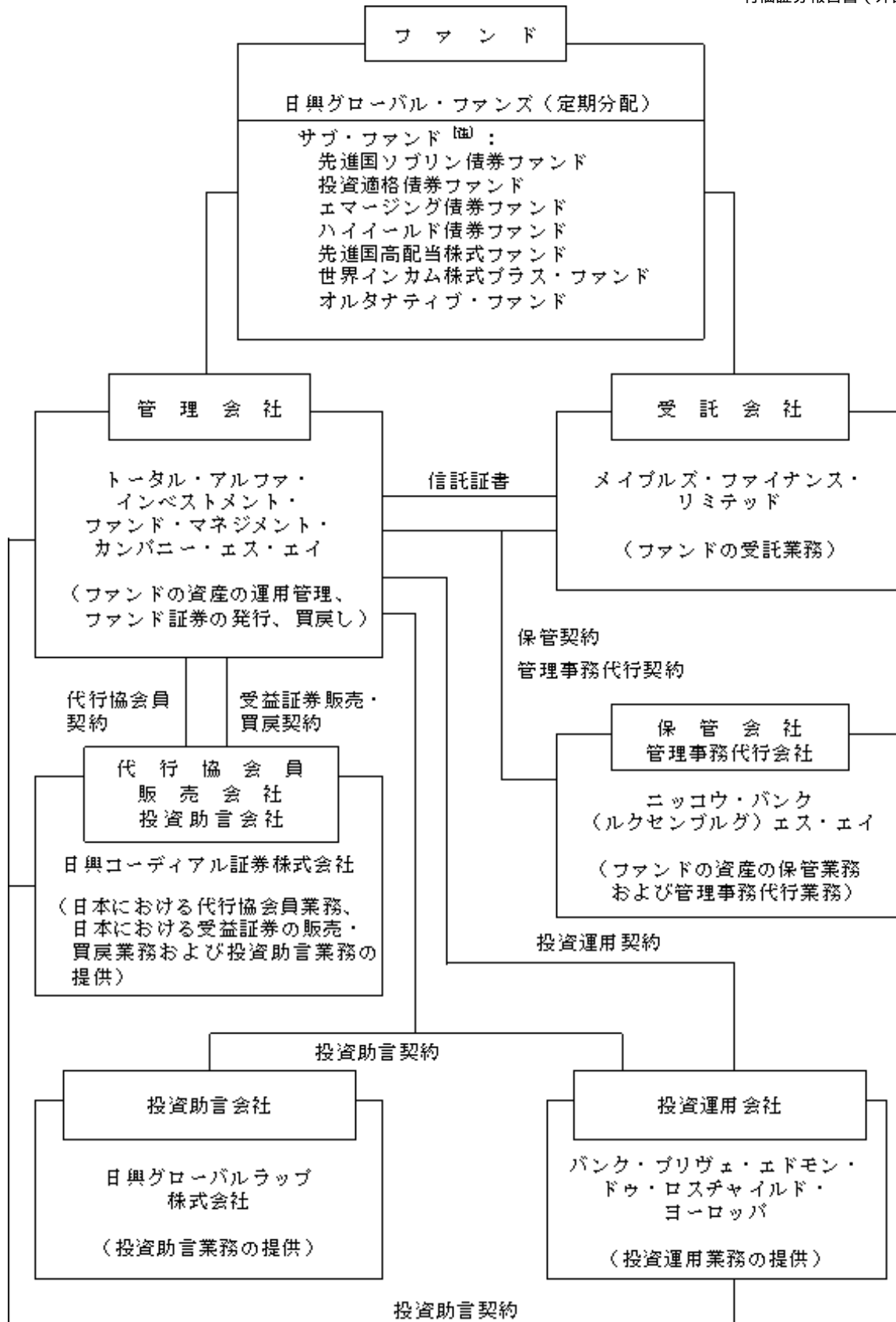
- () 各クラスまたはシリーズの受益証券が関係する信託財産の資産および債務に参加する方法および各クラスまたはシリーズの受益証券1口当たり純資産価格を計算する方法。
- () 受託会社および/または管理会社が任命した業務提供者に支払うべき報酬（運用報酬、申込手数料、募集手数料、買戻手数料等を含むが、これらに限定されない。）を、各クラスまたはシリーズの受益者から徴収し、請求する方法。
- () 為替ヘッジに起因する費用および損益を各クラスまたはシリーズの受益証券の保有者から徴収し、請求する方法。
- () 当該サブ・ファンドに関するその他資産または債務を各クラスまたはシリーズの受益証券に帰属させ、負担させる方法。

管理会社および受託会社は、受益証券のクラスまたはシリーズに関して分別勘定を設けることができるが、必ずしも分別勘定を設ける必要はない。

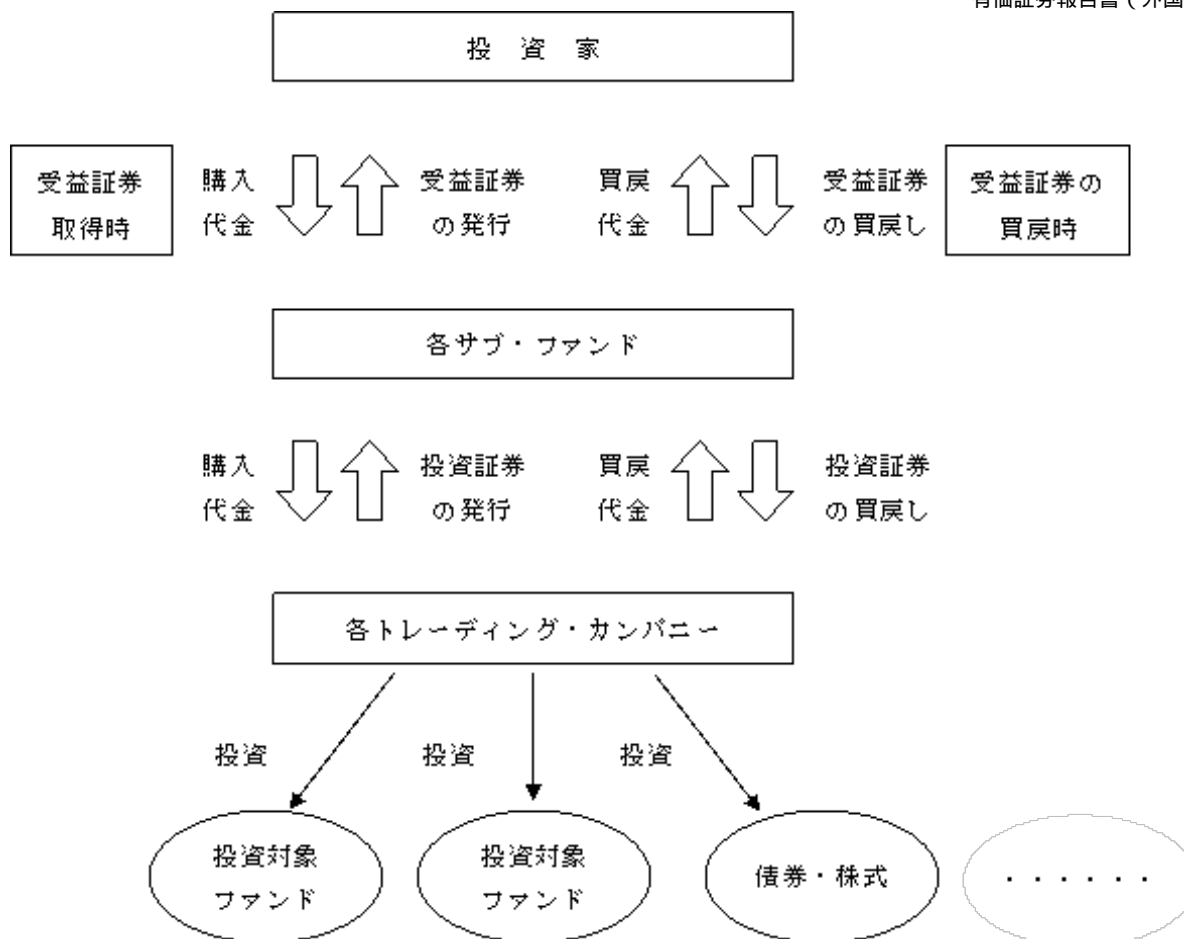
日本における受益者は、販売会社または販売取扱会社を通じて管理事務代行会社に通知することにより、いずれかの買戻日現在で保有する受益証券の買戻しを請求することができる。買戻価格は、当該買戻日の受益証券1口当たり純資産価格とする。

(2) 【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み



(注) 各サブ・ファンドは、ファンド・オブ・ファンズとして以下の仕組みを有しています。



管理会社とファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割および契約等の概要

名 称	ファンドの運営上の役割	契約等の概要
トータル・アルファ・インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ (Total Alpha Investment Fund Management Company S.A.)	管理会社	平成19年9月25日付で受託会社との間で信託証書を締結。管理会社はサブ・ファンドの資産の運用および受益証券の発行を行う。
メイプルズ・ファイナンス・リミテッド (Maples Finance Limited)	受託会社	平成19年9月25日付で管理会社との間で信託証書を締結。受託会社はサブ・ファンドの資産の受託会社としての業務を提供する。

<p>ニッコウ・バンク(ルクセンブルグ) エス・エイ (Nikko Bank (Luxembourg) S.A.)</p>	<p>保管会社 管理事務代行会社</p>	<p>平成19年9月25日付で受託会社および管理会社との間で保管契約(注1)を締結。保管会社は、サブ・ファンドの資産の保管を行う。 平成19年9月25日付で管理会社および受託会社との間で管理事務代行契約(注2)を締結。サブ・ファンドの管理事務代行業務について、委任されている。</p>
<p>日興コーディアル証券株式会社</p>	<p>代行協会員 販売会社 投資助言会社</p>	<p>平成19年9月28日付で管理会社との間で代行協会員契約(注3)を締結。日本において代行協会員業務を行う。 平成19年9月28日付で管理会社との間で受益証券販売・買戻契約(注4)を締結。日本において販売・買戻業務を提供する。 平成20年3月25日付で管理会社および投資運用会社との間で投資助言契約(注5)を締結。投資助言業務を提供する。</p>
<p>バンク・プリヴェ・エドモン・ドゥ・ロスタイルド・ヨーロッパ (Banque Privée Edmond de Rothschild Europe)</p>	<p>投資運用会社</p>	<p>平成19年9月25日付で管理会社との間で投資運用契約(注6)を締結。投資運用業務を提供する。</p>

名 称	ファンドの運営上の役割	契約等の概要
<p>日興グローバルラップ株式会社</p>	<p>投資助言会社</p>	<p>平成19年9月25日付で管理会社および投資運用会社との間で投資助言契約(注5)を締結。投資助言業務を提供する。</p>

(注1) 保管契約とは、受託会社および管理会社によって資産の保管者として任命された保管会社が、サブ・ファンドの名義による保管勘定の開設および維持ならびに証券および現金等の保管および管理等の保管業務を行うことを約する契約である。

(注2) 管理事務代行契約とは、管理会社がその権限の一部を管理事務代行会社に授權する契約である。

(注3) 代行協会員契約とは、代行協会員が受益証券に関する目論見書の配布、受益証券1口当たり純資産価格の公表ならびに日本の法令および日本証券業協会規則により作成を要する運用報告書等の文書の配布等を行うことを約する契約である。

(注4) 受益証券販売・買戻契約とは、受益証券の日本における募集の目的で管理会社から交付を受けた受益証券を販売会社が、日本の法令・規則および目論見書に準拠して販売することおよび受益者からの買戻注文を管理会社に取次ぐことを約する契約である。

(注5) 投資助言契約とは、管理会社及び投資運用会社によって選任された投資助言会社が、投資助言業務を提供することを約する契約である。

(注6) 投資運用契約とは、管理会社によって選任された投資運用会社が、サブ・ファンドの資産の投資および再投資を運用管理することを約する契約である。

管理会社の概要

() 設立準拠法

管理会社は、ルクセンブルグ1915年商事会社法(改正済)に基づき、ルクセンブルグにおいて平成4年2月27日に無期限の存続期間を有する株式会社として設立された。その定款は、当初平成4年4月4日にメモリアルに公告された。定款は、平成11年2月26日付私署証書によって修正され、平成11年5月26日に登録され、平成11年7月21日にメモリアルに公告された。管理会社の登記上の事務所は、ルクセンブルグ大公国 ルクセンブルグ L - 2557 ロベルトシュトゥンパー通り 9 Aである。管理会社は、ルクセンブルグの商業登記簿にB39 615番として登録されている。

1915年商事会社法(改正済)は、特に、設立、運営、株式の募集等商事会社に関する基本的事項を規定している。管理会社は、ルクセンブルグ投信法のもとで、投資信託の管理会社としての資格を有している。

() 事業の目的

目的は、投資信託の管理運営を行うことである。

() 資本金の額

管理会社の資本金は446,220ユーロ(約5,919万円)で、平成21年8月末日現在全額払込済である。なお、1株24.79ユーロ(約3,288円)の記名式株式18,000株を発行済である。

(注)ユーロの円換算額は便宜上、平成21年8月31日現在における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1ユーロ=132.65円)による。以下同じ。

() 会社の沿革

平成4年2月27日設立。

() 大株主の状況

(平成21年8月末日現在)

名 称	住 所	所有株式数	比 率
ニッコウ・バンク(ルクセンブルグ) エス・エイ	ルクセンブルグ大公国 ルクセンブルグ、 L - 2557ロベルトシュトゥンパー通り 9 A	18,000株	100%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

投資目的と投資方針

各サブ・ファンドの投資目的は、分散投資運用により、長期に亘り投資元本の最適な成長を達成することである。

各サブ・ファンドは、法律、債務負担その他の理由から、すべての資産を各トレーディング・カンパニーを通じて投資を行う。トレーディング・カンパニーは、サブ・ファンドの受託会社の地位を有する受託会社自身によりまたは受託会社に代わり全額出資されており、また、トレーディング・カンパニーの投資証券は当該サブ・ファンドの主要な資産(唯一の資産となる場合もある。)となる。

各トレーディング・カンパニーの投資対象については、後記(2)投資対象を参照のこと。

トレーディング・カンパニー

受託会社は、各サブ・ファンドの受託会社としての地位を有する受託会社が全額出資する投資会社として、各サブ・ファンドごとに以下のトレーディング・カンパニーを設立している。サブ・ファンドのすべての投資資産はかかるトレーディング・カンパニーが保有し、これを通じて取引される。

先進国ソブリン債券ファンド：	NGFDソブリン・ボンド・トレーディング・リミテッド
投資適格債券ファンド：	NGFDインベストメント・グレード・ボンド・トレーディング・リミテッド
エマージング債券ファンド：	NGFDエマージング・ボンド・トレーディング・リミテッド

ハイイールド債券ファンド：	NGFD HYボンド・トレーディング・リミテッド
先進国高配当株式ファンド：	NGFD HYエクイティ・トレーディング・リミテッド
世界インカム株式プラス・ファンド：	NGFDインカム・エクイティ・トレーディング・リミテッド
オルタナティブ・ファンド：	NGFDオルタナティブ・トレーディング・リミテッド

投資運用会社は、別途締結される投資運用契約に基づいて、各トレーディング・カンパニーが保有する投資資産の運用に責任を負う各トレーディング・カンパニーの投資運用者として選任されている。各トレーディング・カンパニーの投資資産は、本書に記載された投資目的および投資制限に従って運用され、本書に記載されたものと同じのリスク要因に服する。

各トレーディング・カンパニーの投資証券は、関連する各サブ・ファンドの主要な資産(唯一の資産となる場合もある)を形成する。サブ・ファンドの受益証券が購入された場合、受託会社は、それに相当する額の関連するトレーディング・カンパニーの投資証券を購入する。サブ・ファンドの受益証券が買い戻された場合、受託会社は、サブ・ファンドの受託者の資格で、それに相当する額の関連するトレーディング・カンパニーの投資証券を買い戻す。したがって、トレーディング・カンパニーの投資証券の価格評価、発行および買い戻しの時期は、サブ・ファンドの受益証券の評価、発行および買い戻しの時期と一致するように企図されている。トレーディング・カンパニーの投資証券の当初最低購入価格は100,000米ドルまたは相当額である。トレーディング・カンパニーの投資証券の基準通貨は日本円である。

各サブ・ファンドの投資目的が達成されることは保証されておらず、投資収益または投資結果は、その都度大きく変動することがある。

トレーディング・カンパニーの取締役は、受託会社と各トレーディング・カンパニーの間の取締役提供に関する契約に基づいて、受託会社により、かつ受託会社から選任される。

本書の日付現在のすべてのトレーディング・カンパニーについて、以下の両名が取締役に就任している。
ティム・ウラバー(Tim Woolaver)

ウラバー氏は、メイプルズ・ファイナンス・リミテッドのバイス・プレジデントである。同社は、英国領ヴァージン諸島、ケイマン諸島、ドバイ、ダブリン、香港、ジャージーおよびルクセンブルグに事務所を有する会社であり、ファイナンス・ピークルや投資ファンドに対して総合的なサービスを提供している。同氏は、2007年にメイプルズ・ファイナンス・リミテッドに入社し、マルチ・マネジャー・ファンド、ヘッジ・ファンド、プライベート・エクイティ・ファンドおよびユニット・トラストを含む幅広い金融商品に関する業務を行っている。2000年から2007年まで、Citco Fund Services (Cayman Islands) Limitedでシニア・アカウント・マネジャーを務めていた。1998年から2000年まで、プライスウォーターハウスクーパーズのケイマン事務所に勤務し、資産運用会社およびその他の金融サービス会社に対し、監査、ビジネスおよび助言に関するサービスを提供していた。同氏は、カナダのオンタリオ州、セントキャサリンズにあるブロック大学から会計学士の学位を授与されており、カナダ勅許会計士協会の会員である。

アンドリュー・マホーニー(Andrew Mahoney)

マホーニー氏は、メイプルズ・ファイナンス・リミテッドのバイス・プレジデントである。同氏は2008年にメイプルズ・ファイナンス・リミテッドに入社し、マルチ・マネジャー・ファンド、ヘッジ・ファンド、プライベート・エクイティ・ファンドおよびユニット・トラストを含む幅広い金融商品に関する業務を行っている。同氏は、2004年から2008年まで、Fortis Prime Fund Solution (Cayman) Limitedにおいて、幅広いファンド戦略に関与している数多くの顧客層を担当するクライアント・サポート・マネージャーを務めた。1998年から2004年まで、英国のPKF勅許会計士事務所(PKF, Chartered Accountants)に勤務し、コーポレート・ファイナンス・チームのメンバーとして、企業買収のサポートおよび分析を担当した。同氏は、英国の会計技術者協会および勅許公認会計士協会に所属している。

各トレーディング・カンパニーは、ケイマン諸島ミューチュアル・ファンド法(2009年改正)(以下「ミューチュアル・ファンド法」という。)に基づくミューチュアル・ファンドとして登録の申請を行った。ミューチュアル・ファンド法に基づく規制には、毎年ケイマン諸島金融庁(以下「CIMA」という。)に所定の報告および監査済み会計書類を提出することが含まれる。しかし、一旦登録されると、各トレーディング・カンパニーは、投資活動またはポートフォリオの構築についてCIMAその他ケイマン諸島のいかなる当局の監督にも服さない。ただし、CIMAは、一定の状況下においては各トレーディング・カンパニーの活動を調査する権限を有している。CIMAその他ケイマン諸島のいかなる当局も、本書の条項または実体に対して評価を下し、または承認していない。ケイマン諸島の投資者に利用可能な投資報酬スキームは存在しない。各トレーディング・カンパニーは、規制ミューチュアル・ファンドとして、CIMAの監督に服する。CIMAはいつでも、指定した期間内において、規制ミューチュアル・ファンドに対して、会計書類の監査を行い、CIMAに提出するよう指示することができる。かかるCIMAの要請に従わなかった場合、規制ミューチュアル・ファンドの取締役役に相当額の罰金が課されることがあり、また、CIMAが裁判所に対して、当該規制ミューチュアル・ファンドの清算を申請することもある。規制ミューチュアル・ファンドが、期限が到来した債務を履行することができずもしくはできない見込みが高い、または、投資者もしくは債権者を害する方法で事業を継続もしくは継続しようと試み、もしくは自ら清算すると判断した場合、CIMAは一定の措置を講じることができる。CIMAの権限には、取締役の交替の要請、行為の適切性について規制ミューチュアル・ファンドに助言する者を選任し、または規制ミューチュアル・ファンドの支配権を引き受ける者を選任すること等が含まれる。CIMAには、その他の措置について裁判所の承認を得ることができること等、他の救済措置も存在する。

ルクセンブルグ大公国、ルクセンブルグL - 2557、ロベルトシュトゥンパー通り9 Aに所在するニッコウ・バンク(ルクセンブルグ)エス・エイは、()別途締結される管理事務代行契約に基づき、各トレーディング・カンパニーの管理事務代行会社、および()別途締結される保管契約の条項に基づき各トレーディング・カンパニーの保管会社を選任されている。サブ・ファンドと各トレーディング・カンパニー間の費用に関する契約に基づき、各トレーディング・カンパニーに関する一定の報酬および費用は関連するサブ・ファンド・レベルで計上される。

英領ケイマン諸島、グランド・ケイマン、ジョージタウン、ノース・チャーチ・ストリート90番、ストラスベール・ハウス、私書箱258GTに所在するブライスウォーターハウスカーパーズは、各トレーディング・カンパニーの監査人として活動している。

(2) 【投資対象】

各サブ・ファンドのトレーディング・カンパニーおよび投資対象は、以下の通りである。

先進国ソブリン債券ファンド：NGFDソブリン・ボンド・トレーディング・リミテッド

先進国ソブリン債券ファンドのトレーディング・カンパニーであるNGFDソブリン・ボンド・トレーディング・リミテッド(以下「NGFDソブリン・ボンド・トレーディング」という。)は、主に、世界規模で幅広い投資適格債券に投資することにより投資目的を達成する。かかる債券の形態は、主として、普通債、変動利付債、資産担保証券または物価指数もしくはその他の裏付けとなるインデックスもしくは証券に連動する証券である。かかる証券は、国および準公的機関、政府機関または会社により発行されることがあり、証券取引所に上場され、もしくは規制ある市場で取引されることがある。NGFDソブリン・ボンド・トレーディングは、かかる証券に直接、またはかかる証券への投資を投資方針とする投資信託の受益証券もしくは投資証券に投資する。

付随的に、NGFDソブリン・ボンド・トレーディングの純資産を下記に投資することができる。

- ・短期金融商品
- ・株価インデックスのパフォーマンスに連動する金融商品
- ・上記の証券に投資することを投資方針とし、または上記の証券でポートフォリオが構成されるクローズド・エンド型投資信託

NGFDソブリン・ボンド・トレーディングは、ポートフォリオの効率的な運用および組入証券の価格変

動リスクのヘッジを目的に金融派生商品に投資することができる。

投資運用会社は、通常の状態においては、NGFDソブリン・ボンド・トレーディング・リミテッドのポートフォリオの円貨以外の通貨エクスポージャーを0%から100%の範囲でヘッジすることが可能と考えている。

NGFDソブリン・ボンド・トレーディングはまた、流動資産を保有することができる。当該資産は、当座預金に預託するか、または日常的に取引され一流の発行体により発行もしくは保証されている短期金融商品の形で維持することができる。

投資適格債券ファンド： NGFDインベストメント・グレード・ボンド・トレーディング・リミテッド

投資適格債券ファンドのトレーディング・カンパニーであるNGFDインベストメント・グレード・ボンド・トレーディング・リミテッド（以下「NGFDインベストメント・グレード・ボンド・トレーディング」という。）は、主に、世界規模で幅広い投資適格債券に投資することにより投資目的を達成する。かかる債券の形態は、主として、普通債、変動利付債、資産担保証券または物価指数もしくはその他の裏付けとなるインデックスもしくは証券に連動する証券である。かかる証券は、欧州通貨連合（EMU）の加盟国または米国を除く国、および準公的機関、政府機関または会社により発行されることがあり、証券取引所に上場され、もしくは規制ある市場で取引されることがある。NGFDインベストメント・グレード・ボンド・トレーディングは、かかる証券に直接、またはかかる証券への投資を投資方針とする投資信託の受益証券もしくは投資証券に投資する。

付随的に、NGFDインベストメント・グレード・ボンド・トレーディングの純資産を下記に投資することができる。

- ・短期金融商品
- ・株価インデックスのパフォーマンスに連動する金融商品
- ・上記の証券に投資することを投資方針とし、または上記の証券でポートフォリオが構成されるクローズド・エンド型投資信託

投資のスタイル、産業または業種の分散に関する制限または制約はない。

NGFDインベストメント・グレード・ボンド・トレーディングは、ポートフォリオの効率的な運用および組入証券の価格変動リスクのヘッジを目的に金融派生商品に投資することができる。

投資運用会社は、通常の状態においては、トレーディングのポートフォリオの円貨以外の通貨エクスポージャーを0%から100%の範囲でヘッジすることが可能と考えている。

NGFDインベストメント・グレード・ボンド・トレーディングはまた、流動資産を保有することができる。当該資産は、当座預金に預託するか、または日常的に取引され一流の発行体により発行もしくは保証されている短期金融商品の形で維持することができる。

エマージング債券ファンド：NGFDエマージング・ボンド・トレーディング・リミテッド

エマージング債券ファンドのトレーディング・カンパニーであるNGFDエマージング・ボンド・トレーディング・リミテッド（以下「NGFDエマージング・ボンド・トレーディング」という。）は、主に、普通債、変動利付債または物価指数もしくはその他の裏付けとなるインデックスもしくは証券に連動する証券の形態をとる幅広い債券に投資することにより投資目的を達成する。かかる証券は、国、準公的機関、新興国の政府機関または新興国に登記上の事務所を置く大企業および中小企業により発行されることがあり、新興国の証券取引所に上場され、もしくは新興国の規制ある市場で取引されることがある。株式関連証券もまた投資されることができる。NGFDエマージング・ボンド・トレーディングは、かかる証券に直接、またはかかる証券への投資を投資方針とする投資信託の受益証券もしくは投資証券に投資する。

付随的に、NGFDエマージング・ボンド・トレーディングの純資産を下記に投資することができる。

- ・短期金融商品

- ・ 株価インデックスのパフォーマンスに連動する金融商品
- ・ 上記の証券に投資することを投資方針とし、または上記の証券でポートフォリオが構成されるクローズド・エンド型投資信託

NGFDエマージング・ボンド・トレーディングは、ポートフォリオの効率的な運用および組入証券の価格変動リスクのヘッジを目的に金融派生商品に投資することができる。

投資運用会社は、通常の状態においては、NGFDエマージング・ボンド・トレーディングのポートフォリオの円貨以外の通貨エクスポージャーを0%から100%の範囲でヘッジすることが可能と考えている。

NGFDエマージング・ボンド・トレーディングはまた、流動資産を保有することができる。当該資産は、当座預金に預託するか、または日常的に取引され一流の発行体により発行もしくは保証されている短期金融商品の形で維持することができる。

ハイイールド債券ファンド：NGFD HYボンド・トレーディング・リミテッド

ハイイールド債券ファンドのトレーディング・カンパニーであるNGFD HYボンド・トレーディング・リミテッド（以下「NGFD HYボンド・トレーディング」という。）の投資方針は、主に、世界規模で幅広い債券に投資することである。かかる債券の形態は、主として、社債、国債、シンセティック・ボンド、変動利付債、普通債、転換社債、ローン、ローン担保証券（CLO）、債権担保証券（CDO）、資産担保証券、クレジット・デフォルト・スワップまたは裏付けとなるインデックスもしくは証券に連動する証券に投資することにより投資目的を達成する。かかる証券は、証券取引所に上場され、または規制ある市場で取引されることがある。株式関連証券もまた投資されることがある。NGFD HYボンド・トレーディングは、かかる証券に直接、またはかかる証券への投資を投資方針とする投資信託の受益証券もしくは投資証券に投資する。

付随的に、NGFD HYボンド・トレーディングの純資産を下記に投資されることがある。

- ・ 短期金融商品
- ・ 株価インデックスのパフォーマンスに連動する金融商品
- ・ 上記の証券に投資することを投資方針とし、または上記の証券でポートフォリオが構成されるクローズド・エンド型投資信託

NGFD HYボンド・トレーディングは、ポートフォリオの効率的な運用および組入証券の価格変動リスクのヘッジを目的に金融派生商品に投資することができる。

投資運用会社は、通常の状態においては、NGFD HYボンド・トレーディングのポートフォリオの円貨以外の通貨エクスポージャーを0%から100%の範囲でヘッジすることが可能と考えている。

NGFD HYボンド・トレーディングはまた、流動資産を保有することができる。当該資産は、当座預金に預託するか、または日常的に取引され一流の発行体により発行もしくは保証されている短期金融商品の形で維持することができる。

先進国高配当株式ファンド：NGFD HYエクイティ・トレーディング・リミテッド

先進国高配当株式ファンドのトレーディング・カンパニーであるNGFD HYエクイティ・トレーディング・リミテッド（以下「NGFD HYエクイティ・トレーディング」という。）は、主に、魅力的な配当利回りを提供する先進国の大企業および中小企業の株式に投資することにより投資目的を達成する。NGFD HYエクイティ・トレーディングは、かかる証券に直接、またはかかる株式への投資を投資方針とする投資信託の受益証券もしくは投資証券に投資する。

付随的に、NGFD HY エクイティ・トレーディングの純資産を下記に投資されることがある。

- ・ 短期金融商品
- ・ 債券インデックスのパフォーマンスに連動する金融商品
- ・ 上記の証券に投資することを投資方針とし、または上記の証券でポートフォリオが構成されるクローズド・エンド型投資信託

NGFD HYエクイティ・トレーディングは、ポートフォリオの効率的な運用および組入証券の価格変動リスクのヘッジを目的に金融派生商品に投資することができる。

投資運用会社は、通常の状態においては、NGFD HYエクイティ・トレーディングのポートフォリオの円貨以外の通貨エクスポージャーを0%から100%の範囲でヘッジすることが可能と考えている。

NGFD HYエクイティ・トレーディングはまた、流動資産を保有することができる。当該資産は、当座預金に預託するか、または日常的に取引され一流の発行体により発行もしくは保証されている短期金融商品の形で維持することができる。

世界インカム株式プラス・ファンド： NGFDインカム・エクイティ・トレーディング・リミテッド

世界インカム株式プラス・ファンドのトレーディング・カンパニーであるNGFDインカム・エクイティ・トレーディング・リミテッド（以下「NGFDインカム・エクイティ・トレーディング」という。）は、主に、大企業および中小企業に対し世界規模で投資することにより投資目的を達成する。また、裏付けとなる株式または株式関連証券のカバード・コール・オプションを売却することにより更なる利回り改善も目指すことができる。かかるコール・オプションの過大売り戦略は、当該戦略がすべての環境、しかし強気相場以外の環境において裏付けとなる株式ポートフォリオへの直接投資を凌ぐことを目的としている。強気相場においては、当該戦略は良好な成果を上げるが直接的な株式投資に及ばないものの、下げ相場に関しては当該戦略が直接的な株式投資を凌ぐものとなる。NGFDインカム・エクイティ・トレーディングは、かかる証券に直接、またはかかる証券への投資を投資方針とする投資信託の受益証券もしくは投資証券に投資する。

預貯金のリターンを増加させるため、NGFDインカム・エクイティ・トレーディングは、DCD戦略を活用することができる。かかる戦略は、預貯金とクロス・カレンシーにかかるバニラオプションの組み合わせたものである。通常、バニラオプションは、1か月より長期にわたることはなく、主に、キャリートレード運用として使用される。

付随的に、NGFDインカム・エクイティ・トレーディングの純資産を下記に投資されることができる。

- ・短期金融商品
- ・債券インデックスのパフォーマンスに連動する金融商品
- ・上記の証券に投資することを投資方針とし、または上記の証券でポートフォリオが構成されるクローズド・エンド型投資信託

投資のスタイル、産業、業種、地理的分散または通貨について、制限または制約はない。

NGFD インカム・エクイティ・トレーディングは、ポートフォリオの効率的な運用および組入証券の価格変動リスクのヘッジを目的に金融派生商品に投資することができる。

投資運用会社は、通常の状態においては、NGFD インカム・エクイティ・トレーディングのポートフォリオの円貨以外の通貨エクスポージャーを0%から100%の範囲でヘッジすることが可能と考えている。

NGFD インカム・エクイティ・トレーディングはまた、流動資産を保有することができる。当該資産は、当座預金に預託するか、または日常的に取引され一流の発行体により発行もしくは保証されている短期金融商品の形で維持することができる。

オルタナティブ・ファンド：NGFD オルタナティブ・トレーディング・リミテッド

NGFD オルタナティブ・トレーディング・リミテッド（以下「NGFD オルタナティブ・トレーディング」という。）は、主に、REITファンド、ならびに様々な投資戦略を有し、絶対的なリターンの達成を目指すヘッジファンドおよびコモディティファンドを含むオルタナティブ・ファンドに対して投資を行うことを意図している。不動産への直接の投資を行わないREITファンドには、不動産ファンド、不動産投資信託（REIT）、上場不動産ファンドおよび様々な不動産関連ファンドを含む。これらのファンドの中には、流動性が低いものがある。

オルタナティブ・ファンドは、株式、債券（ゼロ・クーポン債、インデックス債、転換社債を含む。）、ワラント、かかる証券のオプション、先物・先渡取引、商品（コモディティ）、短期金融商品、またはかかる証券もしくはその他の投資ビークルに対して投資を行う投資ビークルの投資証券もしくは受益証券を含むがこれらに限られないあらゆる種類の固定利付もしくは変動利付証券の取引、購入、売却その他の方法による取得、保有、処分および取引を行うことができる。また、かかるオルタナティブ・ファンドは、大規模な証券の空売りを行うこと、相当の規模でレバレッジを利用すること、ディストレスト証券および人気銘柄への投資を行うこと、ならびにあらゆる種類の先物、オプションおよび通貨取引を含む金融商品の店頭取引および投機的取引を行うこともできる。

オルタナティブ・ファンドは、流動性が低く、関連する戦略に関して制限または制約が何ら存在しない場合がある。

オルタナティブ・ファンドは更に、エネルギーならびに金属セクターの企業の株式および商品（エネルギー、鉱物資源および農産物）に対する投資を行うことができる。かかる投資対象には、株式、指数先物、商品先物および商品指数先物が含まれる。

産業、業種もしくは地理的分散または通貨に関して制限または制約は存在しない。

NGFD オルタナティブ・トレーディングは、投機またはヘッジの目的でデリバティブ商品の購入、発行または売却を行うことができる。

投資運用会社は、通常の状態において、NGFD オルタナティブ・トレーディングのポートフォリオの円貨以外の通貨エクスポージャーを0%から100%の範囲でヘッジすることが可能と考えている。

NGFD オルタナティブ・トレーディングはまた、流動資産を保有することができる。当該資産は、当座預金に預託するか、または日常的に取引され一流の発行体により発行もしくは保証されている短期金融商品の形で維持することができる。

各トレーディング・カンパニーによる純資産総額の10%を超えて投資する投資対象は、以下の通りである（平成21年8月末日現在）。

なお、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号、その後の改正を含む。）（以下「投信法」という。）に定める外国投資法人については、同法第2条第19項に定める資産運用会社に類する法人を記載している。

NGFDインベストメント・グレード・ボンド・トレーディング・リミテッド

投資対象の名称	LCF エドモン・ドゥ・ロスチャイルド・プリファンド・ユーロ・ボンド（€） （LCF Edmond de Rothschild Prifund - Euro Bond（€））
運用の基本方針	長期的に元本の最適な成長を得て、参照指数を超える実績を収めることを目指す。
主要な投資対象	資産の最低3分の2を、公認証券取引所に上場されているかまたは規制ある市場で取引されている一流の発行体が発行した債券（固定利付、変更可能利付、変動利付、最大利付もしくは指数スライド利付債券またはゼロクーポン債等）に投資する。残りの最大3分の1を、通貨、株式その他の証券および参加証書、その他の債務証書または非上場債券に投資する。
運用会社の名称	バンク・プリヴェ・エドモン・ドゥ・ロスチャイルド・ヨーロッパ （Banque Privee Edmond de Rothschild Europe）

投資対象の名称	アイシェアズ・ダラー・コーポレート・ボンド （iShares \$ Corporate Bond）
---------	--

運用の基本方針	元本とインカム収益の両方を考慮しつつ、米ドル建て投資適格社債市場の総収益を反映するトータル・リターンを投資者に提供する。
主要な投資対象	かかる投資目的を達成するため、実行可能な限りマーケット・アイボックス・ユー・エス・ドル・インベストメント・グレード・トップ30インデックスから成る投資適格米国社債に投資する方針である。総資産の最低3分の2は、常に米ドル建て資産に投資されるものとする。
運用会社の名称	パークレイズ・グローバル・インベスターズ・アイルランド・リミテッド (Barclays Global Investors Ireland Limited)

投資対象の名称	ピムコ・ファンズ：グローバル・インベスターズ・シリーズ・ピーエルシー・モーゲージ・バックド・セキュリティーズ・ファンド (PIMCO Funds：Global Investors Series plc - Mortgage - Backed Securities Fund)
運用の基本方針	元本を確保しかつ慎重な運用を行い、トータル・リターンの最大化を追求する。
主要な投資対象	通常、資産の少なくとも80%を各種満期の不動産ローン関連固定利付商品（モーゲージ・パス・スルー証券、担保付モーゲージ証券、コマーシャル・モーゲージ・バック証券およびモーゲージ・ドル・ロール等）に分散投資することにより、その投資目的の達成を追求する。主に、投資適格モーゲージ関連固定利付商品に投資するが、資産の10%を上限としてムーディーズによるAa格またはS&PによるAA格を下回るものの、ムーディーズにより少なくともBaa格またはS&Pにより少なくともBBB格の格付が付与された（または格付がない場合には、投資顧問会社が同様の品質であると判断した）固定利付商品に投資することができる。資産の少なくとも90%は、OECDの規制された市場に上場され、またはかかる市場で売買もしくは取引されている証券に投資される。米ドル以外の通貨への投資配分は、資産の20%に限定される。また、付随的に流動資産（コマーシャル・ペーパー、預金証書、アセット・バック証券および短期金融商品を含むが、これらに限定されない。）を保有し、維持することができる。かかる資産は、投資適格でなければならず、または格付がない場合には、投資顧問会社により投資適格であるとみなされなければならない。
運用会社の名称	ピムコ・グローバル・アドバイザーズ（アイルランド）リミテッド (PIMCO Global Advisors (Ireland) Limited)

投資対象の名称	バンガード U.S. モーゲージ・バックド・セキュリティーズ・ボンド・インデックス・ファンド (Vanguard U.S. Mortgage Backed Securities Bond Index Fund)
運用の基本方針	米国のモーゲージ・バック証券の市場加重債券指数であるパークレイズ・キャピタル・グローバル・アグリゲイト・ユー・エス・モーゲージ・バックト・セキュリティーズ・インデックス（「本インデックス」）の実績と一致するリターンの提供に努める。パークレイズ・キャピタル・グローバル・アグリゲイト・ボンド・インデックスの一部である本インデックスの実績に連動するため「パッシブ・マネジメント」戦略またはインデキシング戦略を利用する。市場加重の本インデックスは、すべて満期までの期間が1年を超える米ドル建てモーゲージ・バック債券の全体を反映するよう設計されている。

主要な投資対象	<p>ほぼ全面的に債券への投資を継続する方針である。純資産（付随的流動資産を考慮しない。）の少なくとも3分の2は、常に、本インデックスに組み込まれている米ドル建て債券に投資される。純資産（付随的流動資産を考慮しない。）の3分の1を上限として、総じて債券および短期債務商品に投資することができる。かかる証券は、本インデックスに組み込まれているまたは組み込まれていないことがある発行体の証券のことである。その不確定な現金残高に起因しておよび株主の買戻請求に応じるための流動性を確保するためその他の短期証券に投資することがある。ポートフォリオの効率的な運用を目的に一部の金融デリバティブ商品を利用することができる。</p>
運用会社の名称	<p>バンガード・グループ（アイルランド）リミテッド （Vanguard Group（Ireland）Limited）</p>

投資対象の名称	<p>LCF エドモン・ドゥ・ロスチャイルド・プリファンド - ユーロ・コーポレート・ボンド（€） （LCF Edmond de Rothschild Prifund - Euro Corporate Bond（€））</p>
運用の基本方針	<p>長期的に元本の最適な成長を得ることを目指す。</p>
主要な投資対象	<p>資産の最低3分の2を、公認証券取引所に上場されているかまたは規制ある市場で取引されている、優れた特性を評価された発行体またはスタンダード・アンド・プアーズにより「BBB - 」相当もしくはムーディーズにより「Baa3」相当もしくはその他の格付機関により同等カテゴリーであると評価された発行体（国または国家保証を受けている企業または国際銀行以外）により発行された債券（固定利付、変更可能利付、変動利付、最大利付もしくは指数スライド利付債券またはゼロクーポン債等）に投資する。残りの最大3分の1を、公認証券取引所に上場されているかまたは規制ある市場で取引されている転換社債、交換可能債券もしくはオプション付債務、通貨、株式その他の証券および参加証券、これらのワラント、その他の債務証書または非上場債券に投資する。また付随的に、投資信託の持分証券または株式にも投資する。</p>
運用会社の名称	<p>バンク・プリヴェ・エドモン・ドゥ・ロスチャイルド・ヨーロッパ （Banque Privee Edmond de Rothschild Europe）</p>

NGFDエマージング・ボンド・トレーディング・リミテッド

投資対象の名称	<p>MFSメリディアン・ファンズ - エマージング・マーケット・デット・ファンド （MFS Meridian Funds - Emerging Markets Debt Fund）</p>
運用の基本方針	<p>米ドル建てのトータル・リターンを得ることを目指す。</p>

<p>主要な投資対象</p>	<p>主に(すなわち、総資産の少なくとも70%を)、新興市場諸国を拠点とするまたはその経済活動の重要部分を新興市場諸国で実施している政府、政府関連機関、国際機関および企業により発行されたまたはこれらに投資している債券およびその他の固定利付証券に投資する。かかる方針のため一部のデリバティブ商品の価値を勘定に入れることができる。総資産の10%を超えて株式または株式関連証券に投資することができず、総資産の25%を超えて転換社債に投資することができない、また、これらを合計して、総資産の30%を超えることができない。総資産の100%まで新興市場債券に投資することができる。ヘッジ、ポートフォリオの効率的な運用および/または投資を目的にデリバティブ商品に投資することができる。また、ヘッジ、ポートフォリオの効率的な運用および/または投資を目的にデリバティブ商品に投資することができる。</p>
<p>投資運用会社の名称</p>	<p>MFSインターナショナル・リミテッド (MFS International Ltd.)</p>

<p>投資対象の名称</p>	<p>メロン・エマージング・マーケット・デット・ファンド (Mellon Emerging Markets Debt Fund)</p>
<p>運用の基本方針</p>	<p>世界中の新興市場の債券およびその他の債務証券またはデリバティブから優れたトータル・リターンを得ることを目指す。</p>
<p>主要な投資対象</p>	<p>主に、新興市場の債券およびその他の債務証券(諸外国、政府、国際機関、企業および銀行の債券(固定または変動利付)、プレディ債、ヤンキー債およびモーゲージ・バック証券等)またはデリバティブに投資する。資産の少なくとも3分の2を、新興市場諸国に登録しているまたはその経済活動の重要部分を新興市場で実行している発行体が発行した普通社債に投資し、また資産の最大3分の1を満期までの期間が12か月未満のマネタリィ・ペーパーに投資する。資産の最大25%を転換社債に、またその資産の最大10%を株式および株式関連証券(転換優先株式およびワラントを含む。)に投資することができる。当該証券は、世界中の公認取引所に上場されるかまたはかかる取引所で取引される。</p>
<p>運用会社の名称</p>	<p>メロン・グローバル・マネジメント・リミテッド (Mellon Global Management Limited)</p>

<p>投資対象の名称</p>	<p>インベストテック・グローバル・ストラテジー・ファンド - エマージング・マーケット・デット・ファンド (Investec Global Strategy Fund - Emerging Markets Debt Fund)</p>
<p>運用の基本方針</p>	<p>主に、新興市場の借り手が発行した公社債、国債および社債への投資を通じ長期のトータル・リターンを得ることを目指す。</p>

主要な投資対象	世界銀行により低・中間所得と分類されているもしくは過去2年間分類されてきた国々に登記上の事務所を置く企業が発行した、または当該諸国の政府、政府機関もしくは国際機関により発行されもしくは保証されている種々の投資適格および投資不適格債務証券(例えば、債券)に、資産の少なくとも3分の2を分散投資する。また、資産の3分の1を上限としてその他の固定利付証券(世界銀行により高所得と分類された国々に拠点を置く借り手が発行した債券、預金、現金および準貨幣を含む。)にも投資することができる。さらに、ポートフォリオの効率的な運用のためのため、デリバティブ(通貨スワップ、金利スワップおよびクレジット・デフォルト・スワップを含む。)および先渡し取引を利用することがある。
投資運用会社の名称	インベストエック・アセット・マネジメント・リミテッド (Investec Asset Management Limited)

投資対象の名称	スレッドニードル・インベストメント・ファンズ - エマージング・マーケット・ボンド・ファンド (Threadneedle Investment Funds - Emerging Market Bond Fund)
運用の基本方針	主として元本の成長によって得た収益によりトータル・リターンを達成する。
主要な投資対象	会社取締役は、本ファンドの資産を、主に新興市場の借り手が発行したハイ・イールド公社債、国債および社債に投資する方針である。新興市場諸国とは、世界銀行、国際連合またはJPモルガン・ダイバーシファイド・エマージング・マーケット・ボンド・インデックスにより発展途上または新興であるとみなされた国々である。会社取締役は、自ら適切であると考える場合、本ファンドの総資産の3分の1を上限としてその他の債券(G7構成国により発行された債券を含む。)、預金、現金および準貨幣にも投資することができる。
投資運用会社の名称	スレッドニードル・アセット・マネジメント・リミテッド (Threadneedle Asset Management Limited)

投資対象の名称	フランクリン・テンプレトン・インベストメント・ファンズ - テンプレトン・エマージング・マーケット・ボンド・ファンド (Franklin Templeton Investment Funds - Templeton Emerging Markets Bond Fund)
運用の基本方針	慎重な投資運用を行いつつ、利息収益と元本の値上がり益の組み合わせにより最大のトータル・リターンを得る。
主要な投資対象	発展途上国または新興市場諸国の企業、政府または政府関連機関が発行した固定利付債券および変動利付債券(以前に不履行に陥った銀行負債との交換により発行されるプレディ債を含む。)、および新興市場の複数の政府により設立されたまたは支援されている国際機関により発行された債務に主に投資する方針を通じ上記の目的の達成に努める。さらに、優先株式、普通株式およびその他の株価連動証券、ワラントならびに普通株式と交換可能またはこれに転換可能な債券を購入することができる。また、投資制限に従い、発展途上国または新興市場国の資産または通貨と連動する証券または仕組み商品にも投資することができ、純資産総額の10%を上限として不履行証券に、また純資産総額の25%を上限として一部の金融デリバティブ商品にも投資することができる。

投資運用会社の名称	フランクリン・アドバイザーズ・インク (Franklin Advisers, Inc.) テンプレトン・アセット・マネジメント・リミテッド (Templeton Asset Management Ltd)
-----------	---

NGFD HYボンド・トレーディング・リミテッド

投資対象の名称	シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・グローバル・ハイ・イールド (Schroder International Selection Fund Global High Yield)
運用の基本方針	元本の成長によるリターンとインカム収益を提供する。
主要な投資対象	主に、世界中の政府、政府機関、国際機関および企業が発行した各種通貨建ての債券ならびにその他の固定利付証券および変動利付証券へ投資する。純資産の最低70%は、投資適格を下回る信用格付(スタンダード・アンド・プアーズの評価による。)または他の信用格付機関による同等の評価の証券に投資される。
運用会社の名称	シュローダー・インベストメント・マネジメント(ルクセンブルグ)エス・エイ (Schroder Investment Management (Luxembourg) S.A.)

投資対象の名称	フィデリティ・ファンズ - USハイ・イールド・ファンド (Fidelity Funds - US High Yield Fund)
運用の基本方針	高レベルの経常収益と元本の値上がり益を得ることを目指す。
主要な投資対象	米国でその主たる事業活動を行っている発行体のハイ・イールドの低品質証券に主に投資する。
投資運用会社の名称	FILファンド・マネジメント・リミテッド (FIL Fund Management Limited)

投資対象の名称	ブラックロック・グローバル・ファンズ - USダラー・ハイ・イールド・ボンド・ファンド (BlackRock Global Funds - US Dollar High Yield Bond Fund)
運用の基本方針	最大のトータル・リターンを得ることを目指す。
主要な投資対象	総資産の少なくとも70%を米ドル建てのハイ・イールド固定利付譲渡性証券に投資する。また、利用可能な全範囲の固定利付譲渡性証券(投資不適格証券を含む。)に投資することができる。
運用会社の名称	ブラックロック(ルクセンブルグ)エス・エイ (BlackRock (Luxembourg) S.A.)

NGFD HYエクイティ・トレーディング・リミテッド

投資対象の名称	シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・グローバル・エクイティ・イールド (Schroder International Selection Fund Global Equity Yield)
運用の基本方針	主として魅力的な利回りおよび持続的に配当金を提供する世界中の企業の株式および株式関連証券への投資を通して、トータル・リターンを提供する。
主要な投資対象	世界中の企業の株式または株式関連証券。

運用会社の名称	シュローダー・インベストメント・マネジメント(ルクセンブルグ)エス・エイ (Schroder Investment Management (Luxembourg) S.A.)
---------	--

NGFDインカム・エクイティ・トレーディング・リミテッド

投資対象の名称	ブラックロック・グローバル・ファンズ - グローバル・エンハンスド・エクイティ・イールド・ファンド (BlackRock Global Funds - Global Enhanced Equity Yield Fund)
運用の基本方針	高レベルの収益を得ることを目指す。
主要な投資対象	国または地域を定めず世界中で総資産の少なくとも70%をエクイティ証券に投資する。追加収益を得るため、その投資目的にとって基本的な方法でデリバティブを利用する。
運用会社の名称	ブラックロック(ルクセンブルグ)エス・エイ (BlackRock (Luxembourg) S.A.)

NGFDオルタナティブ・トレーディング・リミテッド

投資対象の名称	マッコーリー・グローバル・プロパティ・セキュリティーズ・ファンド (アンヘッジド) (Macquarie Global Property Securities Fund (Unhedged))
運用の基本方針	グローバル不動産証券への投資により、中長期的(3から5年の)期間で報酬控除前のUBS グローバル・インベスターズ・ネット・トータル・リターン・インデックスを上回るリターンを獲得することを目指す。
主要な投資対象	主としてオーストラリア、アジア、ヨーロッパおよび北アメリカの証券取引所に上場された、または上場間近の不動産証券に分散投資する。
運用会社の名称	マッコーリー・インベストメント・マネジメント・リミテッド (Macquarie Investment Management Limited)

投資対象の名称	シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・グローバル・プロパティ・セキュリティーズ (Schroder International Selection Fund Global Property Securities)
運用の基本方針	トータル・リターンを提供することを目指す。
主要な投資対象	主に、世界中の不動産会社の株式および債券に投資する。
運用会社の名称	シュローダー・インベストメント・マネジメント(ルクセンブルグ)エス・エイ (Schroder Investment Management (Luxembourg) S.A.)

投資対象の名称	ヘンダーソン・ホライズン - グローバル・プロパティ・エクイティーズ・ファンド (Henderson Horizon - Global Property Equities Fund)
運用の基本方針	世界中の不動産の所有、運用および/または開発から主要な利益を得る規制ある市場で上場または取引されている、企業または不動産投資信託(または同等のもの)の相場付けされた持分証券に投資することにより、長期的な元本成長を追求する。

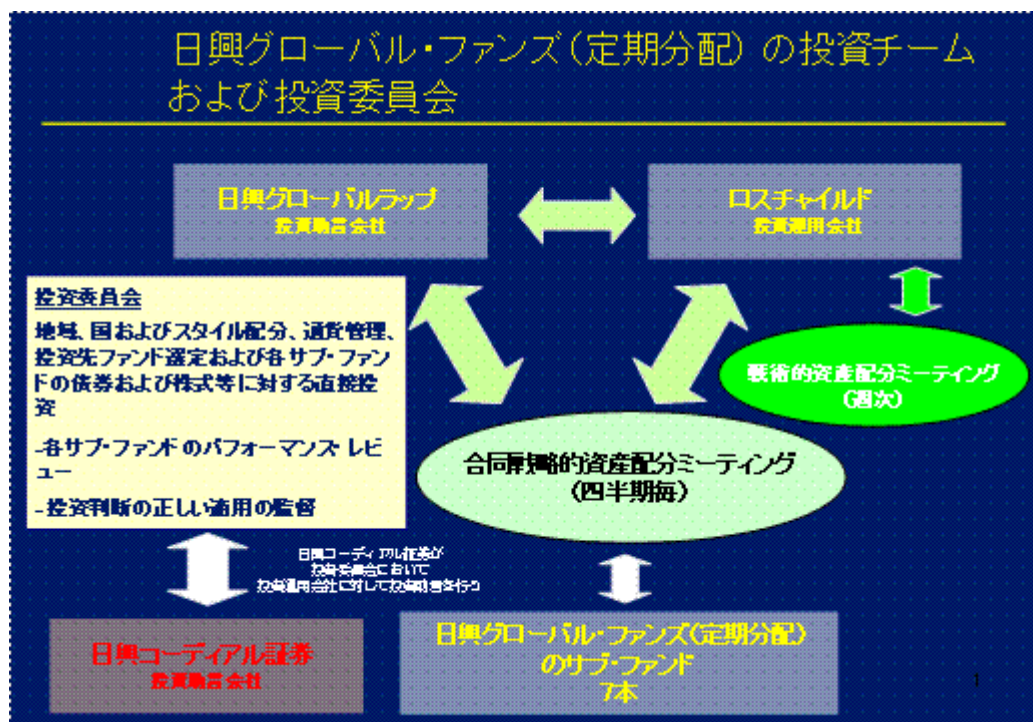
主要な投資対象	世界中の不動産の所有、運用および/または開発から主要な利益を得る規制ある市場で上場または取引されている、企業または不動産投資信託（または同等のもの）の相場付けされた持分証券。
運用会社の名称	ヘンダーソン・ファンド・マネジメント（ルクセンブルグ）エス・エイ （Henderson Fund Management（Luxembourg）S.A.）

投資対象の名称	アシュモア・アジアン・リカバリー・ファンド （Ashmore Asian Recovery Fund）
運用の基本方針	アジアの現地通貨建て債務証券、米ドル建て債務証券において得られるハイリターンへのアクセス、および通常の市場取引の規模および費用負担では参加することができない投資家のための優先順位の低い株式または株式連動証券へのアクセスを提供する。同時に、リスク分散のため金融商品のスプレッドにも投資する。
主要な投資対象	転換社債およびデフォルト債券のうち株式投資再編に参加できる可能性のある債券を含む優先および劣後の債務証券を含むソブリン債および民間債、その他、証券、商品および通貨の各取引において、機会があればロング・ポジションおよびショート・ポジションを取り、投資制限に従い、株式または割安なエクイティ・ファンドに投資する。
運用会社の名称	アシュモア・マネジメント・カンパニー・リミテッド （Ashmore Management Company Limited）

（３）【運用体制】

（イ）運用体制

ファンドの運用体制は以下に記載されるとおりである。



ファンドは、投資運用会社（バンク・プリヴェ・エドモン・ドゥ・ロスチャイルド・ヨーロッパ）および投資助言会社（日興グローバルラップ株式会社）のシニアメンバーにより構成され、投資運用会社の最高投資責任者が率いる投資委員会により管理される。本委員会は、ファンドの7本のサブ・ファンドに関

して一般に設定された投資方針の定義、構築および実行に関して責任を負う。投資プロセスはグローバル・マクロ・レビューに基づくトップ・ダウン・アプローチを特徴とする。投資委員会は、原則として、各半期にルクセンブルグまたは東京等において開催され、および開催のない四半期には電話会議が行われる。ただし開催の必要性が生じたその他の時に開催される。また、日興コーディアル証券株式会社は、投資家と緊密な関係を有する金融商品取引業者として、投資家の投資運用に関する要望について投資委員会に助言を行う。投資委員会は、以下の事項について検討を行う。

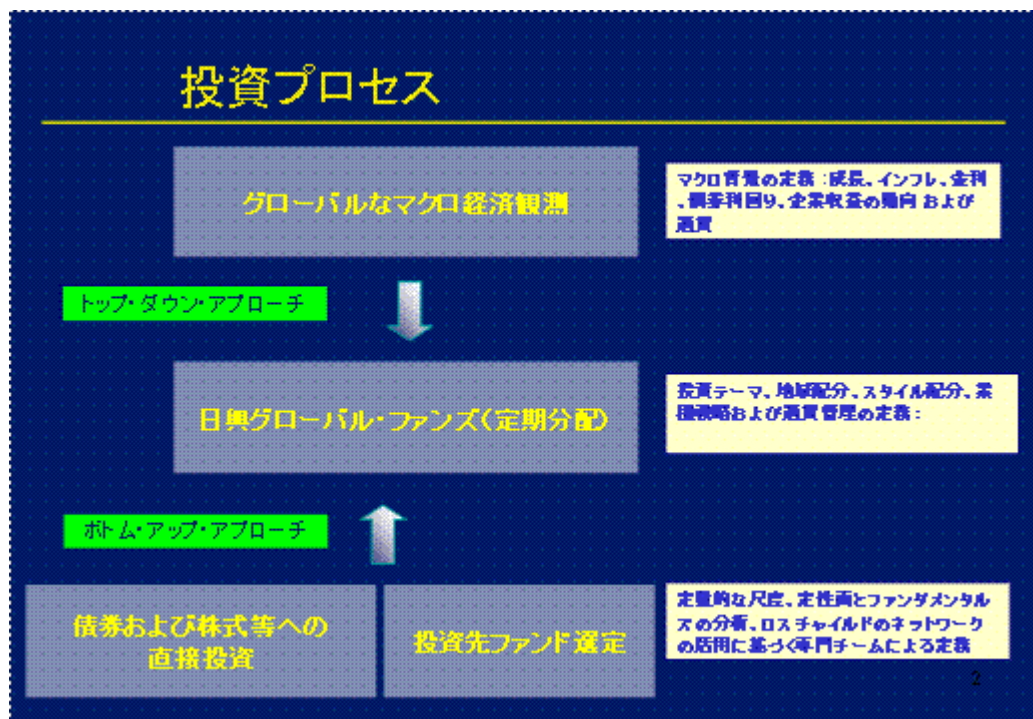
- 世界の市場の見通し
- 各サブ・ファンドの投資戦略：地域配分、国配分、スタイル配分
- 各サブ・ファンド内の投資先ファンド選定
- ファンドの債券および株式等に対する直接投資先の選定
- 各サブ・ファンドの為替リスク管理

ファンドの投資運用会社としてのバンク・プリヴェ・エドモン・ドゥ・ロスチャイルド・ヨーロッパは、CIO、ファンドリサーチの責任者、株式リサーチの責任者、債券リサーチの責任者、最高業務責任者およびこれらの各チームが参加する戦術的資産配分ミーティングを毎週開催する。必要に応じて、投資委員会は、投資運用会社の投資助言会社を務める日興グローバルラップとの同意により、配分および投資先ファンド選定に関して各サブ・ファンドの修正を提案する。

5人のファンド・マネジャーが、ファンドの日々の管理およびあらゆる投資判断の実行を行う。

(ロ) 投資運用方針の意思決定プロセス

ファンドの投資運用方針は、以下のプロセスを通じて決定される。



ファンドの投資プロセスは、資産タイプ、地域および業種の見通しを検討するグローバルなマクロレビューに基づくトップ・ダウン・アプローチを特徴とする。マクロの背景（成長、インフレ、金利、債券利回り、通貨および企業収益の動向）が資産配分ミーティングにおいて検討され、またあらゆるその後の投資協議および判断の基礎となる。とりわけ、経済動向、金融政策、インフレおよび収益動向を分析および予測することにより、投資テーマ、地域戦略、スタイル配分および業種戦略が、戦略的および戦術的資産配分

を開発する目的で検討される。戦略的および戦術的資産配分ミーティングは、このグローバルな情勢に基づき戦略的および戦術的手段を決定する。

投資は、主に、最適かつ最もパフォーマンスのよい投資先ファンドを用いて、また付带的に債券および株式等への直接投資を用いて行われる。このような投資先ファンドは、ボトム・アップ・アプローチ、定量的な尺度と定性分析およびファンダメンタルの分析の融合に基づき特別チームにより選定される。

投資は、全体としての費用を可能な限り低く抑えるために(可能であれば)全ての選定された投資先ファンドの機関投資家クラスを用いて行われる。

(八) 職務および権限

日興グローバル・ファンズ(定期分配)の
投資委員会

日興グローバル・ファンズ(定期分配)の7本のサブ・ファンドに関して一般に設定された投資方針(資産配分および投資先ファンド選定)の

- 定義
- 構築
- 実行

につき責任を負う。

3

(二) 会議体もしくは委員会またはその他の内部組織

投資助言会社/投資運用会社における 戦略的資産 配分ミーティング (+/- 12 名)

- ➡ 任務： 7本のサブ・ファンドに関する戦略的資産配分の定義、実行および監視
- ➡ 頻度： 四半期会議
- ➡ 目的： 投資方針に従った資産配分、投資先ファンドの選定および直接投資を決定するための市場の見通しの分析
- ➡ 方法論： トップ・ダウン型グローバル・マクロ
- ➡ 委員長： 投資運用会社の最高投資責任者(CIO)
- ➡ 参加者： 投資運用会社、投資助言会社

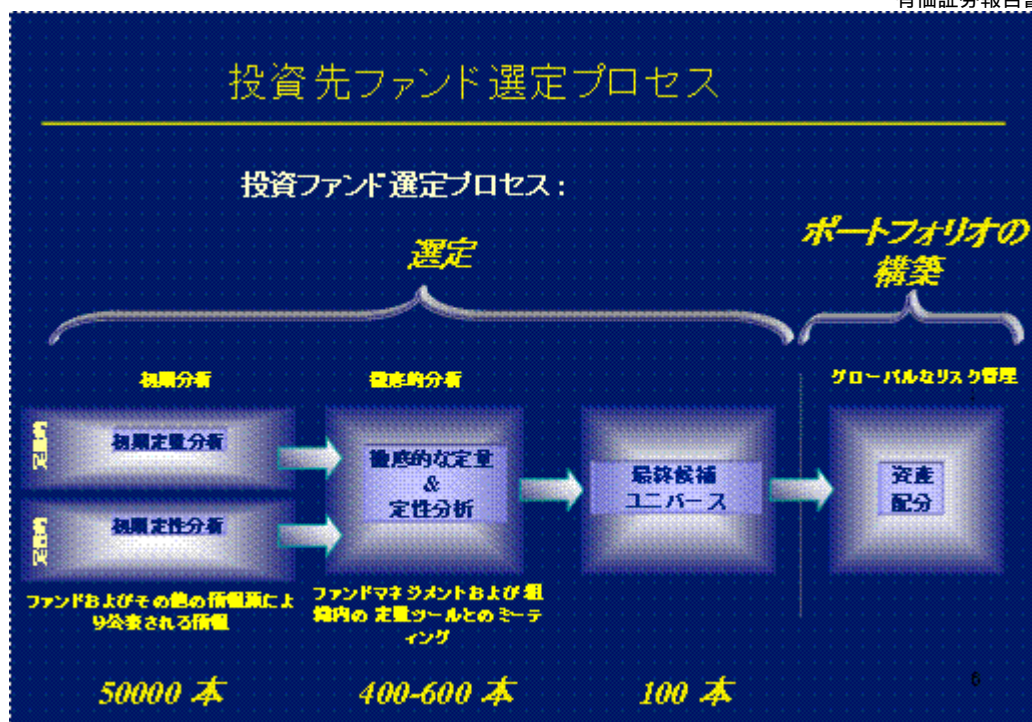
4

投資運用会社 戦術的資産配分ミーティング (+/- 7 名)

- ➡ 任務： 積極的な戦術的資産配分(TAA)、投資先ファンドの選定ならびに債券および株式等への直接投資の実行
- ➡ 頻度： 週次
- ➡ 目的： 投資方針に従ったTAA、投資先ファンドの選定およびパフォーマンスの向上および/またはリスクの低減を目的とした直接投資
- ➡ 方法論： テクニカル、モメンタムベース、コントラリアン
- ➡ 委員長： 投資運用会社の最高投資責任者(CIO)
- ➡ 参加者： 投資運用会社

5

(ホ) 投資先ファンドの運用体制



(a) 投資運用の実行

投資委員会、戦略的資産配分ミーティングおよび戦術的資産配分ミーティング等の様々な委員会が行う投資判断に加えて、同日中に、投資運用会社のアセット・マネジメント部門のミドル・オフィスに対して指図が行われる。原則として、投資は、各サブ・ファンドのために毎日行われる。投資指図は、投資運用会社のファンド・デスクおよびディーリングルームならびにニッコウ・バンク（ルクセンブルグ）により管理される。外国為替のオペレーションおよびヘッジ戦略は、ニッコウ・バンク（ルクセンブルグ）が行う。

(b) 関連するリスクのモニタリング

モニタリングは、ファンドの資産配分と、ファンドのリスク/リターン・プロフィールである戦略的参照ポートフォリオとを比較検討して行われる。顧客の財産を保全するため、市場状況によっては、このプロフィールから著しく逸れることがある。リスクのモニタリングは、パフォーマンスをリスク・プロフィールと、資産クラス毎のリスク（その相対加重で表される。）を戦略的参照ポートフォリオと、裏付け投資のパフォーマンスを当該投資カテゴリーの代表指数と、および、サブ・ファンドのパフォーマンスと競合する資産グループと比較検討して行われる。

(c) リスク管理、投資運用評価および法的管理

グローバル資産配分委員会は、様々な専門的な投資対象選定チームとともに、最高投資責任者の指示の下、毎週、ポートフォリオ・マネジャーとの間で、ポートフォリオ・レビュー・ミーティングを開き、各ポートフォリオのリスク要因について協議し、ファンドが過剰なリスク（資産クラス、投資テーマ、業種および戦略に関する過剰な連結集中が起こっている場合や、選定されたファンド間に過剰な相関性が存在する場合等。）にさらされているか否かを検討する。

ミドル・オフィスの投資行動は、指図取扱事務に関する主な事務リスク要因（4つの目の原則等）を考慮に入れた、投資運用会社の経営陣により承認された手続に準拠する。

(へ) 投資運用会社

管理会社は、バンク・プリヴェ・エドモン・ドゥ・ロスチャイルド・ヨーロッパを、管理会社の全般的な指揮、監督および責任に服しつつ各サブ・ファンドの資産の投資および再投資を行う投資運用会社とし

て任命している。投資運用会社は、ルクセンブルグ L - 2535 エマニュエル・セルベ通り20番に登記上の事務所を有する。同社は1982年2月19日に、バンク・プリヴェ・エドモン・ドゥ・ロスチャイルド・エス・エーの子会社としてルクセンブルグにおいて設立された。バンク・プリヴェ・エドモン・ドゥ・ロスチャイルド・エス・エーは1924年に設立されたスイスの会社であり、ジュネーブ、ヘッセ通り10番に登記上の事務所を有する。

投資運用会社、そのマネージング・ダイレクター、従業員またはコンサルタントは、投資運用契約に定められた事業活動以外の事業活動を行うことができる。

投資運用会社またはその従業員、関係会社もしくはその従業員による職務の遂行過程において、重過失、故意の不履行、悪意、現実の詐欺または職務懈怠から発生した場合を除き、管理会社は投資運用会社に対して、サブ・ファンドの資産の一部を形成する投資資産（現金を含む。）に対する権利主張、もしくは管理会社による投資運用契約の違反の結果として投資運用会社が合理的に負担し、または投資運用会社が関係するサブ・ファンドに関して投資運用契約に従って適正に行った行為から発生した、あらゆる経費、損失、請求および費用について、関係するサブ・ファンドの資産から補償を行う。投資運用契約は、投資運用会社が管理会社に対して3か月前の書面による通知を行った場合、または投資運用契約に定められたその他の状況が発生した場合に終了する。

(ト) 投資助言会社

管理会社及び投資運用会社は、日興グローバルラップ株式会社および日興コーディアル証券株式会社を、各サブ・ファンドの資産の投資および再投資に関する投資助言会社として任命している。

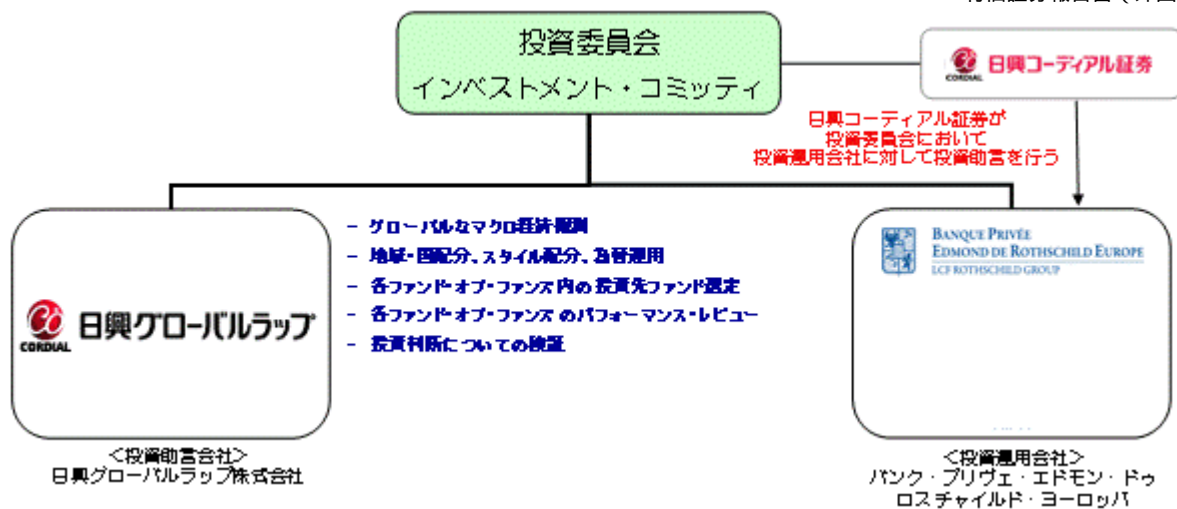
関係するサブ・ファンドに関する関連の投資助言契約に基づく職務の遂行を行う際の当該の投資助言会社の重過失、故意の不履行、悪意、現実の詐欺または職務懈怠を理由とする場合を除き、管理会社は、当該の投資助言会社、その株主、取締役、役員、使用人、従業員および代理人が関係するサブ・ファンドに関する関連の投資助言契約に基づく投資助言会社の職務の遂行から、またはそれに関連して請求を受け、または負担したあらゆる法的措置、法的手続、請求、要求、負債、損失、賠償責任、費用および経費（合理的に関連または付随する法律その他の専門家に対する報酬および費用を含む。）について、関係するサブ・ファンドの資産から、投資助言会社、その株主、取締役、役員、使用人、従業員および代理人に補償を行い、これらの者に損失を与えないものとする。各投資助言契約は、管理会社または投資助言会社のいずれかより90日前の書面による通知により終了されるまで有効に存続する。各投資助言契約は、同契約に規定されたその他の状況においても終了することがある。

(チ) 投資委員会

投資委員会は、投資運用会社である、バンク・プリヴェ・エドモン・ドゥ・ロスチャイルド・ヨーロッパのシニアメンバーと投資助言会社のうち的一方である日興グローバルラップ株式会社のシニアメンバーにより構成され、ファンドおよび各サブ・ファンドの投資戦略、組入れ候補ファンドおよびその投資比率に関する方針について推奨を行う。

日興コーディアル証券株式会社は、投資家との距離が近い金融商品取引業者として、投資委員会において投資運用会社に対して投資助言を行う。

日興グローバル・ファンズ(定期分配)における「投資委員会」の役割



（４）【分配方針】

各分配期間（以下「現分配期間」という。）について、分配日に、各受益者に対し、管理会社が決定する額の分配が行われ、当該分配は、サブ・ファンドの投資収益および実現／未実現キャピタル・ゲインおよびその他の分配可能資産（適切とみなされる場合）から支払われる。現分配期間に関する分配は、関係する受益証券の名義人として現分配期間の最終日である当該分配基準日（毎月10暦日（営業日でない場合は翌営業日））に受益者名簿に登録されている者に対し行われ、すべてのかかる分配金額は、切捨てにより円単位まで表示される。

分配は、受益証券の1口当たり純資産価格または分配可能原資を考慮して行われ、受益証券の1口当たり純資産価格が当初発行価格を下回る、または分配期間中の運用実績が十分でない場合と管理会社が考える場合には、管理会社は、分配を行わないことを決定することができる。

管理会社は、時宜に応じて、各サブ・ファンドに関して管理会社が決定する基準日において、また管理会社が決定する回数、各サブ・ファンドの受益者に対して管理会社が決定する額の中間分配を行うことができる。

（５）【投資制限】

投資制限

各サブ・ファンドに適用される投資制限は以下の通りである。

- （イ）金融商品取引法第2条第1項に規定する「有価証券」に該当しない資産がサブ・ファンドの資産価額の50%を超える結果となるような投資を一切行わないものとする。
- （ロ）各サブ・ファンドについて空売りされる有価証券の時価総額は、当該サブ・ファンドの純資産価額を超えないものとする。
- （ハ）総借入残高が各サブ・ファンドの純資産価額の10%を超える結果となるような借入れを行うことは禁止される。ただし、合併、併合これらに類似するもののような例外的な緊急事態においては、かかる10%の制限を一時的に超過することがある。
- （ニ）管理会社が運用を行う証券投資信託およびミューチュアル・ファンドは、一発行会社の発行済株式の50%を超えて直接、投資を行ってはならない。かかる制限は、他の投資信託に対する投資には適用されない。

（注）上記の比率の計算は、買付時点基準または時価基準のいずれかによることができる。

- （ホ）日本証券業協会が規定する外国投資信託受益証券の選別基準（外国証券の取引に関する規則第21条）に要求されるとおり、各サブ・ファンドは、価格の透明性を確保する適切な方法が取られない限り、当該サブ・ファンドの純資産価額の15%を超えて、私募証券、非上場証券または不動産等流動性に欠ける資産に投資しないものとする。

（注）上記の比率の計算は、買付時点基準または時価基準のいずれかによることができる。

（ヘ）管理会社もしくは第三者の利益を図る目的で行う取引等、受益者の保護に欠け、またはサブ・ファンドの資産の運用の適正を害するサブ・ファンドのための管理会社の取引は、すべて禁止される。

各サブ・ファンドの投資対象の価値の変化、再構成、合併、サブ・ファンドの資産からの支払またはサブ・ファンドの受益証券の買戻しの結果としてサブ・ファンドに適用される制限を超えた場合、管理会社は、直ちにサブ・ファンドの投資対象を売却する必要はない。しかし、管理会社は、サブ・ファンドの受益者の利益を考慮した上で、違反が判明してから合理的な期間内にサブ・ファンドに適用される制限を遵守するために合理的に可能な措置を講じるものとする。

投資目的と投資方針の厳守

管理会社は、各サブ・ファンドが常に本書に記載する投資目的および投資方針または投資制限が遵守されるよう確保する責任を負う。ただし、（ ）受託会社および管理会社は、サブ・ファンド決議による承認なしにサブ・ファンドの投資目的および投資方針または投資制限および投資ガイドラインについて重大な不利益となる変更を行わず、（ ）受託会社および管理会社は、制限の変更がサブ・ファンドの受益者の最大の利益に資すると判断し、また当該変更が適用ある法令（日本証券業協会の規則を含む。）を遵守している範囲内において、本書に記載するサブ・ファンドに関する投資制限を変更することができ、また（ ）本書記載の方針に関する記述は、管理会社の指示により受託会社がまたは絶対的裁量により管理会社が当該状況下で適切と思料する影響を受ける受益者への通知を発することにより、全般的にまたは個々のサブ・ファンドについて変更することができる。

ケイマン諸島の規則

管理会社は、「投資顧問」（ミューチュアル・ファンド規則の定義に従う。）として遵守義務を負うケイマン諸島の関係規則を遵守するものとする。したがって、管理会社は、サブ・ファンドのために、

- 自己取引を行い、または本人として管理会社の取締役と取引を行うことができない。
- 管理会社、またはサブ・ファンド以外の者の利益を図ることを意図した取引を行うことができない。
- 取得の結果として管理会社が運用するすべてのミューチュアル・ファンドが保有するいずれかの発行会社の株式の合計数がかかる発行会社の発行済株式の50%を超える場合、かかる発行会社の株式を取得することができない。
- 取得の結果としてサブ・ファンドが保有するいずれかの発行会社の株式の総数がかかる発行会社の発行済株式の50%を超える場合、かかる発行会社の株式を取得することができない。
- 取得の直後にサブ・ファンドが保有する取引所に上場されていない投資対象または容易に処分できない投資対象の総額がサブ・ファンドの純資産総額の15%を超える場合、かかる投資対象を取得することができない。

3【投資リスク】

（1）リスク要因

サブ・ファンドの受益証券への投資には、国際金融市場におけるすべての投資に共通する大きなリスクが伴う。投資を行おうとする者は、サブ・ファンドの受益証券に投資するメリットおよび妥当性を評価する際に、特に以下の要因を入念に検討するべきである。受益証券の価格は、上昇する場合もあれば下落する場合もあるため、投資者は当初の投資額を取り戻せないことがある。したがって、サブ・ファンドへの投資は、投資元本をすべて失うリスクを負担できる者のみが行うべきである。サブ・ファンドは、収益水準に関係なくそれぞれの報酬と費用を支払う責任を負う。

投資を行おうとする者は、以下の特有のリスクを入念に検討するべきだが、以下のリストはすべてのリスクを網羅することを意図したものではない。

投資リスク

各サブ・ファンドが投資目的を達成できるという保証はない。管理会社は、各サブ・ファンドへの投資にはリスクが伴うことに鑑みて、各サブ・ファンドへの投資を中長期的投資と考えることを投資家に対して推奨する。

信用リスク

固定利付証券への投資について、一般的に、証券の価格は発行体の信用格付に従って変動する。とりわけ、発行体の財務状況が悪化した場合、固定利付証券の元本および/または利息が期日において支払われない可能性がある(デフォルト・リスク)。

証券が支払不能となった場合、または支払不能となる可能性がある場合、証券の価格は急激に下落することがある。

限られた運用実績

各サブ・ファンドは、本書の日付現在、限られた運用実績を有しているにすぎない。また、受託会社、管理会社または投資運用会社の過去のパフォーマンスは、必ずしもサブ・ファンドの将来の見通しを示すものではない。

管理会社および投資運用会社への依存

各サブ・ファンドの投資対象への投資運用と投資指図は、関係するサブ・ファンドの投資ガイドラインの範囲内で各信託財産の投資運用について唯一の責任主体である管理会社の責任下にある。管理会社は、その一定の権限と責任を投資運用会社に委託し、投資運用会社は、各サブ・ファンドの投資対象の選定、指図、評価および監視に関する完全な裁量権を有する。

クロス・ライアビリティ

サブ・ファンドの受益証券の発行または販売を通じて受託会社が受領するすべての手取金、当該手取金が投資されるすべて資産、ならびにこれらに帰属するすべての収入および利益は、当該サブ・ファンドに係るものとして指定される。いずれかのサブ・ファンドに帰属することが容易に見極められない資産は、受託会社の裁量において、受託会社または受託会社より委託を受けた者により一または複数のサブ・ファンド間に配分される。あるサブ・ファンドの資産は、当該サブ・ファンドの負債を負担し、一般に他のサブ・ファンドの負債を負担することはない。管理会社は、債権者となりうる者との取引において、当該債権者が当該サブ・ファンドの資産のみを対象とすることができ、あるサブ・ファンドについて受託会社名義で締結されたすべての契約が当該サブ・ファンドの信託資産の範囲内に債権者の償還請求を限定する文言を含むよう確保する義務を負う。ただし、投資者は、あるサブ・ファンドの資産が別のサブ・ファンドの債務を弁済するために使われる範囲を常に数量化することは不可能である点に留意するべきである。

各サブ・ファンドは、すべての資産を各トレーディング・カンパニーの投資証券に投資し、各トレーディング・カンパニーの投資資産は、対応するサブ・ファンドの投資資産が運用されているのと全く同一の基準に従って運用されるので、トレーディング・カンパニーおよびサブ・ファンドのリスク要因は、相当程度一致している。トレーディング・カンパニーの投資資産の運用成績の不振は、サブ・ファンドの運用成績の不振につながる。

サブ・ファンドは、トレーディング・カンパニーへの投資を通じて間接的に以下を含むが必ずしもこれに限定されない多くの潜在的投資リスクに直面する。

投資者は、受益証券の価額が上昇または下降する可能性があることを認識しておくべきである。サブ・ファンドへの投資には相当なリスクを伴う。投資運用会社は、サブ・ファンドの投資目的および投資方針の制約の中で潜在的損失を最小限にするために設計された戦略を実施するためにその経験および能力を駆使することを意図しているが、かかる戦略が実際に行われるという保証はなく、実施された場合も成功する保証はない。受益証券の流通市場が存在する可能性は低く、受益者は買戻しによってしか受益証券を処分することができない可能性がある。投資者は、サブ・ファンドへの投資の全部または相当部分を失う可能性がある。したがって、投資者は、自らがサブ・ファンドへの投資のリスクを受忍することができるか否かを慎重に検討すべきである。以下のリスク要因に関する記載は、サブ・ファンドへの投資に伴うリスクを完全に説明するものではない。

サブ・ファンドへの投資に伴うリスクには、以下のリスクが含まれる。

流動性リスク

一定の状況下では、サブ・ファンドが取引を行う市場の流動性が失われ、建値での証券の売買が困難になる可能性がある。サブ・ファンドの買戻代金の支払は、流動性の制約により遅延することがある。

買戻しによる損失の可能性

受益証券の買戻しにより、投資対象の清算が必要となることがある。かかる清算により、サブ・ファンド（およびその既存の受益者）に、かかる清算をしなかった場合には発生しなかったと考えられる費用が発生する可能性がある。

為替変動のリスク

サブ・ファンドの資産の一部は、サブ・ファンドの基準通貨以外の通貨に投資されることがあるが、サブ・ファンドの基準通貨に対するヘッジ取引が行われず、投資者がかかる通貨のリスクに曝される可能性がある。

市場リスク

サブ・ファンドが保有する証券の市場価格は、急速にまたは予想外の変動を示すことがある。証券価格は、証券市場全般に影響する要因や証券市場において代表されている特定の業界に影響する要因によって下落する可能性があるほか、現実に発生しもしくは認識された経済状況の悪化、企業収益の一般的な見通しの変化、金利もしくは為替レートの変化、または一般的な投資家心理の冷え込み等の特定の企業には必ずしも関係しない一般的な市況によって下落することもある。更に、労働力不足、生産コストの上昇および業界内の競争の激化等、特定の業界に影響する要因によって下落することもある。一般に、株式は、債券よりも価格の変動が大きい。

他のファンドに投資を行うことに伴うリスク

各サブ・ファンドは、投資信託（オルタナティブ・ファンドを含む。）の受益証券または投資証券に対して投資を行うので、サブ・ファンドの投資に分散や流動性が欠如することがある。サブ・ファンドが投資を行う投資信託の運用成績の不振は、サブ・ファンドの運用成績の不振につながる。

報酬の重層構造：他の投資信託への投資に関わる報酬

受託会社、管理会社、投資運用会社、投資助言会社、管理事務代行会社、保管会社、代行協会員、販売会社および各サブ・ファンドに関するその他の業務提供者に支払う費用および報酬に加えて、各サブ・ファンドは、間接的に、投資先ファンドの資産から支払われることがあるすべての報酬および費用（投資先ファンドの純資産に対する年率3%程度を上限とする料率で、適用がある場合は成功報酬も含む。投資先ファンドの受託会社、管理会社、投資顧問およびその他の業務提供者に支払う報酬及び費用を含む。）を按分して負担する。

運用リスク

サブ・ファンドが保有する証券のファンダメンタルな価値にかかる投資運用会社の判断は、誤りであることが判明する場合がある。

また、サブ・ファンドの資産の配分にかかる投資運用会社の判断は、誤りであることが判明する場合がある。

特に検討を要する上記のリスク要因は、サブ・ファンドへの投資に伴うリスクをすべて説明することを意図したものではない。したがって、投資を行おうとする者は、サブ・ファンドへの投資を決定する前に、本書を読んだ上で、各自の専門アドバイザーと相談するべきである。

（2）リスクに対する管理体制

リスク管理の手段として、サブ・ファンドの投資運用が行われる事業部門に最高投資責任者（CIO）が配置され、様々なリスク要因を協議し、サブ・ファンドが過度のリスクに曝されていないかどうかを検証するために、サブ・ファンドのポートフォリオ・マネジャーと定期的にポートフォリオ・レビュー・ミーティングを開催する。当該ミーティングにおいて、CIOは、ポートフォリオ・マネジャーとともに、ポートフォリ

オのリスク構造を決定し、投資銘柄を選定し、投資のタイミングを決定する。このような方法で情報を共有することにより、CIOは、あらゆるリスクを管理する制度を持つことが可能となる。

サブ・ファンドによる関連する法令、規則、投資制限等の遵守は、運用部門とは完全に分離され、各事業部門に設けられるコンプライアンス部によって日常的に管理される。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

海外における申込手数料

受益証券の取得申込みにあたっては、申込価格の最大4%の申込手数料を課することができる。

日本国内における申込手数料

日本国内における取得申込みに関して、販売会社は、日興ファンドラップー任型における取扱いについては申込手数料を徴収しないが、別途、日興ファンドラップー任型におけるサービスの対価としての手数料を徴収することがある。

上記によらない場合には、管理会社と販売会社が別途合意した申込手数料が発行価格に加算されることがある。かかる手数料の詳細については、販売会社または販売取扱会社の本支店等まで問い合わせのこと。

(2)【買戻し手数料】

海外における買戻し手数料

買戻し手数料は課せられない。

日本国内における買戻し手数料

買戻し手数料は課せられない。

(3)【管理報酬等】

受託報酬

受託会社は、関係するサブ・ファンドの資産から、純資産価額の年率0.015%の受託報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、各評価日に計上され、計算され、四半期毎に後払いで支払われ、各サブ・ファンドについて下限を年間12,500米ドル、上限を年間15,000米ドルとする。

上記の報酬は、毎年見直される。受託会社が追加の業務、訴訟またはその他の特別な事項について考慮または従事することを要求される場合、管理会社との間で適宜行われる交渉により追加報酬が定められ、相反する合意がなければ、随時有効なレートによる時間制で追加の報酬が受託会社から請求される。

受託会社は、サブ・ファンドの資産から、サブ・ファンドに関して受託会社が負担したすべての合理的な立替費用の返済を受ける。

2009年5月31日に終了した会計年度中の受託報酬は、8,613,605円である。

管理報酬

管理会社は、サブ・ファンドの資産から、純資産価額の年率0.36%の管理報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、各評価日に計上され、計算され、四半期毎に後払いで支払われる。

管理会社は、各サブ・ファンドの資産から、各サブ・ファンドに関して管理会社が負担したすべての合理的な立替費用の返済を受ける。

管理会社は、下記 および に記載される投資運用報酬および販売報酬を付随契約の規定に従って自らの管理報酬から支払う必要がある。

2009年5月31日に終了した会計年度中の管理報酬は、19,251,703円である。

管理事務代行報酬

管理事務代行会社は、サブ・ファンドの資産から、純資産価額に対して年率0.08%の報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、各評価日に計上され、計算され、四半期毎に後払いで支払われる。

管理会社は、サブ・ファンドの資産から、管理事務代行会社に支払われる合理的な立替費用を負担する。

2009年5月31日に終了した会計年度中の管理事務代行報酬は、4,274,851円である。

投資運用報酬

投資運用会社は、管理会社が自らが受領した管理報酬から、すべてのサブ・ファンドの純資産総額を基礎として以下の料率により算定される報酬を受領する権利を有する。

純資産総額のうち3,000億円以下の部分	年率0.30%
純資産総額のうち3,000億円を超え5,000億円以下の部分	年率0.25%
純資産総額のうち5,000億円を超え1兆円以下の部分	年率0.20%
純資産総額のうち1兆円を超え1兆3,000億円以下の部分	年率0.10%
純資産総額のうち1兆3,000億円を超える部分	年率0.05%

管理会社は、サブ・ファンドの資産から、投資運用会社に支払われる合理的な立替費用を負担する。

投資助言報酬

投資助言会社の地位を有する日興コーディアル証券株式会社は、各サブ・ファンドの資産から、純資産価額に対して年率0.05%の報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、各評価日に計上され、計算され、四半期毎に後払いで支払われる。

投資助言会社の地位を有する日興グローバルラップ株式会社は、各サブ・ファンドの資産から、純資産価額に対して年率0.10%の報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、各評価日に計上され、計算され、四半期毎に後払いで支払われる。

管理会社は、サブ・ファンドの資産から、各投資助言会社に支払われる合理的な立替費用を負担する。

2009年5月31日に終了した会計年度中の投資助言報酬は、8,024,526円である。

保管報酬

保管会社は、サブ・ファンドの資産から、純資産価額の年率0.01%の報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、各評価日に計上され、計算され、四半期毎に後払いで支払われる。

管理会社は、サブ・ファンドの資産から、保管会社に支払われる合理的な立替費用を負担する。

2009年5月31日に終了した会計年度中の保管報酬は、533,992円である。

販売報酬

販売会社は、管理会社が自らが受領した管理報酬から、すべてのサブ・ファンドの純資産総額を基礎として以下の料率により算定される報酬を受領する権利を有する。

純資産総額のうち3,000億円以下の部分	年率0.05%
純資産総額のうち3,000億円を超え5,000億円以下の部分	年率0.10%
純資産総額のうち5,000億円を超え1兆円以下の部分	年率0.15%
純資産総額のうち1兆円を超え1兆3,000億円以下の部分	年率0.25%
純資産総額のうち1兆3,000億円を超える部分	年率0.30%

管理会社は、サブ・ファンドの資産から、販売会社に支払われる合理的な立替費用を負担する。

代行協会員報酬

代行協会員は、日本における代行協会員として、サブ・ファンドの資産から、サブ・ファンドに帰属する純資産価額の年率0.10%の報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、各評価日に計上され、計算され、四半期毎に後払いで支払われる。

管理会社は、サブ・ファンドの資産から、代行協会員に支払われる合理的な立替費用を負担する。

2009年5月31日に終了した会計年度中の代行協会員報酬は、5,344,479円である。

(4) 【その他の手数料等】

その他の手数料

() 設立費用

ファンドの設立に関連する費用(以下「設立費用」という。)は、約2,000万円であった。かかる費用は、受託会社が別の方法によることを決定しない限り、ファンドおよび既存のサブ・ファンドの最初の5会計年度以内に償却され、追加サブ・ファンドの設定に関する費用は、関係するサブ・ファンドによって負担される。

かかる設立費用には、英文目論見書ならびに届出書、目論見書および説明書を含むその他のあらゆる文書の作成および/またはファンドまたはサブ・ファンドの受益証券の募集について管轄を有する各地域の証券業協会を含むすべての当局への届出に要する費用を含むが、これらに限られない。

() 仲介手数料

有価証券の売買に関連する仲介料および手数料は、関係する信託財産から支弁する。

() その他の運営費用

受託会社、管理会社、投資運用会社、投資助言会社、保管会社、管理事務代行会社、代行協会員および販売会社は、自らの費用で、各社の業務を履行するために必要な事務員、事務スペースおよび事務機器を提供する責任を負う。各サブ・ファンドはそれぞれの事業活動に付随するその他すべての費用を負担する。かかる費用には法令遵守の費用、監査人および法律顧問の報酬、保管料、受益証券の実質的所有者を含む受益者のために必要な言語で年次報告書、半期報告書および上記の当局が定めた関係法規に基づいて必要なその他の報告書または書類を作成し、配布する費用、会計、記帳および純資産価額の計算費用、受益者向け通知を作成し、配布する費用、弁護士および監査人の報酬、上記に類するすべての一般管理費(受益証券の募集または販売に直接関係する費用を含む。)、借入金および融資残高の利息およびコミットメント・ライン手数料、所得税、源泉徴収税等の租税、受益者および投資を行おうとする者との通信費用などを含む。各サブ・ファンドは、その他の投資会社への投資に関連する申込手数料および買戻手数料ならびに組入証券の取引に関連する仲介手数料を支払う義務を負う場合がある。

投資先ファンドの管理報酬等

ファンドは投資先ファンドの資産から支払われることがあるすべての報酬および費用(投資先ファンドの受託会社、管理会社、投資顧問会社その他の関係会社に支払うべき報酬および費用を含む。)を間接的に負担する。ただし、これらの投資先ファンドは、ファンドの投資方針に従い随時変動し、その管理報酬等を事前に計算することができないため、その種類ごとの金額や計算方法は記載していないが、合計で上限年率3.0%程度となる。また、投資先ファンドの中には、実績報酬が課されるものもある。更に、投資先ファンドは、その投資先である投資先ファンドにおいて報酬および費用等を負担するが、投資対象が将来にわたって固定されているものではないため、料率や上限額は表示できない。

2009年5月31日に終了した会計年度中のその他の費用は、55,126,633円である。

(5) 【課税上の取扱い】

投資家は、各自が国籍、住所または本籍を有する国の法律に基づく受益証券の購入、保有、売却または買戻しに関する税務上、為替管理上またはその他の効果に関して、各自の専門家の顧問と相談すべきである。様々な法域で受益者に適用される法律の数に照らして、本書に受益証券の購入、保有または処分に関する各地域の税効果のまとめはない。

投資の場合と同様に、受益証券に投資した時点の税務上の地位または予定する税務上の地位が永久に続くという保証はない。下記(A)および(B)は現在施行中の法律および慣行に基づいており、変更される場合がある。

(A) 日本

本書の日付現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなる。

ファンドが税法上公募外国公社債投資信託である場合

(1) ファンドの分配金は、公募国内公社債投資信託の分配金と同じ取扱いとなる。

(2) 日本の個人受益者が支払を受けるファンドの分配金(表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。)については、源泉分離課税となり、20%(所得税15%、住民税5%)の税率に

よる源泉徴収が日本国内で行われ、課税関係は終了する。この場合支払調書は提出されない。

- (3) 日本の法人受益者が支払を受けるファンドの分配金(表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。)については、20%(所得税15%、住民税5%)の税率による源泉徴収が日本国内で行われ、一定の場合支払調書が税務署長に提出される。なお、益金不算入の適用は認められない。

- (4) 受益証券の売買および買戻しに基づく損益は、公募国内公社債投資信託の売買損益と同様に取り扱われ、個人の受益者の売買益については課税されない。

(注) 日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ケイマン諸島に住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しケイマン諸島税務当局により課税されることは一切ない。

ファンドが税法上公募外国株式投資信託である場合

- (1) 受益証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができる。

- (2) ファンドの分配金は、公募国内株式投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなる。

- (3) 日本の個人受益者についてのファンドの分配金は、上場株式等(租税特別措置法に定める上場株式等をいう。以下同じ。)に係る配当課税の対象とされ、10%(所得税7%、住民税3%)の税率による源泉徴収が行われる(平成24年1月1日以後は、20%(所得税15%、住民税5%)の税率となる。)

日本の個人受益者は、総合課税または申告分離課税のいずれかを選択して確定申告をすることができるが(申告分離課税を選択した場合の税率は、源泉徴収税率と同一である。)、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了する。

申告分離課税を選択した場合または平成22年1月1日以後に源泉徴収選択口座へ受け入れたファンドの分配金について、上場株式等の譲渡損失(繰越損失を含む。)との損益通算が可能である。

- (4) 日本の法人受益者については、ファンドの分配金(表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。)に対して、所得税のみ7%の税率による源泉徴収が行われる(平成24年1月1日以後は、15%の税率となる。)。なお、益金不算入の適用は認められない。

- (5) 日本の個人受益者が、受益証券を買戻し請求等により譲渡した場合は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡損益(譲渡価額から取得価額等を控除した金額(邦貨換算額)をいう。以下同じ。)に対して、源泉徴収選択口座において、10%(所得税7%、住民税3%)の税率による源泉徴収が行われる(平成24年1月1日以後は、20%(所得税15%、住民税5%)の税率となる。)。受益証券の譲渡損益につき確定申告を行った場合、申告分離課税の対象となり、その場合の税率は源泉徴収税率と同一であるが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了する。

譲渡損益は、他の株式等の譲渡損益(上場株式等以外との損益通算については、受益証券の譲渡損益につき確定申告を行った場合に限る。)および上場株式等の配当所得(受益証券の譲渡損益につき確定申告を行った場合または平成22年1月1日以後に源泉徴収選択口座に受け入れたファンドの分配金に限る。)との損益通算が可能である。申告分離課税を選択した場合、損失の翌年以降3年間の繰越も可能である。

- (6) ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、(5)と同様の取扱いとなる。

- (7) 日本の個人受益者についての分配金および譲渡ならびに買戻しの対価については、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される。

(注) 日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ケイマン諸島に住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しケイマン諸島税務当局により課税されることは一切ない。

ファンドは、税法上、公募外国株式投資信託として取り扱われる。ただし、将来における税務当局の判断によりこれと異なる取扱いがなされる可能性もある。

税制等の変更により上記、ないしに記載されている取扱いは変更されることがある。

(B) ケイマン諸島

現行法に基づいて、ケイマン諸島政府は受託会社または受益者に対して所得税、法人税、キャピタル・ゲイン税、遺産税、相続税、贈与税または源泉徴収税を賦課しない。またケイマン諸島が当事者となっている二重課税防止条約はない。

受託会社は、トラストに関しケイマン諸島総督より保証書を受領している。かかる保証書には、ケイマン諸島信託法（2009年改正）第81条に従って、保証書の発行日付から向こう50年間にケイマン諸島で制定された所得、資本資産、資本利得またはキャピタル・ゲインに租税を課す法律および相続税的な性格を有する租税を課す法律はサブ・ファンドを構成する資産もしくはサブ・ファンドに起因する所得、またはかかる資産もしくは所得に関連してサブ・ファンドの受益者には適用されないことが明記される。

受託会社はケイマン諸島では課税されないが、サブ・ファンドはサブ・ファンドの投資に起因する所得または利得に関してその他の国で源泉徴収される租税を支払う責任を負う可能性がある。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

投資別および地域別の投資状況

<先進国ソブリン債券ファンド>

(平成21年8月末日現在)

資産の種類	国名	時価合計(円)	投資比率(%)
投資信託	ケイマン諸島	261,126,349	101.05
現金・その他の資産(負債控除後)		-2,721,431	-1.05
合計(純資産総額)		258,404,918	100.00

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいう。

以下は、組入投資信託であるNGFDソブリン・ボンド・トレーディング・リミテッド(NGFD-Sovereign Bond Trading Ltd)の投資状況である。

(平成21年8月末日現在)

資産の種類	国名	時価合計(円)	投資比率(%)
投資信託	アイルランド	51,580,052	19.75
債券	アメリカ合衆国	116,266,302	44.52
	ドイツ	36,566,496	14.00
	フランス	35,566,264	13.62
	オランダ	17,996,798	6.89
小計		257,975,912	98.79
現金・その他の資産(負債控除後)		3,151,431	1.21
合計(純資産総額)		261,127,343	100.00

(注1)投資比率とは、NGFDソブリン・ボンド・トレーディング・リミテッドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいう。

(注2)NGFDソブリン・ボンド・トレーディング・リミテッドの「時価合計(円)」の「合計(純資産総額)」欄に記載された金額は、1口当たり純資産価格における算出方法が異なるため、上記の先進国ソブリン債券ファンドに関する表中の特定の資産の「時価合計(円)」欄に記載された金額と一致するものではない。

<投資適格債券ファンド>

(平成21年8月末日現在)

資産の種類	国名	時価合計(円)	投資比率(%)
投資信託	ケイマン諸島	274,387,628	101.00
現金・その他の資産(負債控除後)		-2,709,440	-1.00
合計(純資産総額)		271,678,188	100.00

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいう。

以下は、組入投資信託であるNGFDインベストメント・グレード・ボンド・トレーディング・リミテッド

(NGFD-Investments Grade Bond Trading Ltd)の投資状況である。

(平成21年8月末日現在)

資産の種類	国名	時価合計(円)	投資比率(%)
投資信託	アイルランド	143,254,875.00	52.21
	ルクセンブルグ	113,100,515.00	41.22
	ベルギー	14,672,459.00	5.35
小計		271,027,849	98.78
現金・その他の資産(負債控除後)		3,359,457	1.22
合計(純資産総額)		274,387,306	100.00

(注1) 投資比率とは、NGFDインベストメント・グレード・ボンド・トレーディング・リミテッドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいう。

(注2) NGFDインベストメント・グレード・ボンド・トレーディング・リミテッドの「時価合計(円)」の「合計(純資産総額)」欄に記載された金額は、1口当たり純資産価格における算出方法が異なるため、上記の投資適格債券ファンドに関する表中の特定の資産の「時価合計(円)」欄に記載された金額と一致するものではない。

<エマージング債券ファンド>

(平成21年8月末日現在)

資産の種類	国名	時価合計(円)	投資比率(%)
投資信託	ケイマン諸島	455,118,632	100.78
現金・その他の資産(負債控除後)		-3,517,740	-0.78
合計(純資産総額)		451,600,892	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいう。

以下は、組入投資信託であるNGFDエマージング・ボンド・トレーディング・リミテッド(NGFD-Emerging Bond Trading Ltd)の投資状況である。

(平成21年8月末日現在)

資産の種類	国名	時価合計(円)	投資比率(%)
投資信託	ルクセンブルグ	180,229,667	39.60
	イギリス	167,991,101	36.91
	アイルランド	104,319,127	22.92
小計		452,539,895	99.43
現金・その他の資産(負債控除後)		2,575,988	0.57
合計(純資産総額)		455,115,883	100.00

(注1) 投資比率とは、NGFDエマージング・ボンド・トレーディング・リミテッドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいう。

(注2) NGFDエマージング・ボンド・トレーディング・リミテッドの「時価合計(円)」の「合計(純資産総額)」欄に記載された金額は、1口当たり純資産価格における算出方法が異なるため、上記のエマージング債券ファンドに関する表中の特定の資産の「時価合計(円)」欄に記載された金額と一致するものではない。

<ハイイールド債券ファンド>

(平成21年8月末日現在)

資産の種類	国名	時価合計(円)	投資比率(%)
投資信託	ケイマン諸島	950,542,808	100.67
現金・その他の資産(負債控除後)		-6,327,127	-0.67
合計(純資産総額)		944,215,681	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいう。

以下は、組入投資信託であるNGFD HYボンド・トレーディング・リミテッド(NGFD-HY Bond Trading

Ltd)の投資状況である。

(平成21年8月末日現在)

資産の種類	国名	時価合計(円)	投資比率(%)
投資信託	ルクセンブルグ	942,414,128	99.14
現金・その他の資産(負債控除後)		8,132,983	0.86
合計(純資産総額)		950,547,111	100.00

(注1)投資比率とは、NGFD HYボンド・トレーディング・リミテッドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいう。

(注2)NGFD HYボンド・トレーディング・リミテッドの「時価合計(円)」の「合計(純資産総額)」欄に記載された金額は、1口当たり純資産価格における算出方法が異なるため、上記のハイイールド債券ファンドに関する表中の特定の資産の「時価合計(円)」欄に記載された金額と一致するものではない。

<先進国高配当株式ファンド>

(平成21年8月末日現在)

資産の種類	国名	時価合計(円)	投資比率(%)
投資信託	ケイマン諸島	88,062,664	102.76
現金・その他の資産(負債控除後)		-2,361,886	-2.76
合計(純資産総額)		85,700,778	100.00

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいう。

以下は、組入投資信託であるNGFD HYエクイティ・トレーディング・リミテッド(NGFD-HY Equity Trading Ltd)の投資状況である。

(平成21年8月末日現在)

資産の種類	国名	時価合計(円)	投資比率(%)
投資信託	ルクセンブルグ	87,853,873	99.76
現金・その他の資産(負債控除後)		208,365	0.24
合計(純資産総額)		88,062,238	100.00

(注1)投資比率とは、NGFD HYエクイティ・トレーディング・リミテッドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいう。

(注2)NGFD HYエクイティ・トレーディング・リミテッドの「時価合計(円)」の「合計(純資産総額)」欄に記載された金額は、1口当たり純資産価格における算出方法が異なるため、上記の先進国高配当株式ファンドに関する表中の特定の資産の「時価合計(円)」欄に記載された金額と一致するものではない。

<世界インカム株式プラス・ファンド>

(平成21年8月末日現在)

資産の種類	国名	時価合計(円)	投資比率(%)
投資信託	ケイマン諸島	83,522,252	102.89
現金・その他の資産(負債控除後)		-2,343,069	-2.89
合計(純資産総額)		81,179,183	100.00

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいう。

以下は、組入投資信託であるNGFDインカム・エクイティ・トレーディング・リミテッド(NGFD-Income Equities Trading Ltd)の投資状況である。

(平成21年8月末日現在)

資産の種類	国名	時価合計(円)	投資比率(%)
投資信託	ルクセンブルグ	82,143,780	98.35
現金・その他の資産(負債控除後)		1,379,142	1.65
合計(純資産総額)		83,522,922	100.00

(注1)投資比率とは、NGFDインカム・エクイティ・トレーディング・リミテッドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいう。

(注2)NGFDインカム・エクイティ・トレーディング・リミテッドの「時価合計(円)」の「合計(純資産総額)」欄に記載された金額は、1口当たり純資産価格における算出方法が異なるため、上記の世界インカム株式プラス・ファンドに関する表中

の特定の資産の「時価合計（円）」欄に記載された金額と一致するものではない。

<オルタナティブ・ファンド>

（平成21年8月末日現在）

資産の種類	国名	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託	ケイマン諸島	386,980,322	100.77
現金・その他の資産（負債控除後）		-2,966,265	-0.77
合計（純資産総額）		384,014,057	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいう。

以下は、組入投資信託であるNGFDオルタナティブ・トレーディング・リミテッド（NGFD-Alternative Trading Ltd）の投資状況である。

（平成21年8月末日現在）

資産の種類	国名	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託	ルクセンブルグ	182,368,790	47.13
	オーストラリア	81,281,027	21.00
	ガーンジー	69,868,212	18.05
	ケイマン諸島	24,102,913	6.23
	アイルランド	20,231,662	5.23
小計		377,852,604	97.64
現金・その他の資産（負債控除後）		9,127,117	2.36
合計（純資産総額）		386,979,721	100.00

（注1）投資比率とは、NGFDオルタナティブ・トレーディング・リミテッドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいう。

（注2）NGFDオルタナティブ・トレーディング・リミテッドの「時価合計（円）」の「合計（純資産総額）」欄に記載された金額は、1口当たり純資産価格における算出方法が異なるため、上記のオルタナティブ・ファンドに関する表中の特定の資産の「時価合計（円）」欄に記載された金額と一致するものではない。

（2）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

<先進国ソブリン債券ファンド>

（平成21年8月末日現在）

銘柄	国名	種類	保有口数	取得原価（円）		時価（円）		投資比率（％）
				単価	金額	単価	金額	
NGFD Sovereign Bond Trading Ltd	ケイマン諸島	投資信託	290,977,758	0.97	282,180,178	0.90	261,126,349	101.05

以下は、組入投資信託であるNGFDソブリン・ボンド・トレーディング・リミテッドの投資有価証券である。

（ ）投資信託

（平成21年8月末日現在）

順位	銘柄	国名	種類	保有口数	取得原価（円）		時価（円）		投資比率（％）
					単価	金額	単価	金額	
1	PIMCO GIS MTGE BACKED SEC-INST-FD	アイルランド	投資信託	14,746.00	1,063.13	15,676,923	1,043.77	15,391,503	5.89
2	ISHARES TREASURY BOND 7-10Y DIS	アイルランド	投資信託	840.00	16,344.17	13,729,099	15,660.33	13,154,680	5.04
3	ISHARES TREASURY BOND 1-3Y DIS	アイルランド	投資信託	1,089.00	11,498.93	12,522,337	11,956.56	13,020,690	4.99
4	VANGUARD INV US MORT BACK SC BD-I	アイルランド	投資信託	835.00	12,248.37	10,227,392	11,991.83	10,013,179	3.83

（注）投資比率とは、NGFDソブリン・ボンド・トレーディング・リミテッドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいう。

（ ）債券

（平成21年8月末日現在）

順位	銘柄	国名	種類	利率 (%)	償還日	額面金額 (円)	取得原価 (円)	時価(円)	投資 比率 (%)
1	US T-NOTE 3.125 31AUG13	アメリカ 合衆国	財務省債券	3.125	2013/08/31	478,000	51,741,837	46,205,939	17.69
2	US T-NOTE 2.375 31AUG10	アメリカ 合衆国	財務省債券	2.375	2010/08/31	377,000	40,806,760	35,647,569	13.65
3	US T-NOTE 4.0 15AUG18	アメリカ 合衆国	財務省債券	4.000	2018/08/15	268,000	29,344,466	25,937,340	9.93
4	FRANCE (BTAN) 3.75 12SEP10	フランス	固定利付 ソブリン債	3.750	2010/09/12	139,000	21,427,606	18,966,954	7.26
5	NETHERLANDS GOVT 4.00 15JUL18	オランダ	固定利付 ソブリン債	4.000	2018/07/15	130,106	19,517,948	17,996,798	6.89
6	FRANCE (BTAN) 4.50 12JUL13	フランス	固定利付 ソブリン債	4.500	2013/07/12	116,000	18,351,316	16,599,310	6.36
7	DEUTSCHLAND REP 3.5 12APR13 SER152	ドイツ	固定利付 ソブリン債	3.500	2013/04/12	115,100	17,544,634	15,997,358	6.13
8	DEUTSCHLAND REP 4.25 04JUL18 SER08	ドイツ	固定利付 ソブリン債	4.250	2018/07/04	77,000	12,016,826	11,070,263	4.24
9	DEUTSCHLAND REP 4.25 04JUL39 SER07	ドイツ	固定利付 ソブリン債	4.250	2039/07/04	68,000	10,589,560	9,498,875	3.64
10	US T-BOND 4.5 15MAY38	アメリカ 合衆国	財務省債券	4.500	2038/05/15	87,000	9,487,009	8,475,454	3.25

（注）投資比率とは、NGFDソブリン・ボンド・トレーディング・リミテッドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいう。

<投資適格債券ファンド>

（平成21年8月末日現在）

銘柄	国名	種類	保有口数	取得原価(円)		時価(円)		投資 比率 (%)
				単価	金額	単価	金額	
NGFD-Investments Grade Bond Trading Ltd	ケイマン諸島	投資信託	339,794,713	0.94	319,903,545	0.81	274,387,628	101.00

以下は、組入投資信託であるNGFDインベストメント・グレード・ボンド・トレーディング・リミテッドの投資有価証券である。

（平成21年8月末日現在）

順位	銘柄	国名	種類	保有口数	取得原価(円)		時価(円)		投資 比率 (%)
					単価	金額	単価	金額	
1	LCF ROTH PRIFUND EUROBOND EUR-A-FD	ルクセン ブルグ	投資信託	3,263.00	19,309.41	63,006,595	18,031.16	58,835,675	21.44
2	ISHARES USD CORPORATE BONDS DIS	アイルラ ンド	投資信託	5,645.00	9,033.69	50,995,175	9,072.03	51,211,591	18.66
3	PIMCO GIS MTGE BACKED SEC-INST-FD	アイルラ ンド	投資信託	46,846.00	1,053.72	49,362,674	1,043.77	48,896,675	17.82
4	VANGUARD INV US MORT BACK SC BD-I	アイルラ ンド	投資信託	3,598.00	12,196.58	43,883,304	11,991.83	43,146,609	15.72
5	LCF ROTH PRIFUND-EUR CORP BOND -A-	ルクセン ブルグ	投資信託	2,409.00	19,866.67	47,858,815	17,069.25	41,119,825	14.99
6	PETERCAM BONDS EUR FUND F	ベルギー	投資信託	1,828.00	6,820.89	12,468,588	8,026.51	14,672,459	5.35
7	CAAM EURO CORP BOND INST FUND EUR	ルクセン ブルグ	投資信託	71.00	186,121.96	13,214,659	185,141.06	13,145,015	4.79

（注）投資比率とは、NGFDインベストメント・グレード・ボンド・トレーディング・リミテッドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいう。

< エマージング債券ファンド >

（平成21年8月末日現在）

銘柄	国名	種類	保有口数	取得原価（円）		時価（円）		投資比率 （%）
				単価	金額	単価	金額	
NGFD-Emerging Bond Trading Ltd	ケイマン諸島	投資信託	553,564,552	0.93	512,902,000	0.82	455,118,632	100.78

以下は、組入投資信託であるNGFDエマージング・ボンド・トレーディング・リミテッドの投資有価証券である。

（平成21年8月末日現在）

順位	銘柄	国名	種類	保有口数	取得原価（円）		時価（円）		投資比率 （%）
					単価	金額	単価	金額	
1	MFS MERIDIAN EM MKTS DEBT-I1 USD FD	ルクセンブルグ	投資信託	9,152.00	9,953.77	91,096,933	12,350.87	113,035,175	24.84
2	BNY MELLON EM MKT DEBT LC CCY USD C	アイルランド	投資信託	865,500.00	115.69	100,131,500	120.53	104,319,127	22.92
3	INVESTEC EM MRKTS DT-I-FD USD	イギリス	投資信託	443,498.00	219.05	97,149,781	226.02	100,240,002	22.03
4	THREADNEEDLE INV EMERG MKT B3 FUND	イギリス	投資信託	330,318.00	168.18	55,552,379	205.11	67,751,099	14.89
5	FRANK TP INV EM MRT BD-A Q FD DIS	ルクセンブルグ	投資信託	41,290.47	1,325.44	54,728,073	1,627.36	67,194,492	14.76

（注）投資比率とは、NGFDエマージング・ボンド・トレーディング・リミテッドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいう。

< ハイイールド債券ファンド >

（平成21年8月末日現在）

銘柄	国名	種類	保有口数	取得原価（円）		時価（円）		投資比率 （%）
				単価	金額	単価	金額	
NGFD-HY Bond Trading Ltd	ケイマン諸島	投資信託	1,227,805,948	0.92	1,123,793,169	0.77	950,542,808	100.67

以下は、組入投資信託であるNGFD HYボンド・トレーディング・リミテッドの投資有価証券である。

（平成21年8月末日現在）

順位	銘柄	国名	種類	保有口数	取得原価（円）		時価（円）		投資比率 （%）
					単価	金額	単価	金額	
1	SCHRODER INTL GLB HI YLD-C USD FUND	ルクセンブルグ	投資信託	147,195.00	2,273.19	334,602,024	2,360.32	347,427,712	36.55
2	FIDELITY FUNDS-US HIGH YIELD DIS	ルクセンブルグ	投資信託	373,569.00	1,165.22	435,288,849	910.82	340,254,527	35.80
3	BLACKROCK USD HIGH YIELD BOND-A2 FD	ルクセンブルグ	投資信託	125,979.00	1,413.19	178,032,646	1,575.40	198,467,836	20.88
4	FIDELITY FUNDS-EUR HIGH YIELD-A DIS	ルクセンブルグ	投資信託	55,250.11	1,007.52	55,665,507	1,018.35	56,264,053	5.92

（注）投資比率とは、NGFD HYボンド・トレーディング・リミテッドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいう。

< 先進国高配当株式ファンド >

（平成21年8月末日現在）

銘柄	国名	種類	保有口数	取得原価（円）		時価（円）		投資比率 （%）
				単価	金額	単価	金額	
NGFD-HY Equity Trading Ltd	ケイマン諸島	投資信託	157,038,829	0.83	130,929,223	0.56	88,062,664	102.76

以下は、組入投資信託であるNGFD HYエクイティ・トレーディング・リミテッドの投資有価証券である。

（平成21年8月末日現在）

順位	銘柄	国名	種類	保有口数	取得原価（円）		時価（円）		投資比率 （％）
					単価	金額	単価	金額	
1	SCHRODER INTL GL EQ YLD-A DIS	ルクセンブルグ	投資信託	11,414.00	12,796.65	146,060,997	7,697.03	87,853,873	99.76

（注）投資比率とは、NGFD HYエクイティ・トレーディング・リミテッドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいう。

<世界インカム株式プラス・ファンド>

（平成21年8月末日現在）

銘柄	国名	種類	保有口数	取得原価（円）		時価（円）		投資比率 （％）
				単価	金額	単価	金額	
NGFD-Income Equities Trading Ltd	ケイマン諸島	投資信託	165,603,752	0.88	145,426,674	0.50	83,522,252	102.89

以下は、組入投資信託であるNGFDインカム・エクイティ・トレーディング・リミテッドの投資有価証券である。

（平成21年8月末日現在）

順位	銘柄	国名	種類	保有口数	取得原価（円）		時価（円）		投資比率 （％）
					単価	金額	単価	金額	
1	BLACKROCK GL ENHANCED EQY YLD A2	ルクセンブルグ	投資信託	106,670.00	733.57	78,249,568	770.07	82,143,780	98.35

（注）投資比率とは、NGFDインカム・エクイティ・トレーディング・リミテッドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいう。

<オルタナティブ・ファンド>

（平成21年8月末日現在）

銘柄	国名	種類	保有口数	取得原価（円）		時価（円）		投資比率 （％）
				単価	金額	単価	金額	
NGFD-Alternative Trading Ltd	ケイマン諸島	投資信託	700,416,874	0.77	536,250,745	0.55	386,980,322	100.77

以下は、組入投資信託であるNGFDオルタナティブ・トレーディング・リミテッドの投資有価証券である。

（平成21年8月末日現在）

順位	銘柄	国名	種類	保有口数	取得原価（円）		時価（円）		投資比率 （％）
					単価	金額	単価	金額	
1	MACQUARIE GL PROP B FD	オーストラリア	投資信託	1,639,337.76	68.79	112,774,754	49.58	81,281,027	21.00
2	SCHRODER INTL GLOBAL PROP SECS C	ルクセンブルグ	投資信託	8,800.00	7,113.72	62,600,709	8,723.17	76,763,931	19.84
3	HENDERSON HOR-G PROP EQTY-12	ルクセンブルグ	投資信託	71,776.65	1,059.55	76,050,830	1,030.79	73,986,338	19.12
4	ASHMORE ASIAN RECOVERY FUND	ガーンジー	投資信託	18,449.60	4,050.72	74,734,129	2,697.61	49,769,759	12.86
5	RREEF ASIA-PAC REAL EST-LC EUR	ルクセンブルグ	投資信託	3,020.00	8,667.62	26,176,214	10,469.71	31,618,521	8.17
6	ISHARES EPRA GBL PROPTY YLD ETF DIS	アイルランド	投資信託	14,422.00	1,416.32	20,426,220	1,402.83	20,231,662	5.23
7	AVIVA INV ALTERN FD PCC G7 TR2 INIT	ガーンジー	投資信託	5,274.48	3,718.97	19,615,606	3,810.51	20,098,453	5.19
8	THAMES RIVER HILL APEX II CL A SPV	ケイマン諸島	投資信託	69.40	203,720.12	14,138,176	182,426.77	12,660,418	3.27
9	THAMES RIVER HILLSIDE APEX-A	ケイマン諸島	投資信託	57.63	346,244.72	19,954,083	198,551.02	11,442,495	2.96

（注）投資比率とは、NGFDオルタナティブ・トレーディング・リミテッドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいう。

【投資不動産物件】

該当事項なし（平成21年8月末日現在）。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項なし（平成21年8月末日現在）。

（3）【運用実績】

【純資産の推移】

各サブ・ファンドの下記会計年度末および平成21年8月末日前一年間における各月末の純資産の推移は、以下のとおりである。

<先進国ソブリン債券ファンド>

	純資産総額 (円)	1口当たり純資産価格 (円)
第一会計年度末 (平成20年5月末日)	705,271,723	0.9481
第二会計年度末 (平成21年5月末日)	347,374,856	0.8362
平成20年9月末日	759,661,612	0.9268
10月末日	672,340,269	0.8063
11月末日	663,583,592	0.8279
12月末日	570,652,685	0.8400
平成21年1月末日	488,635,538	0.7820
2月末日	482,077,830	0.8428
3月末日	449,322,596	0.8694
4月末日	386,045,455	0.8541
5月末日	347,374,856	0.8362
6月末日	325,769,985	0.8333
7月末日	281,037,911	0.8292
8月末日	258,404,918	0.8114

<投資適格債券ファンド>

	純資産総額 (円)	1口当たり純資産価格 (円)
第一会計年度末 (平成20年5月末日)	692,915,852	0.9351
第二会計年度末 (平成21年5月末日)	359,598,783	0.7382
平成20年9月末日	703,917,353	0.8618
10月末日	587,252,211	0.7060
11月末日	563,812,816	0.7052
12月末日	570,799,327	0.7165
平成21年1月末日	488,875,481	0.6669

2月末日	482,431,670	0.7190
3月末日	453,150,414	0.7475
4月末日	393,635,706	0.7425
5月末日	359,598,783	0.7382
6月末日	338,605,420	0.7384
7月末日	293,893,542	0.7393
8月末日	271,678,188	0.7273

<エマージング債券ファンド>

	純資産総額 (円)	1口当たり純資産価格 (円)
第一会計年度末 (平成20年5月末日)	1,257,964,836	0.9094
第二会計年度末 (平成21年5月末日)	585,253,783	0.6971
平成20年9月末日	1,275,963,424	0.8255
10月末日	948,472,945	0.6111
11月末日	897,347,915	0.5983
12月末日	765,979,209	0.6047
平成21年1月末日	676,954,489	0.5958
2月末日	663,239,706	0.6174
3月末日	648,515,357	0.6438
4月末日	592,618,471	0.6776
5月末日	585,253,783	0.6971
6月末日	538,420,612	0.6984
7月末日	493,513,325	0.7221
8月末日	451,600,892	0.7128

<ハイイールド債券ファンド>

	純資産総額 (円)	1口当たり純資産価格 (円)
第一会計年度末 (平成20年5月末日)	2,614,847,335	0.9005
第二会計年度末 (平成21年5月末日)	1,207,794,911	0.6337
平成20年9月末日	2,581,235,819	0.7955
10月末日	1,956,695,055	0.6014
11月末日	1,732,704,182	0.5508
12月末日	1,514,893,747	0.5270
平成21年1月末日	1,422,283,083	0.5518
2月末日	1,427,117,117	0.5855
3月末日	1,354,439,987	0.5926

4月末日	1,222,270,004	0.6157
5月末日	1,207,794,911	0.6337
6月末日	1,116,030,532	0.6376
7月末日	1,037,214,512	0.6685
8月末日	944,215,681	0.6566

<先進国高配当株式ファンド>

	純資産総額 (円)	1口当たり純資産価格 (円)
第一会計年度末 (平成20年5月末日)	362,122,528	0.8182
第二会計年度末 (平成21年5月末日)	106,305,740	0.4508
平成20年9月末日	303,624,592	0.6317
10月末日	222,113,011	0.4674
11月末日	197,199,801	0.4343
12月末日	163,700,127	0.4215
平成21年1月末日	138,710,408	0.3954
2月末日	122,736,084	0.3820
3月末日	114,403,076	0.3933
4月末日	105,116,570	0.4174
5月末日	106,305,740	0.4508
6月末日	96,456,816	0.4493
7月末日	91,133,242	0.4756
8月末日	85,700,778	0.4839

<世界インカム株式プラス・ファンド>

	純資産総額 (円)	1口当たり純資産価格 (円)
第一会計年度末 (平成20年5月末日)	421,722,467	0.7964
第二会計年度末 (平成21年5月末日)	101,474,406	0.3899
平成20年9月末日	348,635,589	0.6032
10月末日	258,835,098	0.4474
11月末日	223,967,395	0.4021
12月末日	152,335,628	0.3796
平成21年1月末日	128,460,310	0.3588
2月末日	117,807,472	0.3469
3月末日	111,494,766	0.3517
4月末日	104,273,738	0.3708
5月末日	101,474,406	0.3899
6月末日	94,194,891	0.3897

7月末日	86,413,435	0.4082
8月末日	81,179,183	0.4062

<オルタナティブ・ファンド>

	純資産総額 (円)	1口当たり純資産価格 (円)
第一会計年度末 (平成20年5月末日)	1,017,689,651	0.8203
第二会計年度末 (平成21年5月末日)	480,349,760	0.4741
平成20年9月末日	926,689,759	0.6922
10月末日	671,955,750	0.5036
11月末日	571,172,414	0.4478
12月末日	726,153,439	0.4430
平成21年1月末日	616,442,338	0.4166
2月末日	554,654,445	0.4029
3月末日	523,772,162	0.4157
4月末日	496,029,619	0.4531
5月末日	480,349,760	0.4741
6月末日	447,989,013	0.4808
7月末日	407,654,049	0.4944
8月末日	384,014,057	0.4986

【分配の推移】

各サブ・ファンドの下記会計年度における1口当たり分配金の額は、以下のとおりである。

<先進国ソブリン債券ファンド>

	1口当たり 分配金 (円)	基準日	分配落ち日	海外支払日
第一会計年度 (平成19年10月30日～ 平成20年5月31日)	0.0030	平成20年4月10日	平成20年4月11日	平成20年4月16日
	0.0030	平成20年5月13日	平成20年5月14日	平成20年5月20日
第二会計年度 (平成20年6月1日～ 平成21年5月31日)	0.0030	平成20年6月10日	平成20年6月11日	平成20年6月17日
	0.0030	平成20年7月10日	平成20年7月11日	平成20年7月16日
	0.0030	平成20年8月11日	平成20年8月12日	平成20年8月18日
	0.0030	平成20年9月10日	平成20年9月11日	平成20年9月17日
	0.0030	平成20年10月10日	平成20年10月14日	平成20年10月17日
	0.0030	平成20年11月11日	平成20年11月12日	平成20年11月17日
	0.0030	平成20年12月10日	平成20年12月11日	平成20年12月16日
	0.0030	平成21年1月13日	平成21年1月14日	平成21年1月19日
	0.0030	平成21年2月10日	平成21年2月12日	平成21年2月17日
	0.0030	平成21年3月10日	平成21年3月11日	平成21年3月16日
	0.0025	平成21年4月14日	平成21年4月15日	平成21年4月20日
	0.0025	平成21年5月11日	平成21年5月12日	平成21年5月15日

<投資適格債券ファンド>

	1口当たり分 配金 (円)	基準日	分配落ち日	海外支払日
第一会計年度 (平成19年10月30日～ 平成20年5月31日)	0.0030	平成20年4月10日	平成20年4月11日	平成20年4月16日
	0.0030	平成20年5月13日	平成20年5月14日	平成20年5月20日
第二会計年度 (平成20年6月1日～ 平成21年5月31日)	0.0030	平成20年6月10日	平成20年6月11日	平成20年6月17日
	0.0030	平成20年7月10日	平成20年7月11日	平成20年7月16日
	0.0030	平成20年8月11日	平成20年8月12日	平成20年8月18日
	0.0030	平成20年9月10日	平成20年9月11日	平成20年9月17日
	0.0030	平成20年10月10日	平成20年10月14日	平成20年10月17日
	0.0030	平成20年11月11日	平成20年11月12日	平成20年11月17日
	0.0025	平成20年12月10日	平成20年12月11日	平成20年12月16日
	0.0025	平成21年1月13日	平成21年1月14日	平成21年1月19日
	0.0025	平成21年2月10日	平成21年2月12日	平成21年2月17日
	0.0025	平成21年3月10日	平成21年3月11日	平成21年3月16日
	0.0025	平成21年4月14日	平成21年4月15日	平成21年4月20日
	0.0025	平成21年5月11日	平成21年5月12日	平成21年5月15日

<エマージング債券ファンド>

	1口当たり分 配金 (円)	基準日	分配落ち日	海外支払日
第一会計年度 (平成19年10月30日～ 平成20年5月31日)	0.0055	平成20年4月10日	平成20年4月11日	平成20年4月16日
	0.0055	平成20年5月13日	平成20年5月14日	平成20年5月20日
第二会計年度 (平成20年6月1日～ 平成21年5月31日)	0.0055	平成20年6月10日	平成20年6月11日	平成20年6月17日
	0.0055	平成20年7月10日	平成20年7月11日	平成20年7月16日
	0.0055	平成20年8月11日	平成20年8月12日	平成20年8月18日
	0.0055	平成20年9月10日	平成20年9月11日	平成20年9月17日
	0.0055	平成20年10月10日	平成20年10月14日	平成20年10月17日
	0.0055	平成20年11月11日	平成20年11月12日	平成20年11月17日
	0.0040	平成20年12月10日	平成20年12月11日	平成20年12月16日
	0.0040	平成21年1月13日	平成21年1月14日	平成21年1月19日
	0.0040	平成21年2月10日	平成21年2月12日	平成21年2月17日
	0.0040	平成21年3月10日	平成21年3月11日	平成21年3月16日
	0.0040	平成21年4月14日	平成21年4月15日	平成21年4月20日
	0.0040	平成21年5月11日	平成21年5月12日	平成21年5月15日

<ハイイールド債券ファンド>

	1口当たり分 配金 (円)	基準日	分配落ち日	海外支払日
第一会計年度 (平成19年10月30日～ 平成20年5月31日)	0.0060	平成20年4月10日	平成20年4月11日	平成20年4月16日
	0.0060	平成20年5月13日	平成20年5月14日	平成20年5月20日

第二会計年度 (平成20年6月1日～ 平成21年5月31日)	0.0060	平成20年6月10日	平成20年6月11日	平成20年6月17日
	0.0060	平成20年7月10日	平成20年7月11日	平成20年7月16日
	0.0060	平成20年8月11日	平成20年8月12日	平成20年8月18日
	0.0060	平成20年9月10日	平成20年9月11日	平成20年9月17日
	0.0060	平成20年10月10日	平成20年10月14日	平成20年10月17日
	0.0060	平成20年11月11日	平成20年11月12日	平成20年11月17日
	0.0050	平成20年12月10日	平成20年12月11日	平成20年12月16日
	0.0050	平成21年1月13日	平成21年1月14日	平成21年1月19日
	0.0050	平成21年2月10日	平成21年2月12日	平成21年2月17日
	0.0050	平成21年3月10日	平成21年3月11日	平成21年3月16日
	0.0055	平成21年4月14日	平成21年4月15日	平成21年4月20日
	0.0055	平成21年5月11日	平成21年5月12日	平成21年5月15日

< 先進国高配当株式ファンド >

	1口当たり分 配金 (円)	基準日	分配落ち日	海外支払日
第一会計年度 (平成19年10月30日～ 平成20年5月31日)	0.0025	平成20年4月10日	平成20年4月11日	平成20年4月16日
	0.0025	平成20年5月13日	平成20年5月14日	平成20年5月20日
第二会計年度 (平成20年6月1日～ 平成21年5月31日)	0.0025	平成20年6月10日	平成20年6月11日	平成20年6月17日
	0.0025	平成20年7月10日	平成20年7月11日	平成20年7月16日
	0.0025	平成20年8月11日	平成20年8月12日	平成20年8月18日
	0.0025	平成20年9月10日	平成20年9月11日	平成20年9月17日
	0.0025	平成20年10月10日	平成20年10月14日	平成20年10月17日
	0.0025	平成20年11月11日	平成20年11月12日	平成20年11月17日
	0.0015	平成20年12月10日	平成20年12月11日	平成20年12月16日
	0.0015	平成21年1月13日	平成21年1月14日	平成21年1月19日
	0.0015	平成21年2月10日	平成21年2月12日	平成21年2月17日
	0.0015	平成21年3月10日	平成21年3月11日	平成21年3月16日
	0.0010	平成21年4月14日	平成21年4月15日	平成21年4月20日
	0.0010	平成21年5月11日	平成21年5月12日	平成21年5月15日

< 世界インカム株式プラス・ファンド >

	1口当たり分 配金 (円)	基準日	分配落ち日	海外支払日
第一会計年度 (平成19年10月30日～ 平成20年5月31日)	0.0050	平成20年4月10日	平成20年4月11日	平成20年4月16日
	0.0050	平成20年5月13日	平成20年5月14日	平成20年5月20日

第二会計年度 (平成20年6月1日～ 平成21年5月31日)	0.0050	平成20年6月10日	平成20年6月11日	平成20年6月17日
	0.0050	平成20年7月10日	平成20年7月11日	平成20年7月16日
	0.0050	平成20年8月11日	平成20年8月12日	平成20年8月18日
	0.0050	平成20年9月10日	平成20年9月11日	平成20年9月17日
	0.0050	平成20年10月10日	平成20年10月14日	平成20年10月17日
	0.0050	平成20年11月11日	平成20年11月12日	平成20年11月17日
	0.0030	平成20年12月10日	平成20年12月11日	平成20年12月16日
	0.0030	平成21年1月13日	平成21年1月14日	平成21年1月19日
	0.0030	平成21年2月10日	平成21年2月12日	平成21年2月17日
	0.0030	平成21年3月10日	平成21年3月11日	平成21年3月16日
	0.0025	平成21年4月14日	平成21年4月15日	平成21年4月20日
	0.0025	平成21年5月11日	平成21年5月12日	平成21年5月15日

<オルタナティブ・ファンド>

	1口当たり分 配金 (円)	基準日	分配落日	海外支払日
第一会計年度 (平成19年10月30日～ 平成20年5月31日)	0.0030	平成20年4月10日	平成20年4月11日	平成20年4月16日
	0.0030	平成20年5月13日	平成20年5月14日	平成20年5月20日
第二会計年度 (平成20年6月1日～ 平成21年5月31日)	0.0030	平成20年6月10日	平成20年6月11日	平成20年6月17日
	0.0030	平成20年7月10日	平成20年7月11日	平成20年7月16日
	0.0030	平成20年8月11日	平成20年8月12日	平成20年8月18日
	0.0030	平成20年9月10日	平成20年9月11日	平成20年9月17日
	0.0030	平成20年10月10日	平成20年10月14日	平成20年10月17日
	0.0030	平成20年11月11日	平成20年11月12日	平成20年11月17日
	0.0015	平成20年12月10日	平成20年12月11日	平成20年12月16日
	0.0015	平成21年1月13日	平成21年1月14日	平成21年1月19日
	0.0015	平成21年2月10日	平成21年2月12日	平成21年2月17日
	0.0015	平成21年3月10日	平成21年3月11日	平成21年3月16日
	0.0015	平成21年4月14日	平成21年4月15日	平成21年4月20日
	0.0015	平成21年5月11日	平成21年5月12日	平成21年5月15日

【収益率の推移】

<先進国ソブリン債券ファンド>

	収益率(注)
第一会計年度 (平成19年10月30日～平成20年5月31日)	- 4.59%
第二会計年度 (平成20年6月1日～平成21年5月31日)	- 8.11%

<投資適格債券ファンド>

	収益率(注)

第一会計年度 (平成19年10月30日～平成20年5月31日)	- 5.89%
第二会計年度 (平成20年6月1日～平成21年5月31日)	- 17.53%

<エマージング債券ファンド>

	収益率(注)
第一会計年度 (平成19年10月30日～平成20年5月31日)	- 7.96%
第二会計年度 (平成20年6月1日～平成21年5月31日)	- 17.08%

<ハイイールド債券ファンド>

	収益率(注)
第一会計年度 (平成19年10月30日～平成20年5月31日)	- 8.75%
第二会計年度 (平成20年6月1日～平成21年5月31日)	- 22.19%

<先進国高配当株式ファンド>

	収益率(注)
第一会計年度 (平成19年10月30日～平成20年5月31日)	- 17.68%
第二会計年度 (平成20年6月1日～平成21年5月31日)	- 42.09%

<世界インカム株式プラス・ファンド>

	収益率(注)
第一会計年度 (平成19年10月30日～平成20年5月31日)	- 19.36%
第二会計年度 (平成20年6月1日～平成21年5月31日)	- 45.14%

<オルタナティブ・ファンド>

	収益率(注)
第一会計年度 (平成19年10月30日～平成20年5月31日)	- 17.37%
第二会計年度 (平成20年6月1日～平成21年5月31日)	- 38.91%

(注) 収益率(%) = $100 \times (a - b) / b$

a = 会計年度末の1口当たり純資産価格(当該会計年度の分配金の合計額を加えた額)

b = 当該会計年度の直前の会計年度末の1口当たり純資産価格(分配落の額)(第一会計年度の場合、1口当たり当初申込価格(1円))

第2【外国投資信託受益証券事務の概要】

（イ）ファンド証券の名義書換

サブ・ファンドの記名式受益証券の名義書換機関は次のとおりである。

取扱機関 ニッコウ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エイ

取扱場所 ルクセンブルグ大公国 ルクセンブルグ L - 2557

ロベルトシュトゥンパー通り9A

日本の受益者については、受益証券の保管を販売会社または販売取扱会社に委託している場合、販売会社または販売取扱会社の責任で必要な名義書換手続きがとられ、それ以外のものについては本人の責任で行う。

名義書換の費用は受益者から徴収されない。

（ロ）受益者集会

受託会社または管理会社は、いつでも受益者集会を招集することができる。受託会社または管理会社は、発行済受益証券の純資産総額の51%以上を保有する受益者からの要求がある場合、受益者集会を招集しなければならない。受益者集会の少なくとも21日前には受益者に通知が行われる。

すべての受益者集会における出席者数、定足数および議決権数の要件ならびに受益者の議決権は信託証書に記載されている。

（ハ）受益者に対する特典、譲渡制限

受益者に対する特典はない。

管理会社は、いかなる者（米国人および（制限付例外がある）ケイマン諸島の居住者または所在地事務代行会社を含む。）によるファンド証券の取得も制限することができる。

第二部【ファンドの詳細情報】

第1【ファンドの追加情報】

1【ファンドの沿革】

平成4年2月27日 管理会社設立

平成19年9月25日 基本信託証券およびサブ・ファンド信託証券締結

平成19年10月17日 サブ・ファンドの募集開始

平成19年10月30日 サブ・ファンドの運用開始（設定日）

平成20年3月25日 追補信託証券締結

2【ファンドに係る法制度の概要】

準拠法の名称

ファンドは、ケイマン諸島の信託法（2009年改正）（以下「信託法」という。）に基づき設立されている。トラストは、また、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法（2009年改正）（以下「ミューチュアル・ファンド法」という。）により規制される。

準拠法の内容

（ ）信託法

ケイマン諸島の信託の法律は、基本的には英国の信託法に従っており、英国の信託法のほとんどの部分を採用しており、信託に関する英国判例法のほとんどを採用している。さらに、信託法は、英国の1925年受託者法を実質的に基礎としている。投資者は、受託会社に対して資金を払い込み、投資者の利益のために投資運用会社が運用する間、受託会社は、一般的に保管銀行としてこれを保持する。各受益者は、信託資産の持分比率に応じて権利を有する。

受託会社は、通常の忠実義務に服し、かつ受益者に対して説明の義務を負う。その機能、義務および責任の詳細は、ユニット・トラストの信託証券に記載される。

大部分のユニット・トラストは、免税信託として登録申請される。その場合、信託証券、ケイマン諸島の居住者またはケイマン諸島を本拠地とする者を、（限られた一定の場合を除き、）受益者としないう旨宣言した受託会社の法定の宣誓書が登録料と共に信託登記官に届出される。

免税信託の受託会社は、受託会社、受益者、および信託財産が50年間課税に服さないとの約定を取得することができる。

信託は、150年まで存続することができ、一定の場合は無期限に存続できる。

免税信託は、信託証券の変更を信託登記官に提出しなければならない。

免税信託は、信託登記官に対して、当初手数料および年次手数料を支払わなければならない。

（ ）ミューチュアル・ファンド法

後記「監督官庁の概要」の記載を参照。

（ ）一般投資家向け投資信託（日本）規則（2007年改正）

平成15年11月19日に発効した一般投資家向け投資信託（日本）規則（2007年改正）（以下「ミューチュアル・ファンド規則」という。）は、日本で公衆に向けて販売される一般投資家向け投資信託に関する新たな法的枠組みを定めたものである。

CIMAが一般投資家向け投資信託に交付する投資信託免許には、CIMAが適当とみなす条件の適用がある。かかる条件のひとつとして、一般投資家向け投資信託は、ミューチュアル・ファンド規則に従って事業を行わなければならない。

ミューチュアル・ファンド規則は、一般投資家向け投資信託の設立文書に特定の条項を入れることを義務づけている。具体的には、証券の募集に付随する権利および制限、資産と負債の評価に関する条件、純資産価額の計算方法、証券の発行条件、証券の譲渡または転換の条件、証券の買戻しまたは買戻しの中止の条件、監査人の任命などが含まれる。

一般投資家向け投資信託の発行価格、償還価格および買戻価格は、請求に応じて管理事務代行会社の事務所で無料で入手することができなければならない。

一般投資家向け投資信託は、会計年度が終了してから6か月以内、または目論見書に定めるそれ以前の日、年次報告書を作成し、投資家に配付するか、またはこれらを指示しなければならない。年次報告書には、ミューチュアル・ファンド規則に従って作成された当該投資信託の監査済財務諸表を盛り込まなければならない。

また、一般投資家向け投資信託の運営者は、各会計年度が終了してから20日以内に、一般投資家向け投資信託の事業の詳細を記載した報告書をCIMAに提出する義務を負う。さらに、一般投資家向け投資信託の運営者は、運営者が知る限り、当該投資信託の投資方針、投資制限および設立文書を遵守していること、ならびに当該投資信託は投資家の利益を損なうような運営をしていないことを確認する宣誓書を、年に一度、CIMAに提出しなければならない。本規則の解釈上、「運営者」とは、ユニット・トラストの場合は信託の受託者、パートナーシップの場合はパートナーシップのゼネラル・パートナー、また会社の場合は会社の取締役をいう。

3【監督官庁の概要】

ファンドは、ミューチュアル・ファンド法に基づき規制される。従って、ファンド（および受託会社）は、ミューチュアル・ファンド法上、ケイマン諸島の関連する当局に申請書および英文目論見書の写し（およびその変更）ならびに監査済年次財務諸表を提出しなければならない。規制された投資信託として、ファンドは、ミューチュアル・ファンド法に基づきCIMAの監督に服し、CIMAは、いつでもファンドに、財務書類の監査を行い、同書類をCIMAが特定する一定の期日までにCIMAに提出するよう指示することができる。さらに、CIMAは、受託会社にCIMAがミューチュアル・ファンド法上の義務を遂行するために合理的に必要とするファンドに関する情報または説明を提出するよう求めることができる。受託会社は、ファンドに関するすべての記録を、合理的な期間に、CIMAに提出または開示しなければならない。CIMAは、開示された記録の写しを作成し、抄本を備置することができる。CIMAの要求を遵守しない場合、受託会社は、高額の罰金に服し、CIMAは、裁判所にファンドの解散を請求することができる。

規制された投資信託が、その義務を履行できなくなる可能性がある場合、また投資者や債権者の利益を害する方法で業務を遂行もしくは遂行を企図し、または任意解散を行おうとしている場合、CIMAは、一定の措置を取ることができる。CIMAの権限には、受託会社の交替を要求すること、ファンドの適切な業務遂行についてトラストに助言を与える者を任命すること、またはファンドの業務監督者を任命すること等が含まれる。CIMAは、その他の権限（その他措置の承認を裁判所に申請する権限を含む。）を行使することができる。

ファンドの受託会社は、ケイマン諸島の会社として登録されており、かつ信託会社としてケイマン政府の認可を受けている。受託会社は、CIMAの監督下にある。受託会社はまた、ミューチュアル・ファンド法に基づく投資信託管理会社として認可されている。

第2【手続等】

1【申込（販売）手続等】

（1）海外における販売

申込手続

受益証券の購入は、購入を希望する受益証券を明記した記入済みの取得申込通知を管理事務代行会社に送付することによって行われる。取得申込通知は、管理事務代行会社から提供される。申込人は、自らが適格投資家であることを証明しなければならない。当該取得申込通知が管理会社および管理事務代行会社が満足するように記入されている場合、管理会社は関係する受益証券を発行し、管理事務代行会社は当該受益証券を申込人の名義で登録する。

申込期間

受益証券は、以下に定める取得申込通知の手続に従って、各発行日に、関係する発行日現在の受益証券1口当たり純資産価格（以下「発行価格」という。）で発行され、販売されることになる。発行価格は、停止決定がない限り、関係する発行日に管理事務代行会社が計算し、公表する。

受益証券は、管理事務代行会社が発行日の前営業日に受け取った取得申込通知書に関して、発行日現在で発行される。受益証券取得の意思を有する投資者は、発行日の前営業日の午後4時（日本時間）までに販売会社に取得する受益証券の口数を記載した取得申込通知を提出しなければならない。また、販売会社は、午後6時（日本時間）までに取得申込通知を管理事務代行会社に取り次がなければならない。管理事務代行会社が一旦受け取った取得申込通知は、撤回不能である。

受益証券は、受益証券の口数または金額で申し込むことができる。各サブ・ファンドについて、一発行日当たりの投資者毎の受益証券の申込単位は1口以上1口単位または1円以上1円単位とする。1口未満の受益証券は発行されず、発行される受益証券の口数は切り上げられる。

申込代金の支払は、投資者が管理事務代行会社と他の通貨による支払を行う取決めをしていない限り、日本円で行われるものとする。その他の自由に交換可能な通貨で行われた支払は、日本円に換算され、換算した金額が（換算費用を差し引いた上で）申込代金の支払に充当される。通貨の換算が遅延したり、投資家にコストが発生したりすることがある。

発行価格の4%（上限）に、申し込まれた受益証券の口数を乗じた金額を限度とする申込手数料が課される場合がある。

申込代金（販売会社が留保する申込手数料を除く。）は、関係する発行日の後4営業日目までに（または当該4営業日目の日において決済を行うことができない場合、当該4営業日目の日以降で決済を行うことができる最初の日）、または管理会社が随時決定することがあるその他の日に、保管会社が即時現金化可能な資金で受け取るものとする。

管理会社は、その独自の裁量により、保管会社が上記の支払を受領しなかった結果として発生した損失（管理会社の重過失または故意の不法行為に起因する損失を除く。）について、サブ・ファンドを補償することを申込人に対して求める権利を留保する。

適格投資家

各サブ・ファンドの方針により、次の者に対して受益証券を販売することはできない。

（ ）米国に居住する自然人、（ ）米国の法律に基づいて組織され、設立されたパートナーシップまたは法人、（ ）執行者または財産管理人が米国人である財団、（ ）受託者が米国人である信託、（ ）米国に所在する外国の法主体の代理店または支店、（ ）米国人の利益のためにまたは米国人の勘定でディーラーまたはその他の被信託人が保有する一任禁止勘定または類似の勘定（財団または信託を除く。）、（ ）米国で組織され、設立され、また（個人の場合には）米国に居住するディーラーまたはその他の被信託人が保有する一任勘定または類似の勘定（財団または信託を除く。）、および（ ）パートナーシップまたは法人で（A）外国の法域の法律に基づいて組織され、設立され、また（B）米国証券法に基づく登録がされていない証券に投資することを主たる目的として米国人が設立したもの（ただし、自

然人、財団または信託以外の適格投資家(米国証券法に基づくルール501(a)の定義に従う。)が組織し、設立し、または所有している場合を除く。)(以下「米国人」という。)

また、ケイマン諸島に居住し、または住所を有する者(ケイマン諸島で設立された免税会社または通常の非居住会社を除く。)(以下「ケイマン人」という。)が受益証券を保有することはできない。

したがって、受益証券は、適格投資家に対して、または適格投資家の利益のためだけに販売され、発行される。更に、各サブ・ファンドの方針により、販売することが違法となる投資者に受益証券を販売してはならない。受託会社は、管理会社と協議した上で、上記の禁止事項に反して販売され、または購入された受益証券の買戻しを強制する権利を有し、かかる権利を行使するつもりである。

マネー・ローンダリング防止手続および顧客確認手続

マネー・ローンダリングの防止を目的とする規則を遵守するために、管理事務代行会社、販売会社および副販売会社は、投資を行おうとするすべての者に対して、身元と資金源(必要な場合)を証明する証拠の提出を求めることができる(ただし、個々のケースに応じてマネー・ローンダリング防止規則に基づく免除が適用されると管理会社または管理事務代行会社が確信した場合を除く。)

また、管理事務代行会社、販売会社および副販売会社は、資金源を証明するために合理的に必要な情報を請求する権利を留保する。受益証券の申込人が身元または資金源の証明のために必要な情報の提出を怠るか、または遅延した場合、管理事務代行会社、販売会社および副販売会社は、取得申込通知および申込代金の受領を拒絶することができ、その場合、管理事務代行会社は、申込代金を(利息を付けることなく、申込人の費用で)申込代金の送金元の口座に銀行振込によって返金するものとする。

ケイマン諸島の居住者が、その他の者が犯罪行為に従事しているまたはテロ行為もしくはテロリストの資産に関与しているとの情報を知った場合もしくは疑いを抱いた場合またはそれらを知りもしくは疑いを抱くことに合理的な根拠を有している場合で、それらの知ったまたは疑いを抱いた情報を規制業種の事業を通じて取得した場合、当該居住者は、犯罪行為もしくはマネー・ローンダリングに関する開示の場合にはケイマン諸島の犯罪収益に関する法律(2008年)に従いケイマン諸島金融報告庁に、またテロ行為またはテロリストの資金および資産への関与に関する開示の場合にはケイマン諸島のテロリズム法(2009年改訂)に基づき巡査またはそれ以上の位の警察官に、当該情報または疑いを報告する義務を負う。当該報告は、秘密保持義務または法令その他で課される情報の開示に対する制限への違反とは取り扱われない。

所有確認書

受益者名簿に記載する受益証券口数に対する登録保有者の所有権を証する券面は発行されない。ただし、券面の発行を求める受益者の請求に応じて、受益者が費用を負担する場合は、この限りではない。表明、包含、解釈された信託の通知は、受益者名簿には記載されない。上記の規定にかかわらず、管理事務代行会社は、合理的に可能な限り早急に、サブ・ファンドの受益証券の取得申込みまたは買戻しに関する販売会社への確認書を、ファックスまたは合意したその他の手段で投資者に送付する。

管理事務代行会社は、各サブ・ファンドの受益者名簿を維持する責任を負い、受益証券のすべての発行、転換および譲渡を記録するものとする。発行されたすべての受益証券は、サブ・ファンドの受益者名簿に登録され、受益者名簿は受益証券の所有に関する決定的証拠となるものとする。受益証券は一人の名前または四名を限度とする共同名で登録することができる。各受益者名簿は、管理事務代行会社の事務所で、通常の営業時間内に受益者が自由に閲覧できるものとする。

受益者は、自らの個人情報に変更があった場合には、速やかに書面で管理事務代行会社に通知しなければならない。

その他

管理事務代行会社は、管理会社と協議した上で、単独の裁量により、理由を述べることなく受益証券の取得申込みの一部または全部を拒絶する権利を留保する。取得申込通知が拒絶された場合、申込代金は、申込者のリスクにより利息を付されることなく、申込者に返金される。

受益証券の発行は、関係するサブ・ファンド信託証書に記載する理由で、管理事務代行会社または管理会社の裁量により中止される場合がある。

各受益者は、販売会社または管理事務代行会社(場合による。)に登録された自身の情報に変更(投資者が適格投資家でなくなることを意味する変更を含む。)があった場合、書面で販売会社または管理事務代行会社(場合による。)に通知するとともに、上記の変更に關係して販売会社または管理事務代行会社(場合による。)が合理的に請求した追加書類を、販売会社または管理事務代行会社(場合による。)に提出しなければならない。

譲渡制限

すべての受益者は、管理会社または販売会社はその絶対的裁量で随時承認した書式の証書によって、保有する受益証券を譲渡することができる。ただし、譲受人は、その時点で適用ある法域の法律規定、政府等の要求事項もしくは規則または管理会社もしくは販売会社の方針を遵守するために管理会社または販売会社の要求する情報を提出すること、および管理会社または販売会社が事前に書面で譲渡を承認し、管理事務代行会社に通知することを条件とする。更に、譲受人は、() 受益証券を適格投資家に譲渡すること、() 譲受人は自己の計算で受益証券を取得すること、および() 管理会社または販売会社が絶対的裁量で要求したその他の事項に関して、書面で管理会社または販売会社に表明する義務を負うこととする。

管理会社または販売会社は、すべての譲渡証書に譲渡人および譲受人または譲渡人および譲受人の代理人が署名することを義務づけることができる。譲渡が登録され、譲受人の氏名が受益者名簿に記入されるまでは、譲渡人が依然として受益者であり、譲渡の対象となった受益証券に対する権利を有するとみなされるものとする。

(2) 日本における販売

日本においては、申込期間中の営業日に、受益証券の申込みが行われる。その場合、販売取扱会社は、「外国証券取引口座約款」を投資者に交付し、投資者は、当該約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨を記載した申込書を提出する。投資者は、日本における約定日から起算して日本における4営業日目に、申込金額および申込手数料を販売会社または販売取扱会社に支払うものとする。

日本の投資者は日本における各発行日の前営業日の午後4時(半日営業日の場合は午前11時)(日本時間)までに取得の申込みをすることができる。

販売会社は、日本の投資者によりなされた取得申込注文を各発行日の午後6時(日本時間)までに管理会社に取り次ぐものとする。発行日とは、各営業日または管理会社が適宜決定したその他の日をいう。発行価格は通常、発行日に算出される。通常、販売会社は発行日の日本における翌営業日に注文の成立を確認することができ、かかる確認した日を日本における約定日という。

日興ファンドラップ一任型における取扱いについては、各サブ・ファンドについて、一発行日当たりの投資者毎の受益証券の申込単位は1円以上1円単位または1口以上1口単位である。ただし、それによらない場合は、管理会社および販売会社が別途合意したところに従うものとし、通常、口数での申込みとする。かかる申込単位の詳細については、販売会社または販売取扱会社の本支店等まで問い合わせのこと。

受益証券の取得申込みにあたって、以下のとおり申込手数料が課される。

日本国内における取得申込みに関して、販売会社は、日興ファンドラップ一任型における取扱いについては申込手数料を徴収しないが、別途、日興ファンドラップ一任型におけるサービスの対価としての手数料を徴収することがある。

上記によらない場合は、管理会社と販売会社が別途合意した申込手数料が発行価格に加算されることがある。かかる手数料の詳細については、販売会社または販売取扱会社の本支店等まで問い合わせのこと。

投資者は、ファンド証券の保管を販売会社に委託した場合、申込金額および申込手数料の支払と引換えに、取引残高報告書または他の通知書を販売会社または販売取扱会社から受領する。申込金額および申込手数料の支払は、日本円によるものとする。

なお、日本証券業協会の協会員である販売会社は、サブ・ファンド7本の純資産の合計が1億円未満となる等、同協会の定める「外国証券の取引に関する規則」の中の「外国投資信託受益証券の選別基準」にファンド証券が適合しなくなったときは、ファンド証券の日本における販売を行うことができない。

販売会社は、購入者が過度な取引を行った履歴がある場合、受益証券の取得申込注文を、その単独の判断において拒否する合理的な努力を行うことについて合意している。受益証券の短期取引をすべて防止できる保証はない。

譲渡制限

受益者は、管理会社または販売会社から事前に書面で同意(かかる同意は付与または留保されることがある。)を得ることなく、自らが保有する受益証券を譲渡することはできない。すべての受益者は、管理会社または販売会社が絶対的裁量で随時承認した書式の証書によって、保有する受益証券を譲渡することができる。ただし、譲受人は、その時点で適用ある法域の法律規定、政府等の要求事項もしくは規則または管理会社もしくは販売会社の方針を遵守するために管理会社または販売会社の要求する情報を提出すること、および管理会社または販売会社が事前に書面で譲渡を承認し、管理事務代行会社に通知することを条件とする。更に、譲受人は、() 受益証券を適格投資家に譲渡すること、() 譲受人は自己の計算で受益証券を取得すること、および() 受託会社が絶対的裁量で要求したその他の事項に関して、書面で管理会社または販売会社に表明する義務を負うこととする。

管理会社または販売会社は、すべての譲渡証書に譲渡人および譲受人または譲渡人および譲受人の代理人が署名することを義務づけることができる。譲渡が登録され、譲受人の氏名が受益者名簿に記入されるまでは、譲渡人が依然として受益者であり、譲渡の対象となった受益証券に対する権利を有するとみなされるものとする。

2【買戻し手続等】

(1) 海外における買戻し

買戻し手続

受益証券は、買戻請求通知の手続に従って、いずれかの買戻日に、かかる買戻日現在の受益証券1口当たり純資産価格(以下「買戻価格」という。)で買い戻すことができる。買戻価格は、停止決定されない限り、管理事務代行会社により、買戻日に計算され、公表される。受益証券の買戻価格の計算において、管理事務代行会社は、投資運用会社と協議の上で、買戻請求に応じる資金を提供するための資産の換金において、サブ・ファンドの勘定で生じるであろう財務・販売手数料を反映するための受当な引当金と思料される金額を、受益証券1口当たり純資産価格から控除することができる。

受益証券の買戻しは、管理事務代行会社が関連する買戻日の前営業日に受領した買戻請求通知に関して各買戻日現在で行うことができる。買戻請求通知は、買い戻す受益証券の口数を明記した上で、当該買戻日の前営業日の午後4時(日本時間)までに販売会社に提出しなければならない。販売会社は、同日午後6時(日本時間)までに買戻通知を管理事務代行会社に取り次がなければならない。管理事務代行会社が一旦受け取った買戻請求通知は、撤回不能である。

受益証券は、口数または金額で買戻しを受けることができる。買戻日におけるサブ・ファンドの各受益者の買戻しのための最低口数は、1口以上1口の整数倍である。買戻日におけるサブ・ファンドの受益者の最低買戻額は、1円(1円の整数倍)である。1口未満の受益証券の買戻しは行われず、買い戻される受益証券の数は切り捨てられる。

買戻しの制限

いずれかの買戻日におけるサブ・ファンドに関する買戻請求通知の合計が、サブ・ファンドの発行済受益証券の20%を超える場合、管理会社は、(i) 管理会社が当該買戻請求通知に関する買戻代金の支払要件を充足するために十分な資産を換金するまで、当該買戻日を延期するか、もしくはサブ・ファンドの純資産価格の計算を延期し、または() 買い戻す受益証券をサブ・ファンドの発行済受益証券の20%に制限することを決定することができる。後者の場合受益者の請求は按分して縮減され、かかる場合においては残りはその後の買戻日に、その後の買戻日に受け取った買戻請求通知に優先して買い戻されるものとする。

純資産価額の算定が停止決定されている期間中は、受益証券の買戻しは行われぬ(詳細については

「純資産価額の計算の停止」の項参照)。

買戻代金の支払

買戻代金は、原則として買戻日の後4営業日以内の日(または当該4営業日目の日において決済を行うことができない場合、当該4営業日目の日以降で決済を行うことができる最初の日)に、関係する受益者が管理事務代行会社に与えた指示に従って、受益者のリスクと費用において、直接振込によって円貨で支払われるものとする。買戻代金に分配前の利息は付されないものとする。

強制的買戻し

受託会社または管理会社は、以下をはじめとする理由により、1営業日前から5営業日前までの間にサブ・ファンドの受益者に書面による通知をすることにより、それまでに買戻しが行われていないサブ・ファンドの受益証券の一部または全部を、特定の日における受益証券1口当たり純資産価格で買い戻すことができる。

- (a) サブ・ファンドの受益証券が、直接または実質的に以下の者によって所有されていると受託会社もしくは管理会社が認識し、またはそのように認識する理由がある場合。
 - () いずれかの国または政府機関が定めた法律または要件に違反するため、受益証券を保有する資格がない者(その結果として、サブ・ファンドの信託財産、受託会社または管理会社が負わずに済む納税責任を負い、または被らずに済む金銭的不利益を被る場合を含む。)、
 - () 適格投資家でない者、または適格投資家でない者のためもしくはその利益のために受益証券を取得した者、または
 - () サブ・ファンドの信託財産、受託会社または管理会社が負わずに済む納税責任を負い、または法律面、金銭面、規制面もしくは重大な運営面で結果的に被らずに済む金銭的不利益を被ることになると管理会社が判断する状況下にある者。
- (b) 受益者が保有する受益証券の口数が、本書に定めるサブ・ファンドに関して必要な最低の口数(もしあれば)に満たない場合。
- (c) 受益証券の移転により、受益者が保有または保持するサブ・ファンドの受益証券の口数が、本書に定めるサブ・ファンドに関して必要な最低の口数(もしあれば)に満たなくなった場合。
- (d) ある受益者による買戻請求通知を受諾した場合に、結果的にサブ・ファンドの発行済受益証券の口数またはかかる受益証券の純資産総額が、本書に定める最低口数または最低金額(もしあれば)を下回ることになる場合。
- (e) 受益者が保有する受益証券に関して支払うべき公租公課が、受託会社が支払を求める通知を送付してから30日間未払いのままである場合。
- (f) 受益者が行ったいずれかの表明が真正でないか、もしくは真正でなくなった場合または受益者が引き続き受益証券を所有することにより、サブ・ファンドもしくはサブ・ファンドの受益者に不利な税効果が及ぶ過大なリスクを負う場合。
- (g) 受益者が受益証券に関する取得申込代金を支払わない場合。
- (h) 受託会社または管理会社が、買戻しを行うことがサブ・ファンドの受益者の利益に適うと合理的に判断する場合。
- (i) サブ・ファンドの純資産価額が投資目的を遂行するのに不十分であると管理会社が判断する場合。
- (j) 受益者が引き続き受益証券を所有することにより、サブ・ファンドまたはサブ・ファンドの受益者の利益を損なう可能性がある場合。
- (k) ケイマン諸島当局の命令に基づく場合。

上記(a)の場合、上記の代わりに、受託会社または管理会社は、受益者に対して、保有する受益証券を売却するよう命じることができ、受益者はかかる通知を受け取り次第、速やかに受益証券を適格投資家に売却して、受託会社または管理会社に売却の証拠を提出するものとする。

(2) 日本における買戻し

受益証券は、以下に定める手続に従って、各買戻日に、かかる買戻日現在の受益証券1口当たり純資産価格（以下「買戻価格」という。）で買い戻すことができる。買戻価格は、通常、関係する買戻日に、管理事務代行会社が計算し、公表する。

日本の受益者は、以下の制限に従い、日本における営業日の午後4時（日本時間）まで（半日営業日の場合は午前11時（日本時間）まで）に販売会社または販売取扱会社に通知を行うことにより、日興ファンドラップ一任型においては、1円以上1円単位または1口以上1口単位による受益証券の買戻しを請求することができる。それによらない場合は、受益証券の買戻単位は、管理会社と販売会社が別途合意したところに従い、通常、口数での買戻しの請求とする。かかる買戻単位の詳細については、販売会社または販売取扱会社の本支店等まで問い合わせのこと。買戻請求は当該買戻日の前営業日午後4時（日本時間）まで（半日営業日の場合は午前11時（日本時間）まで）に販売会社または販売取扱会社に申込まなければならない。販売会社は同日午後6時（日本時間）までに買戻通知を管理事務代行会社に取り次がなければならない。管理事務代行会社によって一度受領された買戻通知は撤回することができない。

大量の買戻請求があった場合、上記「（1）海外における買戻し」の「買戻しの制限」が適用されることがある。

日本の投資者に対する買戻代金の支払は、通常、日本における約定日（買戻日の日本における翌営業日）（同日を含む。）から起算して日本における4営業日目（通常、買戻請求の日から起算して日本における6営業日目の日）に行われる。

買戻手数料は課せられない。買戻代金の支払は、外国証券取引口座約款の定めるところに従って販売会社または販売取扱会社を通じて行い、日本円により行われるものとする。

3【受益証券の転換】

（1）海外における転換

転換の停止期間中を除き、関係するサブ・ファンド信託証書もしくは本書に記載される当該サブ・ファンドに適用される制限または条件を充足した場合に限り、受益者は転換日において、保有するサブ・ファンド（以下「原サブ・ファンド」という。）の受益証券の全部または一部を既存の別のサブ・ファンド（以下「新サブ・ファンド」という。）の受益証券に転換することを請求する権利を有する。転換通知の受領により、（i）原サブ・ファンドの関係する受益証券の買戻請求通知の受領と（ ）新サブ・ファンドに関する取得申込通知の受領が同時になされたものとみなされるものとする。転換の結果、受益者が保有する受益証券の口数が、原サブ・ファンドまたは新サブ・ファンドの最低保有口数（もしあれば）未滿となるような場合には、転換は行われぬものとする。受益者は、関係するサブ・ファンド信託証書または本書に定められた方法に従って適切に記載した転換通知を、販売会社（または管理会社が定めたそのほかの者）に対して、関係するサブ・ファンド信託証書または本書に定められた日時（または管理会社が定めたより長いもしくは短い期間）までに送付しなければならない。管理会社は、その単独の裁量により、各サブ・ファンド（またはサブ・ファンドの受益証券のクラスもしくはシリーズ）の受益証券の転換に関して異なる条件および制限を課することができる。一旦転換通知が提出された後は、管理会社が別途用意する場合を除き、受益者はこれを撤回することができない。

管理会社は、その裁量により、一定の転換手数料を仲介者または販売者に支払わせることができる。

サブ・ファンド信託証書または本書によって別途定められる場合を除き、保有する全部または一部の原サブ・ファンドの受益証券が新サブ・ファンドの受益証券に転換される際の転換比率は、次の算式に従って定められる。

$$A = \frac{B \times \text{NAV1}}{\text{NAV2} \times (1 + r)}$$

A：転換により新たに発行されることとなる新サブ・ファンドの受益証券の口数。1口未滿の受益証券は発行されない。1口未滿の受益証券に関する残額は、新サブ・ファンドに計上するものとする。

B：転換が行われる原サブ・ファンドの受益証券の口数。

NAV1：関係する買戻日に適用される為替レートに基づき、転換によって発行される受益証券の基準通貨に換算された当該買戻日現在の原サブ・ファンドの受益証券の純資産総額、

r ：仲介者または販売者が存在する場合に、それらの者に支払われる転換手数料率（必要な場合には課される税金を含む。）。かかる転換手数料は、いかなる場合においても原サブ・ファンドの受益証券に適用される買戻日現在における受益証券の純資産価額の1%を超えないものとする。

NAV2：適用される発行日における新サブ・ファンドの受益証券1口当たり純資産価格（申込手数料を除く。）。ただし、原サブ・ファンドの関係する買戻日が新サブ・ファンドの発行日ではない場合、新サブ・ファンドの次の発行日における受益証券1口当たり純資産価格が適用され、同日付で転換が行われるが、当該買戻日から適用される発行日までの期間、受益者に対して利息は支払われない。

受益者は、あらゆる転換日において、金額を基礎とした転換を請求することもできる。その場合、次の算式が適用される。

$$A = \frac{X}{NAV2 \times (1 + r)}$$

X ：転換の請求が行われた金額（発行される受益証券の基準通貨に換算される。）。

原サブ・ファンドまたは新サブ・ファンドの受益証券1口当たり純資産価格の決定が停止されている時には、サブ・ファンドの受益証券の転換も停止される。

（受益者が有するすべての受益証券についての転換請求の場合を除き）転換通知は、サブ・ファンド信託証書または本書に定められた転換の最低口数または金額（もしあれば）以上の整数である数または金額について行わなければならない。転換通知が受益証券の転換の最低口数または金額未満の口数または金額について行われた場合、管理会社は、その単独の裁量により、かかる受益証券の転換を実施することができ、管理会社および受託会社は、かかる転換を行う義務を負わないものとする。

転換通知が提出された日から、関係する受益証券が通常買い戻されるべき日である原サブ・ファンドの買戻日までの期間（もしあれば）、受益者は、転換通知の対象である原サブ・ファンドの受益証券の保有を継続する。

（2）日本における転換

前記（1）と同様の方法により、受益者は、日本においても日興ファンドラップ一任型において受益証券の転換を請求することができるが、その場合、転換手数料は課されない。日興ファンドラップ一任型における取扱いによらない場合、販売会社の裁量により認める場合を除き、日本において転換が行われない。

第3【管理及び運営】

1【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

(イ)純資産価額の決定

管理会社は、サブ・ファンドの各評価日の直近の最新市場価格（始値もしくは終値）を用い、サブ・ファンドの受益証券の純資産価額を自ら計算するか、または管理事務代行会社に計算させるものとする。管理会社が異なる決定を下さない限り、受益証券1口当たり純資産価格は、サブ・ファンドの基準通貨で計算するものとする。

各評価日現在の各サブ・ファンドの純資産価額は、以下の要領で算定するものとする。

- ・最初に、サブ・ファンドの前の評価日が終了した時点の取得申込みおよび買戻しに関する受取勘定および支払勘定を調整してから、サブ・ファンドの当該評価日に関する信託財産の純資産価額の実現または未実現の増減分を配分する。
- ・次に、資産または負債の増減分を配分する。
- ・最後に、サブ・ファンドの評価日現在で受益者に分配する金額を除外する（もしあれば）。

各サブ・ファンドのすべての受益証券について、受益証券1口当たり純資産価格は同一である。各サブ・ファンドの受益証券1口当たり純資産価格は、サブ・ファンドの各評価日現在で以下の要領で算定するものとする。

- ・最初に、サブ・ファンドの純資産価額を、評価日が終了した時点の取得申込分および買戻分を織り込む前の時点のサブ・ファンドの発行済受益証券の総数で除す。
- ・次に、四捨五入して小数第6位まで算出する。ただし、円建の受益証券（もしあれば）はこの限りではなく（本書において異なる定めがある場合を除く。）、四捨五入して小数第4位まで算出するものとする。

管理会社または管理事務代行会社によるサブ・ファンドの純資産価額のすべての算定は、サブ・ファンドの受益者にとって最終かつ確定的であり、故意の不履行、重過失または詐欺がない限り、受託会社または管理事務代行会社に対する請求権は発生しないものとする。また、管理会社および管理事務代行会社は、明らかな誤りがない限り、副管理会社またはその他の第三者が提供した評価を信頼することについて、絶対的保護を受けるものとする。受託会社は、いかなる場合も信託財産の資産の評価または管理会社もしくは管理事務代行会社によるいずれかのサブ・ファンドの純資産価額の計算（または計算の誤り）に関して責任を負わないものとする。

純資産価額の計算に際して、管理事務代行会社は、管理会社から別段の指示を受けない限り、以下に定める評価手続を適用するものとする。

- (a) 集団投資スキーム、投資信託およびミューチュアル・ファンドは、評価日（または当該日現在で計算されない場合は計算が行われたその直前の日）現在の純資産価額で評価する。
- (b) 証券取引所で取引されている有価証券は、管理事務代行会社と協議した上で管理会社が選んだ証券取引所の最新の市場価格で評価する。
- (c) 証券取引所では取引されていないものの、店頭市場で取引されている有価証券は、管理事務代行会社と協議した上で管理会社が選任した信頼できる情報源に基づいて評価する。
- (d) サブ・ファンドが保有しているスワップ等の店頭商品は、管理事務代行会社と協議した上で管理会社が適当と判断するディーラーから入手した価格に基づいて、管理会社の裁量により誠実に評価する。
- (e) 短期金融商品および銀行預金は、原価に経過利息を加えて評価する。
- (f) 評価を行う日に本項に定める特定の資産の取引所または市場が営業していない場合、かかる取引所または市場が最後に営業していた日に算定した評価を用いる。
- (g) 上記以外のすべての資産および負債は、特定の市場価格がない資産および負債を含めて、管理事務

代行会社と協議した上で管理会社はその裁量により誠実に評価する。

上記の規定は、関係する信託財産またはその一部の価値を計算し、発行済みまたは発行済みとみなされる受益証券の口数で除す場合には、以下の規定に服する。

- ・発行することに合意したすべてのサブ・ファンドの受益証券は発行済みとみなすものとし、サブ・ファンドの信託財産は発行することに合意したサブ・ファンドの受益証券に関して受け取る予定の現金またはその他の財物の額を含むとみなすものとする。
- ・買戻請求通知の結果、受益証券の買戻しおよび消却によってサブ・ファンドの信託財産を減額する予定であるが、減額が完了していない場合、対象となる受益証券は買戻され、発行されていないものとみなし、またサブ・ファンドの信託財産を評価する際には当該買戻しに基づきサブ・ファンドの信託財産から支払うべき金額だけ信託財産を減額するものとする。
- ・投資対象を購入(もしくは取得)または売却(もしくは処分)することに合意したものの、取得または処分が完了していない場合、かかる投資対象は、取得または処分が正式に完了したものとして、取得の場合は織り込み、処分の場合は除き、取得の場合は総取得価格を織り込み、処分の場合は正味処分価格を除くものとする。
- ・関係する信託財産またはその一部の価値を計算する日までに発生した利益に関係する租税に関して、管理会社または管理事務代行会社が支払いまたは還付申請を予定する金額を織り込むものとする。
- ・発生済みで未払いの収益的費用(上記に該当するものを除く。)およびその時点で未払いの借入金合計額を差し引くものとする。
- ・サブ・ファンドの設定に関連して発生し、関係する信託財産から支払われる設立費用は、ルクセンブルグで一般に公正妥当と認められた会計原則に従って5年を超えない期間で償却するものとする。

外国通貨で差し引かれるべきだが、差し引かれていない投資対象もしくは現金の価値もしくは金額または当座勘定もしくは預金勘定の金額は、支払責任を負うプレミアムまたはディスカウントおよび為替費用を考慮し、管理事務代行会社と協議した上で管理会社が状況に応じて適当と判断するレートで関係する基準通貨に換算するものとする。受託会社、管理事務代行会社および管理会社は、その時点で最も低い市場の売り呼び値または最も高い市場の買い呼び値であると判断した価格がそうでないことが判明した場合でも、一切責任を負わないものとする。

(ロ) 純資産価額の計算の停止

受託会社または管理会社は、以下の場合、サブ・ファンドに関する受益証券1口当たり純資産価格の算定、受益証券の発行、買戻し、転換を、その単独の裁量により、いかなる理由に基づいても停止することができる。

- ・その時点でサブ・ファンドの大部分の直接または間接の投資対象が上場されている証券取引所が通常の週末および休日以外の理由で閉鎖している期間、または取引が制限され、もしくは停止している期間。
- ・緊急事態に相当すると受託会社が判断する事態またはその他の事情が存在する結果として、サブ・ファンドによる投資対象の評価もしくは処分を合理的に実施することができないか、または評価もしくは処分をすれば受益者の利益が大幅に損なわれる期間。
- ・サブ・ファンドの直接または間接の投資対象の価額もしくは証券市場の最新価格を算定するために通常使用している通信手段が故障している期間、またはその他の理由でサブ・ファンドが直接または間接に所有する投資対象の価額が合理的に迅速かつ正確に確認できない期間。
- ・投資対象の取得または処分に伴う資金の送金が通常の為替レートで実行することができないと受託会社が管理会社と協議した上で判断する期間。
- ・サブ・ファンド、管理会社またはそれらの関連会社、子会社もしくは関係者またはサブ・ファンドのその他の業務提供者に関連して、受託会社または管理事務代行会社に適用されるマネー・ローンダ

リング防止規則を遵守するためにそうすることが必要であると受託会社または受託会社の代理人としての管理事務代行会社が判断する期間、

上記の停止が一週間を超えそうな場合、停止から7日以内に関係するサブ・ファンドの受益者全員に書面で通知するとともに、停止が解除され次第、速やかにその旨を通知するものとする。

(2) 【保管】

海外において販売される受益証券については、受益証券の確認書が受益者の責任において保管される。

日本の投資者に販売される受益証券の確認書は、販売会社の名義で保管され、日本の受益者に対しては、販売会社または販売取扱会社から受益証券の取引残高報告書が定期的に交付される。

(3) 【信託期間】

サブ・ファンドは、関係する信託証書に定める一定の状況下で早期に終了しない限り、平成19年9月25日から149年後に終了する予定である。

すべてのサブ・ファンドの純資産価額の合計が15億円または管理会社と受託会社が販売会社と協議の上決定する額のいずれかを下回った場合、ファンドは終了することができる。

(4) 【計算期間】

サブ・ファンドの計算期間は、各年の5月31日に終了する。

(5) 【その他】

(イ) 発行限度額

受益証券の発行限度口数は設けられていない。

(ロ) ファンドまたはサブ・ファンドの解散

サブ・ファンド(または場合によりファンド)は、以下のいずれかの事項が最初に発生した時に終了する。

(a) サブ・ファンド(もしくは場合によりファンド)の存続もしくは他の法域への移転が違法になる場合、または受託会社または管理会社の合理的な見解により非現実的もしくは不適切になる場合。

(b) すべてのサブ・ファンドの純資産価額の合計が、15億円または管理会社もしくは受託会社が随時定めるその他の金額を下回り、管理会社と受託会社が、販売会社と協議した上で、ファンドの終了を決定した場合。

(c) 受益者が、サブ・ファンド決議(または場合により受益者決議)により終了を決定した場合。

(d) 信託証書の締結日に開始し、同日の149年後に終了する期間が終了した時。

(e) 受託会社が退任の意思を書面により通知した場合、または受託会社が強制的もしくは任意的清算を開始した場合、管理会社が、当該通知の受領または清算の開始後90日以内に、受託会社の後任として受託会社の業務を承継する用意のある他の会社を任命しまたは任命を手配することができない場合。

(f) 管理会社が退任の意思を書面により通知した場合、または管理会社が強制的もしくは任意的清算を開始した場合、受託会社が、当該通知の受領または清算の開始後90日以内に、管理会社の後任として管理会社の業務を承継する用意のある他の会社を任命しまたは任命を手配することができない場合。

(g) 受託会社または管理会社が、その絶対的な裁量により終了を決定をする場合。

サブ・ファンドが終了した場合には、受託会社は、直ちにサブ・ファンドのすべての受益者に対してかかる終了を通知するものとする。

(ハ) 信託証書の変更

各信託証書に定める条件に従って、受託会社および管理会社は、関係するサブ・ファンドの受益者に書面の通知をした上で、管理会社が関係するサブ・ファンドの受益者の最善の利益に適合と判断する範囲および要領で、信託証書に定める規定を変更し、修正し、または追加することができる。

管理会社または受託会社が、()かかる修正、変更、削除、追加によっても既存の受益者の利益は大幅に損なわれず、また受益者に対する管理会社または受託会社の責任を免除されないこと、または()かかる修正、変更、削除、追加が、会計上、法律上もしくは当局の要求を遵守するため必要であると判断することを書面で保証しない限り、かかる修正、変更、削除、追加をなすには関係するサブ・ファンドの受益者の受益者決議またはサブ・ファンドの決議(場合による。)による承認を得ることを要するものとする。

修正、変更、削除、追加は、受益者に対して保有する受益証券に関して追加の支払や何らかの義務を課すものであってはならない。

(二) 関係法人との契約の更改等に関する手続

管理事務代行契約

管理事務代行契約は、一方当事者から他方当事者に対し、90日前までに書面による通知をすることにより終了することができる。

管理事務代行契約は、ケイマン諸島の法律に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

保管契約

保管契約は、一方当事者から他方当事者に対し、90日前までに書面による通知をすることにより終了することができる。

保管契約は、ケイマン諸島の法律に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

代行協会員契約

代行協会員契約は、一方当事者から他方当事者に対し、3か月以上前までに書面による通知をすることにより終了することができる。

同契約は、日本国の法律に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

受益証券販売・買戻契約

受益証券販売・買戻契約は、一方当事者から他方当事者に対し、3か月以上前までに書面による通知をすることにより終了することができる。

同契約は、日本国の法律に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

投資運用契約

投資運用契約は、一方当事者から他方当事者に対し、3か月以上前までに書面による通知をすることにより終了することができる。

投資運用契約は、ルクセンブルグの法律に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

投資助言契約

投資助言契約は、管理会社が投資助言会社に対し、90日前までに書面による通知を行うことにより投資助言会社を解任した場合、または投資助言会社が管理会社に対し、90日前までに書面による通知を行うことにより辞任した場合に終了する。

投資助言契約は、ケイマン諸島の法律に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

2【開示制度の概要】

ケイマン諸島における開示

(イ) ケイマン諸島金融庁(CIMA)への開示

ファンドは、目論見書を発行しなければならない。目論見書は、受益証券についてすべての重要な内容を記載し、投資者となろうとする者がファンドに投資するか否かについて十分な情報に基づく決定をなすために必要なその他の情報を記載し、また本規則の要求する情報を記載しなければならない。目論見書は、ファンドについての詳細を記載した申請書とともにCIMAに提出しなければならない。

ファンドは、CIMAが承認した監査人を選任し、会計年度終了後6か月以内に監査済会計書類を提出しなければならない。監査人は、監査の過程において、ファンドに以下の事由があると信ずべき理由があることを知ったときは、CIMAに報告する法的義務を負っている。

- (a) 弁済期に債務を履行できないであろうこと。
- (b) 投資者または債権者に有害な方法で自発的にその事業を遂行しもしくは事業を解散し、またはその旨意図していること。
- (c) 会計を適切に監査しうる程度に十分な会計記録を備置せずに事業を遂行し、または遂行しようと思意図していること。

ファンドの監査人は、プライスウォーターハウスクーパースである。ファンドの会計監査は、米国会計基準に基づいて行われる。

ファンドは、毎年11月30日までには同年5月31日に終了する会計年度の監査済会計書類をCIMAに提出する。

(ロ) 受益者に対する開示

毎年5月の最終日までを対象として、ルクセンブルグの公認の会計基準に基づき作成される監査済年次報告書は決算日から6か月以内、未監査半期報告書は半期（毎年11月末日に終了する。）終了時から3か月以内に、それぞれ受益者に送付され、受託会社、管理会社および管理事務代行会社の事務所において入手可能である。

ファンドの会計年度は、毎年5月31日に終了する。

信託証書その他の重要な契約もまた、管理会社の所在地において閲覧可能である。

日本における開示

(イ) 監督官庁に対する開示

(a) 金融商品取引法上の開示

管理会社は日本における1億円以上の受益証券の募集をする場合、有価証券届出書にサブ・ファンドの信託証書および主要な関係法人との契約書の写し等を添付して、関東財務局長に提出しなければならない。投資者およびその他希望する者は、財務省関東財務局または金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム(EDINET)において、これを閲覧することができる。

販売取扱会社は、有価証券届出書の第一部および第二部と実質的に同一の内容を記載した目論見書(以下「交付目論見書」という。)を投資者に交付する。また、投資者から請求があった場合は、有価証券届出書の第三部と実質的に同一の内容を記載した目論見書(以下「請求目論見書」という。)を交付する。管理会社は、その財務状況等を開示するために、各事業年度終了後6か月以内に有価証券報告書を、また、各半期終了後3か月以内に半期報告書を、さらに、サブ・ファンドに関する重要な事項について変更があった場合にはそのつど臨時報告書を、それぞれ関東財務局長に提出する。投資者およびその他希望する者は、これらの書類を財務省関東財務局またはEDINETにおいて閲覧することができる。

(b) 投資信託及び投資法人に関する法律上の開示

管理会社は、受益証券の募集の取り扱い等を行う場合、あらかじめ、投信法に従い、サブ・ファンドに係る一定の事項を金融庁長官に届け出なければならない。また、管理会社はサブ・ファンドの信託証書を変更しようとするときまたは他の信託と併合しようとするときは、あらかじめ、変更等の内容および理由等を金融庁長官に届け出なければならない。さらに、管理会社は、サブ・ファンドの資産について、

サブ・ファンドの各計算期間終了後遅滞なく、投信法に従って、一定の事項につき運用報告書を作成し、金融庁長官に提出しなければならない。

(ロ) 日本の受益者に対する開示

管理会社は、信託証書を変更しようとする場合であってその内容が重大なものである場合または他の信託と併合しようとする場合は、あらかじめ、変更等の内容および理由等をその2週間前までに、日本の知っている受益者に対し、書面をもって通知しなければならない。

管理会社からの通知等で受益者の地位に重大な影響を及ぼす事実は販売会社を通じて日本の受益者に通知される。

上記のファンドの運用報告書は、日本の知っている受益者に交付される。

3【受益者の権利等】

(1)【受益者の権利等】

受益者が管理会社または受託会社に対し受益権を直接行使するためには、ファンド証券の名義人として登録されていないなければならない。

従って、販売会社にファンド証券の保管を委託している日本の受益者は、ファンド証券の登録名義人でないため、直接受益権を行使することはできない。これらの日本の受益者は、販売取扱会社との間の外国証券取引口座約款に基づき販売取扱会社をして受益権を自己に代わって行使させることができる。ファンド証券の保管を販売会社に委託しない日本の受益者は、本人の責任において権利行使を行う。

受益者の有する権利は次のとおりである。受益証券の買戻しおよびサブ・ファンドの終了に関する金額の分配および支払はそれまでにサブ・ファンドのすべての債務を払い終えることに劣後する。

() 分配請求権

受益者は、管理会社の決定したサブ・ファンドの分配金を、ファンド証券口数に応じて請求する権利を有する。

() 買戻請求権

受益者は、ファンド証券の買戻しを信託証書の規定および本書の記載に従って請求することができる。

() 残余財産分配請求権

ファンドが清算される場合、受益者は、保有するファンド証券の持分に応じて残金財産の分配を請求する権利を有する。

() 受益者集会に関する権利

受益者は、制限された議決権を有する。各サブ・ファンド信託証書は、例えば投資方針および投資制限やサブ・ファンドのガイドラインに重大な変更を加える提案を承認する場合、サブ・ファンドを償還する場合、サブ・ファンドを別の法域に移行することを承認する場合、信託証書に一定の変更(以下参照)を加える場合などに、サブ・ファンドの受益者の決議(以下「サブ・ファンド決議」という。)を必要とすることがある。サブ・ファンド決議は、(a)サブ・ファンドの発行済受益証券の純資産価額の単純過半数を保有する者が書面で承認した決議、または(b)サブ・ファンドの受益証券の純資産価額の単純過半数を保有し、議決権を有する本人もしくは代理人が出席しサブ・ファンドの受益者集会で承認可決されることによりなされる。

各サブ・ファンド信託証書はまた、例えば全サブ・ファンドに関する受託会社の解任、全サブ・ファンドに関する受託会社による管理会社の解任に関する承認、全サブ・ファンドを他の法域への移動に関する承認、全サブ・ファンドの償却、または全サブ・ファンドの信託証書の変更に関する承認について、全サブ・ファンドの受益者の決議(以下「受益者決議」という。)が必要である旨を規定している。(a)全サブ・ファンドの発行済受益証券の純資産価額の単純過半数を保有する者が書面で承認した決議、または(b)全サブ・ファンドの受益証券の純資産価額の単純過半数を保有し、議決権を有する本人もしくは代理人が出席し全サブ・ファンドの受益者集会で可決された決議としてのファンドの受益者決議を必要と

する。

受益者集会の定足数は、すべてのサブ・ファンド（または場合により関係するサブ・ファンドまたはサブ・ファンドの関係するクラスもしくはシリーズ）の純資産総額の最低10分の1を保有する2名の受益者とする。

決議（受益者決議またはサブ・ファンド決議を含む）、議決権または定足数に関する計算は、当該集会の基準日の直前の評価日現在の1口当たり純資産価格を参照して実行される。集会においてまたは異なるシリーズの受益証券の所持人を含むもしくはこれに関わる決議においては投票時にまたは書面の決議において、各受益証券に帰属する議決権は1口当たり純資産価格（当該集会の基準日の直前の評価日現在の1口当たり純資産価格を参照して計算される。）に基づくものとする。

（2）【為替管理上の取扱い】

受益証券の分配金、買戻代金等の送金に関して、ケイマン諸島における外国為替管理上の制限はない。

（3）【本邦における代理人】

森・濱田松本法律事務所 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング

上記代理人は、管理会社から日本国内において、

（ ）管理会社またはサブ・ファンドに対するケイマン諸島および日本の法律上の問題ならびに日本証券業協会の規則の問題についての一切の通信、請求、訴状、その他の訴訟関係書類を受領する権限、および

（ ）日本における受益証券の募集、販売および買戻しの取引に関する一切の紛争、争点および見解の相違に関連して一切の裁判上および裁判外の行為を行う権限を委任されている。また財務省関東財務局長に対する受益証券の募集に関する届出および継続開示に関する代理人および金融庁長官に関する届出代理人は、

弁護士 中野 春芽

同 下瀬 伸彦

東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング

森・濱田松本法律事務所

である。

（4）【裁判管轄等】

日本の投資者が取得したファンド証券の取引に関連する訴訟の裁判管轄権を下記の裁判所が有することを管理会社は承認している。

東京地方裁判所 東京都千代田区霞が関一丁目1番4号

確定した判決の執行手続は、関連する法域の適用法律に従って行われる。

第4【ファンドの経理状況】

- a. ファンドの直近2会計年度の日本語の財務書類は、ルクセンブルグにおける法令に準拠して作成された原文（英文）の財務書類を日本語に翻訳したものである。これは、「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第127条第5項ただし書の規定の適用によるものである。
- b. ファンドの原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）であるプライスウォーターハウスクーパース ケイマン諸島から監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）が当該財務書類に添付されている。
- c. ファンドの原文の財務書類は、日本円で表示されている。

1【財務諸表】

(1)【2009年5月31日終了年度】

【貸借対照表】

日興グローバル・ファンズ（定期分配）

結合純資産計算書

2009年5月31日現在

（日本円で表示）

	注	円
資産		
投資有価証券 - 取得原価		4,097,505,815
投資有価証券 - 時価評価額	2.3	3,201,437,030
設立費用	2.4	13,703,312
未収発行手取金		7,644,096
投資有価証券売却未収金		11,411,352
資産合計		3,234,195,790
負債		
投資有価証券購入未払金		7,644,096
未払買戻代金		11,411,352
未払専門家報酬		11,514,681
未払印刷費		8,676,114
未払管理報酬	4	1,987,464
未払受託報酬	3	1,445,850
未払弁護士報酬		839,111
未払投資助言報酬	7	828,351
未払設立費用		648,239
未払代行協会員報酬	10	551,811
未払管理事務代行報酬	5	441,389
未払保管報酬	8	55,093

負債合計	46,043,551
純資産合計	3,188,152,239

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

日興グローバル・ファンズ（定期分配）
先進国ソブリン債券ファンド
純資産計算書
2009年5月31日現在
（日本円で表示）

	注	円
資産		
投資有価証券 - 取得原価		371,927,018
投資有価証券 - 時価評価額	2.3	348,719,553
設立費用	2.4	1,957,616
未収発行手取金		503,588
投資有価証券売却未収金		1,758,007
資産合計		352,938,764
負債		
投資有価証券購入未払金		503,588
未払買戻代金		1,758,007
未払専門家報酬		1,644,955
未払印刷費		784,874
未払管理報酬	4	229,582
未払受託報酬	3	206,550
未払弁護士報酬		144,486
未払投資助言報酬	7	95,691
未払設立費用		75,091
未払代行協会員報酬	10	63,739
未払管理事務代行報酬	5	50,984
未払保管報酬	8	6,361
負債合計		5,563,908
純資産合計		347,374,856
発行済受益証券口数		415,415,114 口
1口当たり純資産価格		0.8362

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

日興グローバル・ファンズ(定期分配)

投資適格債券ファンド

純資産計算書

2009年5月31日現在

(日本円で表示)

	注	円
資産		
投資有価証券 - 取得原価		422,157,717
投資有価証券 - 時価評価額	2.3	360,839,298
設立費用	2.4	1,957,616
未収発行手取金		516,819
投資有価証券売却未収金		1,815,569
資産合計		365,129,302
負債		
投資有価証券購入未払金		516,819
未払買戻代金		1,815,569
未払専門家報酬		1,644,955
未払印刷費		781,826
未払管理報酬	4	233,823
未払受託報酬	3	206,550
未払弁護士報酬		15,416
未払投資助言報酬	7	97,459
未払設立費用		94,775
未払代行協会員報酬	10	64,921
未払管理事務代行報酬	5	51,929
未払保管報酬	8	6,477
負債合計		5,530,519
純資産合計		359,598,783
発行済受益証券口数		487,158,432 □
1口当たり純資産価格		0.7382

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

日興グローバル・ファンズ(定期分配)

エマージング債券ファンド

純資産計算書

2009年5月31日現在

(日本円で表示)

	注	円
資産		
投資有価証券 - 取得原価		692,294,360
投資有価証券 - 時価評価額	2.3	587,306,811

設立費用	2.4	1,957,616
未収発行手取金		1,544,230
投資有価証券売却未収金		1,656,741
資産合計		<u>592,465,398</u>
負債		
投資有価証券購入未払金		1,544,230
未払買戻代金		1,656,741
未払専門家報酬		1,644,955
未払印刷費		1,205,758
未払管理報酬	4	359,765
未払受託報酬	3	206,550
未払弁護士報酬		157,493
未払投資助言報酬	7	149,942
未払設立費用		96,411
未払代行協会員報酬	10	99,890
未払管理事務代行報酬	5	79,900
未払保管報酬	8	9,980
負債合計		<u>7,211,615</u>
純資産合計		<u>585,253,783</u>
発行済受益証券口数		839,506,683 口
1口当たり純資産価格		0.6971

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

日興グローバル・ファンズ（定期分配）
ハイイールド債券ファンド
純資産計算書
2009年5月31日現在
（日本円で表示）

	注	円
資産		
投資有価証券 - 取得原価		1,529,554,774
投資有価証券 - 時価評価額	2.3	1,212,796,027
設立費用	2.4	1,957,616
未収発行手取金		3,202,878
投資有価証券売却未収金		3,401,919
資産合計		<u>1,221,358,440</u>
負債		
投資有価証券購入未払金		3,202,878
未払買戻代金		3,401,919
未払専門家報酬		1,644,955

未払印刷費		3,492,954
未払管理報酬	4	738,669
未払受託報酬	3	206,550
未払弁護士報酬		84,271
未払投資助言報酬	7	307,840
未払設立費用		93,810
未払代行協会員報酬	10	205,109
未払管理事務代行報酬	5	164,069
未払保管報酬	8	20,505
負債合計		<u>13,563,529</u>
純資産合計		<u>1,207,794,911</u>
発行済受益証券口数		1,905,850,348 口
1口当たり純資産価格		0.6337

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

日興グローバル・ファンズ（定期分配）

先進国高配当株式ファンド

純資産計算書

2009年5月31日現在

（日本円で表示）

	注	円
資産		
投資有価証券 - 取得原価		175,455,879
投資有価証券 - 時価評価額	2.3	107,419,498
設立費用	2.4	1,957,616
資産合計		<u>109,377,114</u>
負債		
未払専門家報酬		1,644,955
未払印刷費		809,193
未払管理報酬	4	64,387
未払受託報酬	3	206,550
未払弁護士報酬		189,616
未払投資助言報酬	7	26,847
未払設立費用		95,903
未払代行協会員報酬	10	17,865
未払管理事務代行報酬	5	14,289
未払保管報酬	8	1,769
負債合計		<u>3,071,374</u>
純資産合計		<u>106,305,740</u>

発行済受益証券口数	235,802,899 口
1口当たり純資産価格	0.4508

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

日興グローバル・ファンズ(定期分配)
世界インカム株式プラス・ファンド
純資産計算書
2009年5月31日現在
(日本円で表示)

	注	円
資産		
投資有価証券 - 取得原価		193,086,257
投資有価証券 - 時価評価額	2.3	102,558,884
設立費用	2.4	1,957,616
未収発行手取金		589,982
投資有価証券売却未収金		798,121
資産合計		105,904,603
負債		
投資有価証券購入未払金		589,982
未払買戻代金		798,121
未払専門家報酬		1,644,953
未払印刷費		806,065
未払管理報酬	4	63,742
未払受託報酬	3	206,550
未払弁護士報酬		164,467
未払投資助言報酬	7	26,582
未払設立費用		96,145
未払代行協会員報酬	10	17,689
未払管理事務代行報酬	5	14,148
未払保管報酬	8	1,753
負債合計		4,430,197
純資産合計		101,474,406
発行済受益証券口数		260,260,351 口
1口当たり純資産価格		0.3899

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

日興グローバル・ファンズ(定期分配)

オルタナティブ・ファンド

純資産計算書

2009年5月31日現在

(日本円で表示)

	注	円
資産		
投資有価証券 - 取得原価		713,029,810
投資有価証券 - 時価評価額	2.3	481,796,959
設立費用	2.4	1,957,616
未収発行手取金		1,286,599
投資有価証券売却未収金		1,980,995
資産合計		487,022,169
負債		
投資有価証券購入未払金		1,286,599
未払買戻代金		1,980,995
未払専門家報酬		1,644,953
未払印刷費		795,444
未払管理報酬	4	297,496
未払受託報酬	3	206,550
未払弁護士報酬		83,362
未払投資助言報酬	7	123,990
未払設立費用		96,104
未払代行協会員報酬	10	82,598
未払管理事務代行報酬	5	66,070
未払保管報酬	8	8,248
負債合計		6,672,409
純資産合計		480,349,760
発行済受益証券口数		1,013,282,855 口
1口当たり純資産価格		0.4741

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

【損益計算書】

日興グローバル・ファンズ(定期分配)

結合運用計算書および純資産変動計算書

2009年5月31日終了年度

(日本円で表示)

注	円
---	---

費用		
専門家報酬		20,352,206
管理報酬	4	19,251,703
印刷費		17,169,068
弁護士報酬		13,616,353
受託報酬	3	8,613,605
投資助言報酬	7	8,024,526
代行協会員報酬	10	5,344,479
管理事務代行報酬	5	4,274,851
設立費用	2.4	3,989,006
保管報酬	8	533,992
費用合計		<u>101,169,789</u>
投資純損失		<u>(101,169,789)</u>
以下に係る実現純損益：		
投資有価証券に係る損失		(1,461,941,523)
為替差益		501,065
当期実現純損失		<u>(1,562,610,247)</u>
以下に係る未実現損益の純変動：		
投資有価証券に係る評価損		(587,073,879)
運用による純資産の純減少		<u>(2,149,684,126)</u>
資本の変動		
受益証券発行手取額		1,943,962,918
受益証券買戻支払額		(3,290,514,542)
資本の純変動		<u>(1,346,551,624)</u>
分配金	12	<u>(388,146,403)</u>
期首現在純資産額		<u>7,072,534,392</u>
期末現在純資産額		<u>3,188,152,239</u>

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

日興グローバル・ファンズ(定期分配)
先進国ソブリン債券ファンド
運用計算書および純資産変動計算書
2009年5月31日終了年度
(日本円で表示)

	注	円
費用		
専門家報酬		2,907,458
管理報酬	4	2,207,565
印刷費		1,951,833
弁護士報酬		1,846,046
受託報酬	3	1,230,515

投資助言報酬	7	920,189
代行協会員報酬	10	612,828
管理事務代行報酬	5	490,172
設立費用	2.4	569,858
保管報酬	8	61,205
費用合計		<u>12,797,669</u>
投資純損失		<u>(12,797,669)</u>
以下に係る実現純損益：		
投資有価証券に係る損失		(46,757,461)
為替差益		70,709
当期実現純損失		<u>(59,484,421)</u>
以下に係る未実現損益の純変動：		
投資有価証券に係る評価損		(13,435,580)
運用による純資産の純減少		<u>(72,920,001)</u>
資本の変動		
受益証券発行手取額		226,299,331
受益証券買戻支払額		(486,511,155)
資本の純変動		<u>(260,211,824)</u>
分配金	12	<u>(24,765,042)</u>
期首現在純資産額		<u>705,271,723</u>
期末現在純資産額		<u>347,374,856</u>

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

日興グローバル・ファンズ(定期分配)
 投資適格債券ファンド
 運用計算書および純資産変動計算書
 2009年5月31日終了年度
 (日本円で表示)

	注	円
費用		
専門家報酬		2,907,458
管理報酬	4	2,110,166
印刷費		1,864,555
弁護士報酬		1,810,676
受託報酬	3	1,230,515
投資助言報酬	7	879,610
代行協会員報酬	10	585,788
管理事務代行報酬	5	468,552
設立費用	2.4	569,858
保管報酬	8	58,505

費用合計		12,485,683
投資純損失		(12,485,683)
以下に係る実現純損益：		
投資有価証券に係る損失		(94,180,938)
為替差益		71,066
当期実現純損失		(106,595,555)
以下に係る未実現損益の純変動：		
投資有価証券に係る評価損		(42,587,987)
運用による純資産の純減少		(149,183,542)
資本の変動		
受益証券発行手取額		242,366,666
受益証券買戻支払額		(401,898,661)
資本の純変動		(159,531,995)
分配金	12	(24,601,532)
期首現在純資産額		692,915,852
期末現在純資産額		359,598,783

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

日興グローバル・ファンズ(定期分配)
エマージング債券ファンド
運用計算書および純資産変動計算書
2009年5月31日終了年度
(日本円で表示)

	注	円
費用		
専門家報酬		2,907,458
管理報酬	4	3,476,685
印刷費		2,629,728
弁護士報酬		2,073,075
受託報酬	3	1,230,515
投資助言報酬	7	1,449,109
代行協会員報酬	10	965,191
管理事務代行報酬	5	772,019
設立費用	2.4	569,858
保管報酬	8	96,468
費用合計		16,170,106
投資純損失		(16,170,106)
以下に係る実現純損益：		
投資有価証券に係る損失		(227,561,848)

為替差益

当期実現純損失		(243,661,265)
以下に係る未実現損益の純変動： 投資有価証券に係る評価損		(71,796,646)
運用による純資産の純減少		(315,457,911)
資本の変動		
受益証券発行手取額		316,320,368
受益証券買戻支払額		(596,473,079)
資本の純変動		(280,152,711)
分配金	12	(77,100,431)
期首現在純資産額		1,257,964,836
期末現在純資産額		585,253,783

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

日興グローバル・ファンズ(定期分配)
 ハイイールド債券ファンド
 運用計算書および純資産変動計算書
 2009年5月31日終了年度
 (日本円で表示)

	注	円
費用		
専門家報酬		2,907,458
管理報酬	4	7,098,719
印刷費		6,030,179
弁護士報酬		2,647,452
受託報酬	3	1,230,515
投資助言報酬	7	2,958,613
代行協会員報酬	10	1,970,815
管理事務代行報酬	5	1,576,420
設立費用	2.4	569,858
保管報酬	8	197,082
費用合計		27,187,111
投資純損失		(27,187,111)
以下に係る実現純損益： 投資有価証券に係る損失 為替差益		(495,256,562) 71,297
当期実現純損失		(522,372,376)
以下に係る未実現損益の純変動： 投資有価証券に係る評価損		(243,022,480)

運用による純資産の純減少		(765,394,856)
資本の変動		
受益証券発行手取額		621,301,856
受益証券買戻支払額		(1,070,911,291)
資本の純変動		(449,609,435)
分配金	12	(192,048,133)
期首現在純資産額		2,614,847,335
期末現在純資産額		1,207,794,911

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

日興グローバル・ファンズ(定期分配)
先進国高配当株式ファンド
運用計算書および純資産変動計算書
2009年5月31日終了年度
(日本円で表示)

	注	円
費用		
専門家報酬		2,907,458
管理報酬	4	804,004
印刷費		1,379,344
弁護士報酬		1,648,657
受託報酬	3	1,230,515
投資助言報酬	7	335,250
代行協会員報酬	10	223,138
管理事務代行報酬	5	178,470
設立費用	2.4	569,858
保管報酬	8	22,220
費用合計		9,298,914
投資純損失		(9,298,914)
以下に係る実現純損益：		
投資有価証券に係る損失		(137,979,294)
為替差益		72,189
当期実現純損失		(147,206,019)
以下に係る未実現損益の純変動：		
投資有価証券に係る評価損		(31,081,608)
運用による純資産の純減少		(178,287,627)
資本の変動		
受益証券発行手取額		86,346,034
受益証券買戻支払額		(153,936,807)

資本の純変動		(67,590,773)
分配金	12	(9,938,388)
期首現在純資産額		362,122,528
期末現在純資産額		106,305,740

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

日興グローバル・ファンズ（定期分配）
世界インカム株式プラス・ファンド
運用計算書および純資産変動計算書
2009年5月31日終了年度
（日本円で表示）

	注	円
費用		
専門家報酬		2,907,458
管理報酬	4	891,031
印刷費		1,389,205
弁護士報酬		1,668,449
受託報酬	3	1,230,515
投資助言報酬	7	371,529
代行協会員報酬	10	247,301
管理事務代行報酬	5	197,790
設立費用	2.4	569,858
保管報酬	8	24,637
費用合計		9,497,773
投資純損失		(9,497,773)
以下に係る実現純損益：		
投資有価証券に係る損失 為替差益		(165,578,405) 73,283
当期実現純損失		(175,002,895)
以下に係る未実現損益の純変動：		
投資有価証券に係る評価損		(42,195,079)
運用による純資産の純減少		(217,197,974)
資本の変動		
受益証券発行手取額		70,870,086
受益証券買戻支払額		(150,268,211)
資本の純変動		(79,398,125)
分配金	12	(23,651,962)
期首現在純資産額		421,722,467

期末現在純資産額	101,474,406
----------	-------------

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

日興グローバル・ファンズ(定期分配)
オルタナティブ・ファンド
運用計算書および純資産変動計算書
2009年5月31日終了年度
(日本円で表示)

	注	円
費用		
専門家報酬		2,907,458
管理報酬	4	2,663,533
印刷費		1,924,224
弁護士報酬		1,921,998
受託報酬	3	1,230,515
投資助言報酬	7	1,110,226
代行協会員報酬	10	739,418
管理事務代行報酬	5	591,428
設立費用	2.4	569,858
保管報酬	8	73,875
費用合計		13,732,533
投資純損失		(13,732,533)
以下に係る実現純損益：		
投資有価証券に係る損失		(294,627,015)
為替差益		71,832
当期実現純損失		(308,287,716)
以下に係る未実現損益の純変動：		
投資有価証券に係る評価損		(142,954,499)
運用による純資産の純減少		(451,242,215)
資本の変動		
受益証券発行手取額		380,458,577
受益証券買戻支払額		(430,515,338)
資本の純変動		(50,056,761)
分配金	12	(36,040,915)
期首現在純資産額		1,017,689,651
期末現在純資産額		480,349,760

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

日興グローバル・ファンズ(定期分配)

統計情報(未監査)

	先進国ソブリン 債券ファンド	投資適格債券 ファンド	エマージング 債券ファンド	ハイイールド 債券ファンド
期末現在発行済受益証券口数				
2008年5月31日	743,859,864 口	740,998,849 口	1,383,251,046 口	2,903,850,767 口
期中発行口数	249,270,056 口	292,384,214 口	388,147,499 口	784,025,323 口
期中買戻口数	(577,714,806)口	(546,224,631)口	(931,891,862)口	(1,782,025,742)口
2009年5月31日	415,415,114 口	487,158,432 口	839,506,683 口	1,905,850,348 口
	円	円	円	円
期末現在純資産額				
2008年5月31日	705,271,723	692,915,852	1,257,964,836	2,614,847,335
2009年5月31日	347,374,856	359,598,783	585,253,783	1,207,794,911
1口当たり純資産価格	円	円	円	円
2008年5月31日	0.9481	0.9351	0.9094	0.9005
2009年5月31日	0.8362	0.7382	0.6971	0.6337

日興グローバル・ファンズ(定期分配)

統計情報(未監査)

	先進国高配当 株式ファンド	世界インカム株式 プラス・ファンド	オルタナティブ・ ファンド
期末現在発行済受益証券口数			
2008年5月31日	442,579,565 口	529,552,856 口	1,240,696,320 口
期中発行口数	141,760,386 口	103,676,448 口	706,280,898 口
期中買戻口数	(348,537,052)口	(372,968,953)口	(933,694,363)口
2009年5月31日	235,802,899 口	260,260,351 口	1,013,282,855 口
	円	円	円
期末現在純資産額			
2008年5月31日	362,122,528	421,722,467	1,017,689,651
2009年5月31日	106,305,740	101,474,406	480,349,760
1口当たり純資産価格	円	円	円
2008年5月31日	0.8182	0.7964	0.8203
2009年5月31日	0.4508	0.3899	0.4741

日興グローバル・ファンズ（定期分配）

財務書類に対する注記

2009年5月31日現在

注1．活動

日興グローバル・ファンズ（定期分配）は、アンブレラ型ユニット・トラストとして設立された、ケイマン諸島のシリーズ・ユニット・トラストの集合体である。各サブ・ファンドは、受託会社と管理会社との間でそれぞれ締結された基本信託証書およびその関連する追補信託証書に基づいて設定される。

2009年5月31日現在、以下の7本のサブ・ファンドおよびそれぞれのトレーディング・カンパニーが運用されている。

サブ・ファンド	関連するトレーディング・カンパニー
・先進国ソブリン債券ファンド	NGFDソブリン・ボンド・トレーディング・リミテッド
・投資適格債券ファンド	NGFDインベストメント・グレード・ボンド・トレーディング・リミテッド
・エマージング債券ファンド	NGFDエマージング・ボンド・トレーディング・リミテッド
・ハイイールド債券ファンド	NGFD HYボンド・トレーディング・リミテッド
・先進国高配当株式ファンド	NGFD HYエクイティ・トレーディング・リミテッド
・世界インカム株式プラス・ファンド	NGFDインカム・エクイティ・トレーディング・リミテッド
・オルタナティブ・ファンド	NGFDオルタナティブ・トレーディング・リミテッド

各サブ・ファンドの財務書類は、別個の監査済財務書類として開示されている関連するトレーディング・カンパニーの財務書類と関連付けて読まれるべきである。

サブ・ファンドとトレーディング・カンパニー間の費用に関する契約に基づき、トレーディング・カンパニーに関する一定の報酬および費用はサブ・ファンド・レベルで計上される。

投資目的および方針のため、関係する投資対象のトレーディング・カンパニーの財務書類について言及する。

注2．重要な会計方針

2.1 財務書類の表示

当財務書類は、投資信託に適用されるルクセンブルグで一般に認められた会計原則に従い作成されている。

2.2 結合純資産計算書ならびに結合運用計算書および純資産変動計算書

ファンドの結合財務書類は日本円で表示されており、日本円で表示されているサブ・ファンドの財務書類の合計を表している。

2.3 投資有価証券の評価

集団投資スキーム、投資信託およびミューチュアル・ファンドは、関連する評価日現在の純資産価額（または当該日現在で純資産価額が入手できない場合はその直前の日現在における純資産価額を使用する。）で評価される。

証券取引所または他の規制ある市場で取引されている有価証券は、証券取引所または市場の最新の入手可能な市場価格で評価される。

評価を行う日に本項に定める特定の資産の取引所または市場が営業していない場合、かかる取引所または市場が営業していた直近日に算定した評価を用いる。

トレーディング・カンパニーへの投資は、管理事務代行会社によって計算された期末時の純資産価額に基づ

く公正価値で評価される。

2.4 設立費用

設立費用は、定額法で5年間にわたり償却される。

2.5 受取利息

受取利息は、日次ベースで発生する。

2.6 受取配当金

配当金は、配当落ち日に収益に計上される。

2.7 外貨換算

日本円以外の通貨で表示されている資産および負債は、期末日の実勢為替レートで換算されている。外貨建取引は、取引日の実勢為替レートにより日本円に換算されている。外国為替取引の未実現および実現損益は、当期の運用計算書および純資産計算書に計上されている。

注3．受託報酬

受託会社は、各サブ・ファンドの資産から、当該純資産価額に対して年率0.015%の報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、各評価日に計上され、計算され、四半期毎に後払いで支払われ、下限を年間12,500米ドル、上限を年間15,000米ドルとする。

注4．管理報酬

管理会社は、各サブ・ファンドの資産から、当該純資産価額に対して年率0.36%の報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、各評価日に計上され、計算され、四半期毎に後払いで支払われる。

注5．管理事務代行報酬

管理事務代行会社は、各サブ・ファンドの資産から、当該純資産価額に対して年率0.08%の報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、各評価日に計上、計算され、四半期毎に後払いで支払われる。

注6．投資運用報酬

投資運用会社は、管理報酬から、サイド・アグリーメントに定められた年率の報酬を四半期毎に後払いで受領する権利を有する。

注7．投資助言報酬

投資助言会社の地位を有する日興コーディアル証券株式会社は、各サブ・ファンドの資産から、純資産価額に対して年率0.05%の報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、各評価日に計上され、計算され、四半期毎に後払いで支払われる。

投資助言会社の地位を有する日興グローバルラップ株式会社は、各サブ・ファンドの資産から、純資産価額に対して年率0.10%の報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、各評価日に計上され、計算され、四半期毎に後払いで支払われる。

注8．保管報酬

保管会社は、各サブ・ファンドの資産から、当該純資産価額に対して年率0.01%の報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、各評価日に計上、計算され、四半期毎に後払いで支払われる。

注9．販売報酬

販売会社は、管理報酬から、日本における受益証券の販売会社として、サイド・アグリーメントに定められた年率の報酬を四半期毎に後払いで受領する権利を有する。

注10．代行協会員報酬

代行協会員は、各サブ・ファンドの資産から、当該純資産価額に対して年率0.10%の報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、各評価日に計上され、計算され、四半期毎に後払いで支払われる。

注11．税金

11.1 ケイマン諸島

ケイマン諸島における現行の税法に基づき、ファンドにより支払われるべきその他の税金はない。そのため、所得税引当額は、計算書に計上されていない。

11.2 その他の国々

ファンドは、その他の国々を源泉とする特定の収益に対し源泉徴収税またはその他の税金を課される可能性がある。受益証券を購入しようとする者は、各々の法域で適用される法律の下で、受益証券の購入、保有および買戻しにより発生する可能性のある課税関係またはその他の帰結を判断するため、各自が市民権、住所および居住地を有する国の法律および税務専門家に相談すべきである。

注12．分配金の支払

受益証券10,000口当たりの支払分配金	基準日	分配落ち日	海外支払日
先進国ソブリン債券ファンド			
30 円	2008年6月10日	2008年6月11日	2008年6月17日
30 円	2008年7月10日	2008年7月11日	2008年7月16日
30 円	2008年8月11日	2008年8月12日	2008年8月18日
30 円	2008年9月10日	2008年9月11日	2008年9月17日
30 円	2008年10月10日	2008年10月14日	2008年10月17日
30 円	2008年11月11日	2008年11月12日	2008年11月17日
30 円	2008年12月10日	2008年12月11日	2008年12月16日
30 円	2009年1月13日	2009年1月14日	2009年1月19日
30 円	2009年2月10日	2009年2月12日	2009年2月17日
30 円	2009年3月10日	2009年3月11日	2009年3月16日
25 円	2009年4月14日	2009年4月15日	2009年4月20日
25 円	2009年5月11日	2009年5月12日	2009年5月15日
投資適格債券ファンド			
30 円	2008年6月10日	2008年6月11日	2008年6月17日
30 円	2008年7月10日	2008年7月11日	2008年7月16日
30 円	2008年8月11日	2008年8月12日	2008年8月18日
30 円	2008年9月10日	2008年9月11日	2008年9月17日
30 円	2008年10月10日	2008年10月14日	2008年10月17日
30 円	2008年11月11日	2008年11月12日	2008年11月17日
25 円	2008年12月10日	2008年12月11日	2008年12月16日
25 円	2009年1月13日	2009年1月14日	2009年1月19日
25 円	2009年2月10日	2009年2月12日	2009年2月17日
25 円	2009年3月10日	2009年3月11日	2009年3月16日

25 円	2009年 4月14日	2009年 4月15日	2009年 4月20日
25 円	2009年 5月11日	2009年 5月12日	2009年 5月15日

エマージング債券ファンド

55 円	2008年 6月10日	2008年 6月11日	2008年 6月17日
55 円	2008年 7月10日	2008年 7月11日	2008年 7月16日
55 円	2008年 8月11日	2008年 8月12日	2008年 8月18日
55 円	2008年 9月10日	2008年 9月11日	2008年 9月17日
55 円	2008年10月10日	2008年10月14日	2008年10月17日
55 円	2008年11月11日	2008年11月12日	2008年11月17日
40 円	2008年12月10日	2008年12月11日	2008年12月16日
40 円	2009年 1月13日	2009年 1月14日	2009年 1月19日
40 円	2009年 2月10日	2009年 2月12日	2009年 2月17日
40 円	2009年 3月10日	2009年 3月11日	2009年 3月16日
40 円	2009年 4月14日	2009年 4月15日	2009年 4月20日
40 円	2009年 5月11日	2009年 5月12日	2009年 5月15日

ハイールド債券ファンド

60 円	2008年 6月10日	2008年 6月11日	2008年 6月17日
60 円	2008年 7月10日	2008年 7月11日	2008年 7月16日
60 円	2008年 8月11日	2008年 8月12日	2008年 8月18日
60 円	2008年 9月10日	2008年 9月11日	2008年 9月17日
60 円	2008年10月10日	2008年10月14日	2008年10月17日
60 円	2008年11月11日	2008年11月12日	2008年11月17日
50 円	2008年12月10日	2008年12月11日	2008年12月16日
50 円	2009年 1月13日	2009年 1月14日	2009年 1月19日
50 円	2009年 2月10日	2009年 2月12日	2009年 2月17日
50 円	2009年 3月10日	2009年 3月11日	2009年 3月16日
55 円	2009年 4月14日	2009年 4月15日	2009年 4月20日
55 円	2009年 5月11日	2009年 5月12日	2009年 5月15日

先進国高配当株式ファンド

25 円	2008年 6月10日	2008年 6月11日	2008年 6月17日
25 円	2008年 7月10日	2008年 7月11日	2008年 7月16日
25 円	2008年 8月11日	2008年 8月12日	2008年 8月18日
25 円	2008年 9月10日	2008年 9月11日	2008年 9月17日
25 円	2008年10月10日	2008年10月14日	2008年10月17日
25 円	2008年11月11日	2008年11月12日	2008年11月17日
15 円	2008年12月10日	2008年12月11日	2008年12月16日
15 円	2009年 1月13日	2009年 1月14日	2009年 1月19日
15 円	2009年 2月10日	2009年 2月12日	2009年 2月17日
15 円	2009年 3月10日	2009年 3月11日	2009年 3月16日
10 円	2009年 4月14日	2009年 4月15日	2009年 4月20日
10 円	2009年 5月11日	2009年 5月12日	2009年 5月15日

受益証券10,000口当たりの支払分配金	基準日	分配落ち日	海外支払日
----------------------	-----	-------	-------

世界インカム株式プラス・ファンド

50 円	2008年 6月10日	2008年 6月11日	2008年 6月17日
------	-------------	-------------	-------------

50 円	2008年 7月10日	2008年 7月11日	2008年 7月16日
50 円	2008年 8月11日	2008年 8月12日	2008年 8月18日
50 円	2008年 9月10日	2008年 9月11日	2008年 9月17日
50 円	2008年10月10日	2008年10月14日	2008年10月17日
50 円	2008年11月11日	2008年11月12日	2008年11月17日
30 円	2008年12月10日	2008年12月11日	2008年12月16日
30 円	2009年 1月13日	2009年 1月14日	2009年 1月19日
30 円	2009年 2月10日	2009年 2月12日	2009年 2月17日
30 円	2009年 3月10日	2009年 3月11日	2009年 3月16日
25 円	2009年 4月14日	2009年 4月15日	2009年 4月20日
25 円	2009年 5月11日	2009年 5月12日	2009年 5月15日

オルタナティブ・ファンド

30 円	2008年 6月10日	2008年 6月11日	2008年 6月17日
30 円	2008年 7月10日	2008年 7月11日	2008年 7月16日
30 円	2008年 8月11日	2008年 8月12日	2008年 8月18日
30 円	2008年 9月10日	2008年 9月11日	2008年 9月17日
30 円	2008年10月10日	2008年10月14日	2008年10月17日
30 円	2008年11月11日	2008年11月12日	2008年11月17日
15 円	2008年12月10日	2008年12月11日	2008年12月16日
15 円	2009年 1月13日	2009年 1月14日	2009年 1月19日
15 円	2009年 2月10日	2009年 2月12日	2009年 2月17日
15 円	2009年 3月10日	2009年 3月11日	2009年 3月16日
15 円	2009年 4月14日	2009年 4月15日	2009年 4月20日
15 円	2009年 5月11日	2009年 5月12日	2009年 5月15日

注13. 後発事象

2009年 5月31日以降の分配金の支払

受益証券10,000口当たりの支払分配金	基準日	分配落ち日	海外支払日
先進国ソブリン債券ファンド			
25 円	2009年 6月10日	2009年 6月11日	2009年 6月17日
25 円	2009年 7月10日	2009年 7月13日	2009年 7月16日
25 円	2009年 8月10日	2009年 8月11日	2009年 8月14日
25 円	2009年 9月10日	2009年 9月11日	2009年 9月16日
投資適格債券ファンド			
25 円	2009年 6月10日	2009年 6月11日	2009年 6月17日
25 円	2009年 7月10日	2009年 7月13日	2009年 7月16日
25 円	2009年 8月10日	2009年 8月11日	2009年 8月14日
25 円	2009年 9月10日	2009年 9月11日	2009年 9月16日
エマージング債券ファンド			
40 円	2009年 6月10日	2009年 6月11日	2009年 6月17日
40 円	2009年 7月10日	2009年 7月13日	2009年 7月16日
40 円	2009年 8月10日	2009年 8月11日	2009年 8月14日

40 円 2009年 9 月10日 2009年 9 月11日 2009年 9 月16日

ハイイールド債券ファンド

55 円 2009年 6 月10日 2009年 6 月11日 2009年 6 月17日
 55 円 2009年 7 月10日 2009年 7 月13日 2009年 7 月16日
 55 円 2009年 8 月10日 2009年 8 月11日 2009年 8 月14日
 55 円 2009年 9 月10日 2009年 9 月11日 2009年 9 月16日

先進国高配当株式ファンド

10 円 2009年 6 月10日 2009年 6 月11日 2009年 6 月17日
 10 円 2009年 7 月10日 2009年 7 月13日 2009年 7 月16日
 10 円 2009年 8 月10日 2009年 8 月11日 2009年 8 月14日
 10 円 2009年 9 月10日 2009年 9 月11日 2009年 9 月16日

世界インカム株式プラス・ファンド

25 円 2009年 6 月10日 2009年 6 月11日 2009年 6 月17日
 25 円 2009年 7 月10日 2009年 7 月13日 2009年 7 月16日
 25 円 2009年 8 月10日 2009年 8 月11日 2009年 8 月14日
 25 円 2009年 9 月10日 2009年 9 月11日 2009年 9 月16日

オルタナティブ・ファンド

15 円 2009年 6 月10日 2009年 6 月11日 2009年 6 月17日
 15 円 2009年 7 月10日 2009年 7 月11日 2009年 7 月16日
 15 円 2009年 8 月10日 2009年 8 月11日 2009年 8 月14日
 15 円 2009年 9 月10日 2009年 9 月11日 2009年 9 月16日

【投資有価証券明細表等】

日興グローバル・ファンズ(定期分配)

先進国ソブリン債券ファンド

投資有価証券明細表

2009年 5 月31日現在

(日本円で表示)

口数	銘柄	通貨	取得原価	時価	比率*
			円	円	%
383,482,216	NGFDソブリン・ボンド・トレーディング・リミテッド	日本円	371,927,018	348,719,553	100.39
投資信託合計			371,927,018	348,719,553	100.39

投資有価証券合計	371,927,018	348,719,553	100.39
----------	-------------	-------------	--------

投資有価証券の分類 (未監査)

投資有価証券の国別および業種別分類

国名	業種	比率(%) [*]
ケイマン諸島		
	投資信託 / ミューチュアル・ファンド	100.39
		100.39
投資有価証券合計		100.39

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

(*) 百分率で表示された純資産総額に対する時価の比率。

日興グローバル・ファンズ(定期分配)

投資適格債券ファンド

投資有価証券明細表

2009年5月31日現在

(日本円で表示)

口数	銘柄	通貨	取得原価	時価	比率 [*]
投資信託			円	円	%
448,292,127	NGFDインベストメント・グレード・ボンド・ トレーディング・リミテッド	日本円	422,157,717	360,839,298	100.34
投資信託合計			422,157,717	360,839,298	100.34
投資有価証券合計			422,157,717	360,839,298	100.34

投資有価証券の分類 (未監査)

投資有価証券の国別および業種別分類

国名	業種	比率(%) [*]
ケイマン諸島		
	投資信託 / ミューチュアル・ファンド	100.34
		100.34
投資有価証券合計		100.34

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

(*) 百分率で表示された純資産総額に対する時価の比率。

日興グローバル・ファンズ(定期分配)

エマージング債券ファンド

投資有価証券明細表

2009年5月31日現在

(日本円で表示)

口数	銘柄	通貨	取得原価	時価	比率*
	投資信託		円	円	%
746,810,625	NGFDエマージング・ボンド・トレーディング・リミ テッド	日本円	692,294,360	587,306,811	100.35
	投資信託合計		692,294,360	587,306,811	100.35
	投資有価証券合計		692,294,360	587,306,811	100.35

投資有価証券の分類

(未監査)

投資有価証券の国別および業種別分類

国名	業種	比率(%)*
ケイマン諸島		
	投資信託/ミューチュアル・ファンド	100.35
		100.35
	投資有価証券合計	100.35

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

(*) 百分率で表示された純資産総額に対する時価の比率。

日興グローバル・ファンズ(定期分配)

ハイイールド債券ファンド

投資有価証券明細表

2009年5月31日現在

(日本円で表示)

口数	銘柄	通貨	取得原価	時価	比率*
	投資信託		円	円	%

1,669,919,901	NGFD HYボンド・トレーディング・ リミテッド	日本円	1,529,554,774	1,212,796,027	100.41
投資信託合計			1,529,554,774	1,212,796,027	100.41
投資有価証券合計			1,529,554,774	1,212,796,027	100.41

投資有価証券の分類 (未監査)

投資有価証券の国別および業種別分類

国名	業種	比率(%) [*]
ケイマン諸島	投資信託/ミューチュアル・ファンド	100.41
		100.41
投資有価証券合計		100.41

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

(*) 百分率で表示された純資産総額に対する時価の比率。

日興グローバル・ファンズ(定期分配)

先進国高配当株式ファンド

投資有価証券明細表

2009年5月31日現在

(日本円で表示)

口数	銘柄	通貨	取得原価	時価	比率 [*]
	投資信託		円	円	%
210,444,907	NGFD HYエクイティ・トレーディング・ リミテッド	日本円	175,455,879	107,419,498	101.05
投資信託合計			175,455,879	107,419,498	101.05
投資有価証券合計			175,455,879	107,419,498	101.05

投資有価証券の分類 (未監査)

投資有価証券の国別および業種別分類

国名	業種	比率(%) [*]
ケイマン諸島		

投資信託 / ミューチュアル・ファンド	101.05
	101.05
投資有価証券合計	101.05

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

(*) 百分率で表示された純資産総額に対する時価の比率。

日興グローバル・ファンズ(定期分配)

世界インカム株式プラス・ファンド

投資有価証券明細表

2009年5月31日現在

(日本円で表示)

口数	銘柄	通貨	取得原価	時価	比率 [*]
	投資信託		円	円	%
219,875,835	NGFDインカム・エクイティ・トレーディング・リミ テッド	日本円	193,086,257	102,558,884	101.07
	投資信託合計		193,086,257	102,558,884	101.07
	投資有価証券合計		193,086,257	102,558,884	101.07

投資有価証券の分類

(未監査)

投資有価証券の国別および業種別分類

国名	業種	比率(%) [*]
ケイマン諸島	投資信託 / ミューチュアル・ファンド	101.07
		101.07
	投資有価証券合計	101.07

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

(*) 百分率で表示された純資産総額に対する時価の比率。

日興グローバル・ファンズ(定期分配)

オルタナティブ・ファンド

投資有価証券明細表

2009年5月31日現在

(日本円で表示)

口数	銘柄	通貨	取得原価	時価	比率 [*]
	投資信託		円	円	%
931,314,557	NGFDオルタナティブ・トレーディング・リミテッド	日本円	713,029,810	481,796,959	100.30
	投資信託合計		713,029,810	481,796,959	100.30
	投資有価証券合計		713,029,810	481,796,959	100.30

投資有価証券の分類

(未監査)

投資有価証券の国別および業種別分類

国名	業種	比率(%) [*]
ケイマン諸島	投資信託 / ミューチュアル・ファンド	100.30
		100.30
	投資有価証券合計	100.30

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

(*) 百分率で表示された純資産総額に対する時価の比率。

[次へ](#)

NIKKO GLOBAL FUNDS (PERIODIC DISTRIBUTION)

Statement of net assets as at May 31, 2009

Combined statement

(Expressed in Japanese yen)

	Notes	JPY
Assets		
Investments		
At cost		4,097,505,815
At market value	2.3	3,201,437,030
Formation expenses	2.4	13,703,312
Subscription receivable		7,644,096
Sold investments receivable		11,411,352
Total assets		3,234,195,790
Liabilities		
Purchased investments payable		7,644,096
Redemption payable		11,411,352
Professional expenses payable		11,514,681
Printing fees payable		8,676,114
Management fees payable	4	1,987,464
Trustee fees payable	3	1,445,850
Legal fees payable		839,111
Investment Advisory fees payable	7	828,351
Formation expenses payable		648,239
Agent Company fees payable	10	551,811
Administrator fees payable	5	441,389
Custodian fees payable	8	55,093
Total liabilities		46,043,551
Total net assets		3,188,152,239

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

NIKKO GLOBAL FUNDS (PERIODIC DISTRIBUTION)

Statement of net assets as at May 31, 2009

Developed Countries Sovereign Bond Fund

(Expressed in Japanese yen)

	Notes	JPY
Assets		
Investments		
At cost		371,927,018
At market value	2.3	348,719,553
Formation expenses	2.4	1,957,616
Subscription receivable		503,588
Sold investments receivable		1,758,007
Total assets		352,938,764

Liabilities

Purchased investments payable		503,588
Redemption payable		1,758,007
Professional expenses payable		1,644,955
Printing fees payable		784,874
Management fees payable	4	229,582
Trustee fees payable	3	206,550
Legal fees payable		144,486
Investment Advisory fees payable	7	95,691
Formation expenses payable		75,091
Agent Company fees payable	10	63,739
Administrator fees payable	5	50,984
Custodian fees payable	8	6,361
Total liabilities		5,563,908
Total net assets		347,374,856
Number of units outstanding		415,415,114
Net asset value per unit		0.8362

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

NIKKO GLOBAL FUNDS (PERIODIC DISTRIBUTION)**Statement of net assets as at May 31, 2009****Investment Grade Bond Fund**

(Expressed in Japanese yen)

	Notes	JPY
Assets		
Investments		
At cost		422,157,717
At market value	2.3	360,839,298
Formation expenses	2.4	1,957,616
Subscription receivable		516,819
Sold investments receivable		1,815,569
Total assets		365,129,302
Liabilities		
Purchased investments payable		516,819
Redemption payable		1,815,569
Professional expenses payable		1,644,955
Printing fees payable		781,826
Management fees payable	4	233,823
Trustee fees payable	3	206,550
Legal fees payable		15,416
Investment Advisory fees payable	7	97,459
Formation expenses payable		94,775
Agent Company fees payable	10	64,921
Administrator fees payable	5	51,929
Custodian fees payable	8	6,477
Total liabilities		5,530,519

Total net assets	359,598,783
Number of units outstanding	487,158,432
Net asset value per unit	0.7382

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

NIKKO GLOBAL FUNDS (PERIODIC DISTRIBUTION)

Statement of net assets as at May 31, 2009

Emerging Bond Fund

(Expressed in Japanese yen)

	Notes	JPY
Assets		
Investments		
At cost		692,294,360
At market value	2.3	587,306,811
Formation expenses	2.4	1,957,616
Subscription receivable		1,544,230
Sold investments receivable		1,656,741
Total assets		592,465,398
Liabilities		
Purchased investments payable		1,544,230
Redemption payable		1,656,741
Professional expenses payable		1,644,955
Printing fees payable		1,205,758
Management fees payable	4	359,765
Trustee fees payable	3	206,550
Legal fees payable		157,493
Investment Advisory fees payable	7	149,942
Formation expenses payable		96,411
Agent Company fees payable	10	99,890
Administrator fees payable	5	79,900
Custodian fees payable	8	9,980
Total liabilities		7,211,615
Total net assets		585,253,783
Number of units outstanding		839,506,683
Net asset value per unit		0.6971

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

NIKKO GLOBAL FUNDS (PERIODIC DISTRIBUTION)

Statement of net assets as at May 31, 2009

High Yield Bond Fund

(Expressed in Japanese yen)

	Notes	JPY
--	-------	-----

Assets		
Investments		
At cost		1,529,554,774
At market value	2.3	1,212,796,027
Formation expenses	2.4	1,957,616
Subscription receivable		3,202,878
Sold investments receivable		3,401,919
Total assets		1,221,358,440
Liabilities		
Purchased investments payable		3,202,878
Redemption payable		3,401,919
Professional expenses payable		1,644,955
Printing fees payable		3,492,954
Management fees payable	4	738,669
Trustee fees payable	3	206,550
Legal fees payable		84,271
Investment Advisory fees payable	7	307,840
Formation expenses payable		93,810
Agent Company fees payable	10	205,109
Administrator fees payable	5	164,069
Custodian fees payable	8	20,505
Total liabilities		13,563,529
Total net assets		1,207,794,911
Number of units outstanding		1,905,850,348
Net asset value per unit		0.6337

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

NIKKO GLOBAL FUNDS (PERIODIC DISTRIBUTION)

Statement of net assets as at May 31, 2009

Developed Countries High Yield Equities Fund

(Expressed in Japanese yen)

	Notes	JPY
Assets		
Investments		
At cost		175,455,879
At market value	2.3	107,419,498
Formation expenses	2.4	1,957,616
Total assets		109,377,114
Liabilities		
Professional expenses payable		1,644,955
Printing fees payable		809,193
Management fees payable	4	64,387
Trustee fees payable	3	206,550
Legal fees payable		189,616
Investment Advisory fees payable	7	26,847

Formation expenses payable		95,903
Agent Company fees payable	10	17,865
Administrator fees payable	5	14,289
Custodian fees payable	8	1,769
Total liabilities		3,071,374
Total net assets		106,305,740
Number of units outstanding		235,802,899
Net asset value per unit		0.4508

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

NIKKO GLOBAL FUNDS (PERIODIC DISTRIBUTION)

Statement of net assets as at May 31, 2009

Global Income Equity Plus Fund

(Expressed in Japanese yen)

	Notes	JPY
Assets		
Investments		
At cost		193,086,257
At market value	2.3	102,558,884
Formation expenses	2.4	1,957,616
Subscription receivable		589,982
Sold investments receivable		798,121
Total assets		105,904,603
Liabilities		
Purchased investments payable		589,982
Redemption payable		798,121
Professional expenses payable		1,644,953
Printing fees payable		806,065
Management fees payable	4	63,742
Trustee fees payable	3	206,550
Legal fees payable		164,467
Investment Advisory fees payable	7	26,582
Formation expenses payable		96,145
Agent Company fees payable	10	17,689
Administrator fees payable	5	14,148
Custodian fees payable	8	1,753
Total liabilities		4,430,197
Total net assets		101,474,406
Number of units outstanding		260,260,351
Net asset value per unit		0.3899

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

NIKKO GLOBAL FUNDS (PERIODIC DISTRIBUTION)

Statement of net assets as at May 31, 2009

Alternative Fund	(Expressed in Japanese yen)	
	Notes	JPY
Assets		
Investments		
At cost		713,029,810
At market value	2.3	481,796,959
Formation expenses	2.4	1,957,616
Subscription receivable		1,286,599
Sold investments receivable		1,980,995
Total assets		487,022,169
Liabilities		
Purchased investments payable		1,286,599
Redemption payable		1,980,995
Professional expenses payable		1,644,953
Printing fees payable		795,444
Management fees payable	4	297,496
Trustee fees payable	3	206,550
Legal fees payable		83,362
Investment Advisory fees payable	7	123,990
Formation expenses payable		96,104
Agent Company fees payable	10	82,598
Administrator fees payable	5	66,070
Custodian fees payable	8	8,248
Total liabilities		6,672,409
Total net assets		480,349,760
Number of units outstanding		1,013,282,855
Net asset value per unit		0.4741

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

NIKKO GLOBAL FUNDS (PERIODIC DISTRIBUTION)

Statement of operations and changes in net assets for the year ended May 31, 2009
--

Combined statement	(Expressed in Japanese yen)	
	Notes	JPY
Expenses		
Professional expenses		20,352,206
Management fees	4	19,251,703
Printing fees		17,169,068
Legal fee		13,616,353
Trustee fees	3	8,613,605
Investment Advisory fees	7	8,024,526
Agent Company fees	10	5,344,479
Administrator fees	5	4,274,851

Formation expenses	2.4	3,989,006
Custodian fees	8	533,992
Total expenses		101,169,789
Net investment loss		(101,169,789)
Net realised :		
Loss on investments		(1,461,941,523)
Gain on foreign exchange		501,065
Net realised loss for the year		(1,562,610,247)
Net change in unrealised :		
Depreciation on investments		(587,073,879)
Net decrease in net assets as result of operations		(2,149,684,126)
Movement in capital		
Subscription of units		1,943,962,918
Redemption of units		(3,290,514,542)
Net movement in capital		(1,346,551,624)
Distribution	12	(388,146,403)
Net assets at the beginning of the year		7,072,534,392
Net assets at the end of the year		3,188,152,239

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

NIKKO GLOBAL FUNDS (PERIODIC DISTRIBUTION)

Statement of operations and changes in net assets for the year ended May 31, 2009

Developed Countries Sovereign Bond

(Expressed in Japanese yen)

	Notes	JPY
Expenses		
Professional expenses		2,907,458
Management fees	4	2,207,565
Printing fees		1,951,833
Legal fee		1,846,046
Trustee fees	3	1,230,515
Investment Advisory fees	7	920,189
Agent Company fees	10	612,828
Administrator fees	5	490,172
Formation expenses	2.4	569,858
Custodian fees	8	61,205
Total expenses		12,797,669
Net investment loss		(12,797,669)

Net realised :		
Loss on investments		(46,757,461)
Gain on foreign exchange		70,709
Net realised loss for the year		(59,484,421)
Net change in unrealised :		
Depreciation on investments		(13,435,580)
Net decrease in net assets as result of operations		(72,920,001)
Movement in capital		
Subscription of units		226,299,331
Redemption of units		(486,511,155)
Net movement in capital		(260,211,824)
Distribution	12	(24,765,042)
Net assets at the beginning of the year		705,271,723
Net assets at the end of the year		347,374,856

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

NIKKO GLOBAL FUNDS (PERIODIC DISTRIBUTION)

Statement of operations and changes in net assets for the year ended May 31, 2009

Investment Grade Bond Fund

(Expressed in Japanese yen)

	Notes	JPY
Expenses		
Professional expenses		2,907,458
Management fees	4	2,110,166
Printing fees		1,864,555
Legal fee		1,810,676
Trustee fees	3	1,230,515
Investment Advisory fees	7	879,610
Agent Company fees	10	585,788
Administrator fees	5	468,552
Formation expenses	2.4	569,858
Custodian fees	8	58,505
Total expenses		12,485,683
Net investment loss		(12,485,683)
Net realised :		
Loss on investments		(94,180,938)
Gain on foreign exchange		71,066
Net realised loss for the year		(106,595,555)

Net change in unrealised :		
Depreciation on investments		(42,587,987)
Net decrease in net assets as result of operations		
		(149,183,542)
Movement in capital		
Subscription of units		242,366,666
Redemption of units		(401,898,661)
Net movement in capital		
		(159,531,995)
Distribution	12	(24,601,532)
Net assets at the beginning of the year		
		692,915,852
Net assets at the end of the year		
		359,598,783

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

NIKKO GLOBAL FUNDS (PERIODIC DISTRIBUTION)

Statement of operations and changes in net assets for the year ended May 31, 2009

Emerging Bond Fund		(Expressed in Japanese yen)
	Notes	JPY
Expenses		
Professional expenses		2,907,458
Management fees	4	3,476,685
Printing fees		2,629,728
Legal fee		2,073,075
Trustee fees	3	1,230,515
Investment Advisory fees	7	1,449,109
Agent Company fees	10	965,191
Administrator fees	5	772,019
Formation expenses	2.4	569,858
Custodian fees	8	96,468
Total expenses		16,170,106
Net investment loss		(16,170,106)
Net realised :		
Loss on investments		(227,561,848)
Gain on foreign exchange		70,689
Net realised loss for the year		(243,661,265)
Net change in unrealised :		
Depreciation on investments		(71,796,646)
Net decrease in net assets as result of operations		(315,457,911)
Movement in capital		

Subscription of units		316,320,368
Redemption of units		(596,473,079)
Net movement in capital		(280,152,711)
Distribution	12	(77,100,431)
Net assets at the beginning of the year		1,257,964,836
Net assets at the end of the year		585,253,783

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

NIKKO GLOBAL FUNDS (PERIODIC DISTRIBUTION)

Statement of operations and changes in net assets for the year ended May 31, 2009

High Yield Bond Fund

(Expressed in Japanese yen)

	Notes	JPY
Expenses		
Professional expenses		2,907,458
Management fees	4	7,098,719
Printing fees		6,030,179
Legal fee		2,647,452
Trustee fees	3	1,230,515
Investment Advisory fees	7	2,958,613
Agent Company fees	10	1,970,815
Administrator fees	5	1,576,420
Formation expenses	2.4	569,858
Custodian fees	8	197,082
Total expenses		27,187,111
Net investment loss		(27,187,111)
Net realised :		
Loss on investments		(495,256,562)
Gain on foreign exchange		71,297
Net realised loss for the year		(522,372,376)
Net change in unrealised :		
Depreciation on investments		(243,022,480)
Net decrease in net assets as result of operations		(765,394,856)
Movement in capital		
Subscription of units		621,301,856
Redemption of units		(1,070,911,291)
Net movement in capital		(449,609,435)
Distribution	12	(192,048,133)

Net assets at the beginning of the year	2,614,847,335
Net assets at the end of the year	1,207,794,911

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

NIKKO GLOBAL FUNDS (PERIODIC DISTRIBUTION)

Statement of operations and changes in net assets for the year ended May 31, 2009

Developed Countries High Yield Equities Fund

(Expressed in Japanese yen)

	Notes	JPY
Expenses		
Professional expenses		2,907,458
Management fees	4	804,004
Printing fees		1,379,344
Legal fee		1,648,657
Trustee fees	3	1,230,515
Investment Advisory fees	7	335,250
Agent Company fees	10	223,138
Administrator fees	5	178,470
Formation expenses	2.4	569,858
Custodian fees	8	22,220
Total expenses		9,298,914
Net investment loss		(9,298,914)
Net realised :		
Loss on investments		(137,979,294)
Gain on foreign exchange		72,189
Net realised loss for the year		(147,206,019)
Net change in unrealised :		
Depreciation on investments		(31,081,608)
Net decrease in net assets as result of operations		(178,287,627)
Movement in capital		
Subscription of units		86,346,034
Redemption of units		(153,936,807)
Net movement in capital		(67,590,773)
Distribution	12	(9,938,388)
Net assets at the beginning of the year		362,122,528
Net assets at the end of the year		106,305,740

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

NIKKO GLOBAL FUNDS (PERIODIC DISTRIBUTION)

Statement of operations and changes in net assets for the year ended May 31, 2009

Global Income Equity Plus Fund

(Expressed in Japanese yen)

	Notes	JPY
Expenses		
Professional expenses		2,907,458
Management fees	4	891,031
Printing fees		1,389,205
Legal fee		1,668,449
Trustee fees	3	1,230,515
Investment Advisory fees	7	371,529
Agent Company fees	10	247,301
Administrator fees	5	197,790
Formation expenses	2.4	569,858
Custodian fees	8	24,637
Total expenses		9,497,773
Net investment loss		(9,497,773)
Net realised :		
Loss on investments		(165,578,405)
Gain on foreign exchange		73,283
Net realised loss for the year		(175,002,895)
Net change in unrealised :		
Depreciation on investments		(42,195,079)
Net decrease in net assets as result of operations		(217,197,974)
Movement in capital		
Subscription of units		70,870,086
Redemption of units		(150,268,211)
Net movement in capital		(79,398,125)
Distribution	12	(23,651,962)
Net assets at the beginning of the year		421,722,467
Net assets at the end of the year		101,474,406

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

NIKKO GLOBAL FUNDS (PERIODIC DISTRIBUTION)

Statement of operations and changes in net assets for the year ended May 31, 2009

(Expressed in Japanese yen)

Alternative Fund

	Notes	JPY
Expenses		
Professional expenses		2,907,458
Management fees	4	2,663,533
Printing fees		1,924,224
Legal fee		1,921,998
Trustee fees	3	1,230,515
Investment Advisory fees	7	1,110,226
Agent Company fees	10	739,418
Administrator fees	5	591,428
Formation expenses	2.4	569,858
Custodian fees	8	73,875
Total expenses		13,732,533
Net investment loss		(13,732,533)
Net realised :		
Loss on investments		(294,627,015)
Gain on foreign exchange		71,832
Net realised loss for the year		(308,287,716)
Net change in unrealised :		
Depreciation on investments		(142,954,499)
Net decrease in net assets as result of operations		(451,242,215)
Movement in capital		
Subscription of units		380,458,577
Redemption of units		(430,515,338)
Net movement in capital		(50,056,761)
Distribution	12	(36,040,915)
Net assets at the beginning of the year		1,017,689,651
Net assets at the end of the year		480,349,760

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

NIKKO GLOBAL FUNDS (PERIODIC DISTRIBUTION)

Statistical information

UNAUDITED	Developed Countries Sovereign Bond Fund	Investment Grade Bond Fund	Emerging Bond Fund	High Yield Bond Fund
Number of units outstanding at the end of the year:				
May 31, 2008	743,859,864	740,998,849	1,383,251,046	2,903,850,767

Units issued	249,270,056	292,384,214	388,147,499	784,025,323
Units redeemed	(577,714,806)	(546,224,631)	(931,891,862)	(1,782,025,742)
May 31, 2009	415,415,114	487,158,432	839,506,683	1,905,850,348
Total net assets at the end of the year:	JPY	JPY	JPY	JPY
May 31, 2008	705,271,723	692,915,852	1,257,964,836	2,614,847,335
May 31, 2009	347,374,856	359,598,783	585,253,783	1,207,794,911
Net asset value per unit :	JPY	JPY	JPY	JPY
May 31, 2008	0.9481	0.9351	0.9094	0.9005
May 31, 2009	0.8362	0.7382	0.6971	0.6337

NIKKO GLOBAL FUNDS (PERIODIC DISTRIBUTION)

Statistical information (continued)

UNAUDITED	Developed Countries High Yield Equities Fund	Global Income Equity Plus Fund	Alternative Fund
Number of units outstanding at the end of the year:			
May 31, 2008	442,579,565	529,552,856	1,240,696,320
Units issued	141,760,386	103,676,448	706,280,898
Units redeemed	(348,537,052)	(372,968,953)	(933,694,363)
May 31, 2009	235,802,899	260,260,351	1,013,282,855
Total net assets at the end of the year:	JPY	JPY	JPY
May 31, 2008	362,122,528	421,722,467	1,017,689,651
May 31, 2009	106,305,740	101,474,406	480,349,760
Net asset value per unit :	JPY	JPY	JPY
May 31, 2008	0.8182	0.7964	0.8203
May 31, 2009	0.4508	0.3899	0.4741

NIKKO GLOBAL FUNDS (PERIODIC DISTRIBUTION)

Notes to the financial statements

(As at May 31, 2009)

Note 1 - Activity

NIKKO GLOBAL FUNDS (Periodic Distribution), which has been established as an umbrella unit trust, is a group of Cayman Islands series unit trusts. Each Series Trust has been established pursuant to the Master Trust Deed and the respective Supplemental Trust Deed, each entered into between the Trustee and the Manager.

As at May 31, 2009, the following seven Series Trusts with their respective Trading companies are in operation :

Series Trust	Related Trading Companies
Developed Countries Sovereign Bond Fund	NGFD-Sovereign Bond Trading Ltd.
Investment Grade Bond Fund	NGFD-Investment Grade Bond Trading Ltd.
Emerging Bond Fund	NGFD-Emerging Bond Trading Ltd.
High Yield Bond Fund	NGFD-High Yield Bond Trading Ltd.
Developed Countries High Yield Equities Fund	NGFD-High Yield Equity Trading Ltd.
Global Income Equity Plus Fund	NGFD-Income Equity Trading Ltd.
Alternative Fund	NGFD-Alternative Trading Ltd.

The financial statements of each Series Trust should be read in conjunction with the financial statements of the related Trading Company which are disclosed in a separate audited financial report.

Pursuant to an expenses agreement between the Series Trust and the Company, certain fees and expenses relating to the Company are booked at the Series Trust level.

For investment objective and policies refer to financial statements of relevant underlying Trading companies.

NIKKO GLOBAL FUNDS (PERIODIC DISTRIBUTION)

Notes to the financial statements (continued)

(As at May 31, 2009)

Note 2 - Significant accounting policies

2.1 - Presentation of financial statements

The financial statements are prepared in accordance with Luxembourg Generally Accepted Accounting Principles applicable to investment funds.

2.2 - Combined statements of net assets and combined statements of operations and changes in net assets

The combined financial statements of the Trust are expressed in Japanese Yen and represent the sum of the Series Trust's financial statements which are expressed in Japanese Yen.

2.3 - Valuation of the investments in securities

Collective investment schemes, investment funds and mutual funds are valued at the net asset value available as of the relevant valuation day (or if a net asset value as of such valuation day is not available, a net asset value as of the immediately preceding day shall be used).

Securities which are traded on a securities exchange or on another regulated market are valued at their latest available market price on such securities exchange or market.

If on the date as of which any valuation is being made, the exchange or market herein designated for the valuation of any given assets is not open for business, the valuation of such assets is determined as of the last preceding date on which such exchange or market was open for business.

The investments in the trading companies are valued at fair value based on their net asset value at year-end as prepared by the Administrator.

2.4 - Formation expenses

Formation expenses are amortised on a straight line basis over a period of five years.

2.5 - Interest income

Interest income is accrued on a daily basis.

2.6 - Dividend income

Dividends are recorded in income on the ex-dividend date.

2.7 - Foreign exchange currency translation

Assets and liabilities expressed in other currencies than the Japanese yen are translated at exchange rates ruling at the end of the year. Transactions in foreign currencies are translated into Japanese yen at exchange rates ruling at the transaction dates. Unrealised and realised gains and losses on foreign currencies are recorded in the statement of operations and changes in net assets for the year ended.

NIKKO GLOBAL FUNDS (PERIODIC DISTRIBUTION)

Notes to the financial statements (continued)

(As at May 31, 2009)

Note 3 - Trustee fee

The Trustee is entitled to receive out of the assets of each Series Trust a fee at the rate of 0.015% per annum of its net asset value accrued on and calculated as at each valuation day and payable quarterly in arrears with a minimum of USD 12,500 per annum and a maximum of USD 15,000 per annum.

Note 4 - Manager fee

The Manager is entitled to receive out of the assets of each Series Trust, a fee at the rate of 0.36% per annum of its net asset value, accrued on and calculated as at each valuation day and payable quarterly in arrears.

Note 5 - Administrator fee

The Administrator is entitled to receive out of the assets of each Series Trust, a fee at the rate of 0.08% per annum of its net asset value, on and calculated as at each valuation day and payable quarterly in arrears.

Note 6 - Investment Manager fee

The Investment Manager is entitled to receive out of the Manager's fee, a fee per annum payable quarterly in arrears as more fully described in a side agreement.

Note 7 - Investment Advisory fee

Nikko Cordial Securities Inc, in its capacity as investment adviser, is entitled to receive, out of the assets of each Series Trust a fee at the rate of 0.05% per annum of the Net Asset Value accrued on and calculated as at each Valuation Day and payable quarterly in arrears.

Nikko Global Wrap Inc, in its capacity as investment adviser, is entitled to receive, out of the assets of each Series Trust a fee at the rate of 0.10% per annum of the Net Asset Value accrued on and calculated as at each Valuation Day and payable quarterly in arrears.

Note 8 - Custodian fee

The Custodian is entitled to receive out of the assets of each Series Trust, a fee at the rate of 0.01% per annum of its net asset value, accrued on and calculated as at each valuation day and payable quarterly in arrears.

NIKKO GLOBAL FUNDS (PERIODIC DISTRIBUTION)

Notes to the financial statements (continued)

(As at May 31, 2009)

Note 9 - Distributor fee

The Distributor, in its capacity as distributor of the units in Japan, is entitled to receive out of the Manager's fee, a fee per annum payable quarterly in arrears as more fully described in a side agreement.

Note 10 - Agent Company fee

The Agent Company is entitled to receive out of the assets of each Series Trust, a fee at the rate of 0.10% per annum of its net asset value, accrued on and calculated as at each valuation day and payable quarterly in arrears.

Note 11 - Taxation**11.1 - Cayman Islands**

Under current tax laws in the Cayman Islands, there are no other taxes payable by the Trust. As a result, no provision for income taxes has been made in the accounts.

11.2 - Other Countries

The Trust may be subject to withholding or other taxes on certain income sourced in other countries. Prospective purchasers should consult legal and tax advisors in the countries of their citizenship, residence and domicile to determine the possible tax or other consequences of purchasing, holding and repurchasing units under the laws of their respective jurisdiction.

NIKKO GLOBAL FUNDS (PERIODIC DISTRIBUTION)**Notes to the financial statements (continued)**

(As at May 31, 2009)

Note 12 - Dividend distribution

Distribution paid per 10,000 units	Record date	Ex-date	Payment date
Developed Countries Sovereign Bond Fund			
30 JPY	10/06/2008	11/06/2008	17/06/2008
30 JPY	10/07/2008	11/07/2008	16/07/2008
30 JPY	11/08/2008	12/08/2008	18/08/2008
30 JPY	10/09/2008	11/09/2008	17/09/2008
30 JPY	10/10/2008	14/10/2008	17/10/2008
30 JPY	11/11/2008	12/11/2008	17/11/2008
30 JPY	10/12/2008	11/12/2008	16/12/2008
30 JPY	13/01/2009	14/01/2009	19/01/2009
30 JPY	10/02/2009	12/02/2009	17/02/2009
30 JPY	10/03/2009	11/03/2009	16/03/2009
25 JPY	14/04/2009	15/04/2009	20/04/2009
25 JPY	11/05/2009	12/05/2009	15/05/2009
Investment Grade Bond Fund			
30 JPY	10/06/2008	11/06/2008	17/06/2008
30 JPY	10/07/2008	11/07/2008	16/07/2008
30 JPY	11/08/2008	12/08/2008	18/08/2008
30 JPY	10/09/2008	11/09/2008	17/09/2008
30 JPY	10/10/2008	14/10/2008	17/10/2008
30 JPY	11/11/2008	12/11/2008	17/11/2008
25 JPY	10/12/2008	11/12/2008	16/12/2008
25 JPY	13/01/2009	14/01/2009	19/01/2009

25 JPY	10/02/2009	12/02/2009	17/02/2009
25 JPY	10/03/2009	11/03/2009	16/03/2009
25 JPY	14/04/2009	15/04/2009	20/04/2009
25 JPY	11/05/2009	12/05/2009	15/05/2009

Emerging Bond Fund

55 JPY	10/06/2008	11/06/2008	17/06/2008
55 JPY	10/07/2008	11/07/2008	16/07/2008
55 JPY	11/08/2008	12/08/2008	18/08/2008
55 JPY	10/09/2008	11/09/2008	17/09/2008
55 JPY	10/10/2008	14/10/2008	17/10/2008
55 JPY	11/11/2008	12/11/2008	17/11/2008
40 JPY	10/12/2008	11/12/2008	16/12/2008
40 JPY	13/01/2009	14/01/2009	19/01/2009
40 JPY	10/02/2009	12/02/2009	17/02/2009
40 JPY	10/03/2009	11/03/2009	16/03/2009
40 JPY	14/04/2009	15/04/2009	20/04/2009
40 JPY	11/05/2009	12/05/2009	15/05/2009

NIKKO GLOBAL FUNDS (PERIODIC DISTRIBUTION)
Notes to the financial statements (continued)

(As at May 31, 2009)

Note 12 - Dividend distribution (continued)

High Yield Bond Fund

60 JPY	10/06/2008	11/06/2008	17/06/2008
60 JPY	10/07/2008	11/07/2008	16/07/2008
60 JPY	11/08/2008	12/08/2008	18/08/2008
60 JPY	10/09/2008	11/09/2008	17/09/2008
60 JPY	10/10/2008	14/10/2008	17/10/2008
60 JPY	11/11/2008	12/11/2008	17/11/2008
50 JPY	10/12/2008	11/12/2008	16/12/2008
50 JPY	13/01/2009	14/01/2009	19/01/2009
50 JPY	10/02/2009	12/02/2009	17/02/2009
50 JPY	10/03/2009	11/03/2009	16/03/2009
55 JPY	14/04/2009	15/04/2009	20/04/2009
55 JPY	11/05/2009	12/05/2009	15/05/2009

Developed Countries High Yield Equities Fund

25 JPY	10/06/2008	11/06/2008	17/06/2008
25 JPY	10/07/2008	11/07/2008	16/07/2008
25 JPY	11/08/2008	12/08/2008	18/08/2008
25 JPY	10/09/2008	11/09/2008	17/09/2008
25 JPY	10/10/2008	14/10/2008	17/10/2008
25 JPY	11/11/2008	12/11/2008	17/11/2008
15 JPY	10/12/2008	11/12/2008	16/12/2008
15 JPY	13/01/2009	14/01/2009	19/01/2009
15 JPY	10/02/2009	12/02/2009	17/02/2009
15 JPY	10/03/2009	11/03/2009	16/03/2009
10 JPY	14/04/2009	15/04/2009	20/04/2009
10 JPY	11/05/2009	12/05/2009	15/05/2009

NIKKO GLOBAL FUNDS (PERIODIC DISTRIBUTION)

Notes to the financial statements (continued)

(As at May 31, 2009)

Note 12 - Dividend distribution (continued)

Distribution paid per 10,000 units	Record date	Ex-date	Payment date
Global Income Equity Plus Fund			
50 JPY	10/06/2008	11/06/2008	17/06/2008
50 JPY	10/07/2008	11/07/2008	16/07/2008
50 JPY	11/08/2008	12/08/2008	18/08/2008
50 JPY	10/09/2008	11/09/2008	17/09/2008
50 JPY	10/10/2008	14/10/2008	17/10/2008
50 JPY	11/11/2008	12/11/2008	17/11/2008
30 JPY	10/12/2008	11/12/2008	16/12/2008
30 JPY	13/01/2009	14/01/2009	19/01/2009
30 JPY	10/02/2009	12/02/2009	17/02/2009
30 JPY	10/03/2009	11/03/2009	16/03/2009
25 JPY	14/04/2009	15/04/2009	20/04/2009
25 JPY	11/05/2009	12/05/2009	15/05/2009
Alternative Fund			
30 JPY	10/06/2008	11/06/2008	17/06/2008
30 JPY	10/07/2008	11/07/2008	16/07/2008
30 JPY	11/08/2008	12/08/2008	18/08/2008
30 JPY	10/09/2008	11/09/2008	17/09/2008
30 JPY	10/10/2008	14/10/2008	17/10/2008
30 JPY	11/11/2008	12/11/2008	17/11/2008
15 JPY	10/12/2008	11/12/2008	16/12/2008
15 JPY	13/01/2009	14/01/2009	19/01/2009
15 JPY	10/02/2009	12/02/2009	17/02/2009
15 JPY	10/03/2009	11/03/2009	16/03/2009
15 JPY	14/04/2009	15/04/2009	20/04/2009
15 JPY	11/05/2009	12/05/2009	15/05/2009

Note 13 - Subsequent events

Dividend distribution after May 31, 2009.

Distribution paid per 10,000 unit	Record date	Ex-date	Payment date
Developed Countries Sovereign Bond Fund			
25 JPY	10/06/2009	11/06/2009	17/06/2009
25 JPY	10/07/2009	13/07/2009	16/07/2009
25 JPY	10/08/2009	11/08/2009	14/08/2009
25 JPY	10/09/2009	11/09/2009	16/09/2009

NIKKO GLOBAL FUNDS (PERIODIC DISTRIBUTION)

Notes to the financial statements (continued)

(As at May 31, 2009)

Note 13 - Subsequent events

Dividend distribution after May 31, 2009.

Distribution paid per 10,000 unit	Record date	Ex-date	Payment date
Investment Grade Bond Fund			
25 JPY	10/06/2009	11/06/2009	17/06/2009
25 JPY	10/07/2009	13/07/2009	16/07/2009
25 JPY	10/08/2009	11/08/2009	14/08/2009
25 JPY	10/09/2009	11/09/2009	16/09/2009
Emerging Bond Fund			
40 JPY	10/06/2009	11/06/2009	17/06/2009
40 JPY	10/07/2009	13/07/2009	16/07/2009
40 JPY	10/08/2009	11/08/2009	14/08/2009
40 JPY	10/09/2009	11/09/2009	16/09/2009
High Yield Bond Fund			
55 JPY	10/06/2009	11/06/2009	17/06/2009
55 JPY	10/07/2009	13/07/2009	16/07/2009
55 JPY	10/08/2009	11/08/2009	14/08/2009
55 JPY	10/09/2009	11/09/2009	16/09/2009
Developed Countries High Yield Equities Fund			
10 JPY	10/06/2009	11/06/2009	17/06/2009
10 JPY	10/07/2009	13/07/2009	16/07/2009
10 JPY	10/08/2009	11/08/2009	14/08/2009
10 JPY	10/09/2009	11/09/2009	16/09/2009
Global Income Equity Plus Fund			
25 JPY	10/06/2009	11/06/2009	17/06/2009
25 JPY	10/07/2009	13/07/2009	16/07/2009
25 JPY	10/08/2009	11/08/2009	14/08/2009
25 JPY	10/09/2009	11/09/2009	16/09/2009
Alternative Fund			
15 JPY	10/06/2009	11/06/2009	17/06/2009
15 JPY	10/07/2009	11/07/2009	16/07/2009
15 JPY	10/08/2009	11/08/2009	14/08/2009
15 JPY	10/09/2009	11/09/2009	16/09/2009

NIKKO GLOBAL FUNDS (PERIODIC DISTRIBUTION)**Statement of investments As at May 31, 2009****Developed Countries Sovereign Bond Fund**

(Expressed in Japanese yen)

Quantity	Description	Currency	Cost	Market value	Ratio*
	Investment funds		JPY	JPY	%
383,482,216	NGFD-Sovereign Bond Trading LTD.	JPY	371,927,018	348,719,553	100.39

Investment funds	371,927,018	348,719,553	100.39
Total investments	371,927,018	348,719,553	100.39

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

(*) Weight of the market value against the total net assets expressed in %.

NIKKO GLOBAL FUNDS (PERIODIC DISTRIBUTION)

Classification of investments

Developed Countries Sovereign Bond Fund (UNAUDITED)

Classification of investments by country and by economical sector

Country	Economical sector	Ratio (%) *
Cayman Islands		
	Investment Trusts / Mutual Funds	100.39
		100.39
Total investments		100.39

(*) Weight of the market value against the total net assets expressed in %.

NIKKO GLOBAL FUNDS (PERIODIC DISTRIBUTION)

Statement of investments As at May 31, 2009

Investment Grade Bond Fund (Expressed in Japanese yen)

Quantity	Description	Currency	Cost	Market value	Ratio*
Investment funds			JPY	JPY	%
448,292,127	NGFD-Investment Grade Bond Trading LTD.	JPY	422,157,717	360,839,298	100.34
Investment funds			422,157,717	360,839,298	100.34
Total investments			422,157,717	360,839,298	100.34

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

(*) Weight of the market value against the total net assets expressed in %.

NIKKO GLOBAL FUNDS (PERIODIC DISTRIBUTION)

Classification of investments

Investment Grade Bond Fund (UNAUDITED)

Classification of investments by country and by economical sector

Country	Economical sector	Ratio (%) *
---------	-------------------	-------------

Cayman Islands		
	Investment Trusts / Mutual Funds	100.34
		100.34
Total investments		100.34

(*) Weight of the market value against the total net assets expressed in %.

NIKKO GLOBAL FUNDS (PERIODIC DISTRIBUTION)

Statement of investments As at May 31, 2009

Emerging Bond Fund		(Expressed in Japanese yen)			
Quantity	Description	Currency	Cost	Market value	Ratio*
Investment funds			JPY	JPY	%
746,810,625	NGFD-Emerging Bond Trading LTD.	JPY	692,294,360	587,306,811	100.35
Investment funds			692,294,360	587,306,811	100.35
Total investments			692,294,360	587,306,811	100.35

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

(*) Weight of the market value against the total net assets expressed in %.

NIKKO GLOBAL FUNDS (PERIODIC DISTRIBUTION)

Classification of investments

Emerging Bond Fund		(UNAUDITED)	
Classification of investments by country and by economical sector			
Country	Economical sector		Ratio (%) *
Cayman Islands			
	Investment Trusts / Mutual Funds		100.35
			100.35
Total investments			100.35

(*) Weight of the market value against the total net assets expressed in %.

NIKKO GLOBAL FUNDS (PERIODIC DISTRIBUTION)

Statement of investments As at May 31, 2009

High Yield Bond Fund		(Expressed in Japanese yen)			
Quantity	Description	Currency	Cost	Market value	Ratio*

Investment funds		JPY	JPY	%	
1,669,919,901	NGFD-High Yield Bond Trading LTD.	JPY	1,529,554,774	1,212,796,027	100.41
Investment funds			1,529,554,774	1,212,796,027	100.41
Total investments			1,529,554,774	1,212,796,027	100.41

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

(*) Weight of the market value against the total net assets expressed in %.

NIKKO GLOBAL FUNDS (PERIODIC DISTRIBUTION)

Classification of investments

High Yield Bond Fund (UNAUDITED)

Classification of investments by country and by economical sector

Country	Economical sector	Ratio (%) *
Cayman Islands		
	Investment Trusts / Mutual Funds	100.41
		100.41
Total investments		100.41

(*) Weight of the market value against the total net assets expressed in %.

NIKKO GLOBAL FUNDS (PERIODIC DISTRIBUTION)

Statement of investments As at May 31, 2009

Developed Countries High Yield Equities Fund (Expressed in Japanese yen)

Quantity	Description	Currency	Cost	Market value	Ratio*
Investment funds			JPY	JPY	%
210,444,907	NGFD-High Yield Equity Trading LTD.	JPY	175,455,879	107,419,498	101.05
Investment funds			175,455,879	107,419,498	101.05
Total investments			175,455,879	107,419,498	101.05

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

(*) Weight of the market value against the total net assets expressed in %.

NIKKO GLOBAL FUNDS (PERIODIC DISTRIBUTION)

Classification of investments

Developed Countries High Yield Equities Fund (UNAUDITED)

Classification of investments by country and by economical sector		
---	--	--

Country	Economical sector	Ratio (%) *
Cayman Islands		
	Investment Trusts / Mutual Funds	101.05
		101.05
Total investments		101.05

(*) Weight of the market value against the total net assets expressed in %.

NIKKO GLOBAL FUNDS (PERIODIC DISTRIBUTION)

Statement of investments As at May 31, 2009

Global Income Equity Plus Fund	(Expressed in Japanese yen)
---------------------------------------	-----------------------------

Quantity	Description	Currency	Cost	Market value	Ratio*
Investment funds			JPY	JPY	%
219,875,835	NGFD-Income Equity Trading LTD.	JPY	193,086,257	102,558,884	101.07
Investment funds			193,086,257	102,558,884	101.07
Total investments			193,086,257	102,558,884	101.07

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

(*) Weight of the market value against the total net assets expressed in %.

NIKKO GLOBAL FUNDS (PERIODIC DISTRIBUTION)

Classification of investments

Global Income Equity Plus Fund	(UNAUDITED)
---------------------------------------	-------------

Classification of investments by country and by economical sector		
---	--	--

Country	Economical sector	Ratio (%) *
Cayman Islands		
	Investment Trusts / Mutual Funds	101.07
		101.07
Total investments		101.07

(*) Weight of the market value against the total net assets expressed in %.

NIKKO GLOBAL FUNDS (PERIODIC DISTRIBUTION)

Statement of investments As at May 31, 2009

(Expressed in Japanese yen)

Alternative Fund

Quantity	Description	Currency	Cost	Market value	Ratio*
Investment funds			JPY	JPY	%
931,314,557	NGFD-Alternative Trading LTD.	JPY	713,029,810	481,796,959	100.30
Investment funds			713,029,810	481,796,959	100.30
Total investments			713,029,810	481,796,959	100.30

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

(*) Weight of the market value against the total net assets expressed in %.

NIKKO GLOBAL FUNDS (PERIODIC DISTRIBUTION)**Classification of investments****Alternative Fund**

(UNAUDITED)

Classification of investments by country and by economical sector

Country	Economical sector	Ratio (%) *
Cayman Islands		
	Investment Trusts / Mutual Funds	100.30
		100.30
Total investments		100.30

(*) Weight of the market value against the total net assets expressed in %.

[次へ](#)

(参考情報)

<NGFDソブリン・ボンド・トレーディング・リミテッド>

NGFDソブリン・ボンド・トレーディング・リミテッド

純資産計算書

2009年5月31日現在

(日本円で表示)

	円
資産	
投資有価証券 - 取得原価	377,314,096
投資有価証券 - 時価評価額	351,238,661
銀行預金	290,916
未収債券利息	4,634,399
未収発行手取金	503,588
資産合計	<u>356,667,564</u>
負債	
当座借越	6,190,140
未払買戻代金	1,758,007
負債合計	<u>7,948,147</u>
純資産合計	<u>348,719,417</u>
発行済投資証券口数	383,482,216 口
1口当たり純資産価格	0.9093

NGFDソブリン・ボンド・トレーディング・リミテッド

運用計算書および純資産変動計算書

2009年5月31日終了年度

(日本円で表示)

	円
収益	
債券収益	19,417,969
配当金	902,685
受取利息	43,094
収益合計	<u>20,363,748</u>
費用	
取引費用	182,629
支払利息	31,132
保管費用	66,783

	有価証券報告書（外国投資信託受益証券）
費用合計	280,544
投資純利益	20,083,204
以下に係る実現純損益：	
投資有価証券に係る損失	(55,254,659)
為替差損	(3,194,873)
当期実現純損失	(38,366,328)
以下に係る未実現損益の純変動：	
投資有価証券に係る評価損	(21,830,294)
運用による純資産の純減少	(60,196,622)
資本の変動	
投資証券発行手取額	225,769,550
投資証券買戻支払額	(522,912,144)
資本の純変動	(297,142,594)
期首現在純資産額	706,058,633
期末現在純資産額	348,719,417

NGFDソブリン・ボンド・トレーディング・リミテッド

重要な会計方針

1 財務書類の表示

当財務書類は、投資信託に適用されるルクセンブルグの一般に認められた会計原則に従い作成されている。

2 投資有価証券の評価

集団投資スキーム、投資信託およびミューチュアル・ファンドは、関連する評価日現在の純資産価額（または当該日現在で純資産価額が入手できない場合はその直前の日現在における純資産価額を使用する。）に基づく公正価格で評価される。

証券取引所または他の規制ある市場で取引されている有価証券は、証券取引所または市場の最新の入手可能な市場価格で評価する。

評価を行う日に本項に定める特定の資産の取引所または市場が営業していない場合、かかる取引所または市場が営業していた直近日に算定した評価を用いる。

3 受取利息

受取利息は、日次ベースで発生する。

4 受取配当金

配当金は、配当落ち日に収益に計上される。

5 外貨換算

日本円以外の通貨で表示されている資産および負債は、期末日の実勢為替レートで換算されている。外貨建取引は、取引日の実勢為替レートにより日本円に換算されている。

外国為替取引の未実現および実現損益は、当期の運用計算書および純資産計算書に計上されている。

NGFDソブリン・ボンド・トレーディング・リミテッド

投資有価証券明細表

2009年5月31日現在

(日本円で表示)

額面 / 口数 銘柄	通貨	取得原価	時価	比率*
公認の証券取引所への上場が認められているかまたは他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある有価証券				
債券		円	円	%
161,100.00 DEUTSCHLAND REP 3.5 12APR13 SER152	ユーロ	24,556,385	22,657,692	6.50
104,000.00 DEUTSCHLAND REP 4.25 04JUL18 SER08	ユーロ	16,230,513	14,817,939	4.25
94,000.26 DEUTSCHLAND REP 4.25 04JUL39 SER07	ユーロ	14,638,489	12,419,563	3.56
195,000.00 FRANCE (BTAN) 3.75 12SEP10	ユーロ	30,060,305	27,169,505	7.79
156,000.00 FRANCE (BTAN) 4.50 12JUL13	ユーロ	24,679,349	22,526,176	6.46
178,300.00 NETHERLANDS GOVT 4.00 15JUL18	ユーロ	26,747,801	24,246,087	6.95
115,000.00 US T-BOND 4.5 15MAY38	米ドル	12,540,297	11,036,285	3.16
497,000.00 US T-NOTE 2.375 31AUG10	米ドル	53,795,642	48,982,345	14.05
626,000.00 US T-NOTE 3.125 31AUG13	米ドル	67,762,315	62,811,610	18.01
345,000.00 US T-NOTE 4.0 15AUG18	米ドル	37,775,519	34,200,691	9.81
債券合計		308,786,615	280,867,893	80.54
投資信託		円	円	%
2,868.00 ISHARES TREASURY BOND 1-3Y DIS	米ドル	32,978,929	35,675,480	10.23
2,175.00 ISHARES TREASURY BOND 7-10Y DIS	米ドル	35,548,552	34,695,288	9.95
投資信託合計		68,527,481	70,370,768	20.18
公認の証券取引所への上場が認められているかまたは他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある有価証券合計		377,314,096	351,238,661	100.72
投資有価証券合計		377,314,096	351,238,661	100.72

投資有価証券の分類

(未監査)

投資有価証券の国別および業種別分類

国名	業種	比率(%)*
アメリカ		
	中央政府 / 国債発行	45.03
		45.03
アイルランド		

中央政府 / 国債発行	20.18
	20.18
ドイツ	
中央政府 / 国債発行	14.31
	14.31
フランス	
中央政府 / 国債発行	14.25
	14.25
オランダ	
中央政府 / 国債発行	6.95
	6.95
投資有価証券合計	100.72

(*) 百分率で表示された純資産総額に対する時価の比率。

<NGFDインベストメント・グレード・ボンド・トレーディング・リミテッド>

NGFDインベストメント・グレード・ボンド・トレーディング・リミテッド

純資産計算書

2009年5月31日現在

(日本円で表示)

	円
資産	
投資有価証券 - 取得原価	370,619,395
投資有価証券 - 時価評価額	349,167,537
投資有価証券売却未収金	38,777,513
銀行預金	6,192,274
未収発行手取金	516,819
資産合計	394,654,143
負債	
投資有価証券購入未払金	31,999,197
未払買戻代金	1,815,569
負債合計	33,814,766
純資産合計	360,839,377
発行済投資証券口数	448,292,127 口
1口当たり純資産価格	0.8049

NGFDインベストメント・グレード・ボンド・トレーディング・リミテッド

運用計算書および純資産変動計算書

2009年5月31日終了年度

（日本円で表示）

	円
収益	
利息収益	2,771,124
配当金	1,813,997
受取利息	16,529
収益合計	<u>4,601,650</u>
費用	
取引費用	270,032
支払利息	47,133
保管費用	29,758
費用合計	<u>346,923</u>
投資純利益	<u>4,254,727</u>
以下に係る実現純損益：	
投資有価証券に係る損失	(125,764,007)
為替差損	(5,624,900)
当期実現純損失	<u>(127,134,180)</u>
以下に係る未実現損益の純変動：	
投資有価証券に係る評価損	(9,634,329)
運用による純資産の純減少	<u>(136,768,509)</u>
資本の変動	
投資証券発行手取額	242,174,230
投資証券買戻支払額	(438,262,503)
資本の純変動	<u>(196,088,273)</u>
期首現在純資産額	<u>693,696,159</u>
期末現在純資産額	<u>360,839,377</u>

NGFDインベストメント・グレード・ボンド・トレーディング・リミテッド

重要な会計方針

1 財務書類の表示

当財務書類は、投資信託に適用されるルクセンブルグの一般に認められた会計原則に従い作成されている。

2 投資有価証券の評価

集団投資スキーム、投資信託およびミューチュアル・ファンドは、関連する評価日現在の純資産価額（または当該日現在で純資産価額が入手できない場合はその直前の日現在における純資産価額を使用する。）に基づく公正価格で評価される。

証券取引所または他の規制ある市場で取引されている有価証券は、証券取引所または市場の最新の入手可能な市場価格で評価する。

評価を行う日に本項に定める特定の資産の取引所または市場が営業していない場合、かかる取引所または市場が営業していた直近日に算定した評価を用いる。

3 受取利息

受取利息は、日次ベースで発生する。

4 受取配当金

配当金は、配当落ち日に収益に計上される。

5 外貨換算

日本円以外の通貨で表示されている資産および負債は、期末日の実勢為替レートで換算されている。外貨建取引は、取引日の実勢為替レートにより日本円に換算されている。

外国為替取引の未実現および実現損益は、当期の運用計算書および純資産計算書に計上されている。

NGFDインベストメント・グレード・ボンド・トレーディング・リミテッド
投資有価証券明細表
2009年5月31日現在

(日本円で表示)

口数	銘柄	通貨	取得原価	時価	比率*
投資信託			円	円	%
22,253	BGI FI DUBLIN-US CORP BND INDX FUND	米ドル	39,172,516	35,668,083	9.88
77	DEXIA BONDS USD GOVERNMENT I	米ドル	21,286,131	21,657,436	6.00
1,622	ISHARES TREASURY BOND 1-3Y DIS	米ドル	18,776,313	20,176,300	5.59
2,383	ISHARES TREASURY BOND 7-10Y DIS	米ドル	40,173,353	38,013,274	10.53
4,334	LCF ROTH PRIFUND EUROBOND EUR-A-FD	ユーロ	83,686,964	77,482,736	21.47
3,276	LCF ROTH PRIFUND-EUR CORP BOND -A-	ユーロ	65,083,217	54,586,433	15.13
1,345	LCF ROTH PRIFUND-INFL LINK BOND -A-	ユーロ	25,666,912	21,633,728	6.00
1,183	MUZIN-ENHANCEDYIELD ST FUND EUR ACC	ユーロ	17,816,434	18,227,673	5.05
2,432	PETERCAM BONDS EUR FUND F	ユーロ	16,588,405	19,110,537	5.30
3,489	VANGUARD INV US MORT BACK SC BD-I	米ドル	42,369,150	42,611,337	11.81
投資信託合計			370,619,395	349,167,537	96.76
投資有価証券合計			370,619,395	349,167,537	96.76

投資有価証券の分類

(未監査)

投資有価証券の国別および業種別分類

国名	業種	比率(%) [*]
ルクセンブルグ		
	投資信託/ミューチュアル・ファンド	48.60
		48.60
アイルランド		
	投資信託/ミューチュアル・ファンド	42.86
		42.86
ベルギー		
	投資信託/ミューチュアル・ファンド	5.30
		5.30
投資有価証券合計		96.76

(*) 百分率で表示された純資産総額に対する時価の比率。

< NGFDエマージング・ボンド・トレーディング・リミテッド >

NGFDエマージング・ボンド・トレーディング・リミテッド

純資産計算書

2009年5月31日現在

(日本円で表示)

	円
資産	
投資有価証券 - 取得原価	520,124,984
投資有価証券 - 時価評価額	580,839,599
銀行預金	6,480,874
未収発行手取金	1,544,230
トレーラー報酬割戻し	101,435
資産合計	588,966,138
負債	
未払買戻代金	1,656,741
負債合計	1,656,741
純資産合計	587,309,397
発行済投資証券口数	746,810,625 口
1口当たり純資産価格	0.7864

NGFDエマージング・ボンド・トレーディング・リミテッド

運用計算書および純資産変動計算書

2009年5月31日終了年度

（日本円で表示）

	円
収益	
配当金	26,633,807
その他の収益	303,826
受取利息	21,403
収益合計	<u>26,959,036</u>
費用	
取引費用	219,814
保管費用	48,172
支払利息	33,375
費用合計	<u>301,361</u>
投資純利益	<u>26,657,675</u>
以下に係る実現純損益：	
投資有価証券に係る損失	(398,967,279)
為替差損	(7,674,273)
当期実現純損失	<u>(379,983,877)</u>
以下に係る未実現損益の純変動：	
投資有価証券に係る評価益	80,625,971
運用による純資産の純減少	<u>(299,357,906)</u>
資本の変動	
投資証券発行手取額	315,703,301
投資証券買戻支払額	(688,565,527)
資本の純変動	<u>(372,862,226)</u>
期首現在純資産額	<u>1,259,529,529</u>
期末現在純資産額	<u>587,309,397</u>

NGFDエマージング・ボンド・トレーディング・リミテッド

重要な会計方針

1 財務書類の表示

当財務書類は、投資信託に適用されるルクセンブルグの一般に認められた会計原則に従い作成されている。

2 投資有価証券の評価

集団投資スキーム、投資信託およびミューチュアル・ファンドは、関連する評価日現在の純資産価額（または当該日現在で純資産価額が入手できない場合はその直前の日現在における純資産価額を使用する。）に基づく公正価格で評価される。

証券取引所または他の規制ある市場で取引されている有価証券は、証券取引所または市場の最新の入手可能な市場価格で評価する。

評価を行う日に本項に定める特定の資産の取引所または市場が営業していない場合、かかる取引所または市場が営業していた直近日に算定した評価を用いる。

3 受取利息

受取利息は、日次ベースで発生する。

4 受取配当金

配当金は、配当落ち日に収益に計上される。

5 外貨換算

日本円以外の通貨で表示されている資産および負債は、期末日の実勢為替レートで換算されている。外貨建取引は、取引日の実勢為替レートにより日本円に換算されている。

外国為替取引の未実現および実現損益は、当期の運用計算書および純資産計算書に計上されている。

NGFDエマージング・ボンド・トレーディング・リミテッド
投資有価証券明細表
2009年5月31日現在

(日本円で表示)

口数	銘柄	通貨	取得原価	時価	比率 [*]
オープン・エンド型投資信託			円	円	%
1,836,084.00	BNY MELLON EM MKT DEBT LC CCY USD C	米ドル	212,420,363	212,791,587	36.23
37,944.35	FRANK TP INV EM MRT BD-A Q FD DIS	米ドル	46,767,255	58,189,708	9.91
16,498.64	MFS MERIDIAN EM MKTS DEBT-I1 USD FD	米ドル	164,223,666	194,296,821	33.08
575,065.90	THREADNEEDLE INV EMERG MKT B3 FUND	米ドル	96,713,700	115,561,483	19.68
オープン・エンド型投資信託合計			520,124,984	580,839,599	98.90
投資有価証券合計			520,124,984	580,839,599	98.90

投資有価証券の分類

(未監査)

投資有価証券の国別および業種別分類

国名	業種	比率(%) [*]
ルクセンブルグ		
	投資信託 / ミューチュアル・ファンド	42.99
		42.99

アイルランド	
投資信託 / ミューチュアル・ファンド	36.23
	36.23
イギリス	
投資信託 / ミューチュアル・ファンド	19.68
	19.68
投資有価証券合計	98.90

(*) 百分率で表示された純資産総額に対する時価の比率。

<NGFD HYボンド・トレーディング・リミテッド>

NGFD HYボンド・トレーディング・リミテッド

純資産計算書

2009年5月31日現在

(日本円で表示)

	円
資産	
投資有価証券 - 取得原価	1,302,222,197
投資有価証券 - 時価評価額	1,198,645,143
銀行預金	18,577,341
投資有価証券売却未収金	8,373,644
未収発行手取金	3,202,878
トレーラー報酬割戻し	612,349
資産合計	1,229,411,355
負債	
投資有価証券購入未払金	13,208,574
未払買戻代金	3,401,919
負債合計	16,610,493
純資産合計	1,212,800,862
発行済投資証券口数	1,669,919,901 口
1口当たり純資産価格	0.7263

NGFD HYボンド・トレーディング・リミテッド

運用計算書および純資産変動計算書

2009年5月31日終了年度

(日本円で表示)

収益	
配当金	72,972,167
その他の収益	3,906,744
受取利息	295,314
収益合計	77,174,225
費用	
取引費用	302,043
支払利息	57,480
保管費用	95,326
費用合計	454,849
投資純利益	76,719,376
以下に係る実現純損益：	
投資有価証券に係る損失	(795,602,381)
為替差益	5,896,027
当期実現純損失	(712,986,978)
以下に係る未実現損益の純変動：	
投資有価証券に係る評価損	(25,295,135)
運用による純資産の純減少	(738,282,113)
資本の変動	
投資証券発行手取額	620,489,782
投資証券買戻支払額	(1,287,589,848)
資本の純変動	(667,100,066)
期首現在純資産額	2,618,183,041
期末現在純資産額	1,212,800,862

NGFD HYボンド・トレーディング・リミテッド

重要な会計方針

1 財務書類の表示

当財務書類は、投資信託に適用されるルクセンブルグの一般に認められた会計原則に従い作成されている。

2 投資有価証券の評価

集団投資スキーム、投資信託およびミューチュアル・ファンドは、関連する評価日現在の純資産価額（または当該日現在で純資産価額が入手できない場合はその直前の日現在における純資産価額を使用する。）に基づく公正価格で評価される。

証券取引所または他の規制ある市場で取引されている有価証券は、証券取引所または市場の最新の入手可能な市場価格で評価する。

評価を行う日に本項に定める特定の資産の取引所または市場が営業していない場合、かかる取引所または市場が営業していた直近日に算定した評価を用いる。

3 受取利息

受取利息は、日次ベースで発生する。

4 受取配当金

配当金は、配当落ち日に収益に計上される。

5 外貨換算

日本円以外の通貨で表示されている資産および負債は、期末日の実勢為替レートで換算されている。外貨建取引は、取引日の実勢為替レートにより日本円に換算されている。

外国為替取引の未実現および実現損益は、当期の運用計算書および純資産計算書に計上されている。

NGFD HYボンド・トレーディング・リミテッド 投資有価証券明細表 2009年5月31日現在

(日本円で表示)

口数	銘柄	通貨	取得原価	時価	比率*
	オープン・エンド型投資信託		円	円	%
540,521	FIDELITY FUNDS-US HIGH YIELD DIS	米ドル	631,731,293	486,298,689	40.10
16,657	MUZINICH AMER YLD FUND ACC	米ドル	223,007,127	238,687,622	19.68
95,548	BLACKROCK USD HIGH YIELD BOND-A2 FD	米ドル	129,026,492	142,565,323	11.76
112,285	SCHRODER INTL GLB HI YLD-C USD FUND	米ドル	249,950,350	254,177,335	20.95
846	RWC GLOBAL CONVERTIBLES FD -A- USD	米ドル	68,506,935	76,916,174	6.34
	オープン・エンド型投資信託合計		1,302,222,197	1,198,645,143	98.83
	投資有価証券合計		1,302,222,197	1,198,645,143	98.83

投資有価証券の分類

(未監査)

投資有価証券の国別および業種別分類

国名	業種	比率(%)*
ルクセンブルグ	投資信託 / ミューチュアル・ファンド	79.15
		79.15
アイルランド	投資信託 / ミューチュアル・ファンド	19.68
		19.68
	投資有価証券合計	98.83

（＊）百分率で表示された純資産総額に対する時価の比率。

< NGFD HYエクイティ・トレーディング・リミテッド >

NGFD HYエクイティ・トレーディング・リミテッド
純資産計算書
2009年5月31日現在
（日本円で表示）

	円
資産	
投資有価証券 - 取得原価	193,997,244
投資有価証券 - 時価評価額	107,353,344
銀行預金	65,162
資産合計	<u>107,418,506</u>
純資産合計	<u>107,418,506</u>
発行済投資証券口数	210,444,907 口
1口当たり純資産価格	0.5104

NGFD HYエクイティ・トレーディング・リミテッド
運用計算書および純資産変動計算書
2009年5月31日終了年度
（日本円で表示）

	円
収益	
配当金	7,378,276
収益合計	<u>7,378,276</u>
費用	
取引費用	106,762
保管費用	11,438
支払利息	451
費用合計	<u>118,651</u>
投資純利益	<u>7,259,625</u>
以下に係る実現純損益：	
投資有価証券に係る損失	(127,138,590)

為替差損	
当期実現純損失	(120,706,742)
以下に係る未実現損益の純変動：	
投資有価証券に係る評価損	(48,357,214)
運用による純資産の純減少	(169,063,956)
資本の変動	
投資証券発行手取額	85,861,342
投資証券買戻支払額	(171,814,872)
資本の純変動	(85,953,530)
期首現在純資産額	362,435,992
期末現在純資産額	107,418,506

NGFD HYエクイティ・トレーディング・リミテッド

重要な会計方針

1 財務書類の表示

当財務書類は、投資信託に適用されるルクセンブルグの一般に認められた会計原則に従い作成されている。

2 投資有価証券の評価

集団投資スキーム、投資信託およびミューチュアル・ファンドは、関連する評価日現在の純資産価額（または当該日現在で純資産価額が入手できない場合はその直前の日現在における純資産価額を使用する。）に基づく公正価格で評価する。

証券取引所または他の規制ある市場で取引されている有価証券は、証券取引所または市場の最新の入手可能な市場価格で評価する。

評価を行う日に本項に定める特定の資産の取引所または市場が営業していない場合、かかる取引所または市場が最後に営業していた日に算定した評価を用いる。

3 受取利息

受取利息は、日次ベースで発生する。

4 受取配当金

配当金は、配当落ち日に収益に計上される。

5 外貨換算

日本円以外の通貨で表示されている資産および負債は、期末日の実勢為替レートで換算されている。外貨建取引は、取引日の実勢為替レートにより日本円に換算されている。

外国為替取引の未実現および実現損益は、当期の運用計算書および純資産計算書に計上されている。

NGFD HYエクイティ・トレーディング・リミテッド

投資有価証券明細表

2009年5月31日現在

(日本円で表示)

口数 銘柄	通貨	取得原価	時価	比率 [*]
オープン・エンド型投資信託		円	円	%
15,160 SCHRODER INTL GL EQ YLD-A DIS	米ドル	193,997,244	107,353,344	99.94
オープン・エンド型投資信託合計		193,997,244	107,353,344	99.94
投資有価証券合計		193,997,244	107,353,344	99.94

投資有価証券の分類

(未監査)

投資有価証券の国別および業種別分類

国名	業種	比率(%) [*]
ルクセンブルグ	投資信託 / ミューチュアル・ファンド	99.94
		99.94
投資有価証券合計		99.94

(*) 百分率で表示された純資産総額に対する時価の比率。

< NGFDインカム・エクイティ・トレーディング・リミテッド >

NGFDインカム・エクイティ・トレーディング・リミテッド

純資産計算書

2009年5月31日現在

(日本円で表示)

	円
資産	
投資有価証券 - 取得原価	151,077,284
投資有価証券 - 時価評価額	101,496,734
銀行預金	1,270,992
未収発行手取金	589,982
資産合計	103,357,708
負債	
未払買戻代金	798,121

負債合計	798,121
純資産合計	102,559,587
発行済投資証券口数	219,875,835 口
1口当たり純資産価格	0.4664

NGFDインカム・エクイティ・トレーディング・リミテッド
運用計算書および純資産変動計算書
2009年5月31日終了年度
(日本円で表示)

	円
収益	
配当金	24,366,218
受取利息	27,545
収益合計	24,393,763
費用	
取引費用	92,366
支払利息	8,040
保管費用	8,619
費用合計	109,025
投資純利益	24,284,738
以下に係る実現純損益：	
投資有価証券に係る損失 為替差損	(237,231,083) (3,487,269)
当期実現純損失	(216,433,614)
以下に係る未実現損益の純変動：	
投資有価証券に係る評価益	8,662,669
運用による純資産の純減少	(207,770,945)
資本の変動	
投資証券発行手取額	70,483,476
投資証券買戻支払額	(182,278,826)
資本の純変動	(111,795,350)
期首現在純資産額	422,125,882
期末現在純資産額	102,559,587

NGFDインカム・エクイティ・トレーディング・リミテッド

重要な会計方針

1 財務書類の表示

当財務書類は、投資信託に適用されるルクセンブルグの一般に認められた会計原則に従い作成されている。

2 投資有価証券の評価

集団投資スキーム、投資信託およびミューチュアル・ファンドは、関連する評価日現在の純資産価額（または当該日現在で純資産価額が入手できない場合はその直前の日現在における純資産価額を使用する。）に基づく公正価格で評価される。

証券取引所または他の規制ある市場で取引されている有価証券は、証券取引所または市場の最新の入手可能な市場価格で評価する。

評価を行う日に本項に定める特定の資産の取引所または市場が営業していない場合、かかる取引所または市場が営業していた直近日に算定した評価を用いる。

3 受取利息

受取利息は、日次ベースで発生する。

4 受取配当金

配当金は、配当落ち日に収益に計上される。

5 外貨換算

日本円以外の通貨で表示されている資産および負債は、期末日の実勢為替レートで換算されている。外貨建取引は、取引日の実勢為替レートにより日本円に換算されている。

外国為替取引の未実現および実現損益は、当期の運用計算書および純資産計算書に計上されている。

NGFDインカム・エクイティ・トレーディング・リミテッド

投資有価証券明細表

2009年5月31日現在

（日本円で表示）

口数	銘柄	通貨	取得原価	時価	比率 [*]
	オープン・エンド型投資信託		円	円	%
210,045	SCHRODER INTL GLOBAL DIVIDEND MAXIMISER-A DIS	米ドル	151,077,284	101,496,734	98.96
	オープン・エンド型投資信託合計		151,077,284	101,496,734	98.96
	投資有価証券合計		151,077,284	101,496,734	98.96

投資有価証券の分類

（未監査）

投資有価証券の国別および業種別分類

国名	業種	比率(%) [*]
ルクセンブルグ		
	投資信託/ミューチュアル・ファンド	98.96
		98.96
投資有価証券合計		98.96

(*) 百分率で表示された純資産総額に対する時価の比率。

< NGFDオルタナティブ・トレーディング・リミテッド >

NGFDオルタナティブ・トレーディング・リミテッド
純資産計算書
2009年5月31日現在
(日本円で表示)

	円
資産	
投資有価証券 - 取得原価	624,688,318
投資有価証券 - 時価評価額	476,917,979
銀行預金	5,514,416
未収発行手取金	1,286,599
トレーラー報酬割戻し	54,599
資産合計	483,773,593
負債	
未払買戻代金	1,980,995
負債合計	1,980,995
純資産合計	481,792,598
発行済投資証券口数	931,314,557 口
1口当たり純資産価格	0.5173

NGFDオルタナティブ・トレーディング・リミテッド
運用計算書および純資産変動計算書
2009年5月31日終了年度
(日本円で表示)

	円
収益	
配当金	5,478,387
その他の収益	400,573

受取利息	208,021
収益合計	<u>6,086,981</u>
費用	
取引費用	105,788
支払利息	15,421
保管費用	20,884
費用合計	<u>142,093</u>
投資純利益	<u>5,944,888</u>
以下に係る実現純損益：	
投資有価証券に係る損失	(366,575,000)
為替差損	(1,341,435)
当期実現純損失	<u>(361,971,547)</u>
以下に係る未実現損益の純変動：	
投資有価証券に係る評価損	(75,614,274)
運用による純資産の純減少	<u>(437,585,821)</u>
資本の変動	
投資証券発行手取額	379,881,711
投資証券買戻支払額	(479,403,496)
資本の純変動	<u>(99,521,785)</u>
期首現在純資産額	<u>1,018,900,204</u>
期末現在純資産額	<u>481,792,598</u>

NGFDオルタナティブ・トレーディング・リミテッド

重要な会計方針

1 財務書類の表示

当財務書類は、投資信託に適用されるルクセンブルグの一般に認められた会計原則に従い作成されている。

2 投資有価証券の評価

集団投資スキーム、投資信託およびミューチュアル・ファンドは、関連する評価日現在の純資産価額（または当該日現在で純資産価額が入手できない場合はその直前の日現在における純資産価額を使用する。）に基づく公正価格で評価される。

証券取引所または他の規制ある市場で取引されている有価証券は、証券取引所または市場の最新の入手可能な市場価格で評価する。

評価を行う日に本項に定める特定の資産の取引所または市場が営業していない場合、かかる取引所または市

場が営業していた直近日に算定した評価を用いる。

3 受取利息

受取利息は、日次ベースで発生する。

4 受取配当金

配当金は、配当落ち日に収益に計上される。

5 外貨換算

日本円以外の通貨で表示されている資産および負債は、期末日の実勢為替レートで換算されている。外貨建取引は、取引日の実勢為替レートにより日本円に換算されている。

外国為替取引の未実現および実現損益は、当期の運用計算書および純資産計算書に計上されている。

NGFDオルタナティブ・トレーディング・リミテッド 投資有価証券明細表 2009年5月31日現在

(日本円で表示)

口数	銘柄	通貨	取得原価	時価	比率 [*]
オープン・エンド型投資信託			円	円	%
20,184.94	ASHMORE ASIAN RECOVERY FUND	米ドル	81,763,476	60,625,842	12.58
21,739.48	AVIVA INV ALTERN FD PCC G7 TR2 INIT	ユーロ	80,848,401	82,845,417	17.20
102,744.00	HENDERSON HOR-G PROP EQTY-A1	米ドル	141,787,170	82,151,025	17.05
1,879,459.35	MACQUARIE GL PROP B FD	米ドル	142,661,906	83,567,200	17.35
4,830.00	RREEF ASIA-PAC REAL EST-LC EUR	ユーロ	41,864,602	46,276,488	9.61
7,085.00	SCHRODER INTL GLOBAL PROP SECS C	米ドル	49,089,560	53,102,962	11.02
2.39	SINOPIA AF-GL BD MARKET NEUTRAL 600	米ドル	26,029,795	26,584,789	5.52
79.96	THAMES RIVER HILL APEX II CL A SPV	米ドル	16,289,460	15,295,868	3.17
128.10	THAMES RIVER HILLSIDE APEX-A	米ドル	44,353,948	26,468,388	5.49
オープン・エンド型投資信託合計			624,688,318	476,917,979	98.99
投資有価証券合計			624,688,318	476,917,979	98.99

投資有価証券の分類

(未監査)

投資有価証券の国別および業種別分類

国名	業種	比率(%) [*]
ルクセンブルグ		
	投資信託 / ミューチュアル・ファンド	43.20
		43.20
ガーンジー島		
	投資信託 / ミューチュアル・ファンド	29.77
		29.77
オーストラリア		

	投資信託 / ミューチュアル・ファンド	17.35
		17.35
<hr/>		
ケイマン諸島		
	投資信託 / ミューチュアル・ファンド	8.67
		8.67
<hr/>		
	投資有価証券合計	98.99

(*) 百分率で表示された純資産総額に対する時価の比率。

(2)【2008年5月31日終了期間】

【貸借対照表】

日興グローバル・ファンズ(定期分配)

結合純資産計算書

2008年5月31日現在

(日本円で表示)

	注	円
資産		
投資有価証券 - 取得原価		7,389,911,154
投資有価証券 - 時価評価額	2.3	7,080,916,248
未収発行手取金		47,874,037
設立費用	2.4	17,692,318
その他の資産		448,928
資産合計		7,146,931,531
負債		
投資有価証券購入未払金		47,874,037
未払専門家報酬		8,838,830
未払印刷および広告費		7,547,359
未払管理報酬	4	4,032,551
未払投資助言報酬	7	1,680,570
未払受託報酬	3	1,470,357
未払代行協会員報酬	10	1,119,723
未払管理事務代行報酬	5	895,666
未払設立費用		648,239
未払弁護士報酬		177,925
未払保管報酬	8	111,882
負債合計		74,397,139
純資産合計		7,072,534,392

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

日興グローバル・ファンズ(定期分配)

先進国ソブリン債券ファンド

純資産計算書

2008年5月31日現在

(日本円で表示)

	注	円
資産		
投資有価証券 - 取得原価		715,827,069
投資有価証券 - 時価評価額	2.3	706,055,184
未収発行手取金		3,634,729

設立費用	2.4	2,527,474
その他の資産		81,693
資産合計		<u>712,299,080</u>
負債		
投資有価証券購入未払金		3,634,729
未払専門家報酬		1,262,690
未払印刷および広告費		1,042,600
未払管理報酬	4	412,600
未払投資助言報酬	7	171,958
未払受託報酬	3	210,051
未払代行協会員報酬	10	114,564
未払管理事務代行報酬	5	91,636
未払設立費用		75,091
未払保管報酬	8	11,438
負債合計		<u>7,027,357</u>
純資産合計		<u>705,271,723</u>
発行済受益証券口数		743,859,864 □
1口当たり純資産価格		0.9481

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

日興グローバル・ファンズ(定期分配)
投資適格債券ファンド
純資産計算書
2008年5月31日現在
(日本円で表示)

	注	円
資産		
投資有価証券 - 取得原価		712,426,928
投資有価証券 - 時価評価額	2.3	693,696,496
未収発行手取金		3,545,833
設立費用	2.4	2,527,474
その他の資産		82,226
資産合計		<u>699,852,029</u>
負債		
投資有価証券購入未払金		3,545,833
未払専門家報酬		1,262,690
未払印刷および広告費		1,041,783
未払管理報酬	4	401,718
未払投資助言報酬	7	167,421
未払受託報酬	3	210,051

未払代行協会員報酬	10	111,542
未払管理事務代行報酬	5	89,222
未払設立費用		94,775
未払保管報酬	8	11,142
負債合計		<u>6,936,177</u>
純資産合計		<u>692,915,852</u>
発行済受益証券口数		740,998,849 □
1口当たり純資産価格		0.9351

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

日興グローバル・ファンズ(定期分配)
エマージング債券ファンド
純資産計算書
2008年5月31日現在
(日本円で表示)

	注	円
資産		
投資有価証券 - 取得原価		1,292,718,433
投資有価証券 - 時価評価額	2.3	1,259,527,530
未収発行手取金		9,266,058
設立費用	2.4	2,527,474
その他の資産		8,794
資産合計		<u>1,271,329,856</u>
負債		
投資有価証券購入未払金		9,266,058
未払専門家報酬		1,262,690
未払印刷および広告費		1,132,735
未払管理報酬	4	718,556
未払投資助言報酬	7	299,451
未払受託報酬	3	210,051
未払代行協会員報酬	10	199,526
未払管理事務代行報酬	5	159,601
未払設立費用		96,411
未払保管報酬	8	19,941
負債合計		<u>13,365,020</u>
純資産合計		<u>1,257,964,836</u>
発行済受益証券口数		1,383,251,046 □
1口当たり純資産価格		0.9094

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

日興グローバル・ファンズ(定期分配)
 ハイイールド債券ファンド
 純資産計算書
 2008年5月31日現在
 (日本円で表示)

	注	円
資産		
投資有価証券 - 取得原価		2,691,911,400
投資有価証券 - 時価評価額	2.3	2,618,175,133
未収発行手取金		19,820,844
設立費用	2.4	2,527,474
資産合計		2,640,523,451
負債		
投資有価証券購入未払金		19,820,844
未払専門家報酬		1,262,690
未払印刷および広告費		1,251,491
未払管理報酬	4	1,470,602
未払投資助言報酬	7	612,849
未払受託報酬	3	210,051
未払代行協会員報酬	10	408,362
未払管理事務代行報酬	5	326,661
未払設立費用		93,810
未払弁護士報酬		177,925
未払保管報酬	8	40,831
負債合計		25,676,116
純資産合計		2,614,847,335
発行済受益証券口数		2,903,850,767 口
1口当たり純資産価格		0.9005

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

日興グローバル・ファンズ(定期分配)
 先進国高配当株式ファンド
 純資産計算書
 2008年5月31日現在
 (日本円で表示)

	注	円
資産		
投資有価証券 - 取得原価		399,388,703

投資有価証券 - 時価評価額	2.3	362,433,930
未収発行手取金		1,182,610
設立費用	2.4	2,527,474
その他の資産		126,547
資産合計		<u>366,270,561</u>
負債		
投資有価証券購入未払金		1,182,610
未払専門家報酬		1,262,690
未払印刷および広告費		991,663
未払管理報酬	4	208,374
未払投資助言報酬	7	86,852
未払受託報酬	3	210,051
未払代行協会員報酬	10	57,849
未払管理事務代行報酬	5	46,271
未払設立費用		95,903
未払保管報酬	8	5,770
負債合計		<u>4,148,033</u>
純資産合計		<u>362,122,528</u>
発行済受益証券口数		442,579,565 口
1口当たり純資産価格		0.8182

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

日興グローバル・ファンズ(定期分配)
世界インカム株式プラス・ファンド
純資産計算書
2008年5月31日現在
(日本円で表示)

	注	円
資産		
投資有価証券 - 取得原価		470,460,011
投資有価証券 - 時価評価額	2.3	422,127,717
未収発行手取金		2,749,305
設立費用	2.4	2,527,474
その他の資産		113,183
資産合計		<u>427,517,679</u>
負債		
投資有価証券購入未払金		2,749,305
未払専門家報酬		1,262,690
未払印刷および広告費		1,008,552
未払管理報酬	4	240,957

未払投資助言報酬	7	100,430
未払受託報酬	3	210,051
未払代行協会員報酬	10	66,901
未払管理事務代行報酬	5	53,507
未払設立費用		96,145
未払保管報酬	8	6,674
負債合計		<u>5,795,212</u>
純資産合計		<u>421,722,467</u>
発行済受益証券口数		529,552,856 □
1口当たり純資産価格		0.7964

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

日興グローバル・ファンズ(定期分配)
オルタナティブ・ファンド
純資産計算書
2008年5月31日現在
(日本円で表示)

	注	円
資産		
投資有価証券 - 取得原価		1,107,178,610
投資有価証券 - 時価評価額	2.3	1,018,900,258
未収発行手取金		7,674,658
設立費用	2.4	2,527,474
その他の資産		36,485
資産合計		<u>1,029,138,875</u>
負債		
投資有価証券購入未払金		7,674,658
未払専門家報酬		1,262,690
未払印刷および広告費		1,078,535
未払管理報酬	4	579,744
未払投資助言報酬	7	241,609
未払受託報酬	3	210,051
未払代行協会員報酬	10	160,979
未払管理事務代行報酬	5	128,768
未払設立費用		96,104
未払保管報酬	8	16,086
負債合計		<u>11,449,224</u>
純資産合計		<u>1,017,689,651</u>
発行済受益証券口数		1,240,696,320 □

1口当たり純資産価格

0.8203

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

【損益計算書】

日興グローバル・ファンズ(定期分配)
 結合運用計算書および純資産変動計算書
 2007年10月30日(運用開始日)から2008年5月31日までの期間
 (日本円で表示)

	注	円
費用		
専門家報酬		18,737,144
印刷および広告費		12,142,859
管理報酬	4	11,620,388
受託報酬	3	5,270,972
投資助言報酬	7	4,843,208
代行協会員報酬	10	3,226,404
弁護士報酬		2,599,797
管理事務代行報酬	5	2,580,748
設立費用	2.4	2,307,683
保管報酬	8	322,344
費用合計		63,651,547
投資純損失		(63,651,547)
以下に係る実現純損益：		
投資有価証券に係る損失		(31,293,780)
為替差益		26,892
当期実現純損失		(94,918,435)
以下に係る未実現損益の純変動：		
投資有価証券に係る評価損		(308,994,906)
運用による純資産の純減少		(403,913,341)
資本の変動		
受益証券発行手取額		7,934,465,063
受益証券買戻支払額		(386,701,798)
資本の純変動		7,547,763,265
期首現在純資産額		0
分配金	12	(71,315,532)
期末現在純資産額		7,072,534,392

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

日興グローバル・ファンズ(定期分配)
先進国ソブリン債券ファンド
運用計算書および純資産変動計算書
2007年10月30日(運用開始日)から2008年5月31日までの期間
(日本円で表示)

	注	円
費用		
専門家報酬		2,676,735
印刷および広告費		1,514,740
管理報酬	4	1,183,190
受託報酬	3	752,996
投資助言報酬	7	493,166
代行協会員報酬	10	328,501
弁護士報酬		327,877
管理事務代行報酬	5	262,762
設立費用	2.4	329,669
保管報酬	8	32,796
費用合計		<u>7,902,432</u>
投資純損失		<u>(7,902,432)</u>
以下に係る実現純損益:		
投資有価証券に係る損失		(719,117)
為替差益		3,424
当期実現純損失		<u>(8,618,125)</u>
以下に係る未実現損益の純変動:		
投資有価証券に係る評価損		(9,771,885)
運用による純資産の純減少		<u>(18,390,010)</u>
資本の変動		
受益証券発行手取額		774,698,327
受益証券買戻支払額		(46,663,954)
資本の純変動		<u>728,034,373</u>
期首現在純資産額		<u>0</u>
分配金	12	<u>(4,372,640)</u>
期末現在純資産額		<u>705,271,723</u>

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

日興グローバル・ファンズ（定期分配）
 投資適格債券ファンド
 運用計算書および純資産変動計算書
 2007年10月30日（運用開始日）から2008年5月31日までの期間
 （日本円で表示）

	注	円
費用		
専門家報酬		2,676,734
印刷および広告費		1,507,941
管理報酬	4	1,162,386
受託報酬	3	752,996
投資助言報酬	7	484,488
代行協会員報酬	10	322,723
弁護士報酬		327,979
管理事務代行報酬	5	258,129
設立費用	2.4	329,669
保管報酬	8	32,229
費用合計		7,855,274
投資純損失		(7,855,274)
以下に係る実現純損益：		
投資有価証券に係る損失		(1,540,478)
為替差益		3,915
当期実現純損失		(9,391,837)
以下に係る未実現損益の純変動：		
投資有価証券に係る評価損		(18,730,432)
運用による純資産の純減少		(28,122,269)
資本の変動		
受益証券発行手取額		771,451,332
受益証券買戻支払額		(46,057,382)
資本の純変動		725,393,950
期首現在純資産額		0
分配金	12	(4,355,829)
期末現在純資産額		692,915,852

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

日興グローバル・ファンズ（定期分配）
 エマージング債券ファンド
 運用計算書および純資産変動計算書
 2007年10月30日（運用開始日）から2008年5月31日までの期間
 （日本円で表示）

	注	円
費用		
専門家報酬		2,676,735
印刷および広告費		1,943,191
管理報酬	4	2,065,719
受託報酬	3	752,996
投資助言報酬	7	860,934
代行協会員報酬	10	573,559
弁護士報酬		401,411
管理事務代行報酬	5	458,782
設立費用	2.4	329,669
保管報酬	8	57,319
費用合計		10,120,315
投資純損失		(10,120,315)
以下に係る実現純損益：		
投資有価証券に係る損失		(3,669,815)
為替差益		3,906
当期実現純損失		(13,786,224)
以下に係る未実現損益の純変動：		
投資有価証券に係る評価損		(33,190,903)
運用による純資産の純減少		(46,977,127)
資本の変動		
受益証券発行手取額		1,386,447,971
受益証券買戻支払額		(66,822,580)
資本の純変動		1,319,625,391
期首現在純資産額		0
分配金	12	(14,683,428)
期末現在純資産額		1,257,964,836

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

日興グローバル・ファンズ(定期分配)
 ハイイールド債券ファンド
 運用計算書および純資産変動計算書
 2007年10月30日(運用開始日)から2008年5月31日までの期間
 (日本円で表示)

	注	円
費用		
専門家報酬		2,676,735
印刷および広告費		2,915,966
管理報酬	4	4,212,084
受託報酬	3	752,996
投資助言報酬	7	1,755,400
代行協会員報酬	10	1,169,552
弁護士報酬		588,130
管理事務代行報酬	5	935,537
設立費用	2.4	329,669
保管報酬	8	116,938
費用合計		15,453,007
投資純損失		(15,453,007)
以下に係る実現純損益：		
投資有価証券に係る損失		(12,116,824)
為替差益		3,924
当期実現純損失		(27,565,907)
以下に係る未実現損益の純変動：		
投資有価証券に係る評価損		(73,736,267)
運用による純資産の純減少		(101,302,174)
資本の変動		
受益証券発行手取額		2,872,347,694
受益証券買戻支払額		(122,640,999)
資本の純変動		2,749,706,695
期首現在純資産額		0
分配金	12	(33,557,186)
期末現在純資産額		2,614,847,335

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

日興グローバル・ファンズ（定期分配）
 先進国高配当株式ファンド
 運用計算書および純資産変動計算書
 2007年10月30日（運用開始日）から2008年5月31日までの期間
 （日本円で表示）

	注	円
費用		
専門家報酬		2,676,735
印刷および広告費		1,233,997
管理報酬	4	608,043
受託報酬	3	752,996
投資助言報酬	7	253,487
代行協会員報酬	10	168,793
弁護士報酬		283,658
管理事務代行報酬	5	135,008
設立費用	2.4	329,669
保管報酬	8	16,827
費用合計		6,459,213
投資純損失		(6,459,213)
以下に係る実現純損益：		
投資有価証券に係る損失		(2,058,469)
為替差益		3,907
当期実現純損失		(8,513,775)
以下に係る未実現損益の純変動：		
投資有価証券に係る評価損		(36,954,773)
運用による純資産の純減少		(45,468,548)
資本の変動		
受益証券発行手取額		432,834,819
受益証券買戻支払額		(23,100,966)
資本の純変動		409,733,853
期首現在純資産額		0
分配金	12	(2,142,777)
期末現在純資産額		362,122,528

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

日興グローバル・ファンズ（定期分配）
 世界インカム株式プラス・ファンド
 運用計算書および純資産変動計算書
 2007年10月30日（運用開始日）から2008年5月31日までの期間
 （日本円で表示）

	注	円
費用		
専門家報酬		2,676,735
印刷および広告費		1,296,101
管理報酬	4	716,398
受託報酬	3	752,996
投資助言報酬	7	298,633
代行協会員報酬	10	198,881
弁護士報酬		297,022
管理事務代行報酬	5	159,073
設立費用	2.4	329,669
保管報酬	8	19,836
費用合計		<u>6,745,344</u>
投資純損失		<u>(6,745,344)</u>
以下に係る実現純損益：		
投資有価証券に係る損失		(3,987,237)
為替差益		3,908
当期実現純損失		<u>(10,728,673)</u>
以下に係る未実現損益の純変動：		
投資有価証券に係る評価損		(48,332,294)
運用による純資産の純減少		<u>(59,060,967)</u>
資本の変動		
受益証券発行手取額		519,112,353
受益証券買戻支払額		(33,278,474)
資本の純変動		<u>485,833,879</u>
期首現在純資産額		<u>0</u>
分配金	12	<u>(5,050,445)</u>
期末現在純資産額		<u>421,722,467</u>

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

日興グローバル・ファンズ（定期分配）
 オルタナティブ・ファンド
 運用計算書および純資産変動計算書
 2007年10月30日（運用開始日）から2008年5月31日までの期間
 （日本円で表示）

	注	円
費用		
専門家報酬		2,676,735
印刷および広告費		1,730,923
管理報酬	4	1,672,568
受託報酬	3	752,996
投資助言報酬	7	697,100
代行協会員報酬	10	464,395
弁護士報酬		373,720
管理事務代行報酬	5	371,457
設立費用	2.4	329,669
保管報酬	8	46,399
費用合計		9,115,962
投資純損失		(9,115,962)
以下に係る実現純損益：		
投資有価証券に係る損失		(7,201,840)
為替差益		3,908
当期実現純損失		(16,313,894)
以下に係る未実現損益の純変動：		
投資有価証券に係る評価損		(88,278,352)
運用による純資産の純減少		(104,592,246)
資本の変動		
受益証券発行手取額		1,177,572,567
受益証券買戻支払額		(48,137,443)
資本の純変動		1,129,435,124
期首現在純資産額		0
分配金	12	(7,153,227)
期末現在純資産額		1,017,689,651

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

日興グローバル・ファンズ（定期分配）

統計情報（未監査）

	先進国ソブリン 債券ファンド	投資適格債券 ファンド	エマージング 債券ファンド	ハイイールド 債券ファンド
期末現在発行済受益証券口数				
期中発行口数	792,349,619 □	789,466,774 □	1,456,346,926 □	3,043,371,510 □
期中買戻口数	(48,489,755) □	(48,467,925) □	(73,095,880) □	(139,520,743) □
2008年5月31日	743,859,864 □	740,998,849 □	1,383,251,046 □	2,903,850,767 □

	円	円	円	円
期末現在純資産額				
2008年5月31日	705,271,723	692,915,852	1,257,964,836	2,614,847,335
1口当たり純資産価格	円	円	円	円
2008年5月31日	0.9481	0.9351	0.9094	0.9005

日興グローバル・ファンズ(定期分配)

統計情報(未監査)

	先進国高配当 株式ファンド	世界インカム株式 プラス・ファンド	オルタナティブ・ ファンド
期末現在発行済受益証券口数			
期中発行口数	468,782,123 口	568,677,269 口	1,299,770,967 口
期中買戻口数	(26,202,558)口	(39,124,413)口	(59,074,647)口
2008年5月31日	442,579,565 口	529,552,856 口	1,240,696,320 口
	円	円	円
期末現在純資産額			
2008年5月31日	362,122,528	421,722,467	1,017,689,651
1口当たり純資産価格	円	円	円
2008年5月31日	0.8182	0.7964	0.8203

日興グローバル・ファンズ(定期分配)

財務書類に対する注記

2008年5月31日現在

注1. 活動

日興グローバル・ファンズ(定期分配)(以下「ファンド」という。)は、アンブレラ型ユニット・トラストとして設立された、ケイマン諸島のシリーズ・ユニット・トラストの集合体である。各サブ・ファンドは、受託会社と管理会社との間でそれぞれ締結された基本信託証書およびその関連する追補信託証書に基づいて設定される。

各サブ・ファンドの信託財産を形成する資産は、それぞれのサブ・ファンド毎に分別して管理され、各サブ・ファンドに帰属する負債は、他のサブ・ファンドの負債と分離されている。

2008年5月31日現在、以下の7本のサブ・ファンドおよびそれぞれのトレーディング・カンパニーが運用されている。

サブ・ファンド	関連するトレーディング・カンパニー
・先進国ソブリン債券ファンド	NGFDソブリン・ボンド・トレーディング・リミテッド
・投資適格債券ファンド	NGFDインベストメント・グレード・ボンド・トレーディング・リミテッド
・エマージング債券ファンド	NGFDエマージング・ボンド・トレーディング・リミテッド

- | | |
|-------------------|------------------------------|
| ・ハイイールド債券ファンド | NGFD HYボンド・トレーディング・リミテッド |
| ・先進国高配当株式ファンド | NGFD HYエクイティ・トレーディング・リミテッド |
| ・世界インカム株式プラス・ファンド | NGFDインカム・エクイティ・トレーディング・リミテッド |
| ・オルタナティブ・ファンド | NGFDオルタナティブ・トレーディング・リミテッド |

各サブ・ファンドの財務書類は、別個の監査済財務書類として開示されている関連するトレーディング・カンパニーの財務書類と関連付けて読まれるべきである。

サブ・ファンドとトレーディング・カンパニー間の費用に関する契約に基づき、トレーディング・カンパニーに関する一定の報酬および費用はサブ・ファンド・レベルで計上される。

注2．重要な会計方針

2.1 財務書類の表示

当財務書類は、投資信託に適用されるルクセンブルグで一般に認められた会計原則に従い作成されている。

2.2 結合純資産計算書ならびに結合運用計算書および純資産変動計算書

ファンドの結合財務書類は日本円で表示されており、日本円で表示されているサブ・ファンドの財務書類の合計を表している。

2.3 投資有価証券の評価

集団投資スキーム、投資信託およびミューチュアル・ファンドは、関連する評価日現在の純資産価額（または当該日現在で純資産価額が入手できない場合はその直前の日現在における純資産価額を使用する。）で評価される。

証券取引所または他の規制ある市場で取引されている有価証券は、証券取引所または市場の最新の入手可能な市場価格で評価される。

評価を行う日に本項に定める特定の資産の取引所または市場が営業していない場合、かかる取引所または市場が営業していた直近日に算定した評価を用いる。

証券取引所または他の規制ある市場では取引されていないものの、店頭市場で取引されている有価証券は、管理事務代行会社と協議の上、管理会社が選任した信頼できる情報源が定めた市場想定価格で評価される。

短期金融商品は、取得原価に経過利息を加えて評価される。

トレーディング・カンパニーへの投資は、管理事務代行会社によって計算された期末時の純資産価額に基づく公正価値で評価される。

2.4 設立費用

設立費用は、定額法で5年間にわたり償却される。

2.5 受取利息

受取利息は、日次ベースで発生する。

2.6 受取配当金

配当金は、配当落ち日に収益に計上される。

2.7 外貨換算

日本円以外の通貨で表示されている資産および負債は、期末日の実勢為替レートで換算されている。外貨建取引は、取引日の実勢為替レートにより日本円に換算されている。外国為替取引の未実現および実現損益は、当期の運用計算書および純資産計算書に計上されている。

注3．受託報酬

受託会社は、各サブ・ファンドの資産から、当該純資産価額に対して年率0.015%の報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、各評価日に計上され、計算され、四半期毎に後払いで支払われ、下限を年間12,500米ドル、上限を年間15,000米ドルとする。

注4．管理報酬

管理会社は、各サブ・ファンドの資産から、当該純資産価額に対して年率0.36%の報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、各評価日に計上され、計算され、四半期毎に後払いで支払われる。

注5．管理事務代行報酬

管理事務代行会社は、各サブ・ファンドの資産から、当該純資産価額に対して年率0.08%の報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、各評価日に計上、計算され、四半期毎に後払いで支払われる。

注6．投資運用報酬

投資運用会社は、管理報酬から、サイド・アグリーメントに定められた年率の報酬を四半期毎に後払いで受領する権利を有する。

注7．投資助言報酬

投資助言会社は、各サブ・ファンドの資産から、当該純資産価額に対して年率0.15%の報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、各評価日に計上され、計算され、四半期毎に後払いで支払われる。

注8．保管報酬

保管会社は、各サブ・ファンドの資産から、当該純資産価額に対して年率0.01%の報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、各評価日に計上、計算され、四半期毎に後払いで支払われる。

注9．販売報酬

販売会社は、管理報酬から、日本における受益証券の販売会社として、サイド・アグリーメントに定められた年率の報酬を四半期毎に後払いで受領する権利を有する。

注10．代行協会員報酬

代行協会員は、各サブ・ファンドの資産から、当該純資産価額に対して年率0.10%の報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、各評価日に計上され、計算され、四半期毎に後払いで支払われる。

注11．税金

11.1 ケイマン諸島

ケイマン諸島における現行の税法に基づき、ファンドにより支払われるべきその他の税金はない。そのため、所得税引当額は、計算書に計上されていない。

11.2 その他の国々

ファンドは、その他の国々を源泉とする特定の収益に対し源泉徴収税またはその他の税金を課される可能性がある。受益証券を購入しようとする者は、各々の法域で適用される法律の下で、受益証券の購入、保有および買戻しにより発生する可能性のある課税関係またはその他の帰結を判断するため、各自が市民権、住所および居住地を有する国の法律および税務専門家に相談すべきである。

注12. 分配金の支払

受益証券10,000口当たりの支払分配金	基準日	分配落ち日	海外支払日
先進国ソブリン債券ファンド			
30円	2008年4月10日	2008年4月11日	2008年4月16日
30円	2008年5月13日	2008年5月14日	2008年5月20日
投資適格債券ファンド			
30円	2008年4月10日	2008年4月11日	2008年4月16日
30円	2008年5月13日	2008年5月14日	2008年5月20日
エマージング債券ファンド			
55円	2008年4月10日	2008年4月11日	2008年4月16日
55円	2008年5月13日	2008年5月14日	2008年5月20日
ハイイールド債券ファンド			
60円	2008年4月10日	2008年4月11日	2008年4月16日
60円	2008年5月13日	2008年5月14日	2008年5月20日
先進国高配当株式ファンド			
25円	2008年4月10日	2008年4月11日	2008年4月16日
25円	2008年5月13日	2008年5月14日	2008年5月20日
世界インカム株式プラス・ファンド			
50円	2008年4月10日	2008年4月11日	2008年4月16日
50円	2008年5月13日	2008年5月14日	2008年5月20日
オルタナティブ・ファンド			
30円	2008年4月10日	2008年4月11日	2008年4月16日
30円	2008年5月13日	2008年5月14日	2008年5月20日

注13. 後発事象

2008年5月31日以降の分配金の支払

受益証券10,000口当たりの支払分配金	基準日	分配落ち日	海外支払日
先進国ソブリン債券ファンド			
30円	2008年6月10日	2008年6月11日	2008年6月17日
30円	2008年7月10日	2008年7月11日	2008年7月16日

30円	2008年8月11日	2008年8月12日	2008年8月18日
投資適格債券ファンド			
30円	2008年6月10日	2008年6月11日	2008年6月17日
30円	2008年7月10日	2008年7月11日	2008年7月16日
30円	2008年8月11日	2008年8月12日	2008年8月18日
エマージング債券ファンド			
55円	2008年6月10日	2008年6月11日	2008年6月17日
55円	2008年7月10日	2008年7月11日	2008年7月16日
55円	2008年8月11日	2008年8月12日	2008年8月18日
ハイイールド債券ファンド			
60円	2008年6月10日	2008年6月11日	2008年6月17日
60円	2008年7月10日	2008年7月11日	2008年7月16日
60円	2008年8月11日	2008年8月12日	2008年8月18日
先進国高配当株式ファンド			
25円	2008年6月10日	2008年6月11日	2008年6月17日
25円	2008年7月10日	2008年7月11日	2008年7月16日
25円	2008年8月11日	2008年8月12日	2008年8月18日
世界インカム株式プラス・ファンド			
50円	2008年6月10日	2008年6月11日	2008年6月17日
50円	2008年7月10日	2008年7月11日	2008年7月16日
50円	2008年8月11日	2008年8月12日	2008年8月18日
オルタナティブ・ファンド			
30円	2008年6月10日	2008年6月11日	2008年6月17日
30円	2008年7月10日	2008年7月11日	2008年7月16日
30円	2008年8月11日	2008年8月12日	2008年8月18日

[次へ](#)

NIKKO GLOBAL FUNDS (PERIODIC DISTRIBUTION)

Statement of net assets as at May 31, 2008

Combined statement

(Expressed in Japanese yen)

	Notes	JPY
Assets		
Investments		
At cost		7,389,911,154
At market value	2.3	7,080,916,248
Subscription receivable		47,874,037
Formation expenses	2.4	17,692,318
Other assets		448,928
Total assets		7,146,931,531
Liabilities		
Purchased investments payable		47,874,037
Professional expenses payable		8,838,830
Printing and publishing expenses payable		7,547,359
Manager fees payable	4	4,032,551
Investment Advisory fees payable	7	1,680,570
Trustee fees payable	3	1,470,357
Agent Company fees payable	10	1,119,723
Administrator fees payable	5	895,666
Formation expenses payable		648,239
Legal expenses payable		177,925
Custodian fees payable	8	111,882
Total liabilities		74,397,139
Total net assets		7,072,534,392

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

NIKKO GLOBAL FUNDS (PERIODIC DISTRIBUTION)

Statement of net assets as at May 31, 2008

Developed Countries Sovereign Bond Fund

(Expressed in Japanese yen)

	Notes	JPY
Assets		
Investments		
At cost		715,827,069
At market value	2.3	706,055,184
Subscription receivable		3,634,729
Formation expenses	2.4	2,527,474
Other assets		81,693
Total assets		712,299,080

Liabilities

Purchased investments payable		3,634,729
Professional expenses payable		1,262,690
Printing and publishing expenses payable		1,042,600
Manager fees payable	4	412,600
Investment Advisory fees payable	7	171,958
Trustee fees payable	3	210,051
Agent Company fees payable	10	114,564
Administrator fees payable	5	91,636
Formation expenses payable		75,091
Custodian fees payable	8	11,438
Total liabilities		7,027,357
Total net assets		705,271,723
Number of units outstanding		743,859,864
Net assets per unit		0.9481

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

NIKKO GLOBAL FUNDS (PERIODIC DISTRIBUTION)**Statement of net assets as at May 31, 2008****Investment Grade Bond Fund**

(Expressed in Japanese yen)

	Notes	JPY
Assets		
Investments		
At cost		712,426,928
At market value	2.3	693,696,496
Subscription receivable		3,545,833
Formation expenses	2.4	2,527,474
Other assets		82,226
Total assets		699,852,029
Liabilities		
Purchased investments payable		3,545,833
Professional expenses payable		1,262,690
Printing and publishing expenses payable		1,041,783
Manager fees payable	4	401,718
Investment Advisory fees payable	7	167,421
Trustee fees payable	3	210,051
Agent Company fees payable	10	111,542
Administrator fees payable	5	89,222
Formation expenses payable		94,775
Custodian fees payable	8	11,142
Total liabilities		6,936,177
Total net assets		692,915,852
Number of units outstanding		740,998,849
Net assets per unit		0.9351

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

NIKKO GLOBAL FUNDS (PERIODIC DISTRIBUTION)

Statement of net assets as at May 31, 2008

Emerging Bond Fund

(Expressed in Japanese yen)

	Notes	JPY
Assets		
Investments		
At cost		1,292,718,433
At market value	2.3	1,259,527,530
Subscription receivable		9,266,058
Formation expenses	2.4	2,527,474
Other assets		8,794
Total assets		1,271,329,856
Liabilities		
Purchased investments payable		9,266,058
Professional expenses payable		1,262,690
Printing and publishing expenses payable		1,132,735
Manager fees payable	4	718,556
Investment Advisory fees payable	7	299,451
Trustee fees payable	3	210,051
Agent Company fees payable	10	199,526
Administrator fees payable	5	159,601
Formation expenses payable		96,411
Custodian fees payable	8	19,941
Total liabilities		13,365,020
Total net assets		1,257,964,836
Number of units outstanding		1,383,251,046
Net assets per unit		0.9094

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

NIKKO GLOBAL FUNDS (PERIODIC DISTRIBUTION)

Statement of net assets as at May 31, 2008

High Yield Bond Fund

(Expressed in Japanese yen)

	Notes	JPY
Assets		
Investments		
At cost		2,691,911,400
At market value	2.3	2,618,175,133
Subscription receivable		19,820,844

Formation expenses	2.4	2,527,474
Total assets		2,640,523,451
Liabilities		
Purchased investments payable		19,820,844
Professional expenses payable		1,262,690
Printing and publishing expenses payable		1,251,491
Manager fees payable	4	1,470,602
Investment Advisory fees payable	7	612,849
Trustee fees payable	3	210,051
Agent Company fees payable	10	408,362
Administrator fees payable	5	326,661
Formation expenses payable		93,810
Legal expenses payable		177,925
Custodian fees payable	8	40,831
Total liabilities		25,676,116
Total net assets		2,614,847,335
Number of units outstanding		2,903,850,767
Net assets per unit		0.9005

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

NIKKO GLOBAL FUNDS (PERIODIC DISTRIBUTION)

Statement of net assets as at May 31, 2008

Developed Countries High Yield Equities Fund

(Expressed in Japanese yen)

	Notes	JPY
Assets		
Investments		
At cost		399,388,703
At market value	2.3	362,433,930
Subscription receivable		1,182,610
Formation expenses	2.4	2,527,474
Other assets		126,547
Total assets		366,270,561
Liabilities		
Purchased investments payable		1,182,610
Professional expenses payable		1,262,690
Printing and publishing expenses payable		991,663
Manager fees payable	4	208,374
Investment Advisory fees payable	7	86,852
Trustee fees payable	3	210,051
Agent Company fees payable	10	57,849
Administrator fees payable	5	46,271
Formation expenses payable		95,903
Custodian fees payable	8	5,770
Total liabilities		4,148,033

Total net assets	362,122,528
Number of units outstanding	442,579,565
Net assets per unit	0.8182

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

NIKKO GLOBAL FUNDS (PERIODIC DISTRIBUTION)

Statement of net assets as at May 31, 2008

Global Income Equity Plus Fund

(Expressed in Japanese yen)

	Notes	JPY
Assets		
Investments		
At cost		470,460,011
At market value	2.3	422,127,717
Subscription receivable		2,749,305
Formation expenses	2.4	2,527,474
Other assets		113,183
Total assets		427,517,679
Liabilities		
Purchased investments payable		2,749,305
Professional expenses payable		1,262,690
Printing and publishing expenses payable		1,008,552
Manager fees payable	4	240,957
Investment Advisory fees payable	7	100,430
Trustee fees payable	3	210,051
Agent Company fees payable	10	66,901
Administrator fees payable	5	53,507
Formation expenses payable		96,145
Custodian fees payable	8	6,674
Total liabilities		5,795,212
Total net assets		421,722,467
Number of units outstanding		529,552,856
Net assets per unit		0.7964

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

NIKKO GLOBAL FUNDS (PERIODIC DISTRIBUTION)

Statement of net assets as at May 31, 2008

Alternative Fund

(Expressed in Japanese yen)

	Notes	JPY
Assets		

Investments		
At cost		1,107,178,610
At market value	2.3	1,018,900,258
Subscription receivable		7,674,658
Formation expenses	2.4	2,527,474
Other assets		36,485
Total assets		1,029,138,875
Liabilities		
Purchased investments payable		7,674,658
Professional expenses payable		1,262,690
Printing and publishing expenses payable		1,078,535
Manager fees payable	4	579,744
Investment Advisory fees payable	7	241,609
Trustee fees payable	3	210,051
Agent Company fees payable	10	160,979
Administrator fees payable	5	128,768
Formation expenses payable		96,104
Custodian fees payable	8	16,086
Total liabilities		11,449,224
Total net assets		1,017,689,651
Number of units outstanding		1,240,696,320
Net assets per unit		0.8203

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

NIKKO GLOBAL FUNDS (PERIODIC DISTRIBUTION)

Statement of operations and changes in net assets for the period from
October 30, 2007 (commencement of operations date) to May 31, 2008

Combined

(Expressed in Japanese yen)

	Notes	JPY
Expenses		
Professional expenses		18,737,144
Printing and publishing expenses		12,142,859
Manager fees	4	11,620,388
Trustee fees	3	5,270,972
Investment Advisory fees	7	4,843,208
Agent Company fees	10	3,226,404
Legal fees		2,599,797
Administrator fees	5	2,580,748
Formation expenses	2.4	2,307,683
Custodian fees	8	322,344
Total expenses		63,651,547
Net investment loss		(63,651,547)
Net realised :		

Loss on investments		(31,293,780)
Gain on foreign exchange		26,892
Net realised loss for the period		(94,918,435)
Net change in unrealised :		
Depreciation on investments		(308,994,906)
Net decrease in net assets as result of operations		(403,913,341)
Movement in capital		
Subscription of units		7,934,465,063
Redemption of units		(386,701,798)
Net movement in capital		7,547,763,265
Net assets at the beginning of the period		0
Distribution	12	(71,315,532)
Net assets at the end of the period		7,072,534,392

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

NIKKO GLOBAL FUNDS (PERIODIC DISTRIBUTION)

Statement of operations and changes in net assets for the period from October 30, 2007 (commencement of operations date) to May 31, 2008

Developed Countries Sovereign Bond

(Expressed in Japanese yen)

	Notes	JPY
Expenses		
Professional expenses		2,676,735
Printing and publishing expenses		1,514,740
Manager fees	4	1,183,190
Trustee fees	3	752,996
Investment Advisory fees	7	493,166
Agent Company fees	10	328,501
Legal fees		327,877
Administrator fees	5	262,762
Formation expenses	2.4	329,669
Custodian fees	8	32,796
Total expenses		7,902,432
Net investment loss		(7,902,432)
Net realised :		
Loss on investments		(719,117)
Gain on foreign exchange		3,424
Net realised loss for the period		(8,618,125)
Net change in unrealised :		

Depreciation on investments		(9,771,885)
Net decrease in net assets as result of operations		(18,390,010)
Movement in capital		
Subscription of units		774,698,327
Redemption of units		(46,663,954)
Net movement in capital		728,034,373
Net assets at the beginning of the period		0
Distribution	12	(4,372,640)
Net assets at the end of the period		705,271,723

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

NIKKO GLOBAL FUNDS (PERIODIC DISTRIBUTION)

Statement of operations and changes in net assets for the period from
October 30, 2007 (commencement of operations date) to May 31, 2008

Investment Grade Bond Fund

(Expressed in Japanese yen)

	Notes	JPY
Expenses		
Professional expenses		2,676,734
Printing and publishing expenses		1,507,941
Manager fees	4	1,162,386
Trustee fees	3	752,996
Investment Advisory fees	7	484,488
Agent Company fees	10	322,723
Legal fees		327,979
Administrator fees	5	258,129
Formation expenses	2.4	329,669
Custodian fees	8	32,229
Total expenses		7,855,274
Net investment loss		(7,855,274)
Net realised :		
Loss on investments		(1,540,478)
Gain on foreign exchange		3,915
Net realised loss for the period		(9,391,837)
Net change in unrealised :		
Depreciation on investments		(18,730,432)
Net decrease in net assets as result of operations		(28,122,269)
Movement in capital		

Subscription of units		771,451,332
Redemption of units		(46,057,382)
Net movement in capital		725,393,950
Net assets at the beginning of the period		0
Distribution	12	(4,355,829)
Net assets at the end of the period		692,915,852

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

NIKKO GLOBAL FUNDS (PERIODIC DISTRIBUTION)

Statement of operations and changes in net assets for the period from
October 30, 2007 (commencement of operations date) to May 31, 2008

Emerging Bond Fund

(Expressed in Japanese yen)

	Notes	JPY
Expenses		
Professional expenses		2,676,735
Printing and publishing expenses		1,943,191
Manager fees	4	2,065,719
Trustee fees	3	752,996
Investment Advisory fees	7	860,934
Agent Company fees	10	573,559
Legal fees		401,411
Administrator fees	5	458,782
Formation expenses	2.4	329,669
Custodian fees	8	57,319
Total expenses		10,120,315
Net investment loss		(10,120,315)
Net realised :		
Loss on investments		(3,669,815)
Gain on foreign exchange		3,906
Net realised loss for the period		(13,786,224)
Net change in unrealised :		
Depreciation on investments		(33,190,903)
Net decrease in net assets as result of operations		(46,977,127)
Movement in capital		
Subscription of units		1,386,447,971
Redemption of units		(66,822,580)
Net movement in capital		1,319,625,391

Net assets at the beginning of the period		0
Distribution	12	(14,683,428)
Net assets at the end of the period		1,257,964,836

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

NIKKO GLOBAL FUNDS (PERIODIC DISTRIBUTION)

Statement of operations and changes in net assets for the period from
October 30, 2007 (commencement of operations date) to May 31, 2008

High Yield Bond Fund

(Expressed in Japanese yen)

	Notes	JPY
Expenses		
Professional expenses		2,676,735
Printing and publishing expenses		2,915,966
Manager fees	4	4,212,084
Trustee fees	3	752,996
Investment Advisory fees	7	1,755,400
Agent Company fees	10	1,169,552
Legal fees		588,130
Administrator fees	5	935,537
Formation expenses	2.4	329,669
Custodian fees	8	116,938
Total expenses		15,453,007
Net investment loss		(15,453,007)
Net realised :		
Loss on investments		(12,116,824)
Gain on foreign exchange		3,924
Net realised loss for the period		(27,565,907)
Net change in unrealised :		
Depreciation on investments		(73,736,267)
Net decrease in net assets as result of operations		(101,302,174)
Movement in capital		
Subscription of units		2,872,347,694
Redemption of units		(122,640,999)
Net movement in capital		2,749,706,695
Net assets at the beginning of the period		0
Distribution	12	(33,557,186)
Net assets at the end of the period		2,614,847,335

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

NIKKO GLOBAL FUNDS (PERIODIC DISTRIBUTION)

Statement of operations and changes in net assets for the period from
October 30, 2007 (commencement of operations date) to May 31, 2008

Developed Countries High Yield Equities Fund

(Expressed in Japanese yen)

	Notes	JPY
Expenses		
Professional expenses		2,676,735
Printing and publishing expenses		1,233,997
Manager fees	4	608,043
Trustee fees	3	752,996
Investment Advisory fees	7	253,487
Agent Company fees	10	168,793
Legal fees		283,658
Administrator fees	5	135,008
Formation expenses	2.4	329,669
Custodian fees	8	16,827
Total expenses		6,459,213
Net investment loss		(6,459,213)
Net realised :		
Loss on investments		(2,058,469)
Gain on foreign exchange		3,907
Net realised loss for the period		(8,513,775)
Net change in unrealised :		
Depreciation on investments		(36,954,773)
Net decrease in net assets as result of operations		(45,468,548)
Movement in capital		
Subscription of units		432,834,819
Redemption of units		(23,100,966)
Net movement in capital		409,733,853
Net assets at the beginning of the period		0
Distribution	12	(2,142,777)
Net assets at the end of the period		362,122,528

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

NIKKO GLOBAL FUNDS (PERIODIC DISTRIBUTION)

Statement of operations and changes in net assets for the period from
October 30, 2007 (commencement of operations date) to May 31, 2008

Global Income Equity Plus Fund

(Expressed in Japanese yen)

	Notes	JPY
Expenses		
Professional expenses		2,676,735
Printing and publishing expenses		1,296,101
Manager fees	4	716,398
Trustee fees	3	752,996
Investment Advisory fees	7	298,633
Agent Company fees	10	198,881
Legal fees		297,022
Administrator fees	5	159,073
Formation expenses	2.4	329,669
Custodian fees	8	19,836
Total expenses		6,745,344
Net investment loss		(6,745,344)
Net realised :		
Loss on investments		(3,987,237)
Gain on foreign exchange		3,908
Net realised loss for the period		(10,728,673)
Net change in unrealised :		
Depreciation on investments		(48,332,294)
Net decrease in net assets as result of operations		(59,060,967)
Movement in capital		
Subscription of units		519,112,353
Redemption of units		(33,278,474)
Net movement in capital		485,833,879
Net assets at the beginning of the period		0
Distribution	12	(5,050,445)
Net assets at the end of the period		421,722,467

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

NIKKO GLOBAL FUNDS (PERIODIC DISTRIBUTION)

Statement of operations and changes in net assets for the period from
October 30, 2007 (commencement of operations date) to May 31, 2008

Alternative Fund

(Expressed in Japanese yen)

	Notes	JPY
Expenses		
Professional expenses		2,676,735
Printing and publishing expenses		1,730,923
Manager fees	4	1,672,568
Trustee fees	3	752,996
Investment Advisory fees	7	697,100
Agent Company fees	10	464,395
Legal fees		373,720
Administrator fees	5	371,457
Formation expenses	2.4	329,669
Custodian fees	8	46,399
Total expenses		9,115,962
Net investment loss		(9,115,962)
Net realised :		
Loss on investments		(7,201,840)
Gain on foreign exchange		3,908
Net realised loss for the period		(16,313,894)
Net change in unrealised :		
Depreciation on investments		(88,278,352)
Net decrease in net assets as result of operations		(104,592,246)
Movement in capital		
Subscription of units		1,177,572,567
Redemption of units		(48,137,443)
Net movement in capital		1,129,435,124
Net assets at the beginning of the period		0
Distribution	12	(7,153,227)
Net assets at the end of the period		1,017,689,651

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

NIKKO GLOBAL FUNDS (PERIODIC DISTRIBUTION)

Statistical information

UNAUDITED	Developed Countries Sovereign Bond Fund	Investment Grade Bond Fund	Emerging Bond Fund	High Yield Bond Fund
Number of units outstanding at the end of the period :				
Units issued	792,349,619	789,466,774	1,456,346,926	3,043,371,510
Units redeemed	(48,489,755)	(48,467,925)	(73,095,880)	(139,520,743)

May 31, 2008	743,859,864	740,998,849	1,383,251,046	2,903,850,767
Total net assets at the end of the period :	JPY	JPY	JPY	JPY
May 31, 2008	705,271,723	692,915,852	1,257,964,836	2,614,847,335
Net assets per unit :	JPY	JPY	JPY	JPY
May 31, 2008	0.9481	0.9351	0.9094	0.9005

NIKKO GLOBAL FUNDS (PERIODIC DISTRIBUTION)

Statistical information (continued)

UNAUDITED	Developed Countries High Yield Equities Fund	Global Income Equity Plus Fund	Alternative Fund
Number of units outstanding at the end of the period :			
Units issued	468,782,123	568,677,269	1,299,770,967
Units redeemed	(26,202,558)	(39,124,413)	(59,074,647)
May 31, 2008	442,579,565	529,552,856	1,240,696,320
Total net assets at the end of the period :	JPY	JPY	JPY
May 31, 2008	362,122,528	421,722,467	1,017,689,651
Net assets per unit :	JPY	JPY	JPY
May 31, 2008	0.8182	0.7964	0.8203

NIKKO GLOBAL FUNDS (PERIODIC DISTRIBUTION)

Notes to the financial statements

(As at May 31, 2008)

Note 1 - Activity

NIKKO GLOBAL FUNDS (Periodic Distribution) (the "Trust"), which has been established as an umbrella unit trust, is a group of Cayman Islands series unit trusts. Each Series Trust has been established pursuant to the Master Trust Deed and the respective Supplemental Trust Deed, each entered into between the Trustee and the Manager.

The assets constituting the Trust Fund of each Series Trust is segregated from the assets constituting the Trust Fund of each other Series Trust and is managed separately, and liabilities attributable to each Series Trust are segregated from the liabilities attributable to the other Series Trusts.

As at May 31, 2008, the following seven Series Trusts with their respective Trading companies are in operation :

Series Trust	Related Trading Companies
Developed Countries Sovereign Bond Fund	NGFD-Sovereign Bond Trading Ltd.

Investment Grade Bond Fund	NGFD-Investment Grade Bond Trading Ltd.
Emerging Bond Fund	NGFD-Emerging Bond Trading Ltd.
High Yield Bond Fund	NGFD-High Yield Bond Trading Ltd.
Developed Countries High Yield Equities Fund	NGFD-High Yield Equity Trading Ltd.
Global Income Equity Plus Fund	NGFD-Income Equity Trading Ltd.
Alternative Fund	NGFD-Alternative Trading Ltd.

The financial statements of each Series Trust should be read in conjunction with the financial statements of the related Trading Company which are disclosed in a separate audited financial report.

Pursuant to an expenses agreement between the Series Trust and the Company, certain fees and expenses relating to the Company are booked at the Series Trust level.

NIKKO GLOBAL FUNDS (PERIODIC DISTRIBUTION)

Notes to the financial statements (continued)

(As at May 31, 2008)

Note 2 - Significant accounting policies

2.1 - Presentation of financial statements

The financial statements are prepared in accordance with Luxembourg Generally Accepted Accounting Principles applicable to investment funds.

2.2 - Combined statements of net assets and combined statements of operations and changes in net assets

The combined financial statements of the Trust are expressed in JPY and represent the sum of the Series Trust's financial statements which are expressed in JPY.

2.3 - Valuation of the investments in securities

Collective investment schemes, investment funds and mutual funds are valued at the net asset value available as of the relevant valuation day (or if a net asset value as of such valuation day is not available, a net asset value as of the immediately preceding day shall be used).

Securities which are traded on a securities exchange or on another regulated market are valued at their latest available market price on such securities exchange or market.

If on the date as of which any valuation is being made, the exchange or market herein designated for the valuation of any given assets is not open for business, the valuation of such assets is determined as of the last preceding date on which such exchange or market was open for business.

Securities not traded on a securities exchange or on another regulated market but traded over the counter are valued at their estimated market value as determined from any reliable source selected by the Manager in consultation with the Administrator.

Short-term money market instruments are valued at cost plus accrued interest

The investments in the trading companies are valued at fair value based on their net asset value at period end as prepared by the Administrator.

2.4 - Formation expenses

Formation expenses are amortised on a straight line basis over a period of five years.

2.5 - Interest income

Interest income is accrued on a daily basis.

2.6 - Dividend income

Dividends are recorded in income on the ex-dividend date.

2.7 - Foreign currency translation

Assets and liabilities expressed in other currencies than the Japanese yen are translated at exchange rates ruling at period-end. Transactions in foreign currencies are translated into Japanese yen at exchange rates ruling at the transaction dates. Unrealised and realised gains and losses on foreign currencies are recorded in the statement of operations and changes in net assets for the period.

NIKKO GLOBAL FUNDS (PERIODIC DISTRIBUTION)

Notes to the financial statements (continued)

(As at May 31, 2008)

Note 3 - Trustee fee

The Trustee is entitled to receive out of the assets of each Series Trust a fee at the rate of 0.015% per annum of its net asset value accrued on and calculated as at each valuation day and payable quarterly in arrears with a minimum of USD 12,500 per annum and a maximum of USD 15,000 per annum.

Note 4 - Manager fee

The Manager is entitled to receive out of the assets of each Series Trust, a fee at the rate of 0.36% per annum of its net asset value, accrued on and calculated as at each valuation day and payable quarterly in arrears.

Note 5 - Administrator fee

The Administrator is entitled to receive out of the assets of each Series Trust, a fee at the rate of 0.08% per annum of its net asset value, on and calculated as at each valuation day and payable quarterly in arrears.

Note 6 - Investment Manager fee

The Investment Manager is entitled to receive out of the Manager's fee, a fee per annum payable quarterly in arrears as more fully described in a side agreement.

Note 7 - Investment Advisory fee

The Investment Adviser is entitled to receive out of the assets of each Series Trust, a fee at the rate of 0.15% per annum of its net asset value, accrued on and calculated as at each valuation day and payable quarterly in arrears.

Note 8 - Custodian fee

The Custodian is entitled to receive out of the assets of each Series Trust, a fee at the rate of 0.01% per annum of its net asset value, accrued on and calculated as at each valuation day and payable quarterly in arrears.

Note 9 - Distributor fee

The Distributor, in its capacity as distributor of the units in Japan, is entitled to receive out of the Manager's fee, a fee per annum payable quarterly in arrears as more fully described in a side agreement.

NIKKO GLOBAL FUNDS (PERIODIC DISTRIBUTION)

Notes to the financial statements (continued)

(As at May 31, 2008)

Note 10 - Agent Company fee

The Agent Company is entitled to receive out of the assets of each Series Trust, a fee at the rate of 0.10% per annum of its net asset value, accrued on and calculated as at each valuation day and payable quarterly in arrears.

Note 11 - Taxation

11.1 - Cayman Islands

Under current tax laws in the Cayman Islands, there are no other taxes payable by the Trust. As a result, no provision for income taxes has been made in the accounts.

11.2 - Other Countries

The Trust may be subject to withholding or other taxes on certain income sourced in other countries. Prospective purchasers should consult legal and tax advisors in the countries of their citizenship, residence and domicile to determine the possible tax or other consequences of purchasing, holding and repurchasing units under the laws of their respective jurisdiction.

NIKKO GLOBAL FUNDS (PERIODIC DISTRIBUTION)

Notes to the financial statements (continued)

(As at May 31, 2008)

Note 12 - Dividend distribution

Distribution paid per 10,000 units	Record date	Ex-date	Payment date
Developed Countries Sovereign Bond Fund			
30 JPY	10/04/2008	11/04/2008	16/04/2008
30 JPY	13/05/2008	14/05/2008	20/05/2008
Investment Grade Bond Fund			
30 JPY	10/04/2008	11/04/2008	16/04/2008
30 JPY	13/05/2008	14/05/2008	20/05/2008
Emerging Bond Fund			
55 JPY	10/04/2008	11/04/2008	16/04/2008
55 JPY	13/05/2008	14/05/2008	20/05/2008
High Yield Bond Fund			
60 JPY	10/04/2008	11/04/2008	16/04/2008
60 JPY	13/05/2008	14/05/2008	20/05/2008
Developed Countries High Yield Equities Fund			
25 JPY	10/04/2008	11/04/2008	16/04/2008
25 JPY	13/05/2008	14/05/2008	20/05/2008
Global Income Equity Plus Fund			
50 JPY	10/04/2008	11/04/2008	16/04/2008

50 JPY	13/05/2008	14/05/2008	20/05/2008
--------	------------	------------	------------

Alternative Fund

30 JPY	10/04/2008	11/04/2008	16/04/2008
30 JPY	13/05/2008	14/05/2008	20/05/2008

NIKKO GLOBAL FUNDS (PERIODIC DISTRIBUTION)**Notes to the financial statements (continued)**

(As at May 31, 2008)

Note 13 - Subsequent events

Dividend distribution after May 31, 2008.

Distribution paid per 10,000 unit	Record date	Ex-date	Payment date
-----------------------------------	-------------	---------	--------------

Developed Countries Sovereign Bond Fund

30 JPY	10/06/2008	11/06/2008	17/06/2008
30 JPY	10/07/2008	11/07/2008	16/07/2008
30 JPY	11/08/2008	12/08/2008	18/08/2008

Investment Grade Bond Fund

30 JPY	10/06/2008	11/06/2008	17/06/2008
30 JPY	10/07/2008	11/07/2008	16/07/2008
30 JPY	11/08/2008	12/08/2008	18/08/2008

Emerging Bond Fund

55 JPY	10/06/2008	11/06/2008	17/06/2008
55 JPY	10/07/2008	11/07/2008	16/07/2008
55 JPY	11/08/2008	12/08/2008	18/08/2008

High Yield Bond Fund

60 JPY	10/06/2008	11/06/2008	17/06/2008
60 JPY	10/07/2008	11/07/2008	16/07/2008
60 JPY	11/08/2008	12/08/2008	18/08/2008

Developed Countries High Yield Equities Fund

25 JPY	10/06/2008	11/06/2008	17/06/2008
25 JPY	10/07/2008	11/07/2008	16/07/2008
25 JPY	11/08/2008	12/08/2008	18/08/2008

Global Income Equity Plus Fund

50 JPY	10/06/2008	11/06/2008	17/06/2008
50 JPY	10/07/2008	11/07/2008	16/07/2008
50 JPY	11/08/2008	12/08/2008	18/08/2008

Alternative Fund

30 JPY	10/06/2008	11/06/2008	17/06/2008
30 JPY	10/07/2008	11/07/2008	16/07/2008

30 JPY

11/08/2008

12/08/2008

18/08/2008

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

<先進国ソブリン債券ファンド>

(平成21年8月末日現在)

	円(を除く)
資産総額	262,937,456
負債総額	4,532,538
純資産総額(-)	258,404,918
発行済口数	318,472,804口
1口当たり純資産価格(/)	0.8114

<投資適格債券ファンド>

(平成21年8月末日現在)

	円(を除く)
資産総額	276,198,735
負債総額	4,520,547
純資産総額(-)	271,678,188
発行済口数	373,521,605口
1口当たり純資産価格(/)	0.7273

<エマージング債券ファンド>

(平成21年8月末日現在)

	円(を除く)
資産総額	456,929,739
負債総額	5,328,847
純資産総額(-)	451,600,892
発行済口数	633,524,688口
1口当たり純資産価格(/)	0.7128

<ハイイールド債券ファンド>

(平成21年8月末日現在)

	円(を除く)
資産総額	952,353,915
負債総額	8,138,234
純資産総額(-)	944,215,681
発行済口数	1,438,040,927口
1口当たり純資産価格(/)	0.6566

<先進国高配当株式ファンド>

(平成21年8月末日現在)

	円(を除く)
資産総額	89,873,771
負債総額	4,172,993
純資産総額(-)	85,700,778
発行済口数	177,117,491口
1口当たり純資産価格(/)	0.4839

<世界インカム株式プラス・ファンド>

(平成21年8月末日現在)

	円(を除く)
資産総額	85,333,359
負債総額	4,154,176
純資産総額(-)	81,179,183
発行済口数	199,847,658口
1口当たり純資産価格(/)	0.4062

<オルタナティブ・ファンド>

(平成21年8月末日現在)

	円(を除く)
資産総額	388,791,429
負債総額	4,777,372
純資産総額(-)	384,014,057
発行済口数	770,224,037口
1口当たり純資産価格(/)	0.4986

第5【販売及び買戻しの実績】

各サブ・ファンドの下記会計年度中の販売および買戻しの実績ならびに下記会計年度中末現在の発行口数は、以下のとおりである。

<先進国ソブリン債券ファンド>

	販売口数	買戻口数	発行済口数
第一会計年度 (平成19年10月30日～平成20年5月31日)	792,349,619 (792,349,619)	48,489,755 (48,489,755)	743,859,864 (743,859,864)
第二会計年度 (平成20年6月1日～平成21年5月31日)	249,270,056 (249,270,056)	577,714,806 (577,714,806)	415,415,114 (415,415,114)

<投資適格債券ファンド>

	販売口数	買戻口数	発行済口数
第一会計年度 (平成19年10月30日～平成20年5月31日)	789,466,774 (789,466,774)	48,467,925 (48,467,925)	740,998,849 (740,998,849)
第二会計年度 (平成20年6月1日～平成21年5月31日)	292,384,214 (292,384,214)	546,224,631 (546,224,631)	487,158,432 (487,158,432)

<エマージング債券ファンド>

	販売口数	買戻口数	発行済口数
第一会計年度 (平成19年10月30日～平成20年5月31日)	1,456,346,926 (1,456,346,926)	73,095,880 (73,095,880)	1,383,251,046 (1,383,251,046)
第二会計年度 (平成20年6月1日～平成21年5月31日)	388,147,499 (388,147,499)	931,891,862 (931,891,862)	839,506,683 (839,506,683)

<ハイイールド債券ファンド>

	販売口数	買戻口数	発行済口数
第一会計年度 (平成19年10月30日～平成20年5月31日)	3,043,371,510 (3,043,371,510)	139,520,743 (139,520,743)	2,903,850,767 (2,903,850,767)
第二会計年度 (平成20年6月1日～平成21年5月31日)	784,025,323 (784,025,323)	1,782,025,742 (1,782,025,742)	1,905,850,348 (1,905,850,348)

<先進国高配当株式ファンド>

	販売口数	買戻口数	発行済口数
第一会計年度 (平成19年10月30日～平成20年5月31日)	468,782,123 (468,782,123)	26,202,558 (26,202,558)	442,579,565 (442,579,565)
第二会計年度 (平成20年6月1日～平成21年5月31日)	141,760,386 (141,760,386)	348,537,052 (348,537,052)	235,802,899 (235,802,899)

<世界インカム株式プラス・ファンド>

	販売口数	買戻口数	発行済口数

第一会計年度 (平成19年10月30日～平成20年5月31日)	568,677,269 (568,677,269)	39,124,413 (39,124,413)	529,552,856 (529,552,856)
第二会計年度 (平成20年6月1日～平成21年5月31日)	103,676,448 (103,676,448)	372,968,953 (372,968,953)	260,260,351 (260,260,351)

<オルタナティブ・ファンド>

	販売口数	買戻口数	発行済口数
第一会計年度 (平成19年10月30日～平成20年5月31日)	1,299,770,967 (1,299,770,967)	59,074,647 (59,074,647)	1,240,696,320 (1,240,696,320)
第二会計年度 (平成20年6月1日～平成21年5月31日)	706,280,898 (706,280,898)	933,694,363 (933,694,363)	1,013,282,855 (1,013,282,855)

(注1) 第一会計年度の販売口数は、当初募集期間中の販売口数を含む。

(注2) () の数は本邦内における販売・買戻しおよび発行済口数である。

第三部【特別情報】

第1【管理会社の概況】

1【管理会社の概況】

(1) 資本の額

管理会社の資本金は、446,220ユーロ（約5,919万円）で、平成21年8月末日現在全額払込済である。なお、1株24.79ユーロ（約3,288円）の記名式株式18,000株を発行済である。

過去5年間、管理会社の資本金に増減はなかった。ただし、平成11年2月26日に開催された臨時株主総会で、管理会社の資本金は、ルクセンブルグ・フラン建からユーロ建に、1ユーロ = 40.3399ルクセンブルグ・フランの為替レートで転換された。

平成16年8月末日～平成21年8月末日	資本金額：446,220ユーロ
---------------------	-----------------

(2) 会社の機構

定款に基づき、3名以上の取締役により構成される取締役会が管理会社を運営する。取締役は管理会社の株主であることを要しない。取締役は年次株主総会において株主によって選任され、その任期は、次の年次株主総会終了時までであり、後任者が選任され就任するまでは、その地位に留まるが、株主総会の決議により理由のいかんを問わずいつでも解任される。

取締役会は、互選により、会長1名を選出し、また副会長数名を選出することができる。さらに管理会社の業務運営および経営に必要とみなされる場合にはジェネラル・マネジャー1名、秘書役1名、ジェネラル・マネジャー補佐、秘書役補佐または他の役員数名を随時任命することができる。

取締役会の通知は、書面により、緊急の場合を除き、少なくとも会議開催時刻の24時間以上前にすべての取締役にあててなされる。緊急の場合には、当該緊急事由について招集通知に記載する。かかる通知は、書面、電報またはテレックスにより各取締役の同意が得られた場合には省略することができる。取締役会の決議によりあらかじめ採択された予定表に明記された時間および場所で開催されるものについては、各々について個別の通知をする必要はない。

取締役は、別の取締役を指名して取締役会に代理出席させることができる。取締役会は、取締役の過半数が出席または代理出席している場合にのみ適法に審議し、または行為することができる。決議は取締役会に出席または代理出席している取締役の議決権の多数決によるものとする。取締役の決議は書面により行うこともでき、かかる決議は、決議事項が記載され、各取締役全員が署名した一または複数の書類により構成されることがある。

取締役会は、管理会社の経営方針ならびにその運営および業務の実施方法を決定する権限を有する。

2【事業の内容及び営業の概況】

管理会社は、ルクセンブルグの法律の規定に基づき適式に設立され有効に存続し、投資信託の管理運営を行うための免許を有する会社である。管理会社は、その管理するすべての投資信託に関して、専門性を有する投資運用会社を選任し、運用を委任している。管理会社は、1915年8月10日法（改正済）に基づき平成4年2月27日に設立された。1915年8月10日法（改正済）は、特に、会社の設立、運営および株式の募集を含む、商事会社に関する基本事項を定めている。2002年12月20日投資信託法に基づき、管理会社は、投資信託の管理会社としての資格を有している。

管理会社は、投資信託を設定し、管理を行うことを専業とする。投資信託および受益者に代わり、組入証券の購入、売却、申込み、交換および受領ならびに投資信託資産に直接または間接に付随するすべての権利の行使を含む（しかしそれらに限定されない）管理・運用業務を行う。

管理会社は、ルクセンブルグの法律に定める規定に基づいて正式に設立され、有効に現存し、投資ファンドを運用する免許を有する会社である。管理会社は管理会社が運用するすべてのファンドに関して投資専門会社を任命して、運用業務を委任した。管理会社は1915年8月10日法（改正法）に基づいて平成4年2月27日にルクセンブルグで設立された。1915年8月10日法（改正法）は会社に関する基本的事項（会社の設立、管理および

株式公開を含む。)を定める。集団投資ファンドに関する2002年12月20日法第14章に基づいて、管理会社は集団投資ファンドの管理会社としての資格を有する。平成21年8月末の時点で管理会社の株式資本は446,220ユーロで、全額払込済みである。管理会社は額面価格24.79ユーロの記名株式を18,000株発行しており、平成21年8月末日現在で21の投資ファンドを運用している。管理会社はニッコウ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エイの完全所有子会社である。

管理会社は、集団投資ファンドに関する2002年12月20日法第91条に定められる意味における集団投資ファンドの管理を行うことのみを目的とする。ただし、管理会社は、少なくとも1本のルクセンブルグ籍の集団投資ファンドを管理しなければならない。管理会社は、集団投資ファンドの運用、管理および販売促進に関連するあらゆる業務を行うことができる。また、管理会社は、2002年12月20日法第14条の制限内において、その目的の達成のために有用と考えるあらゆる業務を行うことができる。管理会社は、ファンドおよび受益者のために、有価証券の購入、売却、申込みおよび交換ならびにファンド資産に直接又は間接に関連するすべての権利の行使を含む管理および運用に関する業務を行うことができる。

管理会社は、関係するファンドの費用で、関連する信託証書に基づく一部または全部の職務を、一名以上の個人または一社以上の企業（投資運用会社またはその他のサービス提供会社を含む。）に委任する十分な権限を有するものとする。ただし、管理会社は上記の受任者が信託証書に定める規定を遵守することを保証すること、管理会社は受任者が犯した作為または不作為に関して、あたかも管理会社自身の作為または不作為であるかのようにして、引き続き責任を負うことを条件とする。

各信託証書に定める規定に従って、管理会社および管理会社の関係会社ならびにそれらの取締役、役員、従業員または代理人は何らかの理由でいずれかの時点で関係する信託財産もしくは信託財産の一部または信託財産の収益に発生した損失または損害に関して、かかる損失または損害が管理会社、管理会社の関係会社またはそれらの取締役、役員もしくは従業員の詐欺、重過失または故意の不履行に起因しない限り、一切責任を負わない。また管理会社はいかなる場合も間接損害、特別損害または派生的損害に関して責任を負わないものとする。

管理会社、管理会社の関係会社、それらのメンバー、役員および従業員ならびに法律上の代表者は、関係する信託証書に基づき、または各ファンドに関する権限および職務の適正な履行に際して、各ファンドの管理会社、管理会社の関係会社、それらのメンバー、役員もしくは従業員またはそれらの法律上の代表者として犯した判断の誤り、作為または不作為に起因する損失、コストまたは費用について、各ファンドの信託財産から補償を受けるものとする。かかる補償は管理会社、管理会社の関連会社、それらのメンバー、役員もしくは従業員またはそれらの法律上の代表者の詐欺、重過失または故意の不履行を原因とする判断の誤り、作為または不作為に起因する損失、コストまたは費用には適用されないものとする。

ファンドに関する管理会社の任命期間は、受益者決議によって受益者から解任されない限り、ファンドの存続期間とする。

管理会社は「管理報酬等」の項に定める報酬を受け取る権利を有する。

管理会社の権利および義務についてはミューチュアル・ファンド規則および関係する各信託証書に定める。管理会社はミューチュアル・ファンド規則に定める規定に拘束され、かつミューチュアル・ファンド規則に定める事項を実施し、かかる事項に関して責任を負うことに同意する。

その業務に対し、管理会社は、信託財産のみから、本書に記載された料率の報酬を受領する。

管理会社は、平成21年8月末日現在、21本のファンドを運用している。

管理会社が運用している21本のファンドは、以下のとおり、分類される。

分類	内訳
----	----

A分類	通貨建別運用金額	米ドル建：2,122,991,947米ドル ユーロ建：260,166,064ユーロ 日本円建：290,113,656,965円 豪ドル建：1,877,939,400豪ドル カナダ・ドル建：28,999,019カナダ・ドル ニュージーランド・ドル建：1,279,556,866ニュージーランド・ドル
B分類	ファンドの種類 (基本的性格)	6本がルクセンブルグ籍・契約型・オープン・エンド型であり、15本がケイマン籍・契約型・オープン・エンド型である。

3【管理会社の経理状況】

- a. 管理会社の直近2事業年度の日本語の財務書類は、ルクセンブルグにおける諸法令および一般に認められた会計原則に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものである(ただし、円換算部分を除く。)。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第127条第5項ただし書の規定の適用によるものである。
- b. 管理会社の原文の財務書類は、管理会社の本国における独立監査人であるプライスウォーターハウスクーパースの監査を受けており、監査報告書を受領している。
- c. 管理会社の原文の財務書類は、ユーロで表示されている。日本語の財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されている。日本円による金額は、2009年8月31日現在における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1ユーロ=132.65円)で換算されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。

(1)【貸借対照表】

トータル・アルファ・インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ

貸借対照表

2008年12月31日現在

(単位：ユーロ)

	注	2008年12月31日		2008年2月29日	
		ユーロ	千円	ユーロ	千円
資産					
流動資産					
- 債権					
売上および役務提供により					
生じた売掛金/債権					
1年以内に支払期限の到来するもの	3	1,138,620	151,038	1,112,582	147,584
- 現金および預金		2,213,831	293,665	2,188,050	290,245
資産合計		<u>3,352,451</u>	<u>444,703</u>	<u>3,300,632</u>	<u>437,829</u>
負債					
資本金および準備金					
- 払込資本金	4	446,220	59,191	446,220	59,191
- 準備金					
法定準備金	5	44,622	5,919	44,622	5,919
特別納税引当金	6,7	194,450	25,794	194,450	25,794
任意積立金	7	726,313	96,345	675,290	89,577
		<u>965,385</u>	<u>128,058</u>	<u>914,362</u>	<u>121,290</u>
- 当期純利益		<u>458,833</u>	<u>60,864</u>	<u>537,022</u>	<u>71,236</u>
		<u>1,870,437</u>	<u>248,113</u>	<u>1,897,604</u>	<u>251,717</u>
負債引当金および費用引当金					
- 納税引当金	9	490,949	65,124	410,783	54,490

債務

- 購入債務および役員引当金					
1年以内に支払期限の到来するもの		7,822	1,038	2,298	305
- その他の債務					
1年以内に支払期限の到来するもの	10	983,243	130,427	989,947	131,316
		<u>991,065</u>	<u>131,465</u>	<u>992,245</u>	<u>131,621</u>
負債合計		<u>3,352,451</u>	<u>444,703</u>	<u>3,300,632</u>	<u>437,829</u>

添付の注記は、本財務書類と不可分なものである。

(2) 【損益計算書】

トータル・アルファ・インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ
 損益計算書
 2008年12月31日に終了した年度
 (単位：ユーロ)

	注	2008年12月31日		2008年2月29日	
		ユーロ	千円	ユーロ	千円
費用					
その他の営業費用		27,027	3,585	70,113	9,300
法人所得税	9	193,188	25,626	224,437	29,772
		<u>220,215</u>	<u>29,212</u>	<u>294,550</u>	<u>39,072</u>
当期純利益		458,833	60,864	537,022	71,236
費用合計		<u>679,048</u>	<u>90,076</u>	<u>831,572</u>	<u>110,308</u>
収益					
純売上高	8	567,416	75,268	756,032	100,288
その他の未収利息および類似収益		111,632	14,808	75,540	10,020
		<u>679,048</u>	<u>90,076</u>	<u>831,572</u>	<u>110,308</u>
収益合計		<u>679,048</u>	<u>90,076</u>	<u>831,572</u>	<u>110,308</u>

添付の注記は、本財務書類と不可分なものである。

トータル・アルファ・インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ

年次財務書類に対する注記

2008年12月31日現在

注1．事業活動

トータル・アルファ・インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ(以下「当社」という。)は、1992年2月27日、ルクセンブルグ大公国の法律に基づき株式会社として設立された。

当社の目的は、当社が、最低でも一本のルクセンブルグの投資信託を管理することを条件に、投資信託の管理(2002年12月20日法の第91条の意味における)を行うことである。当社は、これら投資信託の管理、運営、マーケティングに関連するいかなる活動も引き受けすることができる。当社は、その他の目的を遂行するために有益であると思われるいかなる活動も実施することができるが、投資信託に関するルクセンブルグの2002年12月20日法14章の制限の範囲内とされる。

当社は2008年12月31日現在、ニッコウ・マネー・マーケット・ファンド、日興トラスト、コーディアル・アロー・ファンド、ニッコウ・スキル・インベストメンツ・トラスト(ルクセンブルグ)、ニッコウ・プライム・セレクト・ファンド、ニッコウ・フューチャーズ・ファンド、日興グローバル・ファンズ、日興グローバル・ファンズ(定期分配)、日興リアル・アセット・ファンド、日興 拡大欧州株式ファンド、日興アクティビスト・ファンド 2005 - 05、日興アクティビスト・ファンド 2005 - 08、クオンティティティブ・マルチ・ストラテジー・プログラム、日興・プレミア・ファンド、日興グローバル・アロケーション・ファンド、ニッコウ・プロプラエタリー・インベストメント・ファンド、日興アロー・ファンド、日興オフショア・ファンズ、日興カントリー・ファンズ、の19の投資信託を管理・運用している(2008年2月29日現在:19)。

2008年7月18日に開催された臨時株主総会で、会計年度末を2月末日から12月31日に変更することが決定された。その結果、本年次財務書類における会計期間は、2008年3月1日から2008年12月31日である。損益勘定の比較数値については、2008年2月29日終了会計年度は12か月間の事業活動を対象としているのに対し、2008年12月31日終了会計期間の損益勘定は10か月のみであるため、注意が必要である。

注2．重要な会計方針

2.1 外貨換算

ユーロ以外の通貨建の取引は、取引時の実勢為替レートでユーロに換算される。

ユーロ以外の通貨建の長期資産は、取引時の実勢為替レートでユーロに換算される。貸借対照表日付現在、かかる資産は取得時の為替レートで換算されている。

現金および預金は、貸借対照表日付現在の実勢為替レートで換算される。為替差損益は当期の損益計算書に計上される。

短期債権および債務は、それぞれの流動性の基準に従って、貸借対照表日付現在の実勢為替レートに基づき換算される。よって未実現為替差損は、損益計算書に計上される。

その他の資産および負債は、取得時の為替レートで換算された額または為替に基づき決定された額のいずれか低い額または高い額で、それぞれ別々に換算される。実現為替差益は、実現された時点で損益計算書に計上される。

資産と負債の間に経済的な関連がある場合には、それらは、上述の方法に従って総額で評価され、未実現純損失は損益計算書に計上される。

2.2 流動債権

債権は、その額面価額で評価される。それらは、回収が困難な場合には、評価調整の対象となる。かかる評価調整は、評価調整が行われた事由が適用されなくなる場合は、継続されない。

2.3 負債引当金および費用引当金

負債引当金および費用引当金は、その性質が明白に規定され、貸借対照表日付現在で発生する可能性が高いかまたは確実に発生するが、発生する金額または日付は不確定である損失または債務を補填することを目的としている。

注3．債権

2008年12月31日および2008年2月29日現在の債権は、未収管理報酬である。

注4．払込資本金

払込資本金は、額面金額24.79ユーロの発行済および全額払込済の株式18,000株で表章され、446,220ユーロに固定されていた。

注5．法定準備金

ルクセンブルグ法により、当社は毎年その純利益の少なくとも5%を法定準備金として、当該準備金が発行済資本金の10%に達するまで、積立てなければならない。

この法定準備金を配当金に利用することはできない。

注6．特別納税引当金

2002年1月1日以降、当社は、施行された新税法に準拠して、純資産税(NWT)負債を控除した。当該法律に従い、当社は、純資産税の控除額の5倍に相当する金額を配当不能引当金(「特別納税引当金」科目)のもとに繰入れることを決定した。当該引当金は、純資産税が控除された年に続く5年間は配当に利用することはできない。

注7．資本金および準備金

	資本金	法定 準備金	任意 積立金	特別納税 引当金	当期 損益
	ユーロ	ユーロ	ユーロ	ユーロ	ユーロ
2008年3月1日現在残高	446,220	44,622	675,290	194,450	537,022
損益の繰入額	-	-	537,023	-	(537,022)
支払配当金	-	-	(486,000)	-	-
振替額	-	-	-	-	-
当期利益	-	-	-	-	458,833
2008年12月31日現在残高	446,220	44,622	726,313	194,450	458,833

2008年4月30日に開催された年次株主総会は、2008年2月29日に終了した年度の利益処分を承認し、2008年5月2日の落日における1株当たり27ユーロの金額による配当の支払いを決議した。

注8．純売上高

純売上高の内訳は、以下の通りである。

2008年 12月31日	2008年 2月29日
-----------------	----------------

	ユーロ	ユーロ
受領管理報酬	4,666,786	5,430,580
受領実績報酬	92,788	1,697,182
払戻し投資顧問および販売会社報酬	(4,101,497)	(4,674,548)
払戻し実績報酬	(90,661)	(1,697,182)
	<u>567,416</u>	<u>756,032</u>

2008年12月31日現在の適用ある報酬料率は、以下の通りである。

当社は、ニッコウ・マネー・マーケット・ファンド、ニッコウ・スキル・インベストメンツ・トラスト(ルクセンブルグ)、日興リアル・アセット・ファンド、日興トラストおよび日興カントリー・ファンズ - 日興ロシア・プロスパリティ・ファンドから、当該四半期中のかかるファンドの平均純資産額に対して0.01%の年次管理報酬を受領する。報酬は、日々計算され、四半期毎に支払われる。

当社は、コーディアル・アロー・ファンドから、当該期間中のかかるファンドの日々の平均純資産額に対して0.01%の年次管理報酬を受領する。報酬は、3月と9月に支払われる。

当社は、日興グローバル・アロケーション・ファンドから、当該月中のかかるファンドの平均純資産額に対して0.02%の年次管理報酬を受領する。報酬は、毎日計算され、四半期毎に支払われる。

当社は、日興アロー・ファンドおよび日興 拡大欧州株式ファンドから、当該四半期中のかかるファンドの平均純資産額に対して0.02%の年次管理報酬を受領する。報酬は、四半期毎に支払われる。

当社は、ニッコウ・プロプラエタリー・インベストメント・ファンドから、当該月中のかかるファンドの平均純資産額に対して0.05%の年次管理報酬を受領する。報酬は、毎月計算され、四半期毎に支払われる。

当社は、クオンティティティブ・マルチ・ストラテジー・プログラムIIから、当該月中のかかるファンドの平均純資産額に対して0.02%の年次管理報酬を受領する。報酬は、毎月計算され、四半期毎に支払われる。

ニッコウ・フューチャーズ・ファンドに対する報酬は課されない。

当社は、ニッコウ・プライム・セレクト・ファンドから、当該四半期中のかかるファンドの平均純資産額に対して0.01%の年次管理報酬を受領する。報酬は、毎月計算され、支払われる。

当社は、ニッコウ・プライム・セレクト・ファンドから、各暦四半期末において実現化され、支払われる実績報酬を受領する。かかる実績報酬は、同ファンドの投資顧問会社に対して全額払戻される。2008年12月31日に終了した期間の実績報酬は、支払われていない。

当社は、日興アクティビスト・ファンド 2005 - 05および日興アクティビスト・ファンド 2005 - 08から、当該期間のかかるファンドの日々の平均純資産額に対して0.005%の年次管理報酬を受領する。報酬は、四半期毎に支払われる。

当社は、日興オフショア・ファンズ - アジア・インカム・プラス・エクイティ・ストラテジー、日興オフショア・ファンズ - アジア・パシフィック・インカム・プラス・リアル・エステート、日興オフショア・ファンズ - グローバル・インカム・プラス・ストラテジー・トラック、日興オフショア・ファンズ - SA ジャバ

ン・エクイティ・マーケット・ニュートラル・ファンド、日興オフショア・ファンズ - 日興グローバル・ハイ
 イールド・カレンシー・ファンド(毎月分配型)、日興オフショア・ファンズ - 日興アクサ・ローゼンバーグ
 ・ジャパン・ロング・ショート・エクイティ・ファンドおよび日興オフショア・ファンズ - 日興ロックフェ
 ラー・グローバル・エナジー・ファンド(SM)から、当該四半期中のかかるファンドの平均純資産額に対して
 0.01%の年次管理報酬を受領する。報酬は、四半期毎に支払われる。

当社は、日興オフショア・ファンズ - 日興フロンティア・ファイナンス・ファンドおよび日興オフショア・
 ファンズ - CS GTAAファンドから、当該四半期中のかかるファンドの平均純資産額に対して0.035%の年次管理
 報酬を受領する。報酬は、四半期毎に支払われる。

当社は、日興オフショア・ファンズ - CS GTAAファンドから、各四半期末において実現化され、支払われる実
 績報酬を受領する。2008年12月31日に終了した期間の実績報酬は、12,639,794円(92,788ユーロ)であった。か
 かる実績報酬は、同ファンドの投資顧問会社に対して全額払戻される。

当社は、日興・プレミア・ファンドから、当該四半期中のかかるファンドの平均純資産額に対して0.01%の
 年次管理報酬を受領する。報酬は、各評価日に計算され、四半期毎に支払われる。

当社は、日興グローバル・ファンズから、当該四半期中のかかるファンドの平均純資産額に対して0.51%の
 年次管理報酬を受領する。報酬は、四半期毎に支払われる。当社は、同ファンドの投資運用会社および販売会社
 に対して合計で0.50%の年次報酬を払戻す。

当社は、日興グローバル・ファンズ(定期分配)から、当該四半期中のかかるファンドの平均純資産額に対
 して0.36%の年次管理報酬を受領する。報酬は、四半期毎に支払われる。当社は、同ファンドの投資運用会社お
 よび販売会社に対して合計で0.35%の年次報酬を払戻す。

注9．税金

当社は複数の投資信託の管理を行っており、そのため税務当局により、ルクセンブルグ所得税、都市事業税お
 よび純資産税の課税対象の会社と考えられている。

税金負債は、貸借対照表上で「負債引当金および費用引当金」として計上されている。ルクセンブルグ税務
 当局は、所得税および都市事業税については2005年まで(同年を含む。)、ならびに純資産税については2006年
 まで(同年を含む。)査定を行っている。

注10．その他の債務

2008年12月31日および2008年2月29日現在のその他の債務の内訳は、以下の通りである。

	2008年 12月31日 ユーロ	2008年 2月29日 ユーロ
未払投資顧問報酬	599,179	599,716
未払販売報酬	384,064	390,231
	<u>983,243</u>	<u>989,947</u>

[次へ](#)

Total Alpha Investment Fund Management Company S.A.**Balance sheet as at December 31, 2008**

(expressed in euro)

	Note(s)	December 31, 2008 EUR	February 29, 2008 EUR
ASSETS			
Current assets			
- Debtors			
. Trade debtors/claim resulting from sales and the provision of services			
- becoming due and payable within one year	3	1 138 620	1 112 582
- Cash at bank		2 213 831	2 188 050
Total assets		3 352 451	3 300 632

The accompanying notes form an integral part of these annual accounts.

Total Alpha Investment Fund Management Company S.A.**Balance sheet as at December 31, 2008 (cont.)**

(expressed in euro)

	Note(s)	December 31, 2008 EUR	February 29, 2008 EUR
LIABILITIES			
Capital and reserves			
- Subscribed capital	4	446 220	446 220
- Reserves			
. legal reserve	5	44 622	44 622
. special tax reserve	6, 7	194 450	194 450
. free reserve	7	726 313	675 290
		965 385	914 362
- Profit for the financial year		458 833	537 022
		1 870 437	1 897 604

Provisions for liabilities and charges

- Provision for taxation	9	490 949	410 783
--------------------------	---	---------	---------

Creditors

- Debts on purchases and provisions of services . becoming due and payable within one year		7 822	2 298
- Other creditors . becoming due and payable within one year	10	983 243	989 947
		<u>991 065</u>	<u>992 245</u>
Total liabilities		<u>3 352 451</u>	<u>3 300 632</u>

The accompanying notes form an integral part of these annual accounts.

Total Alpha Investment Fund Management Company S.A.**Profit and loss account for the year ended December 31, 2008
(expressed in euro)**

	Note(s)	December 31, 2008 EUR	February 29, 2008 EUR
CHARGES			
Other operating charges		27 027	70 113
Income tax	9	<u>193 188</u>	<u>224 437</u>
		220 215	294 550
Profit for the financial year		<u>458 833</u>	<u>537 022</u>
Total charges		<u>679 048</u>	<u>831 572</u>
INCOME			
Net turnover	8	567 416	756 032
Other interest receivable and similar income		<u>111 632</u>	<u>75 540</u>
		<u>679 048</u>	<u>831 572</u>
Total income		<u>679 048</u>	<u>831 572</u>

The accompanying notes form an integral part of these annual accounts.

Notes to the annual accounts as at December 31, 2008

Note 1 - Activity

Total Alpha Investment Fund Management Company S.A. (the “Company”) was incorporated under the laws of the Grand Duchy of Luxembourg as “Société Anonyme” on February 27, 1992.

The purpose of the Company is the management (within the meaning of article 91 of the law of December 20, 2002) of undertakings for collective investment provided that the Company must manage at least one Luxembourg undertaking for collective investment. The Company may undertake any activities relating to the management, administration and marketing of those undertakings for collective investment. The Company may carry out any activities deemed useful for the accomplishment of its object remaining, however, within the limitations of chapter 14 of Luxembourg law of December 20, 2002 on undertakings for collective investment.

The Company manages at December 31, 2008 19 investment funds (19 investment funds at February 29, 2008): Nikko Money Market Fund, Nikko Trust, Cordial Arrow Fund, Nikko Skill Investment Trust (Lux), Nikko Prime Select Fund, Nikko Futures Fund, Nikko Global Funds, Nikko Global Funds (Periodic Distribution), Nikko Real Asset Fund, Nikko European Convergence Equity Fund, Nikko Activist Fund 2005-05, Nikko Activist Fund 2005-08, Quantitative Multi-Strategy Program II, Nikko Premier Fund, Nikko Global Allocation Fund, Nikko Proprietary Investment Fund, Nikko Arrow Fund, Nikko Offshore Funds and Nikko Country Funds.

The Extraordinary Shareholders Meeting held on July 18, 2008 decided to change the accounting year-end from last day of February to the 31 December. As a consequence, the financial period presented in these annual accounts is from March 1, 2008 to December 31, 2008. Attention is drawn on comparative figures of the profit and loss accounts since the financial year ended February 29, 2008 covered 12 months of activities while profit and loss account for the financial period ended December 31, 2008 covered 10 months of activities.

Note 2 - Significant accounting policies

2.1 Foreign currency translation

Transactions expressed in currencies other than Euro (“EUR”) are translated into EUR at the exchange rate effective at the time of the transaction.

Long-term assets expressed in currencies other than EUR are translated into EUR at the exchange rate effective at the time of the transaction. At the balance sheet date, these assets remain translated at historic exchange rate.

Cash at bank is translated at the exchange rate effective at the balance sheet date. Exchange losses and gains are recorded in the profit and loss account of the year.

Short-term debtors and creditors are, according to their liquid criteria, translated on the basis of the exchange rates effective at the balance sheet date. The unrealised exchange losses are thus recorded in the profit and loss account.

Notes to the annual accounts as at December 31, 2008

2.1 Foreign currency translation (cont.)

Other assets and liabilities are translated separately respectively at the lower or at the higher of the value converted at historical exchange rate or the value determined on the basis of the exchange. The realised exchange gains are recorded in

the profit and loss account at the moment of their realisation.

Where there is an economic link between an asset and a liability, these are valued in total according to the method described above and the net unrealised loss is recorded in the profit and loss account.

2.2 Current debtors

Debtors are valued at their nominal value. They are subject to value adjustments where their recovery is compromised. These value adjustments are not continued if the reasons for which the value adjustments were made have ceased to apply.

2.3 Provisions for liabilities and charges

Provision for liabilities and charges are intended to cover losses or debts the nature of which is clearly defined and which, at the date of the balance sheet are either likely to be incurred or certain to be incurred but uncertain as to their amount or as the to the date on which they will arise.

Note 3 - Debtors

Debtors as at December 31, 2008 and February 29, 2008 represent management fees receivable.

Note 4 - Subscribed capital

The subscribed capital was fixed at EUR 446 220, represented by 18 000 issued and fully paid shares at a par value of EUR 24.79.

Note 5 - Legal reserve

Under Luxembourg law, the Company is required to transfer to the legal reserve a minimum of 5% of its net profit each year until this reserve equals 10% of the issued share capital.

The legal reserve is not available for distribution.

Notes to the annual accounts as at December 31, 2008

Note 6 - Special tax reserve

As from January 1, 2002, the Company reduced the Net Worth Tax (NWT) liability in accordance with the news tax law in force. In order to comply with the law, the Company decided to allocate under non-distributable reserves (item “special tax reserve”) an amount that corresponds to five times the amount of reduction of the Net Wealth Tax. This reserve is non-distributable for a period of five years from year following the one during which the Net Wealth Tax was reduced.

Note 7 - Capital and reserves

	Capital	Legal reserve	Free reserve	Special tax reserve	Result for the year
	EUR	EUR	EUR	EUR	EUR
Balance at March 1, 2008	446 220	44 622	675 290	194 450	537 022

Allocation of the result	-	-	537 023	-	(537 022)
Dividend distributed	-	-	(486 000)	-	-
Transfer	-	-	-	-	-
Result for the financial year	-	-	-	-	458 833
Balance at December 31, 2008	446 220	44 622	726 313	194 450	458 833

The Annual General Meeting of Shareholders held on April 30, 2008 approved the allocation of the result for the year ended February 29, 2008 and resolved to pay a dividend amounting to EUR 27 per share with ex-date May 2, 2008.

Notes to the annual accounts as at December 31, 2008

Note 8 - Net turnover

The net turnover can be broken down as follows:

	December 31, 2008 EUR	February 29, 2008 EUR
Management fees received	4 666 786	5 430 580
Performance fees received	92 788	1 697 182
Advisory and Distributor fees paid back	(4 101 497)	(4 674 548)
Performance fees paid back	(90 661)	(1 697 182)
	<u>567 416</u>	<u>756 032</u>

The related applicable fees rates as at December 31, 2008 are as follows:

The Company receives from Nikko Money Market Fund, Nikko Skill Investments Trust (Lux), Nikko Real Asset Fund, Nikko Trust and Nikko Country Funds - Nikko Russia Prosperity Fund an annual management fee of 0.01% of the average net assets of these funds during the relevant quarter. The fee is calculated daily and paid quarterly.

The Company receives from Cordial Arrow Fund an annual management fee at the rate of 0.01% of the average daily net assets of the fund during the relevant period. The fee is paid in March and September.

The Company receives from Nikko Global Allocation Fund an annual management fee at the rate of 0.02% of the average net assets of this fund during the relevant month. The fee is calculated daily and paid quarterly.

The Company receives from Nikko Arrow Fund and Nikko European Convergence Equity Fund an annual management fee of 0.02% of the average net assets of these funds during the relevant quarter. The fee is paid quarterly.

The Company receives from Nikko Proprietary Investment Fund an annual management fee at the rate of 0.05% of the average net assets of these funds during the relevant month. The fee is calculated monthly and paid quarterly.

The Company receives from Quantitative Multi-Strategy Program II an annual management fee at the rate of 0.02% of the average net assets of this fund during the relevant month. The fee is calculated monthly and paid quarterly.

No fees have been charged to Nikko Futures Funds.

Notes to the annual accounts as at December 31, 2008

Note 8 - Net turnover (cont.)

The Company receives from Nikko Prime Select Fund an annual management fee at the rate of 0.01% of the average net assets of these funds during the relevant quarter. The fee is calculated and paid monthly.

The Company receives from Nikko Prime Select Fund a performance fee realised and paid at the end of each calendar quarter. Such performance fee is wholly paid back to the investment advisor of this fund. No performance fee has been paid for the period ended December 31, 2008.

The Company receives from Nikko Activist Fund 2005-05 and Nikko Activist Fund 2005-08 an annual management fee at the rate of 0.005% of the average daily net assets of the fund during the relevant period. The fee is paid quarterly.

The Company receives from Nikko Offshore Funds - Asia Income Plus Equity Strategy, Nikko Offshore Funds - Asia Pacific Income Plus Real Estate, Nikko Offshore Funds - Global Income Plus Strategy Tracker, Nikko Offshore Funds - SA Japan Equity Market Neutral Fund, Nikko Offshore Funds - Nikko Global High Yield Currency Fund (Monthly Distribution), Nikko Offshore Funds - Nikko AXA Rosenberg Japan Long Short Equity Fund and Nikko Offshore Funds - Nikko Rockefeller Global Energy FundSM an annual management fee of 0.01% of the average net assets of these funds during the relevant quarter. The fee is paid quarterly.

The Company receives from Nikko Offshore Funds - Nikko Frontier Finance Fund and Nikko Offshore Funds - CS GTAA Fund an annual management fee of 0.035% of the average net assets of these funds during the relevant quarter. The fee is paid quarterly.

The Company receives from Nikko Offshore Funds - CS GTAA Fund a performance fee realised and paid at the end of each quarter. The performance fee for the period ended December 31, 2008 amounts to JPY 12 639 794 (EUR 92 788). Such performance fee is wholly paid back to the investment advisor of this fund.

The Company receives from Nikko Premier Fund an annual management fee of 0.01% of the average net assets of this fund during the relevant quarter. The fee is calculated as at each valuation day and paid quarterly.

The Company receives from Nikko Global Funds an annual management fee of 0.51% of the average net assets of this fund during the relevant quarter. The fee is paid quarterly. The Company pays back to the investment manager and the distributor of this fund an annual fee rate of 0.50% in total.

The Company receives from Nikko Global Funds (Periodic Distribution) an annual management fee of 0.36% of the average net assets of this fund during the relevant quarter. The fee is paid quarterly. The Company pays back to the investment manager and the distributor of this fund an annual fee rate of 0.35% in total.

Notes to the annual accounts as at December 31, 2008

Note 9 - Taxation

The Company manages more than one investment fund and is therefore considered by the tax authorities as a corporation, subject to Luxembourg income tax, to municipal business tax and to net worth tax.

Tax liabilities are recorded under "Provision for liabilities and charges" in the balance sheet. The Luxembourg tax authorities have issued assessments for the years up to and including 2005 for income and municipal business tax, and 2006 for net worth tax.

Note 10 - Other creditors

Other creditors as at December 31, 2008 and February 29, 2008 can be analysed as follows:

	December 31, 2008	February 29, 2008
	EUR	EUR
Advisory fees payable	599 179	599 716
Distribution fees payable	384 064	390 231
	<u>983 243</u>	<u>989 947</u>

[次へ](#)

中間財務書類

- a. 管理会社の日本文の中間財務書類は、ルクセンブルグにおける諸法令および一般に認められた会計原則に準拠して作成された原文の中間財務書類を翻訳したものである（ただし、円換算部分を除く。）。管理会社の日本文の中間財務書類は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第74条第4項ただし書の規定に準拠して作成されている。
- b. 管理会社の中間財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）の監査を受けていない。
- c. 管理会社の原文の中間財務書類はユーロで表示されている。日本文の中間財務書類には、2009年8月31日現在における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ＝132.65円）を使用して換算された円換算額が併記されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。

(1) 資産及び負債の状況

トータル・アルファ・インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ
貸借対照表
2009年6月30日現在
(単位：ユーロ)

	2009年6月30日		2008年8月31日	
	ユーロ	千円	ユーロ	千円
資産				
流動資産				
未収管理報酬	719,415.32	95,430	943,827.56	125,199
現金預金	2,078,285.80	275,685	2,057,797.89	272,967
資産合計	2,797,701.12	371,115	3,001,625.45	398,166
負債				
特別納税引当金	194,450.00	25,794	213,300.00	28,294
引受済資本金	446,220.00	59,191	446,220.00	59,191
法定準備金	44,622.00	5,919	44,622.00	5,919
任意積立金	4,012,009.30	532,193	3,534,326.64	468,828
資本金および準備金	4,697,301.30	623,097	4,238,468.64	562,233
株主配当金	(3,276,863.99)	(434,676)	(2,826,863.99)	(374,984)
未収ノ未払監査報酬	12,263.39	1,627	7,353.39	975
未払顧問報酬	372,925.90	49,469	505,647.10	67,074
未払販売報酬	239,464.82	31,765	325,402.52	43,165
納税引当金	537,735.92	71,331	463,319.62	61,459
債務	(2,114,473.96)	(280,485)	(1,525,141.36)	(202,310)
当期利益	214,873.78	28,503	288,298.17	38,243
負債合計	2,797,701.12	371,115	3,001,625.45	398,166

(2) 損益の状況

トータル・アルファ・インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ
損益計算書

2009年6月30日に終了した6か月間

(単位:ユーロ)

	2009年6月30日		2008年8月31日	
	ユーロ	千円	ユーロ	千円
収益				
管理報酬	1,690,147.04	224,198	2,941,327.74	390,167
預金利息	10,606.31	1,407	41,196.28	5,465
実現外国為替益	0.00	0	0.00	0
収益合計	1,700,753.35	225,605	2,982,524.02	395,632
費用				
当期利益	214,873.41	28,503	288,298.15	38,243
税金	84,010.00	11,144	112,634.13	14,941
その他の専門家費用	1,372,880.03	182,113	2,581,494.80	342,435
実現外国為替損	28,989.91	3,846	96.94	13
費用合計	1,700,753.35	225,605	2,982,524.02	395,632

4【利害関係人との取引制限】

投資者は、以下の潜在的な利益相反に注意する必要がある。

受託会社、管理会社および両社の持株会社、持株会社の株主、持株会社の子会社およびそれぞれの取締役、役員、従業員、代理人および関連会社(以下「利害関係者」という。)は、時にサブ・ファンドと利益が相反するその他の金融、投資またはその他の専門的活動に従事する場合がある。かかる活動には、他のファンドの運用、有価証券の売買、投資顧問・経営顧問サービス、仲介サービスの提供およびその他のファンドまたは会社の取締役、役員、顧問または代理人を務めることなどを含む。特に、受託会社または管理会社は、サブ・ファンドと同様のまたは重複する投資目的を有するその他の投資ファンドに助言を行う可能性がある。また、受託会社または管理会社は、サブ・ファンドに提供するサービスと同様のサービスを第三者に提供することができるが、かかるサービスから得た利益について説明する責任を負わない。利益相反が発生する場合、受託会社または管理会社は、公正に解決するよう努力するものとする。サブ・ファンドを含めた様々な顧客に対する投資機会の配分に関連して、受託会社または管理会社は、上記の職務に関連して利益相反に直面する場合があるが、受託会社または管理会社は、こうした状況下において投資機会が公正に配分されるように注意を払うものとする。

受託会社、管理会社および/または、それらの関連会社は、関係する法律で認められる範囲内で、受託会社または管理会社を代理人または当事者本人として、受託会社または管理会社のためにまたはこれらとの間でポートフォリオ取引を行うことができる。受託会社または管理会社は、代理人として取引する場合、通常の仲介手数料および/または現金リベートを受け取り、保持することができ、当事者本人として取引する場合、その手数料が通常の総合サービス仲介料の料率を超過しないことを条件として通常の市場慣行に従うものとする。

受託会社、管理会社やそれぞれの関連会社は、受託会社、管理会社やそれぞれの関連会社のために物品、サービスまたはその他の便益(調査サービス、顧問サービス、特殊なソフトウェアもしくは調査サービスに関連するコンピュータ・ハードウェアおよびパフォーマンス測定などを含む。)を提供する取決めを行った者またはかかる者の代理人を通じて取引を行う権利を留保する。ただし、かかる取引の性格が全体として受託会社または管理会社の利益になることが合理的に予想でき、サブ・ファンドのパフォーマンスの改善に貢献できること、直接的な支払いは行われず、その代わりに受託会社、管理会社および/またはそれらの関連会社が仕事を発注することを約束することを条件とする。疑義を避けるため、上記の物品およびサービスには、旅行、宿泊、接待、一般管理用の物品およびサービス、一般的な事務機器または建物、会費、従業員の給与または直接的な金銭の支払いは含まれない。

受託会社または受託会社の関連会社は、法令の要件に従い、事前に書面で管理会社の承認を得た上で、利害関係者または利害関係者が運用もしくは助言を行う投資ファンドもしくはアカウントから有価証券を購入し、またはかかる者に対して売却することができる。また受託会社または管理会社以外の利害関係者は、適当と判断する場合、受益証券を保有し、または取引することができるほか、受託会社または受託会社の子会社が同様の投資対象を保有している場合でも、自己勘定でかかる投資対象を購入し、保有し、取引することができる。受託会社または管理会社は、信託財産を用いて自己の計算で取引を実行してはならない。

利害関係者は、法令の要件に従い、受益者または受託会社が有価証券を保有している法人と金融取引等の取引を行い、または契約を締結し、またはかかる取引もしくは契約に利害関係を持つことができる。更に、利害関係者は、サブ・ファンドの計算で受託会社に代わって利害関係者が執行する投資対象の売買に関連して利害関係者が交渉した手数料または利益を受け取ることができ、かかる手数料または利益がサブ・ファンドの利益になる場合もあれば、利益にならない場合もある。

5【その他】

(1) 定款の変更

管理会社の定款の変更または解散に関しては、株主総会の決議が必要である。

(2) 事業譲渡または事業譲受

ルクセンブルグ監督当局の事前承認を条件として、管理会社は、ルクセンブルグの一般原則に基づき、契

約型投資信託を管理運用する権限を授与されている他のルクセンブルグの会社にその事業を譲渡することができる。かかる場合、事業を譲渡した会社は、なお、法人として存続する。

(3) 出資の状況

該当なし。

(4) 訴訟事件その他の重要事項

本書提出前1年以内において、管理会社およびファンドに重要な影響を与えまたは与えることが予想される事実はない。

管理会社の会計年度は、12月末日に終了する1年である。

管理会社の存続期間は無期限である。ただし、株主総会の決議によりいつでも解散することができる。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1)メイブルズ・ファイナンス・リミテッド(「受託会社」)

(イ)資本金の額

平成21年8月末日現在、500,000米ドル(約4,637万円)

(注)米ドルの円換算額は、便宜上、平成21年8月31日現在における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1ドル=92.74円)による。

(ロ)事業の内容

受託会社は、ケイマン諸島の銀行および信託会社法(2009年改正)の規定に基づき、適式に設立され有効に存続し信託業務を行うための免許を受けている、信託会社である。受託会社は、ミューチュアル・ファンド法に基づく免許投資信託管理事務代行会社でもある。

(2)ニッコウ・バンク(ルクセンブルグ)エス・エイ(「保管会社」および「管理事務代行会社」)

(イ)資本金の額

平成21年8月末日現在、40,154,672ユーロ(約53億2,652万円)

(ロ)事業の内容

ニッコウ・バンク(ルクセンブルグ)エス・エイは、ルクセンブルグで昭和49年2月14日に30年の存続期間を有する株式会社として設立された銀行であるが、その期間は、平成18年7月24日付の認証証書により無期限に延長されている。また、ニッコウ・バンク(ルクセンブルグ)エス・エイは、日興コーディアル証券株式会社の100%子会社である。

(3)日興コーディアル証券株式会社(「代行協会員」、「販売会社」および「投資助言会社」)

(イ)資本金の額

平成21年10月末日現在、100億円

(ロ)事業の内容

金融商品取引法に基づき登録を受け、日本において金融商品取引業を営んでいる。なお、日興コーディアル証券は、証券投資信託受益証券を取扱っており、複数の外国投資信託について、日本における代行協会員業務および販売等の業務を行っている。

ファンドの日本における販売会社および代行協会員であった日興コーディアル証券株式会社(以下「被承継会社」という。)は、平成21年10月1日付で、その証券業その他一切の事業に関して有する権利義務(受益証券販売・買戻契約および代行協会員契約を含む。)を、株式会社三井住友銀行の完全子会社である日興コーディアル証券分割準備株式会社(以下「承継会社」という。)に吸収分割の方法で承継した。したがって、同日付で、被承継会社に代わり承継会社がファンドの日本における販売会社および代行協会員となった。なお、同日付で、承継会社は「日興コーディアル証券株式会社」に、被承継会社は「シティグループ・オーバーシーズ・ホールディングス株式会社」に、各々商号を変更した。

(4)バンク・プリヴェ・エドモン・ドゥ・ロスチャイルド・ヨーロッパ(「投資運用会社」)

(イ)資本金の額

平成21年8月末日現在、31,500,000ユーロ(約41億7,848万円)

(ロ)事業の内容

バンク・プリヴェ・エドモン・ドゥ・ロスチャイルド・ヨーロッパは、ジュネーブのバンク・プリヴェ・エドモン・ドゥ・ロスチャイルド・エス・エーの子会社として昭和57年2月19日にルクセンブルグ法に基づき設立された会社である。同社は、昭和63年10月24日に銀行業務全般を行う認可を受けている。

(5)日興グローバルラップ株式会社(「投資助言会社」)

(イ)資本金の額

平成21年8月末日現在、14億9,900万円

(ロ)事業の内容

投資助言会社は、SMA(セパレトリー・マネージド・アカウント)やラップ口座に関するサービスを

提供するために平成14年12月に設立された投資顧問会社であり、金融商品取引法に基づき登録を受け日本において金融商品取引業を営んでいる。

2【関係業務の概要】

(1) メイブルズ・ファイナンス・リミテッド

受託会社は、ケイマン諸島銀行・信託会社法(2009年改正)に定める規定に基づいて正式に設立され、有効に存続し、信託事業を営む免許を有する会社である。また受託会社はミューチュアル・ファンド法に基づく公認ミューチュアル・ファンド管理者でもある。

各サブ・ファンド信託証書の規定に従って、受託会社はサブ・ファンドに関連して(関係するサブ・ファンド信託証書に基づく権限および職務の履行に際して)受託会社として負担し、または当事者となった訴訟、コスト、請求、損害、費用または催告について、受託会社の故意の不履行、重過失または詐欺を原因とする作為または不作為に起因する訴訟、コスト、請求、損害、費用または催告を除き、関係する信託財産から補償を受けるものとする。また受託会社に過去または現在の受益者から補償金を受け取る権利はない。

各サブ・ファンド信託証書の規定に従って、受託会社および受託会社の関連会社ならびにそれらの取締役、役員、従業員または代理人は何らかの理由でいずれかの時点で関係するサブ・ファンドの信託財産もしくは信託財産の一部または信託財産の収益に発生した損失または損害に関して、かかる損失または損害が受託会社、受託会社の関連会社またはそれらの取締役、役員もしくは従業員の詐欺、重過失または故意の不履行に起因しない限り、一切責任を負わない。また受託会社はいかなる場合も間接損害、特別損害または派生的損害に関して責任を負わないものとする。

受託会社は、受任者または副受任者の行為を監督する義務を負わないものとし、また受任者または副受任者の失当行為、過失または不履行を理由にサブ・ファンドに発生した損失に関して、かかる損失がサブ・ファンドに関する受託会社の職務に故意の不履行、重過失または詐欺に起因しない限り、責任を負わないものとする。受託会社は管理会社または管理会社が権限、職務もしくは裁量権を委任した者またはかかる者の受任者を監督し、または委任された職務を履行する上記の者の資格を調査する義務を負わないものとする。また受託会社は投資対象の妥当性、適格性等に関する表明または保証を行わず、上記に関して一切責任を負わない。

受託会社の任命期間は、受益者決議によって受益者から解任されない限り、サブ・ファンドの期間とする。受託会社は90日前までに管理会社および受益者全員に書面の通知をして、後任の受託者が任命され次第、退任することができる。

受託会社は「管理報酬等」の項に定める報酬を受け取る権利を有する。

(2) ニッコウ・バンク(ルクセンブルグ)エス・エイ

受託会社、管理会社および管理事務代行会社との間で締結された管理事務代行契約(以下「管理事務代行契約」という。)に基づいて、受託会社および管理会社はファンドの管理事務代行、登録代行兼名義書換代理人を務める各サブ・ファンドの管理事務代行会社としてニッコウ・バンク(ルクセンブルグ)エス・エイを任命した。管理事務代行契約に定める条件に基づいて、かつ受託会社および管理会社の全般的監督の元で、管理事務代行会社は受託会社および管理会社の包括的または個別的指示に従って、ファンドの事務を管理し、ファンドの会計記録を付け、各サブ・ファンドの純資産価額および受益証券1口当たり純資産価格を計算し、受益証券に関する登録代行および買戻代理人を務めるものとする。

管理事務代行会社はルクセンブルグ大公国の法律に基づく公開有限会社として設立された銀行で、日興コーディアル証券株式会社の子会社である。平成21年8月末時点で管理事務代行会社の資本金は4,015万ユーロである。管理事務代行会社の目的は自己勘定および第三者の勘定または第三者との共同勘定で、ルクセンブルグ大公国の国内または国外で、銀行業務または金融業務を営むことである。

管理事務代行契約は、受託会社もしくは管理会社が管理事務代行会社に90日前までに書面の通知をするか、または管理事務代行会社が受託会社もしくは管理会社に90日前までに書面の通知をして終了させるまで、効力を継続するものとする。また管理事務代行契約は管理事務代行契約に定めるその他の状況下において

ても終了させることができる。

管理事務代行契約に定める規定に従って、管理事務代行会社(本項においては管理事務代行会社のすべての取締役、役員および従業員を含む。)は本書に基づいて職務を履行する過程で管理事務代行会社が善意から犯した判断の誤り、見落としまたは法の錯誤を直接または間接的原因として、サブ・ファンドに関して管理会社または受託会社が被った損失または損害に関して責任を負わないものとする。また管理事務代行会社は、過失または故意の不履行がない限り、本書に基づく管理事務代行会社の職務の履行の結果または過程で管理会社または受託会社が被った損失または損害に関して責任を負わないものとする。

受託会社および管理会社は、サブ・ファンドに関する管理事務代行契約に基づく管理事務代行会社の職務の履行に起因し、または関連して管理事務代行会社または管理事務代行会社の株主、取締役、役員、従業員および代理人が負担し、または相手取って提起されたすべての訴訟、訴訟手続、請求、催告、債務、損失、損害、コストおよび費用(上記に起因し、または付随して発生した合理的な法的費用、専門家の費用および報酬を含む。)について、管理事務代行契約に基づくサブ・ファンドに関する職務の履行に際して管理事務代行会社が犯した過失、故意の不履行、害意、現実の詐欺または未必の故意に起因する場合を除き、関係するサブ・ファンドの資産から管理事務代行会社ならびに管理事務代行会社の各株主、取締役、役員、従業員および代理人を補償するものとする。

管理事務代行会社に支払う報酬については「管理報酬等」の項に記載するとおりである。

受託会社、管理会社および保管会社との間で締結された保管契約(以下「保管契約」という。)に基づいて、受託会社および管理会社は各サブ・ファンドの信託財産に関する保管会社(以下「保管会社」という。)としてニッコウ・バンク(ルクセンブルグ)エス・エイを任命した。保管会社はルクセンブルグ大公国の法律に基づく公開有限会社として設立された銀行で、日興コーディアル証券株式会社の子会社である。平成21年8月末時点で保管会社の資本金は4,015万ユーロである。保管会社の目的は自己勘定および第三者の勘定または第三者との共同勘定で、ルクセンブルグ大公国の国内または国外で、銀行業務または金融業務を営むことである。

保管契約に定める規定に従って、保管会社(本項においては保管会社のすべての取締役、役員および従業員を含む。)は本書に基づいて職務を履行する過程で保管会社が善意から犯した判断の誤り、見落としまたは法の錯誤を直接または間接的原因として、サブ・ファンドに関して管理会社または受託会社が被った損失または損害に関して責任を負わないものとする。また保管会社は、過失または故意の不履行がない限り、本書に基づく保管会社の職務の履行の結果または過程で管理会社または受託会社が被った損失または損害に関して責任を負わないものとする。

受託会社および管理会社は、サブ・ファンドに関する保管契約に基づく保管会社の職務の履行に起因し、または関連して保管会社または保管会社の株主、取締役、役員、従業員および代理人が負担し、または相手取って提起されたすべての訴訟、訴訟手続、請求、催告、債務、損失、損害、コストおよび費用(上記に起因し、または付随して発生した合理的な法的費用、専門家の費用および報酬を含む。)について、保管契約に基づくサブ・ファンドに関する職務の履行に際して保管会社が犯した過失、故意の不履行、害意、現実の詐欺または未必の故意に起因する場合を除き、サブ・ファンドの資産から保管会社ならびに保管会社の各株主、取締役、役員、従業員および代理人を補償するものとする。

保管契約は、受託会社、管理会社または保管会社が90日前までに書面の通知をして終了させるまで、効力を継続するものとする。また保管契約は保管契約に定めるその他の状況下においても終了させることができる。

サブ・ファンドまたはサブ・ファンドの代理人が信用取引のために取引相手、先物・オプション取引所、決済ブローカー等に差し入れた契約、証拠金等の金銭またはその他の投資対象に関して保管会社は責任を負わないこと、更に証拠金等の金銭もしくはその他の投資対象に関する取引相手、先物・オプション取引所、決済ブローカー等の不履行または信用取引のために担保として差し入れた証拠金等の金銭もしくはその他の投資対象から控除される金額に関して保管会社は責任を負わないことに投資家は注意すべきである。

保管会社に支払う報酬については「管理報酬等」の項に記載するとおりである。

(3) 日興コーディアル証券株式会社

日本における代行協会員業務および日本におけるファンド証券の募集に関し、サブ・ファンドの日本における販売・買戻業務を行い、更に、日興グローバルラップ株式会社とともに投資助言会社として、各サブ・ファンドの資産の投資および再投資に関し、投資運用会社に対して投資助言を提供する。

(4) バンク・プリヴェ・エドモン・ドゥ・ロスチャイルド・ヨーロッパ

管理会社は、バンク・プリヴェ・エドモン・ドゥ・ロスチャイルド・ヨーロッパを、管理会社の全般的な指揮、監督および責任に服しながら各サブ・ファンドの資産の投資および再投資に関する投資運用会社として任命している。投資運用会社は、ルクセンブルグ L - 2535 エマニュエル・セルベ通り20番に登録された事務所を有する。同社は昭和57年2月19日に、バンク・プリヴェ・エドモン・ドゥ・ロスチャイルド・エス・エーの子会社としてルクセンブルグにおいて設立された。バンク・プリヴェ・エドモン・ドゥ・ロスチャイルド・エス・エーは大正13年に設立されたスイスの会社であり、ジュネーブ、ヘッセ通り10番に登録された事務所を有する。

投資運用会社、そのマネージング・ダイレクター、従業員またはコンサルタントは、投資顧問契約に定められた事業活動以外の事業活動を行うことができる。

投資運用会社またはその従業員、関係会社もしくはその従業員による義務の履行過程において、重過失、故意の不履行、悪意、現実の詐欺または未必の故意から発生した場合を除き、管理会社は投資運用会社に対して、サブ・ファンドの資産の一部を形成する投資資産（現金を含む）に対する権利主張、もしくは管理会社による投資顧問契約の違反の結果として投資運用会社が合理的に負担し、または投資運用会社が関係するサブ・ファンドに関して投資顧問契約に従って適正に行った行為から発生した、あらゆる経費、損失、請求および費用について、関係するサブ・ファンドの資産から補償を行う。投資顧問契約は、投資運用会社が管理会社に対して3か月前の書面による通知を行った場合、または投資顧問契約に定められたその他の状況が発生した場合に終了する。

投資運用会社は、「管理報酬等」の項に定める報酬を受け取る権利を有する。

(5) 日興グローバルラップ株式会社

管理会社は、日興グローバルラップ株式会社を、各サブ・ファンドの資産の投資および再投資に関して、日興コーディアル証券株式会社とともに投資助言を行う投資助言会社として任命している。

投資助言契約に基づく義務の履行を行う際の投資助言会社の重過失、故意の不履行、悪意、現実の詐欺または未必の故意を理由とする場合を除き、管理会社は、投資助言会社、その株主、取締役、役員、使用人、従業員および代理人が投資助言契約に基づく投資助言会社の義務の履行から、またはそれに関連して合理的に請求を受け、または負担したあらゆる法的措置、法的手続、請求、要求、負債、損失、賠償責任、費用および経費（合理的に関連または付随する法律その他の専門家に対する報酬および費用を含む）について、関係するサブ・ファンドの資産から、投資助言会社、その株主、取締役、役員、使用人、従業員および代理人に補償を行い、これらの者に損失を与えないものとする。

投資助言契約は、管理会社、投資運用会社または投資助言会社のいずれかにより90日前の書面による通知により終了されるまで有効に存続する。同契約は、同契約に規定されたその他の状況においても終了することがある。

3【資本関係】

管理会社の全株式を所有しているニッコウ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エイは、日興コーディアル証券株式会社の100%子会社である。

第3【投資信託制度の概要】

1. ケイマン諸島における投資信託制度の概要

- 1.1 投資信託法が制定された1993年までは、ケイマン諸島には投資信託を規制する単独法は存在しなかった。それ以前は、投資信託は特別な規制には服していなかったが、ケイマン諸島内においてまたはケイマン諸島から運営している投資信託の受託者は銀行・信託会社法（2009年改訂）の下で規制されており、ケイマン諸島内においてまたはケイマン諸島から運営している投資運用会社、投資顧問会社およびその他の業務提供者は、銀行・信託会社法（2009年改訂）、会社管理法（2003年改訂）または地域会社（管理）法（2007年改訂）の下で規制されていた。
- 1.2 ケイマン諸島は連合王国の海外領であり、当時は為替管理上は「ポンド圏」に属していたため、多くのユニット・トラストおよびオープン・エンド型の投資信託が1960年代の終わり頃から設立され、概して連合王国に籍を有する投資運用会社または投資顧問会社をスポンサー（以下「設立計画推進者」という。）として設立されていた。その後、米国、ヨーロッパ、極東およびラテンアメリカの投資顧問会社が設立計画推進者となって、かなりの数のユニット・トラスト、会社ファンド、およびリミテッド・パートナーシップを設定した。
- 1.3 2008年6月30日現在、活動中の規制を受けているオープン・エンド型投資信託の数は10,037であった。
- 1.4 ケイマン諸島は、カリブ金融行動課題実行部隊（マネー・ロンダリング）およびオフショア・バンキング監督者グループ（銀行規制）のメンバーである。

2. 投資信託規制

- 2.1 1993年に最初に制定された投資信託法（2009年改訂）（以下「投信法」という。）は、オープンエンド型の投資信託に対する規則および投資信託管理者に対する規則を制定している。クローズドエンド型ファンドは、投信法のもとにおける規制の対象ではない。銀行、信託会社、保険会社および会社のマネージャーをも監督しており金融庁法（2008年改訂）（以下「金融庁法」という。）により設置された法定政府機関であるケイマン諸島金融庁（以下「CIMA」という。）が、投信法のもとでの規制の責任を課せられている。投信法は、同法の規定に関する違反行為に対して厳しい刑事罰を課している。
- 2.2 投資信託とは、ケイマン諸島において設立された会社、ユニット・トラストもしくはパートナーシップ、またはケイマン諸島外で設立されたものでケイマン諸島から運用が行われており、投資者の選択により買い戻しができる受益権を発行し、投資者の資金をプールして投資リスクを分散し、かつ投資を通じて投資者が収益もしくは売買益を享受できるようにする目的もしくは効果を有するものと定義されている。
- 2.3 投信法第4（4）条のもとで規制を免除されている投資信託は、その受益権に関する投資者が15名以内であり、その過半数によって投資信託の取締役、受託会社もしくはゼネラル・パートナーを選任または解任することができる投資信託およびケイマン諸島外で設立され、ケイマン諸島において公衆に対して勧誘を行う一定の投資信託である。

3. 規制を受ける投資信託の三つの型

3.1 免許投資信託

この場合、投資信託によってCIMAに対して、投資信託および投資信託に対する業務提供者の詳細を記述した法定の様式（MF3）による目論見書がその概要とともに提出され、登録時および毎年3,049米ドルの手数料が納入されなければならない。設立計画推進者が健全な評判を有し、投資信託を管理するのに十分な専門性を有した健全な評判の者が存在しており、かつファンドの業務および受益権を募ることが適切な方法で行われると考えられるものとCIMAが判断した場合には、免許が与えられる。それぞれの場合に応じて、投資信託の取締役、受託会社およびゼネラルパートナーに関する詳細な情報が要求される。この投資信託は、著名な評判を

有する機関が設立計画推進者であって、投資信託管理者としてケイマン諸島の免許を受けた者が選任されない投資信託に適している。(下記第3.2項参照)

3.2 管理投資信託

この場合、投資信託は、そのケイマン諸島における主たる事務所として免許投資信託管理者の事務所を指定する。同管理者および投資信託により作成された目論見書が、投資信託および投資信託に対する業務提供者の詳細を要約した法定様式(MF2およびMF2A)とともにCIMAに対して提出されなければならない。投資信託管理者は、設立計画推進者が健全な評判の者であること、投資信託の管理が投資信託管理の十分な専門性を有する健全な評判の者により管理されること、投資信託業務および受益権を募る方法が適切に行われること、および投資信託がケイマン諸島において設立または設定されていない場合には、CIMAにより承認された国または領土において設立または設定されていることを満たしていることが要求される。当初手数料および年間手数料は3,049米ドルである。投資信託管理者は主たる事務所を提供している投資信託(もしくはいずれかの設立計画推進者、その取締役、受託会社、もしくはゼネラルパートナー)が投信法に違反しており、支払不能となっており、またはその他債権者もしくは投資者に対して害を与える方法で行動しているものと信じる理由があるときは、CIMAに対して報告しなければならない。

3.3 登録投資信託(第4条3項投資信託)

- (a) 規制投資信託の第三の類型はさらに二つの類型に分けられる。
 - (i) 一投資者当たりの最低投資額が100,000米ドルであるもの
 - () 受益権が承認された証券取引所に上場されているもの
- (b) かかる場合は、投資信託は、投資信託と業務提供者の一定の詳細内容をCIMAに対して届け出て、かつ3,049米ドルの当初手数料および年間手数料を支払う。

4. 投資信託の現行要件

- 4.1 いずれの規制投資信託も、受益権についてすべての重要な事項を記述し、投資希望者が投資するか否かの判断を十分情報を得た上でなし得るようにするために必要なその他の情報を記載した目論見書を発行しなければならない。さらに、偽りの記述に対する既存の法的義務およびすべての重要事項の適切な開示に関する一般的なコモンロー上の義務が適用される。継続的に募集している場合には、重要な変更、例えば、取締役、受託会社、投資信託管理者、監査人等の変更の場合には改訂目論見書を提出する義務を負っている。
- 4.2 すべての規制投資信託は、CIMAが承認した監査人を選任しなければならず、決算終了から6か月以内に監査済み会計書類を提出しなければならない。監査人は、監査の過程で投資信託が以下のいずれかに該当するという情報を入手したときまたは該当すると疑う理由があるときはCIMAに対し報告する法的義務を負っている。
 - (a) 投資信託が、その義務を履行期が到来したときに履行できない、またはそのおそれがある場合。
 - (b) 投資信託の投資者または債権者を害するような方法で、自ら事業を行いもしくは行っている事業を解散し、またはそうしようと意図している場合。
 - (c) 会計が適切に監査できるような十分な会計記録を作成せずに事業を行いまたはそのように意図している場合。
 - (d) 欺罔的または犯罪的な方法で事業を行いまたはそのように意図している場合。
 - (e) 投信法、投信法に基づく規則、金融庁法、マネー・ロンダリング防止規則(2009年改訂)または免許の条件を遵守せずに事業を行いまたはそのように意図している場合。
- 4.3 すべての規制投資信託は、登記上の事務所もしくは主たる事務所または受託会社の変更があったときはこれをCIMAに通知しなければならない。
- 4.4 2006年12月27日に効力を生じた2006年投資信託(年次申告書)規則に従って、すべての規制投資信託は、投資信託の各会計年度について、会計年度終了後6か月以内に、規則に記載された項目を含んだ正確で完全な申告書を作成し、CIMAに提出しなければならない。CIMAは当該期間の延長を許可することができる。申告書

は、投資信託に関する一般的情報、営業情報および会計情報を含み、CIMAにより承認された監査人を通じてCIMAに提出されなければならない。規制投資信託の運営者は、投資信託にこの規則を遵守させることに責任を負う。監査人は、規制投資信託の運営者から受領した各申告書をCIMAに適切な時期に提出することのみ責任を負い、提出された申告書の正確性または完全性については法的義務を負わない。

5. 投資信託管理者

- 5.1 免許には、「投資信託管理者」の免許および「制限的投資信託管理者」の免許の二つの類型がある。ケイマン諸島においてまたはケイマン諸島から投資信託の管理を行う場合は、そのいずれかの免許が要求される。管理とは、投資信託の資産のすべてまたは実質上資産のすべてを支配し投資信託の管理をし、または投資信託に対して主たる事務所を提供し、もしくは受託会社または投資信託の取締役を提供することを含むものとし、管理と定義される。
- 5.2 いずれの類型の免許を受ける者も、規制投資信託を管理するのに十分な専門性を有し、かつ、投資信託管理者としての業務は、それぞれの地位において取締役、マネージャーまたは役員として適格かつ適正な者により行われる、という法定のテスト基準を満たさなければならない。免許を受ける者は、上記の事柄を示しかつそのオーナーのすべてと財務構造およびその取締役と役員を明らかにして詳細な申請書をCIMAに対し提出しなければならない。かかる者は少なくとも2名の取締役を有しなければならない。投資信託管理者の純資産は、最低48万米ドルなければならない。制限的投資信託管理者には、最低純資産額の要件は課されない。投資信託管理者は、ケイマン諸島に2名の個人を擁する本店をみずから有しているか、ケイマン諸島の居住者であるかケイマン諸島で設立された法人を代行会社として有さねばならず、制限なく複数の投資信託のために行うことができる。
- 5.3 投資信託管理者の責任は、まず受諾できる投資信託にのみ主たる事務所を提供し、上記第3.2項に定めた状況においてCIMAに対して知らせる法的義務を遵守することである。
- 5.4 制限的投資信託管理者は、CIMAが承認する数の免許投資信託に関し管理者として行為することができるが、ケイマン諸島に登記上の事務所を有していることが必要である。この類型は、ケイマンに投資信託・マネージャーの会社を創設した投資信託設立推進者が投資信託に関連した一連のファミリー・投資信託を管理することを認める。CIMAの承認を条件として関連性のないファンドを運用することができる。現在の方針では、制限的投資信託管理者は、投資信託に対して主たる事務所を提供することが許されていない。しかし、制限的投資信託管理者が投資信託管理業務を提供する各規制投資信託は、投信法第4（3）条（上記第3.3項参照）に基づき規制されていない場合または第4（4）条（上記第2.3項参照）に基づく例外にあたる場合は、別個に免許を受けなければならない。
- 5.5 投資信託管理者は、CIMAの承認を受けた監査人を選任しなければならない。決算期末から6か月以内にCIMAに対し監査済みの会計書類を提出しなければならない。監査人は、監査の過程で投資信託管理者が以下のいずれかに該当するという情報を入手したときまたは該当すると疑う理由があるときはCIMAに対し報告する法的義務を負っている。
- （a）投資信託管理者がその義務を履行期が到来したときに履行できない、またはそのおそれがある場合。
 - （b）投資信託管理者が管理している投資信託の投資者または投資信託管理者の債権者または投資信託の債権者を害するような方法で、事業を行いもしくは行っている事業を自発的に解散し、またはそうしようとして意図している場合。
 - （c）会計が適切に監査できるような十分な会計記録を作成せずに事業を行いまたはそのように意図している場合。
 - （d）欺罔的または犯罪的な方法で事業を行いまたはそのように意図している場合。
 - （e）投信法、投信法に基づく規則、金融庁法、マネー・ロンダリング防止規則（2009年改訂）または免許の条件を遵守せずに事業を行いまたはそのように意図している場合。
- 5.6 CIMAは投資信託管理者に対して純資産を増加し、または保証や満足できる財務サポートを提供することを要

求することもできる。

- 5.7 投資信託管理者の株主、取締役、上級役員、またはゼネラルパートナーの変更についてはCIMAの承認が必要である。
- 5.8 非制限的免許を有する投資信託管理者の支払う当初および年間の手数料は、24,390米ドルまたは30,487米ドルであり（管理する投資信託の数による）、制限的投資信託管理者の支払う当初および年間手数料は8,536米ドルである。

6. ケイマン諸島における投資信託の構造の概要

ケイマン諸島の投資信託について一般的に用いられている法的類型は以下のとおりである。

6.1 免税会社

- (a) 最も一般的な投資信託の手段は、会社法（2009年改訂）に従って通常額面株式を発行する（無額面株式も認められる）伝統的有限責任会社である。時には、保証による有限責任会社も用いられる。免税会社は、投資信託にしばしば用いられており、以下の特性を有する。
- (b) 設立手続きには、会社の基本憲章の制定（会社の目的、登記上の事務所、授權資本、株式買戻規定、および内部統制条項を記載した基本定款および定款）、基本定款の記名者による署名を行い、これをその記名者の簡略な法的宣誓文書とともに、授權資本に応じて異なる手数料とともに会社登記官に提出することを含む。
- (c) 存続期限のある／存続期間限定会社 - 存続期間が限定される会社型のファンドで外国の税法上（例えば米国）非課税の扱いを受けるかパートナーシップとして扱われるものを設立することは可能である。
- (d) 投資信託がいったん登録された場合、会社法（2009年改訂）の下での主な必要要件は、以下のとおり要約される。
- (i) 各会社は、ケイマン諸島に登記上の事務所を有さなければならない。
 - () 取締役と役員の名簿は、登記上の事務所に維持されなければならない、その写しを会社登記官に提出しなければならない。
 - () 会社の財産についての担保その他の負担の記録は、登記上の事務所に維持されなければならない。
 - () 株主名簿は、登記上の事務所においてまたは希望すればその他の管轄地において維持することができる。
 - (v) 会社の手続きの議事録は、利便性のある場所において維持する。
 - () 会社は、会社の業務状況に関する真正かつ公正な所見を提供するもので、かつ会社の取引を説明するために必要な帳簿、記録を維持しなければならない。
- (e) 会社は、存続期間の限られた会社でありかつ株主により管理されていない限り、取締役会を持たなければならない。取締役は、コモン・ロー上の忠実義務に服すものとし、注意を払って、かつ会社の最善の利益のために行為しなければならない。
- (f) 会社は、様々な通貨により株主資本を指定することができる。
- (g) 額面株式の発行は認められない。
- (h) いずれのクラスについても償還株式の発行が認められる。
- (i) 株式の買戻しも認められる。
- (j) 株式の償還または買戻しの支払いに加えて、収益または払込剰余金から、会社は株式の買戻しをすることができるが、会社は、資本の支払いの後においても、通常の事業の過程で支払時期の到来する債務を支払うことができる、すなわち会社が支払能力を有しなければならない。
- (k) 会社の払込剰余金勘定からも利益からも分配金を支払うことができる。会社の払込剰余金勘定から分配金を支払う場合は取締役はその支払後、ファンドが通常の事業の過程で支払時期の到来する債務を

支払うことができる、すなわち会社が支払能力を有することを確認しなければならない。

- (l) 免税会社は、今後30年間税金が賦課されない旨の約定を取得することができる。実際には、ケイマン諸島の当局が与える本約定の期間は20年間である。
- (m) 会社は、名称、取締役および役員、株式資本および定款の変更ならびに自発的解散を行う場合は、会社登記官に報告しなければならない。
- (n) 免税会社は、毎年会社登記官に対して年次の法定の宣誓書を提出し、年間登録手数料を支払わなければならない。

6.2 免税ユニット・トラスト

- (a) ユニット・トラストは、ユニット・トラストへの参加が会社の株式への参加よりもより受け入れられやすく魅力的な地域の投資者によってしばしば用いられてきた。
- (b) ユニット・トラストは、信託証書に基づき受益者の利益のために信託財産に対する信託を宣言する受託者またはこれを設立する管理者および受託者により形成される。
- (c) ユニット・トラストの受託者は、ケイマン諸島内に、銀行・信託会社法(2009年改訂)に基づき信託会社として免許を受け、かつ投信法に基づき投資信託管理者として免許を受けた法人受託者である場合がある。このように、受託者は、両法に基づいてCIMAによる規制・監督を受ける。
- (d) ケイマン諸島の信託法は、基本的には英国の信託法に従っており、英国の信託法のほとんどの部分を採用しており、この問題に関する判例法のほとんどを採用している。さらに、ケイマン諸島の信託法(2009年改訂)は、英国の1925年受託者法を実質的に基礎としている。投資者は、受益者に対して資金を払い込み、投資者の利益のために(受益者と称する。)投資運用会社が運用する間、受益者は、一般的に保管者としてこれを保持する。各受益者は、信託資産の持分比率に応じて権利を有する。
- (e) 受託者は、通常の忠実義務に服し、かつ受益者に対して説明の義務がある。その機能、義務および責任の詳細は、ユニット・トラストの信託証書に記載される。
- (f) 大部分のユニット・トラストは、「免税信託」として登録申請される。その場合、信託証書およびケイマン諸島の居住者またはケイマン諸島を本拠地とする者を(限られた一定の場合を除き)受益者とし、ない旨宣言した受託者の法定の宣誓書が登録料と共に信託登記官に提出される。
- (g) 免税信託の受託者は、受託者、受益者、および信託財産が50年間課税に服さないとの約定を取得することができる。
- (h) 信託は、150年まで存続することができ、一定の場合は無期限に存続できる。
- (i) 免税信託は、信託登記官に対して、当初手数料および年次手数料を支払わなければならない。

6.3 免税リミテッド・パートナーシップ

- (a) 免税リミテッド・パートナーシップは、少人数の投資者のベンチャーキャピタルにおいて一般的に用いられる。
- (b) リミテッド・パートナーシップの概念は、基本的に米国において採用されている概念に類似している。それは法によって創設されたものであり、その法とは、英国の1907年リミテッド・パートナーシップ法に基礎を置き、今日では他の法域(特に米国)のリミテッド・パートナーシップ法の諸側面を組み込んでいるケイマン諸島の免税リミテッド・パートナーシップ法(2007年改訂)である。
- (c) 免税リミテッド・パートナーシップは、リミテッド・パートナーシップ契約を締結するゼネラル・パートナー(その一人はケイマン諸島の居住者であるか、同島において登録されているかまたは同島で設立されたものでなければならない。)およびリミテッド・パートナーにより形成され、免税リミテッド・パートナーシップ法(2007年改訂)により登録されることによって形成される。登録はゼネラル・パートナーが、リミテッド・パートナーシップ登記官に対し法定の宣誓書を提出し、手数料を支払うことによって有効となる。
- (d) ゼネラル・パートナーは、リミテッド・パートナーを除外して免税リミテッド・パートナーシップの業務の運営を行い、リミテッド・パートナーは、例外的事態(例えば、リミテッド・パートナーが業務の運営に積極的に参加する場合)がない限り、有限責任たる地位を享受する。ゼネラル・パートナー

の機能、義務および責任の詳細は、リミテッド・パートナーシップ契約に記載される。

- (e) ゼネラル・パートナーは、誠意をもってパートナーシップの利益のために行為する法的義務を負っている。また、たとえばコモンローの下での、またはパートナーシップ法(2002年改訂)の下での、ゼネラル・パートナーシップの法理が適用される。
- (f) 免税リミテッド・パートナーシップは、以下の規定を順守しなければならない。
 - (i) ケイマン諸島に登録事務所を維持する。
 - () 出資額および譲渡の詳細を含むリミテッド・パートナーの登録簿を登録事務所に維持する。
 - () リミテッド・パートナーによるリミテッド・パートナーシップの権利に対する担保設定の詳細を示す担保記録簿を維持する。
- (g) リミテッド・パートナーシップ契約に従い、各リミテッド・パートナーは、パートナーシップの業務と財務状況について完全な情報を求める権利を有する。
- (h) リミテッド・パートナーシップの権利は、パートナーシップを解散せずに買い戻すことができる。ただし、パートナーシップが支払不能にならないことを条件とする。パートナーシップが支払不能となったときは、上記買い戻しは6か月以内に取り消しすることができる。
- (i) 免税リミテッド・パートナーシップは、50年間の期間について将来の税金の賦課をしないとの約定を得ることができる。
- (j) 免税リミテッド・パートナーシップは、登録内容の変更およびその解散についてリミテッド・パートナーシップ登記官に対して通知しなければならない。
- (k) 免税リミテッド・パートナーシップは、リミテッド・パートナーシップ登記官に対して、年次法定申告書を提出し、かつ年間手数料を支払わなければならない。

7. 投信法のもとにおける規制投資信託に対するケイマン諸島金融庁(CIMA)による規制と監督

- 7.1 CIMAは、いつでも、規制投資信託に対して会計が監査されるように指示し、かつCIMAが特定する時までCIMAにそれを提出するように指示できる。
- 7.2 規制投資信託の運営者(すなわち、場合に応じて、取締役、受託会社またはゼネラル・パートナー)は、上記1項に従い投資信託に対してなされた指示が、所定の期間内に遵守されていることを確保し、本規定に違反する者は、罪に問われ、かつ1万ケイマン諸島ドルの罰金および所定の時期以後も規制投資信託が指示に従わない場合はその日より一日につき500ケイマン諸島ドルの罰金刑に処せられる。
- 7.3 設立計画運営者または運営者がケイマン諸島においてまたはケイマン諸島から投信法に違反して事業を行っているか行なおうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合は、CIMAは、その者に対して、CIMAが法律による義務を実行するようにするために合理的に要求できる情報または説明をCIMAに対して提供するように指示できる。
- 7.4 何人でも、第7.3項に従い与えられた指示を遵守しない者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 7.5 第7.3項に従って情報または説明を提供する者は、みずからそれが虚偽であるか誤解を招くものであることを知りながら、または知るべきであるにもかかわらず、これをCIMAに提供してはならない。この規程に違反した者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 7.6 投資信託がケイマン諸島においてまたはケイマン諸島から投信法に違反して事業を営んでいるか行なおうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合は、CIMAは、(高等裁判所の管轄下にある)グランドコート(以下「グランドコート」という。)に投資信託の投資者の資産を確保するために適切と考える命令を求めて申請することができ、グランドコートは係る命令を認める権限を有している。
- 7.7 CIMAは、規制投資信託が以下の事由のいずれか一つに該当する場合、第7.9項に定めたいずれかの行為またはすべての行為を行うことができる。
 - (a) 規制投資信託がその義務を履行期が到来したときに履行できないか、そのおそれがある場合。

- (b) 規制投資信託がその投資者もしくは債権者に有害な方法で業務を行っているかもしくは行おうとしている場合、または自発的にその事業を解散する場合。
 - (c) 免許投資信託の場合、免許投資信託がその投資信託免許の条件を遵守せずに業務を行っているか、行おうとしている場合。
 - (d) 規制投資信託の指導および運営が適正かつ正当な方法で行われていない場合。
 - (e) 規制投資信託の取締役、マネージャーまたは役員としての地位にある者が、各々の地位を占めるに適正かつ正当な者ではない場合。
- 7.8 第7.7項に言及した事由が発生したか、または発生しそうか否かについてCIMAを警戒させるために、CIMAは、規制投資信託の以下の事項の不履行の理由について直ちに質問をなし、不履行の理由を確認するものとする。
- (a) CIMAが投資信託に対して発した指示に従ってその名称を変更すること。
 - (b) 会計監査を受け、監査済会計書類をCIMAに提出すること。
 - (c) 所定の年間許可料または年間登録料を支払うこと。
 - (d) CIMAに指示されたときに、会計監査を受け、監査済会計書類をCIMAに対して提出すること。
- 7.9 第7.7項の目的のため、規制投資信託に関しCIMAがとる行為は以下のとおりとする。
- (a) 第4(1)(b)条(管理投資信託)または第4(3)条(第4(3)条 投資信託)に基づき投資信託について有効な投資信託の許可または登録を取り消すこと。
 - (b) 投資信託が保有するいずれかの投資信託ライセンスに対して条件を付し、または条件を追加し、それらの条件を改定し、撤廃すること。
 - (c) 投資信託の推進者または運営者の入替えを求めること。
 - (d) 事柄を適切に行うようにファンドに助言する者を選任すること。
 - (e) 投資信託の事務を支配する者を選任すること。
- 7.10 CIMAが第7.9項の行為を行った場合、CIMAは、投資信託の投資者および債権者の利益を保護するために必要と考える措置を行いおよびその後同項に定めたその他の行為をするように命じる命令を求めて、グランドコートに対して、申請することができる。
- 7.11 CIMAは、そうすることが必要または適切であると考え、そうすることが実際である場合は、CIMAは投資信託に関しみずから行っている措置または行おうとしている措置を、投資信託の投資者に対して知らせるものとする。
- 7.12 第7.9(d)項または第7.9(e)項により選任された者は、当該投資信託の費用負担において選任されるものとする。その選任によりCIMAに発生した費用は、投資信託がCIMAに支払う。
- 7.13 第7.9(e)項により選任された者は、投資信託の投資者および債権者の最善の利益のために運営者を排除して投資信託の事務を行うに必要な一切の権限を有する。
- 7.14 第7.13項で与えられた権限は、投資信託の事務を終了する権限をも含む。
- 7.15 第7.9(d)項または第7.9(e)項により投資信託に関し選任された者は、以下の行為を行うものとする。
- (a) CIMAから求められたときは、CIMAの特定する投資信託に関する情報をCIMAに対して提供する。
 - (b) 選任後3か月以内またはCIMAが特定する期間内に、選任された者が投資信託に関し行っている事柄についての報告書を作成してCIMAに対して提出し、かつそれが適切な場合は投資信託に関する勧告をCIMAに対して行う。
 - (c) 第7.15(b)項の報告書を提出後選任が終了しない場合、その後CIMAが特定する情報、報告書、勧告をCIMAに対して提供する。
- 7.16 第7.9(d)項または第7.9(e)項により投資信託に関し選任された者が第7.15項の義務を遵守しない場合、またはCIMAの意見によれば当該投資信託に関するその義務を満足に実行していない場合、CIMAは、選任を取り消して他の者をもってこれに替えることができる。
- 7.17 投資信託に関する第7.15項の情報または報告を受領したときは、CIMAは以下の措置を執ることができる。
- (a) CIMAが特定した方法で投資信託に関する事柄を再編するように要求すること。

- (b) 投資信託が会社の場合、会社法(2009年改訂)の第94(4)条によりグランドコートに対して同会社が法律の規定に従い解散されるように申し立てること。
 - (c) 投資信託がケイマン諸島の法律に準拠したユニット・トラストの場合、ファンドを解散させるため受託会社に対して指示する命令を求めてグランドコートに申し立てること。
 - (d) 投資信託がケイマン諸島の法律に準拠したパートナーシップの場合、パートナーシップの解散命令を求めてグランドコートに申し立てること。
 - (e) また、CIMAは、第7.9(d)項または第7.9(e)項により選任される者の選任または再任に関して適切と考える行為をとることができる。
- 7.18 CIMAが第7.17項の措置をとった場合、投資信託の投資者および債権者の利益を守るために必要と考えるその他の措置および同項または第7.9項に定めたその他の措置をとるように命じる命令を求めてグランドコートに申し立てることができる。
- 7.19 規制投資信託がケイマン諸島の法律の下で組織されたパートナーシップの場合でCIMAが第7.9(a)項に従い投資信託の免許を取り消した場合、パートナーシップは、解散されたものとみなす。
- 7.20 グランドコートが第7.17(c)項に従ってなされた申立てに対して命令を発する場合、裁判所は受託会社に対して投資信託資産から裁判所が適切と認める補償の支払いを認めることができる。
- 7.21 CIMAのその他の権限に影響を与えることなく、CIMAは、ファンドが投資信託として事業を行うこともしくは行おうとすることを終了しまたは清算もしくは解散に付されるものと了解したときは、第4(1)(b)条(管理投資信託)または第4(3)条(第4(3)条 投資信託)に基づき投資信託について有効な投資信託の許可または登録をいつでも取り消すことができる。

8. 投資信託管理に対するCIMAの規制および監督

- 8.1 CIMAは、いつでも免許投資信託管理者に対して会計監査を行い、CIMAが特定する合理的期間内にCIMAに対し提出するように指示することができる。
- 8.2 免許投資信託管理者は、第8.1項により受けた指示に従うものとし、この規定に違反する者は、罪に問われ、かつ1万ケイマン諸島ドルの罰金を課され、かつ所定の時期以後も免許投資信託管理者が指示に従わない場合はその日より一日につき500ケイマン諸島ドルの罰金刑に処せられる。
- 8.3 ある者が投信法に違反して投資信託管理業を行なっているか行おうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合は、CIMAは、その者に対して、CIMAが法律による義務を実行するために合理的に要求できる情報または説明をCIMAに対して提供するように指示できる。
- 8.4 何人でも、第8.3項に従い与えられた指示を遵守しない者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 8.5 第8.3項の目的のために情報または説明を提供する者は、みずからそれが虚偽であるか誤解を招くものであることを知りながら、または知るべきであるにもかかわらず、これをCIMAに提供してはならない。この規定に違反した者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 8.6 CIMAが以下に該当すると判断する場合には、CIMAは、当該者によって管理されている投資信託の投資者の資産を維持するために適切と見られる命令を求めてグランドコートに申立てをすることができ、グランドコートはかかる命令を認める権限を有する。
- (a) ある者が投資信託管理者として行為し、またはその業務を行っており、かつ
 - (b) 同人が投信法に違反してこれを行っている場合。
- 8.7 CIMAは、投資信託管理者が事業を行うこともしくは行おうとすることを終了しまたは清算もしくは解散に付されるものと了解したときは、いつでも投資信託管理者免許を取り消すことができる。
- 8.8 CIMAは、免許投資信託管理者が以下のいずれかの事由に該当する場合は、第8.10項所定の措置をとることができる。
- (a) 免許投資信託管理者がその義務を履行するべきときに履行できないか、そのおそれがある場合。

- (b) 免許投資信託管理者が管理している投資信託の投資者または投資信託管理者の債権者または投資信託の債権者を害するような方法で、みずから事業を行いもしくは行っている事業を解散し、またはそうしようと意図している場合。
 - (c) 免許投資信託管理者が投資信託管理の業務をその投資信託管理免許の条件を遵守しないで行いまたはそのように意図している場合。
 - (d) 免許投資信託管理業務の指示および管理が、適正かつ正当な方法で実行されていない場合。
 - (e) 免許投資信託管理業務について取締役、マネージャーまたは役員の地位にある者が、各々の地位に就くには適正かつ正当な者ではない場合。
 - (f) 上場されている免許投資信託管理業務を支配しまたは所有する者が、当該支配または所有を行うには適正かつ正当な者ではない場合。
- 8.9 第8.8項に言及した事由が発生したか、または発生しそうか否かについてCIMAを警戒させるために、CIMAは、規制投資信託の以下の事項についてその理由について直ちに質問をなし、かつ確認するものとする。
- (a) 免許投資信託管理者の以下の不履行
 - (i) CIMAに対して規制投資信託の主要事務所の提供を開始したことを通知すること、規制投資信託に関し所定の年間手数料を支払うこと。
 - () CIMAの命令に従い、保証または財政上の援助をし、純資産額を増加すること。
 - () 投資信託、またはファンドの設立計画推進者または運営者に関し、条件が満たされていること。
 - () 規制投資信託の事柄に関し書面による通知をCIMAに対して行うこと。
 - (v) CIMAの命令に従い、名称を変更すること。
 - () 会計監査を受け、CIMAに対して監査済会計書類を送ること。
 - () 少なくとも2人の取締役をおくこと。
 - () CIMAから指示されたときに会計監査を受け、かつ監査済会計書類をCIMAに対し提出すること。
 - (b) CIMAの承認を得ることなく管理者が株式を発行すること。
 - (c) CIMAの書面による承認なく管理者の取締役、主要な上級役員、ゼネラル・パートナーを選任すること。
 - (d) CIMAの承認なく、管理者の株式が処分されまたは取り引きされること。
- 8.10 第8.8項の目的のために免許投資信託管理者についてCIMAがとりうる行為は以下の通り。
- (a) 投資信託管理者が保有する投資信託管理者免許を撤回すること。
 - (b) その投資信託管理者免許に関し条件および追加条件を付し、またかかる条件を変更しまたは取り消すこと。
 - (c) 管理者の取締役、類似の上級役員またはゼネラルパートナーの交代を請求すること。
 - (d) 管理者に対し、その投資信託管理の適正な遂行について助言を行う者を選任すること。
 - (e) 投資信託管理に関し管理者の業務の監督を引き受ける者を選任すること。
- 8.11 CIMAが第8.10項による措置を執った場合、CIMAは、グランドコートに対して、CIMAが当該管理者によって管理されているすべてのファンドの投資者とそのいずれのファンドの債権者の利益を保護するために必要とみなすその他の措置を執るよう命令を求めて申立てを行うことができる。
- 8.12 第8.10(d)項または第8.10(e)項により選任される者は、当該管理者の費用負担において選任されるものとする。その選任によりCIMAに発生した費用は、管理者がCIMAに支払うべき金額となる。
- 8.13 第8.10(e)項により選任された者は、管理者によって管理される投資信託の投資者および管理者の債権者およびかかるファンドの債権者の最善の利益のために(管財人、清算人を除く)他の者を排除して投資信託に関する管理者の事務を行うに必要な一切の権限を有する。
- 8.14 第8.13項で与えられた権限は、投資信託の管理に関連する限り管理者の事務を終了させる権限をも含む。
- 8.15 第8.10(d)項または第8.10(e)項により許可を受けた投資信託管理者に関し選任された者は、以下の行為を行うものとする。
- (a) CIMAから求められたときは、CIMAの特定する投資信託の管理者の管理に関する情報をCIMAに対して提供する。

- (b) 選任後3か月以内またはCIMAが特定する期間内に、選任された者が投資信託の管理者の管理について実行する事柄についての報告書を作成してCIMAに対して提出し、かつそれが適切な場合は管理に関する推奨をCIMAに対して行う。
- (c) 第8.15(b)項の報告書を提出後選任が終了しない場合、その後CIMAが特定する情報、報告書、推奨をCIMAに対して提供する。
- 8.16 第8.10(d)項または第8.10(e)項により選任された者が、
- (a) 第8.15項の義務に従わない場合、または
- (b) 満足できる形で投資信託管理に関する義務を実行していないとCIMAが判断する場合、CIMAは、選任を取り消しこれに替えて他の者を選任することができる。
- 8.17 免許投資信託管理者に関する第8.15項の情報または報告を受領したときは、CIMAは以下の措置を執ることができる。
- (a) CIMAが特定した方法で投資信託管理者に関する事柄を再編するように要求すること。
- (b) 投資信託管理者が会社の場合、会社法(2009年改訂)の第94(4)条によりグランドコートに対して同会社が法律の規定に従い解散されるように申し立てること。
- (c) CIMAは、第8.10(d)項または第8.10(e)項により選任される者の選任に関して適切と考える行為をとることができる。
- 8.18 CIMAが第8.16項の措置をとった場合、CIMAは、管理者が管理する投資信託の投資者、管理者の債権者およびかかるファンドの債権者の利益を守るために必要と考えるその他の措置をとるように命じる命令を求めてグランドコートに申し立てることができる。
- 8.19 CIMAのその他の権限に影響を与えることなく、CIMAは、以下の場合、いつでも投資信託管理者の免許を取り消すことができる。
- (a) CIMAは、免許保有者が投資信託管理者としての事業を行うことまたは行おうとすることをやめてしまっているという要件を満たした場合。
- (b) 免許の保有者が、解散、または清算に付された場合。
- 8.20 免許投資信託管理者がケイマン諸島の法律によって組織されたパートナーシップの場合で、CIMAが第8.10項に従い、その投資信託管理者の免許を取り消した場合、パートナーシップは解散されたものとみなされる。
- 8.21 投資信託管理者が免許信託会社の場合、たとえば、投資信託の受託者である場合、銀行・信託会社法(2009年改訂)によりCIMAによっても規制され監督される。かかる規制と監督の程度は投信法の下でのそれにおよそ近いものである。

9. 投信法のもとでの一般的法の執行

- 9.1 下記の解散の申請がCIMA以外の者によりなされた場合、CIMAは、申請者より申請の写しの送達を受け、申請の聴聞会に出廷することができる。
- (a) 規制投資信託
- (b) 免許投資信託管理者
- (c) 規制投資信託であった人物、または
- (d) 免許投資信託管理者であった人物
- 9.2 解散のための申請に関する書類および9.1(a)項から9.1(d)項に規定された人物またはそれぞれの債権者に送付が要求される書類はCIMAにも送付される。
- 9.3 CIMAにより当該目的のために任命された人物は、以下を行うことができる。
- (a) 9.1(a)項から9.1(d)項に規定された人物の債権者会議に出席すること。
- (b) 仲裁または取り決めに審議するために設置された委員会に出席すること。
- (c) 当該会議におけるあらゆる決済事項に関して代理すること。

9.4 執行官が、CIMAまたはインスペクターと同じレベル以上の警察官が、投信法の下での犯罪行為がある一定の場所で行われたか、行われつつあるかもしくは行われようとしていると疑う合理的な根拠があるとしてなした申請に納得できた場合、執行官はCIMAまたは警察官およびその者が支援を受けるため合理的に必要なとするその他の者に以下のことを授権する令状を発行することができる。

- (a) 必要な場合は強権を用いてそれらの場所に立ち入ること。
- (b) それらの場所またはその場所にいる者を捜索すること。
- (c) 必要な場合は、記録が保存されているか、隠されている場所において、強制的に開扉して捜索をすること。
- (d) 投信法のもとでの犯罪行為が行われたか、行われつつあるか、または行われようとしていることを示すと思われる記録の占有を確保し安全に保持すること。
- (e) 投信法のもとでの犯罪行為が行われたか、行われつつあるか、または行われようとしていることを示すと思われる場所において記録の点検をし写しをとること。もし、それが実際的でない場合は、かかる記録を持ち去ってCIMAに対して引き渡すこと。

9.5 CIMAが記録を持ち去ったとき、またはCIMAに記録が引き渡されたときCIMAはこれを点検し、写しや抜粋を取得するために必要な期間これを保持することができるが、その後は、それが持ち去られた場所に返還すべきものとする。

9.6 何人もCIMAが投信法の下での権限を行使することを妨げてはならない。この規定に違反する者は罪に問われ、かつ20万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。

10. CIMAによる投信法上またはその他の法律上の開示

10.1 投信法または金融庁法により、CIMAは、下記のいずれかに関係する情報を開示することができる。

- (a) 投信法のもとでの免許を受けるためにCIMAに対してなされた申請。
- (b) 投資信託に関する事柄。
- (c) 投資信託管理者に関する事柄。

ただし、これらの情報は、CIMAが投信法により職務を行い、その任務を実行する過程で取得したもので次のいずれかの場合に限られる。

- (a) CIMAが投信法により与えられた職務を行うことを援助する目的の場合。
- (b) 例えば秘密関係(保護)法(2009年改訂)、犯罪収益に関する法律(2008年)または薬物濫用法(2009年改訂)等にもとづき、ケイマン諸島内の裁判所によりこれを行うことが合法的に要求されまたは許可された場合。
- (c) 開示される情報が投資者の身元を開示することなく(当該開示が許される場合を除く)、要約または統計的なものである場合。
- (d) ケイマン諸島外の金融監督当局に対し、CIMAにより免許に関し遂行される任務に対応する任務を当該当局が遂行するために必要な情報を開示する場合。ただし、CIMAは情報の受領が予定されている当局が更なる開示に関し十分な法的規制を受けていることについて満足していることを条件とする。
- (e) 投資信託、投資信託管理者または投資信託の受託者の解散、清算または免許所有者の管財人の任命もしくは職務に関連する法的手続を目的とする場合。

11. ケイマン諸島投資信託の受益権の募集/販売に関する一般的な民法上の債務

11.1 過失による誤った事実表明

販売書類における不実表示に対しては民事上の債務が発生しうる。販売書類の条件では、販売書類の内容を信頼して受益権を申込み者のために、販売書類の内容について責任のある者、例えば(場合に依り)ファンド、取締役、運用者、ゼネラル・パートナー等に注意義務を課している。この義務の違反は、販売文書の中のか

かる者によって明示的または黙示的に責任を負うことが受け入れられている者に対する不実表示による損失の請求を可能にするであろう。

11.2 意図的不実表明

事実の不実表明（約束、予想、または意見の表明でなくとも）に関しては、不法行為の民事責任も生じうる。この分脈においては「欺罔的」とは、表明が虚偽であることを知りながらまたは表明が真実であるか虚偽であるかについて注意を払わずに行ったことを意味すると一般的に解されている。

11.3 契約法（1996年改訂）

- (a) 契約法の第14(1)条では、当該表明が欺罔的に（意図的に）行われていれば責任が生じたであろう場合には、契約前の不実の表明による損害の回復ができるであろう。ただし、かかる表明をした者が、事実が真実であるものと信じ、かつ契約の時まで信じていた合理的理由があったということを証明した場合はこの限りでない。一般的には、本条は、過失による不実の表明に関する損害に対しても法定の権利を与えるものである。同法の第14(2)条は、不実の表明が行われた場合に、取消に代えて損害賠償を容認することを裁判所に対して認めている。
- (b) 一般的に、関連契約はファンド自身（または受託会社）とのものであるため、ファンド（または受託会社）は、次にそのマネージャー、ゼネラルパートナー、取締役、設立計画推進者またはアドバイザーに対し請求することが可能であるとしても、申込人の請求の対象となる者はファンドとなる。

11.4 欺罔に対する訴訟提起

- (a) 損害を受けた投資者は、欺罔行為について訴えを提起し（契約上でなく不法行為上の民事請求権）、以下を証明することにより、欺罔による損害賠償を得ることができる。
 - (i) 重要な不実の表明が欺罔的になされたこと。
 - () そのような不実の表明の結果、受益証券を申し込むように誘引されたこと。
- (b) 「欺罔的」とは、表明が虚偽であることを知りながらまたは表明が真実であるか虚偽であるかについて注意を払わずに行ったことを意味すると一般的に解されている。だます意図があったことまたは不実の表明が投資者が受益権を購入するよう誘引された唯一の原因であったことを証明する必要はない。
- (c) 情報の欠落は、事実についての何らかの積極的な不実の表明があったとき、または欠落情報を入れなかったために表明事項が虚偽となるか誤解を招くものとなるような部分的もしくは断片的な事実の表明があったときは、不実の表明となりうる。
- (d) 表明がなされたときは真実であっても、受益証券の申込の受諾が無条件となる前に表明が真実でなくなったときは、当該変更を明確に指摘せずに受益権の申込を許したことは欺罔にあたるであろうから、欺罔による請求権を発生せしめうる。
- (e) 事実の表明に対し、意見または期待の表明は、本項の債務を発生せしめないであろうが、その誤りがあれば不実の表明となるような形で、現存の事実の表明となる方法で文言を作成することができる。

11.5 契約上の債務

- (a) 販売書類もファンド（または受託会社）と持分の成約申込者との間の契約の基礎を形成する。もしそれが不正確か誤解を招くものであれば、申込者は契約を解除しまたは損害賠償を求めて管理会社、設立計画推進者、ゼネラル・パートナーまたは取締役に対し訴えを提起することができる。
- (b) 一般的事柄としては、当該契約はファンド（または受託会社）そのものと締結するので、ファンドは取締役、運用者、ゼネラル・パートナー、設立計画推進者、または助言者に求償することはあっても、申込者が請求する相手方当事者は、ファンド（または受託会社）である。

11.6 隠された利益および利益相反

ファンドの受託会社、ゼネラル・パートナー、取締役、役員、代行会社は、ファンドと第三者との間の取引から利益を得てはならない。ただし、ファンドによって特定の授権されているときはこの限りでない。そのように授権を受けずに得られた利益は、ファンドに帰属する。

12. ケイマン諸島投資信託の受益権の募集/販売に関する一般刑事法

12.1 刑法(2007年改訂)第257条

会社の役員(もしくはかかる者として行為しようとする者)が株主または債権者を会社の事項について欺罔する意図のもとに、「重要な事項」について誤解を招くか、虚偽であるか、欺罔的であるような声明、計算書を書面にて発行しまたは発行に同調する場合、彼は罪に問われるとともに7年間の拘禁刑に処せられる。

12.2 刑法(2007年改訂)第247条、第248条

(a) 欺罔により、不正にみずから金銭的利益を得、または他の者をして金銭的利益を得させる者は、罪に問われるとともに、5年間の拘禁刑に処せられる。

(b) 他の者に属する財産をその者から永久に奪う意図のもとに不正に取得する者は、罪に問われると共に10年の拘禁刑に処せられる。この目的上、彼が所有権、占有または支配を取得した場合は財産を取得したものとみなし、「取得」には、第三者のための取得または第三者をして取得もしくは確保を可能にすることを含む。

(c) 両条の目的上、「欺罔」とは、事実についてであれ法についてであれ、言葉であれ、行為であれ、欺罔を用いる者もしくはその他の者の現在の意図についての欺罔を含む。

12.3 秘密関係(保護)法(2009年改訂)第5(3)条

秘密情報を保有している者で、これを許可なく個人的利益のためまたは他の者のため使用する者は、罪に問われるとともに4年間の拘禁刑に処せられ、さらに1万ケイマン諸島ドルの罰金および発生した利益に相当する罰金を課される。

13. 清算

13.1 会社

会社の清算(解散)は、会社法(2009年改訂)、2008年会社清算規則および会社の定款に準拠する。清算は、自発的なもの(すなわち、株主の議決に従うもの)、または債権者、出資者(すなわち、株主)または会社自体の申立に従い裁判所による強制的なものがある。自発的な解散は、後に裁判所の監督の下になされることになることもある。CIMAも、投資信託または投資信託管理会社が解散されるべきことを裁判所に申立てる権限を有する(参照:上記第7.17(b)項および第8.17(b)項)。剰余資産は、もしあれば、定款の規定に従い、株主に分配される。

13.2 ユニット・トラスト

ユニット・トラストの清算は、信託証書の規定に準拠する。CIMAは、受託会社が投資信託を解散すべきであるという命令を裁判所に申請する権限をもっている。(参照:第7.17(c)項) 剰余資産は、もしあれば、信託証書の規定に従って分配される。

13.3 リミテッド・パートナーシップ

免税リミテッド・パートナーシップの解散は、免税リミテッド・パートナーシップ法(2007年改訂)およびパートナーシップ契約に準拠する。CIMAは、パートナーシップを解散させるべしとの命令(参照:第7.17(d)項)を求めて裁判所に申立をする権限を有している。剰余資産は、もしあれば、パートナーシップ契約の規定に従って分配される。

ゼネラル・パートナーは解散後、パートナーシップを解散する法的責任を負っている。

13.4 税金

ケイマン諸島においては直接税、源泉課税または為替管理はない。ケイマン諸島は、英国以外のどの国とも二重課税防止条約を締結していない。免税会社、受託会社、およびリミテッド・パートナーシップは、将来の課税に対して誓約書を取得することができる(上記第6.1(1)項、第6.2(g).7項および第6.3(i)項参照)。

14. 一般投資家向け投資信託(日本)規則(2007年改正)

- 14.1 2007年6月19日に発効した一般投資家向け投資信託(日本)規則(2007年改正)(以下「本規則」という。)は、日本で公衆に向けて販売される一般投資家向け投資信託に関する新たな法的枠組みを定めたものである。本規則の解釈上、「一般投資家向け投資信託」とは、投信法の規制を受け、その証券が日本の公衆に対して既に販売され、または販売されることが予定されている信託、会社またはパートナーシップである投資信託をいう。日本の金融商品取引法および内閣府令の両方に定義される日本の適格機関投資家向けに証券を発行する投資信託は、本規則に基づく「一般投資家向け投資信託」の定義から除かれる。また日本国内で既に証券を販売し、本規則の発効日の時点で存在している投資信託、または本規則の発効日の時点で存在し、本規則が発効した後にサブ・トラストを設定した投資信託は、「一般投資家向け投資信託」の定義に含まれない。上記のいずれかの適用除外に該当する一般投資家向け投資信託は、本規則の適用を受けることをCIMAに書面で届け出ることによって、かかる選択(当該選択は撤回不能である)をすることができる。
- 14.2 CIMAが一般投資家向け投資信託に交付する投資信託免許にはCIMAが適当とみなす条件の適用がある。かかる条件のひとつとして一般投資家向け投資信託は本規則に従って事業を行わねばならない。
- 14.3 本規則は一般投資家向け投資信託の設立文書に特定の条項を入れることを義務づけている。具体的には証券に付随する権利および制限、資産と負債の評価に関する条件、各証券の純資産価額および証券の募集価格および償還価格または買戻価格の計算方法、証券の発行条件、証券の譲渡または転換の条件、証券の買戻しおよびかかる買戻しの中止の条件、監査人の任命などが含まれる。
- 14.4 一般投資家向け投資信託の証券の発行価格および償還価格または買戻価格は請求に応じて管理事務代行会社の事務所で無料で入手することができなければならない。
- 14.5 一般投資家向け投資信託は会計年度が終了してから6か月以内、または目論見書に定めるそれ以前の日、年次報告書を作成し、投資家に配付するか、またはこれらを指示しなければならない。年次報告書には本規則に従って作成された当該投資信託の監査済財務諸表を盛り込まなければならない。
- 14.6 また一般投資家向け投資信託の運営者は各会計年度末の6か月後から20日以内に、一般投資家向け投資信託の事業の詳細を記載した報告書をCIMAに提出する義務を負う。さらに一般投資家向け投資信託の運営者は、運営者が知る限り、当該投資信託の投資方針、投資制限および設立文書を遵守していること、ならびに当該投資信託は投資家の利益を損なうような運営をしていないことを確認した宣誓書を、年に一度、CIMAに提出しなければならない。本規則の解釈上、「運営者」とは、ユニット・トラストの場合は信託の受託者、パートナーシップの場合はパートナーシップのゼネラル・パートナー、また会社の場合は会社の取締役をいう。
- 14.7 管理事務代行会社
- (a) 本規則第13.1条は一般投資家向け投資信託の管理事務代行会社が履行すべき様々な職務を定めている。かかる職務には下記の事項が含まれる。
 - (i) 一般投資家向け投資信託の設立文書、目論見書、申込契約およびその他の関係法に従って証券の発行、譲渡、転換および償還または買戻しが確実に実行されるようにすること。
 - () 一般投資家向け投資信託の設立文書、目論見書、申込契約および投資家または潜在的投資家に公表されるものに従って確実に証券の純資産価額、発行価格、転換価格および償還価格または買戻価格が計算されるようにすること。
 - () 管理事務代行会社が職務を履行するために必要なすべての事務所設備、機器および人員を確保すること。
 - () 本規則、会社法(2009年改訂)および投信法に従って、一般投資家向け投資信託の運営者が同意した形式で投資家向けの定期報告書が確実に作成されるようにすること。
 - (v) 一般投資家向け投資信託の会計帳簿が適切に記帳されるように確保すること。
 - () 管理事務代行会社が投資家名簿を保管している場合を除き、名義書換代理人の手続きおよび投資家名簿の管理に関して名義書換代理人に与えた指示が実効的に監視されるように確保すること。

- () 別途名義書換代理人が任命されている場合を除き、一般投資家向け投資信託の設立文書で義務づけられた投資家名簿が確実に管理されるようにすること。
- () 一般投資家向け投資信託の証券に関して適宜宣言されたすべての分配金またはその他の配分が当該投資信託から確実に投資家に支払われるようにすること。
- (b) 本規則は、一般投資家向け投資信託の資産の一部または全部が目論見書に定める投資目的および投資制限に従って投資されていないことに管理事務代行会社が気付いた場合、または一般投資家向け投資信託の運営者または投資顧問会社が設立文書または目論見書に定める規定に従って当該投資信託の業務または投資活動を実施していない場合、できる限り速やかにCIMAに連絡し、当該投資信託の運営者に書面で報告することを管理事務代行会社に対して義務づけている。
- (c) 管理事務代行会社は、一般投資家向け投資信託の募集または償還もしくは買戻しを中止する場合、および一般投資家向け投資信託を清算する意向である場合、実務上できる限り速やかにその旨をCIMAに通知しなければならない。
- (d) 管理事務代行会社はケイマン諸島または別表3の領域で設立され、または適法に事業を営んでいる者にその職務または任務を委託することができる。ただし、管理事務代行会社は委託した職務または任務の履行に関し引き続き責任を負わなければならない。管理事務代行会社は職務を委託する前にCIMAに届け出るとともに、委託後直ちに運営者、サービス提供者および投資家に通知するものとする。「別表3の領域」とは、マネー・ロンダリング防止規則(2009年改訂)の別表3に記載するリストに含まれている法域をいう。

14.8 保管会社

- (a) 一般投資家向け投資信託はケイマン諸島、別表3の領域またはCIMAが承認したその他の法域で規制を受けている保管会社を任命し、維持しなければならない。保管会社を変更する場合、一般投資家向け投資信託は変更の1か月前までにその旨を書面でCIMA、当該投資信託の投資家およびサービス提供者に通知しなければならない。
- (b) 本規則は任命された保管会社の職務として、保管会社は投資対象に関する証券および権原に関する書類を保管し、当該投資信託の設立文書、目論見書、申込契約または関係法令と矛盾しない限り、契約により規定される一般投資家向け投資信託の投資に関する管理事務代行会社、投資顧問会社および運営者の指示を実行することを定めている。
- (c) 保管会社は、管理事務代行会社または一般投資家向け投資信託に対して、証券の申込代金の受取りおよび充当、当該投資信託の証券の発行、転換および買戻し、投資対象の売却に際して受取った純収益の送金、当該投資信託の資本および収益の充当ならびに当該投資信託の純資産価額の計算に関する写しおよび情報を請求する権利を有する。
- (d) 保管会社は副保管会社を任命ことができ、保管会社は適切な副保管会社の選任に際して合理的な技量、注意および努力を払うものとする。保管会社はその業務を副保管会社に委託することを、1か月前までに書面でその他のサービス提供者に通知しなければならない。保管会社は保管サービスを提供する副保管会社の適格性を継続的に確認する責任を負う。保管会社は各副保管会社を適切なレベルで監督し、各副保管会社が引き続きその任務を十分に履行していることを確認するために定期的に調査しなければならない。

14.9 投資顧問会社

- (a) 一般投資家向け投資信託はケイマン諸島、別表3の領域またはCIMAが承認したその他の法域で設立され、または適法に事業を営んでいる投資顧問会社を任命し、維持しなければならない。投資顧問会社を変更する場合は変更の1か月前までにCIMA、投資家およびその他の業務提供者に通知しなければならない。
- (b) 本規則第21条は、投信法に基づいて投資信託免許を取得する条件のひとつとして投資顧問会社を任命する契約に一定の職務が記載されていることを要求している。かかる職務には下記の事項が含まれる。

- (i) 一般投資家向け投資信託が受取った申込代金が当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約に従って確実に充当されるようにすること。
 - () 一般投資家向け投資信託の資産の売却に際してその純収益が合理的な期限内に確実に保管会社へ送金されるようにすること。
 - () 一般投資家向け投資信託の収益が当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約に従って確実に充当されるようにすること。
 - () 一般投資家向け投資信託の資産が当該投資信託の投資目的および投資制限に従って確実に投資されるようにすること。
 - (v) 保管会社または副保管会社が一般投資家向け投資信託に関する契約上の義務を履行するために必要な情報および指示を合理的な時に提供すること。
- (c) 本規則第21条(4) 項は投資顧問会社が引受けてはならない業務を定めている。すなわち、投資顧問会社は、一般投資家向け投資信託のために
- (i) 本人として自己取引またはその取締役と取引を行ってはならない。
 - () 投資顧問会社自身または一般投資家向け投資信託以外の者の利益を図ることを目的とした取引を行ってはならない。
 - () 株式取得の結果、投資顧問会社が運用するすべての投資信託が保有する会社の株式が当該会社の発行済株式総数の50%を超えることになる場合、当該会社の株式を取得してはならない。
 - () 株式取得の結果、一般投資家向け投資信託が保有する会社の株式が当該会社の発行済株式総数の50%を超えることになる場合、当該会社の株式を取得してはならない。
 - (v) 取引所に上場されていないか、または容易に換金できない投資対象を取得する結果として、取得直後に一般投資家向け投資信託が保有するかかる投資対象の総価値が当該投資信託の純資産価額の15%を超えることになる場合、当該投資対象を取得してはならない。
- (d) 投資顧問会社は副投資顧問会社を任命することができ、副投資顧問会社を任命する場合は事前にその他のサービス提供者、運営者およびCIMAに通知しなければならない。投資顧問会社は副投資顧問会社が履行する業務に関して責任を負う。

14.10 財務報告

- (a) 本規則パートVIは一般投資家向け投資信託の財務報告に充てられている。一般投資家向け投資信託は、各会計年度が終了してから6か月以内に、監査済財務諸表を織り込んだ財務報告書を作成し、投信法に従って投資家およびCIMAに配付しなければならない。また中間財務諸表については当該投資信託の設立文書および目論見書の中で投資家に説明した要領で作成し、配付すれば足りる。
- (b) 投資家に配付するすべての関連財務情報および純資産価額を算定するために使用する財務情報は、目論見書に定める一般に認められた会計原則に従って準備されなければならない。
- (c) 本規則第26条では一般投資家向け投資信託の監査済財務諸表に入れるべき最低限の情報を定めている。

14.11 監査

- (a) 一般投資家向け投資信託は監査人を任命し、維持しなければならない。監査人を変更する場合は1か月前までに書面でCIMA、投資家およびサービス提供者に通知しなければならない。また監査人を変更する場合は事前にCIMAの承認を得なければならない。
- (b) 一般投資家向け投資信託は最初に監査人の書面による承認を得ることなく、当該投資信託の監査報告書を公表または配付してはならない。
- (c) 監査人はケイマン諸島以外の法域で一般に認められた監査基準を使用することができ、その際、監査報告書の中でかかる事実および法域の名称を開示しなければならない。
- (d) 監査人は一般投資家向け投資信託の運営者およびその他のサービス提供者から独立していなければならない。

14.12 目論見書

- (a) 本規則パート は、投信法第4条(1)および第4条(6)に従ってCIMAに届け出られる一般投資家向け投資信託の目論見書に関する最低限の開示要件を定めている。目論見書に重大な変更があった場合もCIMAに届け出なければならない。一般投資家向け投資信託の目論見書は当該投資信託の登記上の事務所またはケイマン諸島に所在するいずれかのサービス提供者の事務所において無料で入手することができなければならない。
- (b) 投信法に定める要件に追加して、本規則第37条は一般投資家向け投資信託の目論見書に関する最低限の開示要件を定めており、以下の詳細が含まれていなければならない。
- (i) 一般投資家向け投資信託の名称、また会社もしくはパートナーシップの場合はケイマン諸島の登記上の住所。
 - () 一般投資家向け投資信託の設立日または設定日(存続期間に関する制限の有無を表示する)。
 - () 設立文書および年次報告書または定期報告書の写しを閲覧し、入手できる場所の記述。
 - () 一般投資家向け投資信託の会計年度の終了日。
 - (v) 監査人の氏名および住所
 - () 下記の(x x)、(x x)および(x x)に定める者とは別に、一般投資家向け投資信託の業務に重大な関係を有す取締役、役員、名義書換代理人、法律顧問およびその他の者の氏名および営業用住所。
 - () 投資信託会社である一般投資家向け投資信託の授權株式および発行済株式資本の詳細(該当する場合は現存する当初株式、設立者株式または経営株式を含む)。
 - () 証券に付与されている主な権利および制限の詳細(通貨、議決権、清算または解散の状況、券面、名簿への記録等に関する詳細を含む)。
 - () 該当する場合、証券を上場し、または上場を予定する証券取引所または市場の記述。
 - (x) 証券の発行および売却に関する手続きおよび条件。
 - (x) 証券の償還または買戻しに関する手続きおよび条件ならびに償還または買戻しを中止する状況。
 - (x) 一般投資家向け投資信託の証券に関する配当または分配金の宣言に関する意向の説明。
 - (x) 一般投資家向け投資信託の投資目的、投資方針および投資方針に関する制限の説明、一般投資家向け投資信託の重大なリスクの説明、および使用する投資手法、投資商品または借入の権限に関する記述。
 - (x) 一般投資家向け投資信託の資産の評価に適用される規則の説明。
 - (x) 一般投資家向け投資信託の発行価格、償還価格または買戻価格の決定(取引の頻度を含む)に適用される規則および価格に関する情報を入手することのできる場所の説明。
 - (x) 一般投資家向け投資信託から運営者、管理事務代行会社、投資顧問会社、保管会社およびその他のサービス提供者が受取るまたは受取る可能性の高い報酬の支払方法、金額および報酬の計算に関する情報。
 - (x) 一般投資家向け投資信託とその運営者およびサービス提供者との間の潜在的利益相反に関する説明。
 - (x) 一般投資家向け投資信託がケイマン諸島以外の法域またはケイマン諸島以外の監督機関もしくは規制機関で登録し、もしくは免許を取得している場合(または登録し、もしくは免許を取得する予定である場合)、その旨の記述。
 - (x) 投資家に配付する財務報告書の性格および頻度に関する詳細。
 - (x x) 一般投資家向け投資信託の財務報告書を作成する際に採用した一般に認められた会計原則。
 - (x x) 以下の記述。

「ケイマン諸島金融庁が交付した投資信託免許は、一般投資家向け投資信託のパフォーマンスまたは信用力に関する金融庁の投資家に対する義務を構成しない。

またかかる免許の交付にあたり、金融庁は一般投資家向け投資信託の損失もしくは不履行また

は目論見書に記載された意見もしくは記述の正確性に関して責任を負わないものとする。」

- (x x) 管理事務代行会社(管理事務代行会社の名称、管理事務代行会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所を含む)。
- (x x) 保管会社および副保管会社(下記事項を含む)。
 - (A) 保管会社および副保管会社(該当する場合)の名称、保管会社および副保管会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所。
 - (B) 保管会社および副保管会社の主たる事業活動。
- (x x) 投資顧問会社(下記事項を含む)。
 - (A) 投資顧問会社の取締役の氏名および経歴の詳細ならびに投資顧問会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所。
 - (B) 投資顧問会社のサービスに関する契約の重要な規定。
 - (C) ファンドに対する投資家の持分に関するケイマン諸島の法令に定める重要な規定。

第4 【参考情報】

ファンドについては、当該計算期間中、以下の書類が関東財務局長に提出されている。

平成20年11月28日 有価証券届出書 / 有価証券報告書（第1期）
平成21年2月27日 半期報告書（第2期中） / 有価証券届出書の訂正届出書

別紙 A

定義

文脈上別途の意味となるべき場合を除き、本書において、以下の用語は以下の意味を有する。

決算日	（平成20年5月31日から始まる）毎年5月31日または各サブ・ファンドに関して管理会社が随時決定する毎年のその他の日をいう。
計算期間	サブ・ファンドの開始時点または前決算日の翌暦日（場合に応じる。）から始まり、決算日（同日を含む。）に終了する期間をいう。
管理事務代行契約	管理会社および受託会社がファンドに関する管理事務代行業務を提供する管理事務代行会社を任命した契約をいう。
管理事務代行会社	ルクセンブルグの法律に基づいて設立された会社であるニッコウ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エイ、または各サブ・ファンド信託証書およびミューチュアル・ファンド規則に定める規定に従って管理会社および受託会社がファンドの管理事務代行に任命したその他の個人もしくは法人をいう。
代行協会員	日興コーディアル証券株式会社、または随時ファンドに関する代行協会員として管理会社により任命されるその他の個人もしくは法人をいう。
営業日	（ ）ルクセンブルグおよびケイマン諸島で銀行が営業している日で、かつ（ ）日本において金融商品取引業者が営業している日、または各サブ・ファンドに関して管理会社が随時決定するその他の日（土曜日と日曜日を除く。）をいう。
ケイマン諸島	英国の海外領土であるケイマン諸島をいう。
券面	関係するサブ・ファンドの受益証券の口数に対する、その登録受益者の権原を証明する証書をいう。
転換日	各サブ・ファンドの受益証券（場合により、各サブ・ファンドのクラス証券または受益証券のシリーズ）に関して、受益証券の転換ができるものとして関係するサブ・ファンド信託証書もしくは本書に記載された日、および / または管理会社が定めるその他の日をいう。

転換通知	サブ・ファンドの受益証券（場合により、サブ・ファンドのクラス証券または受益証券のシリーズ）に関して、受益証券の転換を請求する通知をいう。
保管会社	ルクセンブルグの法律に基づいて設立された会社であるニッコウ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エイ、または各サブ・ファンド信託証書およびミューチュアル・ファンド規則に定める規定に従って随時管理会社および受託会社からファンドの保管人に任命されるその他の個人もしくは法人をいう。
保管契約	受託会社および管理会社がファンドに関連して管理会社および受託会社に保管業務を提供する保管会社を任命した契約をいう。
分配日	各分配基準日の後4営業日目の日、または管理会社がサブ・ファンドに関して決定する毎年のその他の日をいう。
分配期間	前分配基準日の翌暦日から開始し（最初の分配期間の場合、当初申込期間終了日から開始する。）、分配基準日（同日を含む。）に終了する期間をいう。
分配基準日	毎月10暦日（当該日が営業日ではない場合は翌営業日）または管理会社がサブ・ファンドに関して随時決定する日をいう。
販売会社	日本の法律に基づいて設立された会社である日興コーディアル証券株式会社、または各サブ・ファンド信託証書に定める条件に従って管理会社がファンドの販売者に任命するその他の個人もしくは法人をいう。
適格投資家	（a）（ ）米国人、（ ）ケイマン諸島の市民もしくは住民またはケイマン諸島に住所地を有する個人もしくは法人（ケイマン諸島で設立された免税会社もしくは非居住法人を除く。）、または（ ）（ ）もしくは（ ）記載の個人もしくは法人の保管者、ノミニーもしくは受託者のいずれにも該当しない個人、法人もしくは法主体、または（b）現時点において「適格投資家」の項に記載される者に該当し、受益証券を保有する資格を有しているものとして、管理会社により随時決定され、受託会社に通知された者をいう。
ユーロ	欧州経済通貨統合の参加諸国の法定通貨をいう。
当初発行価格	各サブ・ファンドの受益証券（場合により、サブ・ファンドのクラス証券または受益証券のシリーズ）に関して、サブ・ファンド信託証書もしくは本書に記載されたサブ・ファンドの受益証券（場合により、サブ・ファンドのクラス証券または受益証券のシリーズ）の当初発行にかかる受益証券1口当たりの価格をいう。

投資対象	個人、団体（法人格の有無を問わない。）、ファンド、信託、世界中の国、州もしくは地域の政府もしくは政府機関が発行したあらゆる種類の株式、ストック、債券、ディベンチャー、ディベンチャーストック、ワラント、転換社債、ローン・ストック、ユニット・トラストの受益証券もしくはサブ受益証券、パートナーシップの持分、オプション契約もしくは先物契約、通貨スワップ、金利スワップ、先物為替予約、レポ取引、逆レポ取引、譲渡性預金証書、手形、ノート、コマーシャル・ペーパーもしくは有価証券（派生商品を含む。）、ローン（もしくはローン・パーティシペーション）、またはミューチュアル・ファンドもしくは類似のスキームの参加権および短期金融市場で利益を稼得するあらゆる短期投資もしくは短期の預金（定期預金、銀行引受手形およびその他銀行の債務を含む。）をいう。
投資助言会社	日本の法律に基づき設立された会社である日興グローバルラップ株式会社および日興コーディアル証券株式会社、ならびに／またはサブ・ファンドの信託証書およびミューチュアル・ファンド規則に定める規定に従ってサブ・ファンドの投資助言会社として任命されることがあるその他の個人もしくは法人をいう。
投資助言契約	管理会社および投資運用会社が、各サブ・ファンドに関して投資運用会社に対して投資助言業務を提供するため投資助言会社を任命した契約をいう。
投資運用契約	管理会社が各サブ・ファンドに関して管理会社に対して投資運用業務を提供するため投資運用会社を任命した契約をいう。
投資運用会社	すべてのサブ・ファンドについて、ルクセンブルグの法律に基づいて設立された会社であるバンク・プリヴェ・エドモン・ドゥ・ロスチャイルド・ヨーロッパまたは各サブ・ファンド信託証書およびミューチュアル・ファンド規則に定める規定に従ってサブ・ファンドの投資運用者として任命されることがあるその他の個人もしくは法人をいう。
発行日	毎営業日または管理会社が随時決定したその他の日をいう。
発行価格	本書「第二部 ファンドの詳細情報 第2 手続等 1 申込（販売）手続等（1）海外における販売」に記載される価格をいう。
日本	日本、日本の領土および領地をいう。
ミューチュアル・ファンド法	ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法（2009年改正）（随時改正済）をいう。

管理会社	ルクセンブルグの法律に基づいて設立された会社であるトータル・アルファ・インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ、または各サブ・ファンド信託証書およびミューチュアル・ファンド規則に定める規定に従ってサブ・ファンドに関する管理者に任命されることがあるその他の個人もしくは法人をいう。
純資産価額	サブ・ファンドの受益証券(場合により、各サブ・ファンドのクラス証券またはシリーズの受益証券)に関して、当該サブ・ファンドの信託財産(場合により、当該クラスまたはシリーズに帰属する信託財産の一部)に含まれるすべての資産の額から当該サブ・ファンドの信託財産から適正に支払われるべきすべての負債(場合により、当該クラスまたはシリーズに帰属する負債)の額を差し引いた各評価日現在の価値をいい、各サブ・ファンド信託証書および本書に従って、管理事務代行会社または管理事務代行会社の代理人が関係する基準通貨で計算される。
受益証券1口当たり 純資産価格	各サブ・ファンド(場合により、各サブ・ファンドの各クラスまたはシリーズ)の関係する基準通貨による受益証券1口当たりの価格をいい、関係するサブ・ファンドの信託財産(場合により、各サブ・ファンドの関係するクラスまたはシリーズに帰属する信託財産の一部)の純資産価額を発行されている当該サブ・ファンド(場合により、当該クラスまたはシリーズ)の受益証券の口数で除して計算され、本書に異なる定めがない限り、小数第6位まで、各サブ・ファンドでは円貨にて四捨五入して小数第4位まで算出される。
英文目論見書	平成19年9月付のファンドに関する英文目論見書(随時修正または補足済。アペンディクスを含む。)をいう。
基準通貨	サブ・ファンド(場合により、各サブ・ファンドの各クラスまたはシリーズ)に関する受益証券の表示通貨をいう。
受益者名簿	各サブ・ファンド信託証書に定める条件に従って記帳することを要する受益者の名簿をいう。
ミューチュアル・ ファンド規則	ミューチュアル・ファンド法(2009年改正)(改正済) - 一般投資家向け投資信託(日本)規則(2007年改正)(改正済)をいう。
買戻日	各営業日または管理会社が随時決定したその他の日をいう。
買戻請求通知	各サブ・ファンドの受益証券に関する買戻請求の通知をいう。
買戻価格	本書「第二部 ファンドの詳細情報 第2 手続等 2 買戻し手続等(1) 海外における買戻し」の項に記載される価格をいう。

サブ・ファンド	受託会社と管理会社の間で平成19年9月25日に締結された基本信託証書および各サブ・ファンド信託証書に基づいて設定されたファンドのサブ・ファンドである先進国ソブリン債券ファンド、投資適格債券ファンド、エマージング債券ファンド、ハイイールド債券ファンド、先進国高配当株式ファンド、世界インカム株式プラス・ファンド、オルタナティブ・ファンドをいう。
サブ・ファンド 信託証書	各サブ・ファンドに関して、当該サブ・ファンドを設立する信託証書(随時修正・変更済)をいう。
サブ・ファンド決議	(a)関係するサブ・ファンドの発行済受益証券の純資産価額の単純過半数を保有する者が書面で承認した決議、または(b)当該サブ・ファンドの受益者集会において、本人または代理人が出席しており、議決権を有しかつ当該集会で議決権を行使する受益者で、当該サブ・ファンドの受益証券の純資産価額の単純過半数(当該集会の基準日(ただし、当該基準日が評価日ではない場合、基準日の直前評価日)の受益証券1口当たり純資産価格を参照して計算される。)を保有する者により可決された決議をいう。
取得申込通知	各サブ・ファンドの受益証券(場合により、各サブ・ファンドの各クラス証券またはシリーズの受益証券)に関して、管理会社、販売会社または管理事務代行会社が随時決定する書式で作成された受益証券の購入を申し込む通知をいう。
停止	管理会社または受託会社の決定に従って、一または複数のサブ・ファンド(またはサブ・ファンドのクラスもしくはシリーズ)の受益証券の純資産価額の計算、受益証券の発行、買戻しおよび/または転換を停止することをいう。
信託財産	各サブ・ファンドについて、各サブ・ファンドの受益証券の発行による手取金およびすべての投資資産、ならびに各サブ・ファンドの信託証書に規定された各サブ・ファンドの信託により受託会社によって当該時点において保有されるかまたは保有されるとみなされる現金、その他の財産および資産をいう。
受託会社	メイブルズ・ファイナンス・リミテッド、または各サブ・ファンド信託証書に定める規定に従ってサブ・ファンドの受託者に任命されることがあるその他の個人もしくは法人をいう。
受益証券	各サブ・ファンドの受益的持分を互いに等しい不可分の割合に分割したもので、1口に満たない受益証券を含み(適用ある場合)、サブ・ファンドの受益証券をいう。
米国	アメリカ合衆国、アメリカ合衆国の領土または属領(各州およびコロンビア地区を含む。)をいう。

受益者	その時点における受益証券の登録保有者をいい、受益証券に関して共同で登録されている者を含む。
受益者決議	(a) すべてのサブ・ファンドの発行済受益証券の純資産価額の単純過半数を保有する者が書面で承認した決議、または(b) すべてのサブ・ファンドの受益者集会において、本人または代理人が出席しており、議決権を有しかつ当該集会で議決権を行使する受益者で、すべてのサブ・ファンドの受益証券の純資産価額の単純過半数（当該集会の基準日（ただし、当該基準日が評価日ではない場合、基準日の直前評価日）の受益証券1口当たり純資産価格を参照して計算される。）を保有する者により可決された決議をいう。
米ドル	米国の法定通貨をいう。
米国人	受託会社が異なる決定を下さない限り下記の者をいう。() 米国に居住する自然人、() 米国の法律に基づいて組織され、設立されたパートナーシップまたは法人、() 執行者または財産管理人が米国人である財団、() 受託者が米国人である信託、() 米国に所在する外国の法主体の代理店または支店、() 米国人の利益のためにまたは米国人の勘定でディーラーまたはその他の被信託人が保有する一任禁止勘定または類似の勘定（財団または信託を除く。）、() 米国で組織され、設立され、また（個人の場合には）米国に居住するディーラーまたはその他の被信託人が保有する一任勘定または類似の勘定（財団または信託を除く。）、および() パートナーシップまたは法人で（A）外国の法域の法律に基づいて組織され、設立され、また（B）米国証券法に基づく登録がされていない証券に投資することを主たる目的として米国人が設立したもの（ただし、自然人、財団または信託以外の適格投資家（米国証券法に基づくルール501（a）の定義に従う。）が組織し、設立し、または所有している場合を除く。）。
評価日	各営業日または管理会社が随時決定することができるその他の日をいう。
日本円	日本の法定通貨をいう。

独立監査人の報告書

日興グローバル・ファンズ（定期分配） - 先進国ソブリン債券ファンド、投資適格債券ファンド、エマージング債券ファンド、ハイイールド債券ファンド、先進国高配当株式ファンド、世界インカム株式プラス・ファンド、オルタナティブ・ファンドの受益者各位

我々は、日興グローバル・ファンズ（定期分配）（以下「ファンド」という。）および、日興グローバル・ファンズ（定期分配） - 先進国ソブリン債券ファンド、投資適格債券ファンド、エマージング債券ファンド、ハイイールド債券ファンド、先進国高配当株式ファンド、世界インカム株式プラス・ファンド、オルタナティブ・ファンド（各々がファンドのサブ・ファンドであり、以下、個別にまたはまとめて「サブ・ファンド」という。）の2009年5月31日現在の純資産計算書および投資有価証券明細表（各サブ・ファンドのみ）、同日終了年度の運用計算書および純資産変動計算書、ならびに財務書類に対する重要な会計方針の要約およびその他の注記で構成される添付の財務書類を監査した。

財務書類に対する受託会社の責任

受託会社は、投資信託に適用されるルクセンブルグで一般に認められた会計原則に準拠した財務書類の作成および適正な表示について責任を負う。当該責任は、詐欺または誤謬による重大な虚偽記載がない財務書類の作成および適正な表示に関連した内部統制の設計、実施および保持、適切な会計方針の選択および適用、ならびにその状況で合理的である会計上の見積りの実施を含む。

監査人の責任

我々の責任は、我々の監査に基づいて、当該財務書類に意見を表明することである。我々は、国際監査基準に準拠して監査を実施した。当該基準は、我々が倫理的な要求に従い、当該財務書類が重大な虚偽記載がないかどうかについての合理的な確証を得るために、監査を計画し、実施することを要求している。

監査には、当該財務書類上の金額および開示について、監査証拠を得るための手続の実施が含まれる。選択された手続は、詐欺または誤謬による財務書類の重大な虚偽記載のリスク査定を含め、監査人の判断に依拠する。当該リスク査定を実施する際、監査人は、状況に適した監査手続の策定のために、企業による財務書類の作成および適正な表示に関連する内部統制を考慮するが、企業の内部統制の有効性に対する意見を表明することを目的としていない。

監査にはまた、受託会社が適用した会計方針の適切性および会計上の見積りの合理性の評価、ならびに財務書類の全体的な表示の評価が含まれる。

我々は、我々が入手した監査証拠は、我々の監査意見の基礎を提供するために十分かつ適切であると確信している。

意見

我々の意見では、添付の財務書類は、2009年5月31日現在のファンドおよび各サブ・ファンドの財政状態および同日終了年度の各々の運用実績および純資産の変動を、投資信託に適用されるルクセンブルグで一般に認められた会計原則に準拠して真正かつ適正に表示している。

プライスウォーターハウスクーパース

2009年10月15日

PricewaterhouseCoopers
P.O. Box 258
Strathvale House, George Town
KY1-1104, Cayman Islands
Telephone 345 949 7000
Facsimile 345 949 7352

Independent Auditor ' s Report

To the Unitholders of

Nikko Global Funds (Periodic Distribution) - Developed Countries Sovereign Bond Fund

Nikko Global Funds (Periodic Distribution) - Investment Grade Bond Fund

Nikko Global Funds (Periodic Distribution) - Emerging Bond Fund

Nikko Global Funds (Periodic Distribution) - High Yield Bond Fund

Nikko Global Funds (Periodic Distribution) - Developed Countries High Yield Equities Fund

Nikko Global Funds (Periodic Distribution) - Global Income Equity Plus Fund

Nikko Global Funds (Periodic Distribution) - Alternative Fund

We have audited the accompanying financial statements of Nikko Global Funds (Periodic Distribution) (the " Trust ") and the financial statements of Nikko Global Funds (Periodic Distribution) - Developed Countries Sovereign Bond Fund, Nikko Global Funds (Periodic Distribution) - Investment Grade Bond Fund, Nikko Global Funds (Periodic Distribution) - Emerging Bond Fund, Nikko Global Funds (Periodic Distribution) - High Yield Bond Fund, Nikko Global Funds (Periodic Distribution) - Developed Countries High Yield Equities Fund, Nikko Global Funds (Periodic Distribution) - Global Income Equity Plus Fund, Nikko Global Funds (Periodic Distribution) - Alternative Fund (each a series trust of the Trust and referred to individually or collectively as the " Series Trust ") which comprise the statement of net assets and the statement of investments (each series trust only) as at May 31, 2009 and the statement of operations and changes in net assets for the year then ended, and a summary of significant accounting policies and other explanatory notes to the financial statements.

Responsibility of the Trustee for the financial statements

The Trustee is responsible for the preparation and fair presentation of these financial statements in accordance with generally accepted accounting principles in Luxembourg, applicable to investment funds. This responsibility includes: designing, implementing and maintaining internal control relevant to the preparation and fair presentation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error; selecting and applying appropriate accounting policies; and making accounting estimates that are reasonable in the circumstances.

Independent Auditor ' s Report (continued)

Auditor ' s responsibility

Our responsibility is to express an opinion on these financial statements based on our audit. We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing. Those standards require that we comply with ethical requirements and plan and perform the audit to obtain reasonable assurance whether the financial statements are free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the financial statements. The procedures selected depend on the Auditor ' s judgment, including the assessment of the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, the Auditor considers internal control relevant to the entity ' s preparation and fair presentation of the financial statements in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the entity ' s internal control. An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates made by the Trustee, as well as evaluating the overall presentation of the financial statements

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

Opinion

In our opinion, the accompanying financial statements give a true and fair view of the financial position of the Trust and of each of its Series Trust as of May 31, 2009, and the results of each of their operations and changes in their net assets for the year then ended in accordance with generally accepted accounting principles in Luxembourg, applicable to investment funds.

PricewaterhouseCoopers

October 15, 2009

(注) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人
が別途保管している。

[次へ](#)

独立監査人報告書

トータル・アルファ・インベストメント・ファンド・
マネジメント・カンパニー・エス・エイ 株主各位

年次財務書類に対する報告書

我々は、2008年12月31日現在の貸借対照表、2008年3月1日から2008年12月31日までの期間に関する損益計算書ならびに重要な会計方針の概要およびその他の注記から構成されるトータル・アルファ・インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイの年次財務書類を監査した。

年次財務書類に対する取締役会の責任

年次財務書類の作成に関するルクセンブルグの法律および規制の要求に準拠した本年次財務書類の作成および公正な表示については、取締役会が責任を負う。当該責任には、不正または誤謬による重大な虚偽記載がない年次財務書類の作成および公正な表示に関連する内部統制の策定、実施および維持、適切な会計方針の選定および適用、ならびに状況に応じた会計見積りの実施が含まれる。

監査人の責任

我々の責任は、我々の監査に基づいて本年次財務書類に対し意見を表明することである。我々は、「公認会計士協会」によって採用された国際監査基準に従って監査を行った。当該基準は、関連する倫理規定を遵守することならびに年次財務書類についての重要な虚偽記載がないかどうかの合理的な確証を得るための監査計画の立案とその実施を我々に要求している。

監査は、年次財務書類中の金額および開示事項を裏付ける監査証拠を入手するための手続の実施を含んでいる。当該手続は、不正または誤謬による年次財務書類における重大な虚偽記載のリスク評価を含む監査人の判断によって選定される。監査人は、当該リスク評価を行うに当たって、年次財務書類の作成および公正な表示に関連する事業体の内部統制について検討する。これは、状況に適した監査手続を策定するためであって、事業体の内部統制の有効性に意見を表明することを目的とするものではない。監査はまた、取締役会により採用された会計方針の適正性および会計見積りの合理性の評価とともに、年次財務書類の全体的な表示に関する評価も含んでいる。

我々は、我々が入手した監査証拠は、我々の監査意見の基礎を提供するに十分かつ適切であると確信している。

意見

我々は、本年次財務書類は、年次財務書類の作成に関するルクセンブルグの法律および規制の要求に準拠して、トータル・アルファ・インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイの2008年12月31日現在の財政状態および2008年3月1日から2008年12月31日までの期間に関する営業成績を真実かつ公正に表示しているものと認める。

プライスウォーターハウスクーパース S. à r. l.
監 査 人
代 表

2009年3月31日、ルクセンブルグ

ローラン・マークス

PricewaterhouseCoopers
Soci t    responsabilit  limit e
R viseur d'Entreprises
400, route d ' Esch
B.P. 1443
L-1014 Luxembourg
Telephone +352 494848-1
Facsimile +352 494848-2900
www.pwc.com/lu
info@lu.pwc.com

Independent Auditor ' s report

To the Shareholders of
Total Alpha Investment Fund Management Company S.A.

We have audited the accompanying annual accounts of Total Alpha Investment Fund Management Company S.A., which comprise the balance sheet as at December 31, 2008, the profit and loss account for the period from March 1st, 2008 to December 31, 2008, and a summary of significant accounting policies and other explanatory notes.

Board of Directors ' responsibility for the annual accounts

The Board of Directors is responsible for the preparation and fair presentation of these annual accounts in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation of the annual accounts. This responsibility includes: designing, implementing and maintaining internal control relevant to the preparation and fair presentation of annual accounts that are free from material misstatement, whether due to fraud or error; selecting and applying appropriate accounting policies; and making accounting estimates that are reasonable in the circumstances.

Auditor ' s responsibility

Our responsibility is to express an opinion on these annual accounts based on our audit. We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing as adopted by the " Institut des R viseurs d ' Entreprises ". Those standards require that we comply with ethical requirements and plan and perform the audit to obtain reasonable assurance whether the annual accounts are free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the annual accounts. The procedures selected depend on the Auditor ' s judgment, including the assessment of the risks of material misstatement of the annual accounts, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, the Auditor considers internal control relevant to the entity ' s preparation and fair presentation of the annual accounts in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the entity ' s internal control.

An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates made by the Board of Directors, as well as evaluating the overall presentation of the annual accounts.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

Opinion

In our opinion, these annual accounts give a true and fair view of the financial position of Total Alpha Investment Fund Management Company S.A. as of December 31, 2008, and of the results of its operations for the period from March 1st, 2008 to December 31, 2008 in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation of the annual accounts.

PricewaterhouseCoopers S.   r.l
R viseur d ' entreprises
Represented by

Luxembourg, March 31, 2009

Laurent Marx

（注）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人
が別途保管しております。

独立監査人の報告書

日興グローバル・ファンズ（定期分配） - 先進国ソブリン債券ファンド、投資適格債券ファンド、エマージング債券ファンド、ハイイールド債券ファンド、先進国高配当株式ファンド、世界インカム株式プラス・ファンド、オルタナティブ・ファンドの受益者各位

我々は、日興グローバル・ファンズ（定期分配）（以下「ファンド」という。）および、日興グローバル・ファンズ（定期分配） - 先進国ソブリン債券ファンド、投資適格債券ファンド、エマージング債券ファンド、ハイイールド債券ファンド、先進国高配当株式ファンド、世界インカム株式プラス・ファンド、オルタナティブ・ファンド（各々がファンドのサブ・ファンドであり、以下、個別にまたはまとめて「サブ・ファンド」という。）の2008年5月31日現在の純資産計算書および投資有価証券明細表（各サブ・ファンドのみ）、2007年10月30日（運用開始日）から2008年5月31日までの期間の運用計算書および純資産変動計算書、ならびに財務書類に対する重要な会計方針の要約およびその他の注記で構成される添付の財務書類を監査した。

財務書類に対する受託会社の責任

受託会社は、投資信託に適用されるルクセンブルグで一般に認められた会計原則に準拠した財務書類の作成および適正な表示について責任を負う。当該責任は、詐欺または誤謬による重大な虚偽記載がない財務書類の作成および適正な表示に関連した内部統制の設計、実施および保持、適切な会計方針の選択および適用、ならびにその状況で合理的である会計上の見積りの実施を含む。

監査人の責任

我々の責任は、我々の監査に基づいて、当該財務書類に意見を表明することである。我々は、国際監査基準に準拠して監査を実施した。当該基準は、我々が倫理的な要求に従い、当該財務書類が重大な虚偽記載がないかどうかについての合理的な確証を得るために、監査を計画し、実施することを要求している。

監査には、当該財務書類上の金額および開示について、監査証拠を得るための手続の実施が含まれる。選択された手続は、詐欺または誤謬による財務書類の重大な虚偽記載のリスク査定を含め、監査人の判断に依拠する。当該リスク査定を実施する際、監査人は、状況に適した監査手続の策定のために、企業による財務書類の作成および適正な表示に関連する内部統制を考慮するが、企業の内部統制の有効性に対する意見を表明することを目的としていない。

監査にはまた、受託会社が適用した会計方針の適切性および会計上の見積りの合理性の評価、ならびに財務書類の全体的な表示の評価が含まれる。

我々は、我々が入手した監査証拠は、我々の監査意見の基礎を提供するために十分かつ適切であると確信している。

意見

我々の意見では、添付の財務書類は、2008年5月31日現在のファンドおよび各サブ・ファンドの財政状態および2007年10月30日（運用開始日）から2008年5月31日までの期間の各々の運用実績および純資産の変動を、投資信託に適用されるルクセンブルグで一般に認められた会計原則に準拠して真正かつ適正に表示している。

[署名]

プライスウォーターハウスクーパース
ケイマン諸島

日付：2008年10月16日

PricewaterhouseCoopers
P.O. Box 258
Strathvale House, George Town
KY1-1104, Cayman Islands
Telephone 345 949 7000
Facsimile 345 949 7352

Independent Auditor ' s report

To the Unitholders of

Nikko Global Funds(Periodic Distribution)- Developed Countries Sovereign Bond Fund

Nikko Global Funds(Periodic Distribution)- Investment Grade Bond Fund

Nikko Global Funds(Periodic Distribution)- Emerging Bond Fund

Nikko Global Funds(Periodic Distribution)- High Yield Bond Fund

Nikko Global Funds(Periodic Distribution)- Developed Countries High Yield Equities Fund

Nikko Global Funds(Periodic Distribution)- Global Income Equity Plus Fund

Nikko Global Funds(Periodic Distribution)- Alternative Fund

We have audited the accompanying financial statements of Nikko Global Funds(Periodic Distribution)(the " Trust ")and the financial statements of Nikko Global Funds(Periodic Distribution)- Developed Countries Sovereign Bond Fund, Nikko Global Funds(Periodic Distribution)- Investment Grade Bond Fund, Nikko Global Funds(Periodic Distribution)- Emerging Bond Fund, Nikko Global Funds(Periodic Distribution)- High Yield Bond Fund, Nikko Global Funds(Periodic Distribution)- Developed Countries High Yield Equities Fund, Nikko Global Funds(Periodic Distribution)- Global Income Equity Plus Fund, Nikko Global Funds(Periodic Distribution)- Alternative Fund(each a series trust of the Trust and referred to individually or collectively as the " Series Trust ")which comprise the statement of net assets and the statement of investments as at May 31, 2008 and the statement of operations and changes in net assets for the period from October 30, 2007(commencement of operations date)to May 31, 2008, and a summary of significant accounting policies and other explanatory notes to the financial statements.

Responsibility of the Trustee for the financial statements

The Trustee is responsible for the preparation and fair presentation of these financial statements in accordance with generally accepted accounting principles in Luxembourg, applicable to investment funds. This responsibility includes : designing, implementing and maintaining internal control relevant to the preparation and fair presentation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error; selecting and applying appropriate accounting policies; and making accounting estimates that are reasonable in the circumstances.

Independent Auditor ' s report(continued)

Auditor ' s responsibility

Our responsibility is to express an opinion on these financial statements based on our audit. We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing. Those standards require that we comply with ethical requirements and plan and perform the audit to obtain reasonable assurance whether the financial statements are free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the financial statements. The procedures selected depend on the Auditor ' s judgment, including the assessment of the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, the Auditor considers internal control relevant to the entity ' s preparation and fair presentation of the financial statements in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the entity ' s internal control. An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates made by the Trustee, as well as evaluating the overall presentation of the financial statements.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

Opinion

In our opinion, the accompanying financial statements give a true and fair view of the financial position of the Trust and of each of its Series Trusts as of May 31, 2008, and of the results of their operations and changes in their net assets for the period from October 30, 2007(commencement of operations date)to May 31, 2008 in accordance with generally accepted accounting principles in Luxembourg, applicable to investment funds.

PricewaterhouseCoopers
Cayman Islands

October 16, 2008

(注) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人
が別途保管している。

[次へ](#)

独立監査人報告書

トータル・アルファ・インベストメント・ファンド・
マネジメント・カンパニー・エス・エイ 株主各位

年次財務書類に対する報告書

2007年4月30日の株主総会における任命を受け、我々は、2008年2月29日現在の貸借対照表、同日をもって終了した年度の損益計算書ならびに重要な会計方針の概要およびその他の注記から構成されるトータル・アルファ・インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイの年次財務書類を監査した。

年次財務書類に対する取締役会の責任

年次財務書類の作成に関するルクセンブルグの法律および規制の要求に準拠した本年次財務書類の作成および公正な表示については、取締役会が責任を負う。当該責任には、(a)不正または誤謬による重大な虚偽記載がない年次財務書類の作成および公正な表示に関連する内部統制の策定、実施および維持、(b)適切な会計方針の選定および適用、ならびに(c)状況に応じた会計見積りの実施が含まれる。

監査人の責任

我々の責任は、我々の監査に基づいて本年次財務書類に対し意見を表明することである。我々は、「公認会計士協会」によって採用された国際監査基準に従って監査を行った。当該基準は、関連する倫理規定を遵守することならびに年次財務書類についての重要な虚偽記載がないかどうかの合理的な確証を得るための監査計画の立案とその実施を我々に要求している。

監査は、年次財務書類中の金額および開示事項を裏付ける監査証拠を入手するための手続の実施を含んでいる。当該手続は、不正または誤謬による年次財務書類における重大な虚偽記載のリスク評価を含む監査人の判断によって選定される。監査人は、当該リスク評価を行うに当たって、年次財務書類の作成および公正な表示に関連する事業体の内部統制について検討する。これは、状況に適した監査手続を策定するためであって、事業体の内部統制の有効性に意見を表明することを目的とするものではない。監査はまた、取締役会により採用された会計方針の適正性および会計見積りの合理性の評価とともに、年次財務書類の全体的な表示に関する評価も含んでいる。

我々は、我々が入手した監査証拠は、我々の監査意見の基礎を提供するに十分かつ適切であると確信している。

意見

我々は、本年次財務書類は、年次財務書類の作成に関するルクセンブルグの法律および規制の要求に準拠して、トータル・アルファ・インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイの2008年2月29日現在の財政状態および同日をもって終了した年度の営業成績を真実かつ公正に表示しているものと認める。

プライスウォーターハウスクーパース S. à r. l.

監査人
代表

2008年5月16日、ルクセンブルグ

ローラン・マークス

PricewaterhouseCoopers
Soci t    responsabilit  limit e
R viseur d'Entreprises
400, route d ' Esch
B.P. 1443
L-1014 Luxembourg
Telephone +352 494848-1
Facsimile +352 494848-2900
www.pwc.com/lu
info@lu.pwc.com

Independent Auditor ' s report

To the Shareholders of
Total Alpha Investment Fund Management Company S.A.

Report on the annual accounts

Following our appointment by the General Meeting of the Shareholders dated April 30, 2007, we have audited the accompanying annual accounts of Total Alpha Investment Fund Management Company S.A., which comprise the balance sheet as at February 29, 2008, the profit and loss account for the year then ended, and a summary of significant accounting policies and other explanatory notes.

Board of Directors ' responsibility for the annual accounts

The Board of Directors is responsible for the preparation and fair presentation of these annual accounts in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation of the annual accounts. This responsibility includes : designing, implementing and maintaining internal control relevant to the preparation and fair presentation of annual accounts that are free from material misstatement, whether due to fraud or error; selecting and applying appropriate accounting policies; and making accounting estimates that are reasonable in the circumstances.

Auditor ' s responsibility

Our responsibility is to express an opinion on these annual accounts based on our audit. We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing as adopted by the " Institut des R viseurs d ' Entreprises ". Those standards require that we comply with ethical requirements and plan and perform the audit to obtain reasonable assurance whether the annual accounts are free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the annual accounts. The procedures selected depend on the Auditor ' s judgment, including the assessment of the risks of material misstatement of the annual accounts, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, the Auditor considers internal control relevant to the entity ' s preparation and fair presentation of the annual accounts in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the entity ' s internal control.

An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates made by the Board of Directors, as well as evaluating the overall presentation of the annual accounts.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

Opinion

In our opinion, these annual accounts give a true and fair view of the financial position of Total Alpha Investment Fund Management Company S.A. as of February 29, 2008, and of the results of its operations for the year then ended in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation of the annual accounts.

PricewaterhouseCoopers S. à r.l.

Luxembourg, May 16, 2008

RØviseur d ' entreprises

Represented by

Laurent Marx

（注）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人
が別途保管しております。